

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（3月4日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	18
11. 日程第5 議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	32
12. 日程第6 議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	33
13. 日程第7 議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	34
14. 日程第8 議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	34
15. 日程第9 議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	35
16. 日程第10 議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第2号）	36
17. 日程第11 施政方針	37
18. 日程第12 議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	62
19. 日程第13 議案第9号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部 を改正する条例の制定について	67
20. 日程第14 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい て	69
21. 日程第15 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	77
22. 日程第16 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	79

23. 日程第17	議案第13号	志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	82
24. 延 会			85

第2号（3月5日）

1. 議事日程			86
2. 出席議員氏名			87
3. 欠席議員氏名			87
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			87
5. 議会事務局職員出席者			87
6. 開 議			88
7. 日程第1	会議録署名議員の指名		88
8. 日程第2	議案第14号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	89
9. 日程第3	議案第15号	志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について	89
10. 日程第4	議案第16号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	91
11. 日程第5	議案第17号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	95
12. 日程第6	議案第18号	志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	96
13. 日程第7	議案第19号	志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	99
14. 日程第8	議案第20号	志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について	101
15. 日程第9	議案第21号	市道路線の廃止について	103
16. 日程第10	議案第22号	市道路線の認定について	103
17. 日程第11	議案第23号	市道路線の変更について	104
18. 日程第12	議案第24号	曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について	104
19. 日程第13	議案第25号	平成27年度志布志市一般会計予算	106
20. 日程第14	議案第26号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算	114
21. 日程第15	議案第27号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	115
22. 日程第16	議案第28号	平成27年度志布志市介護保険特別会計予算	115
23. 日程第17	議案第29号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算	115
24. 日程第18	議案第30号	平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	116
25. 日程第19	議案第31号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算	116
26. 日程第20	議案第32号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	117

27. 日程第21	議案第33号	平成27年度志布志市水道事業会計予算	118
28. 日程第22	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	118
29. 日程第23	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	120
30.	散 会		120

第3号（3月10日）

1.	議事日程		121
2.	出席議員氏名		122
3.	欠席議員氏名		122
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		122
5.	議会事務局職員出席者		122
6.	開 議		123
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	123
8.	日程第2	議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	123
9.	日程第3	議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	129
10.	日程第4	議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）	130
11.	日程第5	議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）	131
12.	日程第6	議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	132
13.	日程第7	議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	133
14.	日程第8	議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算 （第2号）	133
15.	日程第9	一般質問	134
		野村 広志	134
		小野 広嗣	160
16.	散 会		188

第4号（3月11日）

1.	議事日程		189
2.	出席議員氏名		190
3.	欠席議員氏名		190
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		190
5.	議会事務局職員出席者		190
6.	開 議		191

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	191
8. 日程第2	一般質問	191
	青山 浩二	191
	小辻 一海	202
9. 日程第3	議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	216
10. 日程第4	議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	219
11. 散会		228

第5号（3月12日）

1. 議事日程	229	
2. 出席議員氏名	230	
3. 欠席議員氏名	230	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	230	
5. 議会事務局職員出席者	230	
6. 開議	231	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	231
8. 日程第2	一般質問	231
	平野 栄作	231
	八代 誠	256
9. 散会	277	

第6号（3月13日）

1. 議事日程	278	
2. 出席議員氏名	279	
3. 欠席議員氏名	279	
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	279	
5. 議会事務局職員出席者	279	
6. 開議	280	
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	280
8. 日程第2	一般質問	280
	市ヶ谷 孝	280
	鶴 迫 京 子	291
	小 園 義 行	313
9. 散会	336	

第7号（3月24日）

1. 議事日程	337
2. 出席議員氏名	338
3. 欠席議員氏名	338
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	338
5. 議会事務局職員出席者	338
6. 開議	339
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	339
8. 日程第2 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	339
9. 散会	344

第8号（3月25日）

1. 議事日程	345
2. 出席議員氏名	347
3. 欠席議員氏名	347
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	347
5. 議会事務局職員出席者	347
6. 開議	348
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	348
8. 日程第2 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）	348
9. 日程第3 議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	355
10. 日程第4 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	356
11. 日程第5 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	359
12. 日程第6 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	360
13. 日程第7 議案第13号 志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	361
14. 日程第8 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について	362
15. 日程第9 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	363

16.	日程第10	議案第17号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	366
17.	日程第11	議案第18号	志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	367
18.	日程第12	議案第19号	志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について……	368
19.	日程第13	議案第20号	志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について……………	369
20.	日程第14	議案第21号	市道路線の廃止について……………	370
21.	日程第15	議案第22号	市道路線の認定について……………	371
22.	日程第16	議案第23号	市道路線の変更について……………	372
23.	日程第17	議案第24号	曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について……………	373
24.	日程第18	議案第25号	平成27年度志布志市一般会計予算……………	374
25.	日程第19	議案第26号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算……………	386
26.	日程第20	議案第27号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算……………	387
27.	日程第21	議案第28号	平成27年度志布志市介護保険特別会計予算……………	388
28.	日程第22	議案第29号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算……………	390
29.	日程第23	議案第30号	平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算……………	391
30.	日程第24	議案第31号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算……………	392
31.	日程第25	議案第32号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算……………	393
32.	日程第26	議案第33号	平成27年度志布志市水道事業会計予算……………	394
33.	日程第27	議案第34号	介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	395
34.	日程第28	議案第36号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	396
35.	日程第29	平成26年陳情第9号	「JA自己改革」に関する陳情書……………	397
36.	日程第30	平成26年陳情第10号	「JA自己改革」に関する陳情書……………	397
37.	日程第31	陳情第5号	受動喫煙の防止に関する陳情書……………	399
38.	日程第32	発議第1号	志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	400
39.	日程第33	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) ……………		401
40.	日程第34	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) ……………		401
41.	閉会	……………		401

平成27年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
3月 4日	水	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
5日	木	本会議	議案上程 (一般質問通告期限)
6日	金	委員会	各常任委員会 (平成26年度分)
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	休 会	
10日	火	本会議	委員長報告(平成26年度分)・討論・採決 一般質問
11日	水	本会議	一般質問
12日	木	本会議	一般質問 (中学校卒業式)
13日	金	本会議	一般質問
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	委員会	各常任委員会
17日	火	委員会	各常任委員会
18日	水	委員会	各常任委員会
19日	木	休 会	
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	(春分の日)
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	
24日	火	委員会	文教厚生常任委員会
25日	水	本会議	委員長報告・採決 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
議案第2号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第3号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第4号	平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第8号	志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第11号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第14号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
議案第16号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
議案第20号	志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について
議案第21号	市道路線の廃止について
議案第22号	市道路線の認定について
議案第23号	市道路線の変更について
議案第24号	曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について
議案第25号	平成27年度志布志市一般会計予算
議案第26号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第27号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	平成27年度志布志市介護保険特別会計予算

- 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 平成26年陳情第9号 「JA自己改革」に関する陳情
- 平成26年陳情第10号 「JA自己改革」に関する陳情書
- 陳情第5号 受動喫煙の防止に関する陳情書
- 発議第1号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 地方創生について	(1) 国に示す地方創生について、市長の見解を問う。 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像と、目指すべき方向性について問う。 (3) 定住自立圏構想（鹿屋・都城）の現状と総合戦略との関係性について問う。 (4) 「シシガーデン」の地方創生における関わり方と、今後の展望について問う。	市長 市長 市長 市長
	2 農業振興について	(1) 現在の茶業を取り巻く環境の中、シアトルへのトップセールスを行ったが、今後の見通しについて問う。 (2) 志布志港を活用しての、農産物輸出の現状と課題、また、今後の方針について問う。	市長 市長
2 小野 広嗣	1 地方創生に向けた取り組みについて	(1) 昨年12月、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」がとりまとめられ、閣議決定された。こうした国の長期ビジョン、今後の総合戦略について市長の見解を問う。 (2) 2014年度補正予算は、景気回復の流れを家計、中小企業、地方に届けるための経済対策を柱とする。補正予算の目玉として、地域の消費喚起や地方創生のために自治体が各地の事情に応じて使える交付金が創設されたが、本市ではどのように活用するのか。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小野 広嗣	1 地方創生に向けた取り組みについて	(3) 「総合戦略」ではその基本目標として、①地方での安定した雇用の創出、②人の流れの転換、③若者の結婚・出産・子育てに対する希望の実現、④時代に合った地域づくりの四つを柱に掲げているが、これらをふまえた我がまちの「地方版総合戦略」策定の方向性について問う。	市長
	2 マイナンバー制度について	(1) 明年1月からスタートする、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入に向け、市としては今後どのように取り組むのか。	市長
	3 教育行政について	(1) 教育委員会制度を見直す「地方教育行政法」が改正され本年4月に施行される。この改正は戦後の教育行政の大きな転換になるとも言われているが、教育委員会制度改革に対する認識と今後の対応について問う。 (2) 施政方針では、豊かな心の育成を図る一環として、不登校や問題行動等の早期発見・早期対応に努め、仮称「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ問題にも取り組むとあるが、教育相談体制における現状と課題について問う。	市長 教育委員長 教育委員長
3 青山 浩二	1 市職員採用試験について	(1) 市職員採用試験の現状について問う。 (2) 試験区分、受験資格の考え方を問う。	市長 市長
	2 いじめの未然防止や早期発見について	(1) いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市でも「志布志市いじめ問題対策連絡協議会」等が設置されるが、会の果たすべき役割について問う。	市長 教育委員長
4 小辻 一海	1 施政方針について	(1) 本田市政の過去の施策の評価・検証結果をもとに、志布志市振興計画の「7つのまちづくり方針」の施策実現に向けた取り組みについて考えを問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 小辻一海	2 行財政改革について	(1) 財政状況と財政計画について。 (2) 事務事業の見直しについて。 (3) 補助事業の見直しについて。	市長 市長 市長
5 平野栄作	1 教育行政について	(1) 小中学校における区域を越えた入学の現状及び考え方について。 (2) 地域間交流の推進にあたって、阻害要因も発生すると考えられるが見解を示せ。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 福祉行政について	(1) 民生委員の選出の在り方と今後の方向性を問う。 (2) 食の自立支援事業・配食支援事業の現状と今後の方向性を示せ。	市長 市長
	3 地方創生への取り組みについて	(1) 事業を推進していく中で、市民への情報提供や事業内容の普及啓発が喫緊の課題であると考えているが、どのような取り組みで進めていくのか。 (2) 既存の団体（校区公民館・ふるさとづくり委員会等）はこれまで地域活性化に向けての取り組みを続けてきているが、地方創生に向けて各種団体も今後更に行政と一緒に行政と一緒になって事業を展開することで相乗効果が図られると思う。活動に対する支援策等の考えはあるのかを問う。 (3) 交流活動を活性化するためには、校区単位だけではなく地区単位での事業等も検討していくべきではないか。	市長 市長 教育委員長 市長
6 八代 誠	1 施政方針について	(1) 環境行政の推進について。 ① 「水循環基本法」に基づく、本市における地下水採取に対する規制の見通しについて問う。 ② 本市の湧水に含まれる「硝酸性窒素」の主な要因として考えられるものは何か。また、それを減少させるための取り組みについて問う。	市長 市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 鶴迫京子	1 平成26年12月定例会・一般質問の進捗状況について	(2) 子ども短期入所生活支援事業(ショートステイ)の導入について。	市長
	2 商工・観光振興について	(1) 志布志地区商店街活性化の取り組みについて問う。	市長
	3 施政方針について(水産業振興)	(1) 生産的な漁業活動に向けた今後の取り組みについて問う。	市長
9 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 本庁舎問題について1月に研修し、在り方検討委員会の立ち上げ等議論するとの答弁であったが、対応を問う。	市長
	2 施政方針について	(1) 志布志市地方創生推進本部について述べているが、今後の具体的な取り組みについて問う。 (人口の現状や将来の見通し)	市長
	3 介護保険について	(1) 第6期の計画について問う。 (2) 法定外繰入れをして住民の負担を軽減する考えはないか。	市長 市長
	4 健康増進法について	(1) 受動喫煙防止の取り組みについて問う。	市長
	5 学校教育について	(1) 不登校の児童の現状と認識を問う。 (2) 解消のために具体的な取り組みをどう対応されているか。	市長 教育委員長

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成27年3月4日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

- 日程第24 議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第26 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第23号 市道路線の変更について
- 日程第28 議案第24号 曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第29 議案第25号 平成27年度志布志市一般会計予算
- 日程第30 議案第26号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成27年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
志布志支所産業建設課長 假 屋 眞 治	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成27年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの22日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手もとに配付の陳情文書表のとおりであります。
陳情第1号から陳情第4号及び陳情第6号、陳情第7号につきましては、総務常任委員会に、陳情第5号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。
議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。
本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。
詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、既定の予算から4億7,618万4,000円を減額し、予算の総額を194億7,159万円とするものでございます。

予算書の6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費ですが、年度内の完成が見込めないため、介護基盤緊急整備等特別対策事業ほか4件、3億3,424万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

繰越理由につきましては、お配りしております補正予算説明資料の1ページのとおりでございますが、介護基盤緊急整備等特別対策事業については、耐震補強計画等に係る耐震判定委員会の審査が、想定以上に審査期間を要することが見込まれるため、安心こども基金総合対策事業、社会資本整備総合交付金事業につきましては、国の経済対策等に基づくもので、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みであるため、分収林、分収木売払金については、落札業者から売払い延納の手続きがなされ、延納期限が本年度の出納閉鎖期間を超えることが確認できたため、また過疎対策事業である市単独改良事業については、電柱移転に不測の日数を要し、年度内完成が見込めないことが主な理由でございますが、詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

7ページをお開きください。7ページは、第3表の地方債補正でございますが、追加の過疎対策事業につきましては、観光施設整備事業の追加認定に伴い、2,120万円追加しております。変更は、普通建設事業の事業費確定に伴う調整で、総額で1,330万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず歳入の1款、市税ですが、1項、市民税を5,473万円増額、11ページの2項、固定資産税を1億1,574万1,000円増額しております。

17ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、保育所入所見込み児童数の増により、保育所運営費を1,251万1,000円増額しております。18ページの2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金事業等の実績見込みにより4,869万3,000円減額、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業等の実績見込みにより、6,110万9,000円減額しております。

20ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、保育所入所見込み児童数の増により、保育所運営費等を2,077万6,000円増額しております。

21ページの2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績見込みにより、6,407万4,000円減額しております。

25ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、市有地売却等により、1,556万9,000円増額しております。

26ページの17款、寄附金は、名誉市民故黒木隆之氏の市葬に対する御礼の寄附金受け入れとして100万円増額、ふるさと志基金寄附金を513万3,000円増額しております。

27ページをお開きください。

18款、繰入金は、1項、基金繰入金で、財政調整基金繰入金の繰り戻しに伴う繰入金等、総額で5億218万6,000円減額しております。

32ページをお開きください。

21款、市債は、総額で790万円増額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業等の実績見込みにより、3,811万円減額、2目、障害福祉総務費は、障害者医療費等の国・県への返還金等により、1,187万7,000円増額。43ページの3目、自立支援費は、障害児通所支援の申請件数が少なかったこと等により、1,360万8,000円減額しております。

45ページをお開きください。

2項、児童福祉費、4目、保育所費は入所見込み児童数の増等により、4,863万円増額しております。

47ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、国庫負担金等の返還により、4,660万7,000円増額、2目、生活保護扶助費は実績見込みに伴い、3,500万円減額しております。

50ページをお開きください。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、ごみ収集運搬処理業務委託等の実績見込みにより、1,419万円減額、3目、し尿処理費は、合併処理浄化槽設置事業等の実績見込みにより、3,071万7,000円減額しております。

52ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、4目、園芸振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業費確定により、4,400万6,000円減額、5目、茶業振興費は、同じく活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業費確定により、3,380万5,000円減額しております。

53ページの8目、農地整備費は、県営土地改良事業等の事業費確定により、1,398万6,000円減額しております。54ページの9目、土地改良費は、県営畑地帯総合整備事業の事業量の減に伴い、4,008万1,000円減額しております。

60ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等、

市道改良事業の実績見込みにより、用地取得費や補償金等、7,742万5,000円減額しております。

63ページをお開きください。

4項、港湾費は、県施工の港湾改修費用に係る負担金の確定により、1,200万5,000円増額しております。

65ページをお開きください。

6項、住宅費、3目、住宅建設費は、公営住宅ストック活用事業の確定等により、2,470万円減額しております。

66ページの9款、消防費は安楽分団詰所用地の買収が地権者と合意に至らなかったこと等により、総額で1,468万6,000円減額しております。

76ページをお開きください。

11款、災害復旧費は農業用施設災害復旧事業の確定等に伴い、工事請負費等2,329万4,000円減額しております。

79ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回その他特別職分を1,711万2,000円、一般職分を3,931万円、総額5,642万2,000円減額しております。

81ページをお開きください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末240億5,427万2,000円となる見込みでございます。

以上が補正予算（第6号）の主な内容でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず、岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○16番（岩根賢二君） 通告をいたしてございました内容を質疑をいたします。

まず1点目、ただいまの説明で繰越明許費に関しまして説明がありましたけれども、私が求めておりました土木費のところは、説明がなかったようでございますが、何か意味があったのかなと思っておりますが、まず、この繰越明許費にかかる繰越理由書の土木費の社会資本整備総合交付金事業の夏井橋の補修工事については、今議会に補正予算を計上したということで、私も予算書をずっと繰って見ましたけれども、ちょっと探し当たらなかったものですから、どこにあるのかなということで、単純な質疑でございます。

2点目に、説明資料の16ページにあります帖五区の農産加工研修センターのボイラーの更新事業については、予算額と執行見込額に大きな差があるために、ちょっと疑問を抱いたところでございます。このような金額のボイラーでボイラーの性能に問題はないのか、その点、以上2点についてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本予算は、国の補正予算の地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく予算追加で、橋梁の点検診断の結果、健全度4に相当する緊急措置段階と判定された緊急的に実施する修繕で、平成28年までに完了できるものが対象となる予算であります。

御質問の予算計上は、予算書61ページの土木道路橋梁費、道路新設改良費の中の工事請負費で計上しております。補助金や入札執行残などで2,000万円減額するものを500万円の追加補正分を差し引いて、1,500万円の減額計上するものです。

2点目について、お答えいたします。

補正予算提出の際には、専門業者から見積りを徴して、経費の額を積算いたしました。また、設計の段階でも仕様と能力を示し、3社から見積りを徴し、その中で一番価格の安かった金額を設計額として定めたところです。

入札に際しましては、公平性を保つ観点から、さらに詳細な仕様を定め、入札を執行しました。仕様の主なものは、蒸気ボイラーの規模や能力を示す、①最高圧力、蒸気蒸発量、熱効率の3点について、同等以上の能力であるということを条件に執行いたしました。

入札の結果は、予定価格を大幅に下回る価格、94万4,000円減額で落札されましたが、仕様を定め、同じ条件で入札を執行しておりますので、落札価格は大幅に下がったことで、ボイラーの性能が低下するものではないと考えております。

○16番（岩根賢二君） 繰越明許費については、追加があった分と差し引きをして計上したということですが、そのことは理解ができたとしても、私が今問題にしているのは、予算書の編成の問題であります。そのことを我々議員としては、なかなか予算書を見るだけでは、そこまで推測というか、認識ができないわけですよ、そのことも詳しくというか、説明が必要であったのではないかなと思っておりますが、その点について、またお答えいただきたいと思っております。

それとボイラーの件ですけれども、最初に見積りをされて、その金額、まあ普通であれば、それに近い金額で落札があるのではないかなと推測をするわけですけれども、極端にそれだけの差が出てきたということは、最初の見積り自体がおかしかったのかなと思わざるをえないですよ、その点の十分な説明をもう一遍お願いいたします。

それと3社で入札したということですが、ほかの2社については、どのような金額であったのか確認をしたいと思っております。

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） 今の御質問でございますが、これにつきまして、見積りににつきましては、設計書を作るにあたりまして3社の見積りを取っております。その中で、当然、あと公表されておりますカタログ等の単価等も勘案しながら、今回の設計の額は妥当だったろうというふうに考えております。

それから、3社で入札をされたということですが、これにつきましては、指名競争入札ということで、入札・契約運営委員会に諮りまして、9社によります入札を執行しているところでございます。

[岩根賢二君「課長、もう少しマイクに近づいて」と呼ぶ]

○志布志支所産業建設課長（假屋眞治君） はい、9社による入札を1月28日に実施しているところでございます。

入札の執行の結果でございますけれども、予定価格が消費税を抜きまして、169万4,000円のところが、これを超えておりますところが2社、これよりも下回って落札をされた一番安かったところが、先ほど申しましたとおり94万4,000円安かったんですが、ほかにも90万円程度安いところがありますし、それから60万円程度安いところもあったということで、幅が広がったと、あとは仕様書を定めまして、それを9社に送りまして、同等の商品をできますということでしておりますので、間違いのない同等の製品だったということで送っています。それから、実際に納品がありまして、検査も行っておりますし、稼働しておりますので、間違いなく性能があるということでございます。

以上です。

○財務課長（野村不二生君） ただいま議員から御指摘のございました1点目の500万円の補正の関係でございますけれども、予算書の方は500万円だけ別に計上するということはできませんので、この予算説明資料の方で、しっかりと分かるようにするべきであったというふうに思っております。

今後、ただいまの御指摘を元に、しっかりと皆様方に理解されるような、説明資料の方を作成していきたいというふうに思っております。

○16番（岩根賢二君） 今、財務課長の方から説明がありましたけれども、そのことは納得をするをいたしまして、この予算編成につきましては、市長自身に、市長だけに与えられた権限でございまして、その辺についても市長の考えもまたもう一遍再確認をしたいと思っております。

そのボイラーの件ですけれども、ボイラーについては、3社と9社とは、何でそういう違いが出るんですか、市長は3社と言えば、それとですね、9社ということでございました。課長の説明ではですね。これ、市内と市外と分けた場合に、どのような割り振りになっているのか。そして、市外の業者もいるとすれば、市外の業者を指名をする必要があったのか、その点についてお答えください。

○財務課長（野村不二生君） 今回の、この入札につきましては、設計につきましては、先ほど産業建設課長の方から説明がありました3社で、仕様書等を作成するために、予算を計上するために見積りを取って予算計上をしたわけですが、実際に入札につきましては、1月13日に、入札・契約運営委員会を開催しております。その中で、業者数を決定したところでございます。9社のうち2社が市内業者で、あとの残りが市外の鹿屋市、鹿児島市等の業者を入れて入札をしております。市内だけの業者でということで、考えもいたしましたが、指名入札の場合には、おおむね5社以上の業者で入札を行うということが規則等で定めてございますので、市外の業者も入れて入札をしたところでございます。9社のうち1社は辞退をいたしまして、もう1社が欠席をいたしまして、7社による入札というふうになっております。その結果で、先ほどありました業者が75万円の消費税抜きで落札をしたところでございます。

次の業者、2番手も79万7,000円というふうな入札の結果でございました。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 繰越明許費の予算書につきましては、先ほど課長が答弁しましたように、分かりにくいということの指摘がございましたので、十分そのことを踏まえまして、内部的協議しまして、ただちに、今後このような内容については、議員の方々に分かりやすい形で説明ができる内容を整えるべきだということの指示をしまして、先ほどの答弁になったところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） この繰越明許に関してですけれども、6項、2款、2目の分収林の関係ですが、今回、延納ということであるようでございますけれども、まず、この延納をしなければならなかったという理由ですね。それから何月に残りの分については入る予定であるのか。

それから、次の土木費の2項、3目でございますけれども、六月坂安良線でございますが、電柱移転の不測の日数を要したためということでございますけれども、よくこの繰越明許の中では、こういう事例がよく出てくるわけでございますけれども、こういう場合の、いわゆる事業計画、あるいはまた事業実施に向けての、電柱占有者、いわゆる九電側等との事前の打ち合わせというものは、どのようになっているのか、伺いたいというふうに思います。

それから総務課、総務費の関係でございますけれども、安楽分団詰所の今回用地が地権者との合意に至らなかったということでございますけれども、これは、その地権者と、市とのこの買取価格について、大きな差があったのか伺いたいというふうに思います。

それから、港湾商工課の関係のオラレ志布志でございますけれども、当初見込みの10億円に対して、9億円であったということで減額されておるわけでございますけれども、この売上が1億円減収したということは、この購入者の減だったのか、あるいは一人当たりの購入額の減であったのか、そのあたりがどのように分析をされているのか伺いたいというふうに思います。

それから、福祉課関係でございますけれども、臨時福祉給付金支給事業でございますが、これは非課税の支給対象者の減数ということの減額であるようでございますけれども、これは申請主義になっていたかというふうに思いますけれども、対象者の中で、申請がなされなかった人がいるのか、もしいるのであれば、その人数が何人ぐらいであったのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上、お願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） まず、1点目の分収林についてですが、延納された理由というのは、これは国、市、あと集落との三者契約でありまして、国との売買契約の中で延納期間が10か月というのが定めてあります。取られた業者は、これを利用した形での支払いを申し出たということでありまして、起算日が26年8月12日から10か月、支払日が今年、平成27年6月11日の予定となっております。

以上です。

○建設課長（中迫哲郎君） 占有関係の協議ということでございますが、まず年度当初に、県の音頭によりまして、関係機関が集まりまして、年内のおおまかな工事とか占有に支障のある物件等の会議がございまして、その場で大まかに工期の日程やらですね、そういう示した図面等を提出しているところでございます。

それから、具体的には発注になりまして、請負業者が決まりまして、工程表の提出があり、そういう工程を見ながら、電柱の移転申請を協議するわけでございますが、今回の電柱移転につきましても、少し水路の横の奥まった所とか、いろんな理由等ありまして、若干工程どおり進まなかったということで御理解願いたいと思います。

○志布志支所長（川野賢二君） 安楽詰所の分団の詰所整備事業についての用地交渉についてですけれども、用地交渉の中で、地権者の売値価格が買収価格の約1.5倍と大きな隔たりがあったところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 臨時福祉給付金ですけれども、対象者が1万500人、それと支給をした方が9,550人ということで、支給申請主義なものですから、申請されなかった方が950人ということで、一応91%になっているところであります。この臨時福祉給付金については、申請を1回だけではなく、2回目の申請も促したところでございます。

またそれと、各地区、志布志地区、松山地区、有明地区に対しても各地区で巡回相談を実施いたしました。

以上でございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） オラレ志布志事業についてですけれども、各種イベント等によりまして、啓発活動、グッズ等を配布いたしまして、PR活動は行っているところです。

人数につきましては、例年どおり横ばいの状態を推移しているようです。

売上げの減につきましては、一人当たりの購入単価の減ということが原因のようです。

以上であります。

○20番（福重彰史君） この分収林関係でございまして、こういう売却にあたっては、いわゆる落札業者からの納付金というのについては、一括というような、そういうような形にはなっていないのかですね、それが一つですね。

それから、電柱移転についてですけれども、それぞれの工程を踏みながら、その打ち合わせがなされているようでございますけれども、ただ、こういう1回目でも言いましたけれども、こういう事例というのは、非常にこういう事例で繰り越しをするということが結構出てきますよね、これまでも。やはり、そのあたりについて、電柱会社との、こういう事態が起こらないような更なる意見交換、いわゆるそういうような検討というものは、その都度その都度行われているものか伺いたいというふうに思います。

それから安楽分団詰所でございまして、いわゆる地権者と市との間の差が1.5倍ということでございましたけれども、大きな差であるなというふうに思いますが、この買収価格の単価設定にあたっては、どのような方法、どういうものを参考にしながら、その単価設定を行っている

のか伺いたいというふうに思います。

それから、オラレでございますけれど、一人当たりの購入額の減であろうというふうに、今ございましたけれども、こういう競艇場というようなことで、なかなか性質上、積極的なPRというのは、なかなか市としてもやりにくいものもあろうかというふうに思いますけれども、それなりの啓発活動は行っているということでございましたけれども、やはり、売上げに対する3%が入ってくるということであったわけでございますので、売上げがますます減少していくということになると、アピアの今後の相対的な経営ですね、経営にも大きな影響を及ぼすのではないかなというふうに思うところでございます。

そこで、なかなか市として対応のしにくい、PRであろうかと思っておりますけれども、そこには、これまでにないような、そういうPR活動というものについて、何か検討されているものか伺いたいというふうに思います。

それから、臨時福祉給付金の関係でございますけれども、950の方が申請をされなかったということでございまして、申請率は91%であったということでございますけれども、1回にとどまらず、2回目のそういう周知はしたということでございますけれども、それにもかかわらず950人、恐らく1回目では、まだ950人以上の方がいらっしゃったんじゃないかなというふうに想像するわけですが、やはり、この約10%、1割の方が申請をされなかったということは、これはやはり、いくら申請主義であってもですね、この点については、もうちょっと担当課としてのですね、そういうような対象者に対する周知がもうちょっと足らなかったんじゃないかなというふうに思うところでございます。あくまでも申請主義ですから、申請しなかった方がということもあるかもしれませんが、やはり、今回のこういう臨時福祉給付金というのは、それぞれが厳しい弱者世帯の方々を対象にしているわけでございますので、それらについてのやはり執行部のしっかりとした配慮というものは、あってしかるべきではないかなというふうに思うわけでございますけれども、その点について伺いたいというふうに思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今御質問の一括であるかということですが、これは一括払いになっております。

○建設課長（中迫哲郎君） 電柱占用関係の協議でございますが、現在のところ、先ほど答弁いたしましたとおり、県が音頭をとった年度当初の占用会議、合同会議が行われているのみでございますので、独自の占用者会議等のようなことができれば、そういう調整ができたならばですね、そういう調整を図っていきたいと考えております。

○志布志支所長（川野賢二君） 買収価格の単価設定はどうしたのかというお尋ねでございますけれども、買収用地は現況、登記、課税地目とも畑であります。周辺は宅地化も進んでおります。また、専用住宅も増えているところでございます。

買収用地は、市道安楽線に隣接しており、東九州自動車道と立体交差することに鑑み、平成23年度の東九州自動車道の買収価格を参考に、建設課で市道安楽線改良工事に伴う買収価格を積算して、平成24年買収価格を設定、用地買収をしておりますので、それに基づくものであり、妥当

だったと思っているところでございます。

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** オラレ志布志事業につきましては、基金を設置させていただきまして、まちづくり等に活用させていただいているところです。

外部に対しましては、PR活動といたしまして、先ほど申し上げましたイベント時に啓発グッズを配付しております。これは、ファイル、付箋、パンフレット等を配布しているところです。

また、看板等も市内3か所に設置して呼び掛けを行っているところです。

当初、オラレ志布志がアピアに入った際には、職員も活用していただくということで、職員の研修会、説明会等も実施したところです。そういった中で、最近そういったところも職員等への働き掛けもなかった関係で、来年度、新たに職員となった方々、そういった方々を対象にして、オラレ基金がまちづくりにどう貢献しているか、そういった内容も含めて、職員を対象とした研修会を予定しているところです。

以上です。

○**福祉課長（福岡勇市君）** ちょっと付け加えさせていただきます。広報周知活動ということでBTVの元気告知板で広報をして、その後、市のホームページ、市報で記事の掲載、それと全世帯に散らしを配布しております。それと、6月中旬にですけれども、対象者と思われる方、非課税の方に対して、返信用封筒で散らしと申請書を配布しております。

それと、申請受付状況で、先ほど10地区で地区巡回をし、申請受付をしたところでございます。

それと、本庁、各支所にも土曜・日曜日に申請窓口を開設し、申請受付を実施いたしました。この事業につきましては、27年度も引き続き事業がありますので、更に広報、周知活動の徹底を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○**20番（福重彰史君）** この安楽分団の詰所の件でございますが、単価設定にあたっては、東九州自動車道の買収価格を参考にしたということでしたが、いわゆる適正な価格ではなかったかというような支所長の答弁でございますけれども、私としても、個人としても、それぞれの道路によって単価の設定が違いますよね、いわゆる市道、あるいは県道、あるいはこういう国の道路、それぞれが単価設定が違って、特に、こういう国の東九州自動車道等につきましては、単価についても相当上で設定されているというふうに私も思っておりますけれども、しかし、ここに1.5倍、それでも1.5倍の差があったということで、考え方の違いが、相違があったということでございますので、これから、この用地取得に向けても困難が予想されるというふうに思うわけでございますけれども、今後、この交渉に向けて、どのような考え方を持って望まれるのか、伺いたいと思います。

それから、この臨時給付金の関係でございますけれども、やはり950人の方が申請をしなかったということについては、しっかりとその分析をされる必要があるというふうに思います。何で950人の方が申請をされなかったのかと、申請をされなかったのか、申請できなかったのか、いろんなそのあたりをですね、分析はしっかりとされながら、今ございましたけれども、27年度

もごさいますけれども、もう26年度のいわゆる繰り上げての支給というのはいわゆるできないわけですから、27年度分で27年は27年のいわゆる給付金という形になってくるわけですので、ただこの950人が申請をされなかったというその理由ですね、そこはしっかりと分析しながら、27年度には対応すべきではないかなというふうに思います。そのことについてもお伺いをいたしたいと思えます。

○志布志支所長（川野賢二君） 今後の考え方ですけれども、今後また地域、分団の意向等を確認しながら場所等の選定、価格の調査をしまして、決定、まとめ次第また議会の方へ御提案する予定でございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 再三申請をして、950人申請をしなかったわけですが、議員がおっしゃるとおり、分析をしながら27年度、今後につなげていきたいと考えております。

○18番（小園義行君） 保育所運営費の、ここ4,800万円ほど足りないということで、補正ですけど、これ全入園児、当初の見込みとですね、途中で当然変わるんでしょう。増えたり、定数いっぱいのところ、「もう申し込んでも大変だよ」という声をよく聞く状況の中で、こんなにたくさん不足額が必要だということ、どこの保育所がこんなに増えたのかね、そういうのを少し教えていただきたい。

そして、今出てきた、この安楽分団詰所、ここについては、もうちょっと難しいですよ、ここまでになるとですね、提案の仕方等々としてもいろいろ工夫あってもよかったですのではないかなというふうに思うんですが、土地取得の関係では、不動産鑑定書をきちんとそこに入れて、こうですよ、というみたいなものはね、考えられなかったのかというのが2点目です。

そして、3点目にですね、港湾改修負担金がありますね、そこが、これ款項目でいきますと、土木費の港湾費で港湾建設費という、款項目ですよ、それをですね、まあ旧志布志時代からいろんな課に、あっちいたり、こっちいたりいろいろしたわけですが、本来の港湾商工課というのはね、この港湾改修負担金の所管をすところなのかというのが一つ大きな、私としては、これまでの経緯から見てもですね、これ港湾商工課に技術職員の人はおられないわけで、本来は土木費ですよ、そういったものが、この港湾商工課というところに所管にさせているということが、どうなのかというのが一つです。

そして二つ目に、いつの時点で総合補助事業というのだけ増えて確定がしてですね、やっているんですが、いつの時点でこれが増えたのかということはこの件については2点目ですね。

そして、旧志布志町時代から振興改修費を年間多いときには5億、6億というものをやったわけですが、トータルでどれぐらいの金額を今の時点で投入してきているのかということのを教えてください。

そして、この港湾改修負担金、今、新若浜含めていろいろやっていますね。今後これがどういうふう到我が町の、この財政に与える負担として増えていくのかどうかということの見通しをお願いします。

そして最後に、この新若浜を含めて、旧ずっとあるこの若浜地区の歳入は、トータルでどれぐ

らいに入ってくるのかということ或少したくさんになりましたけれども、お願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 保育所運営経費の4,870万円の増ですけれども、これについては入所者の増に伴う増と、あと人件費の単価見直しがあったところでございます。

まず最初に入所者増に伴う増なんですけれども、これについては、全体で29名の増があったところでございます。

主な保育園といたしましては、伊崎田が11人、有明が6人あったところでございます。

あと、先ほど述べましたとおり、人件費につきましては、国の人事院勧告がありまして、単価見直しがありまして、それを1月に県から通知を受けまして、それで今回遡及分を含めて、予算を計上するものでございます。

以上です。

○志布志支所長（川野賢二君） 不動産鑑定等を参考にしなかったかということなんですけれども、今回の場合、東九州自動車道、市道安楽線の改良工事の用地買収の売買実例等がありましたので、それを参考にしたところで、考えなかったところでございます。

また、今後場所等の選定をしまして、周辺になるか、地域、分団の意向を聞くわけでございますけれども、その段階では、今議員から指摘がありました不動産鑑定の評価もお願いしまして、参考にしていきたいと考えているところでございます。

○市長（本田修一君） 港湾商工課の所管としてふさわしいかどうかということですが、現在、私どもの方で志布志港の港湾振興に関わる業務については、港湾商工課に担当させているところでございます。

そして、それに伴う事業の中で、港湾の改修等もあるところでございますが、このことについて、国・県について要望活動を重ねておりまして、その業務については、港湾商工課が担っているという関係で、こういった予算についても、港湾商工課に担当させているところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） いつの時点で額が確定したのかということですが、県営事業負担金につきましては、県におきまして、平成26年度予算化されました10億1,171万円の事業費に対しまして、市といたしまして、負担金を1億2,200万円当初予算で計上したところです。

国・県の事業実施に伴いまして、港湾改修事業の負担金額については、その都度、県と協議を行いながら、市が同意書を送付して進めているところです。

今回12月18日に県からの負担金の内定通知がありまして、庁内で協議を行い、12月24日付けで同意書を送付したところであります。

その後、補正予算等による事業追加がなかったことから事業費が確定しまして、市の負担金額が確定したため、補正予算によりお願いするものであります。なお、通常3月に事業精算による補正も想定されることから、今回お願いするものでもあります。

2番目に、負担金の額、これまでの負担金の額についてですが、昭和44年に重要港湾の指定を受けまして、45年から建設負担金が始まっております。平成26年度までのトータル金額が88億

746万円になっているところでございます。

それから、今後志布志港改修をどういうふうに進めていくのかということだったと思いますが、志布志港の改修事業計画につきましては、現在、新若浜地区の国際コンテナターミナルが供用開始になったことにより、国の防波堤の新設、改良を残し、一連の事業がほぼ終了したところでもございます。国の防波堤の新設につきましては、平成31年度、それから改良工事については、平成29年度を完了の予定です。

今後の事業につきましては、現存する岸壁の維持補修、臨港道路の維持補修等の事業になる見込みであります。

それから、市への歳入についてということですが、志布志港の市への主な経済効果といたしましては、固定資産税をはじめ、法人税等々を含め、5億5,252万5,000円になっているところですよ。

以上でございます。

○18番（小園義行君） この保育所運営費の関係だと、児童数の増ということではなくて、そういう、いわゆる職員の待遇改善ということですよ。こう書いてあると、非常にね、びっくりするわけですよ、こんなに保育園児がどこから入ってきたのかなと思うものですから、単価の見直しを含めて、それはいろいろあるんでしょうけど、そこはね、正しく書いていただいたらこう質疑もしないで済むわけです。そこはよく分かりました。

この関係でいくとですね、この児童数、これをそのまま受け止めたらですよ、新年度から果たして待機児童がたくさんいて困るんじゃないのという心配もちょっとしたものですからね、きちんとしたこういう説明、提案の仕方としてはしていただきたいものだというふうに思います。これはよく理解をします。

それと、安楽分団のそこはもうそういうことで、この土地については白紙だということでも理解をしました。

この港湾改修事業負担金の関係ですが、これ、私なんか、今の議会の審議の仕方として、所管ごとにやって、決算もですね、一般と特会と、それぞれにしか入れないという状況、よく分からない部分があるわけですね。そこで、今柴課長の方からいろいろ説明がありましたように、今後いろんなことがある、それは土木関係の技術関係の問題とかですね、そういったものも多くなってくるのではないかというふうに思うんですね。港湾振興というものと、その土木、いわゆる技術的なものというのは県や国とのそういう打ち合わせをしたり、いろいろする中で、技術の職員がいない中で、果たして港湾商工課としてやるということになっていくのかなという思いもあって、企画のところなのか、建設なのかですね、そこは少し企画調整というところで議論していただいて、そうしないと、これ、質疑をどんどんやったときにですね、柴課長が委員会で果たして答弁できるのかねという、そういう心配も実はするわけですよ。そういった意味で、少し市長サイドの方で調整というのができるものであれば、条例改正を含めた所掌事務ですね、そういったこと等もありますので、議論をしていただきたいなというふうに思います。

今後、これはバルクの選定を受けてますのでね、いろんなことが出てくると思うんですよ、そ

ういった民間とのやり取りというのは、当然港湾商工課の所管でしょう。でも、一方その港を、壊れたよとか改修とか、そういったものについては、そこまでの範ちゅうがあるのかなという、少し心配もするものですから、そこについてはよく議論をしていただきたいものだと、だから、そういうことをした上で、ここにというものが提案されるといいのかなという、これは最終補正ですのでね、よく考えていただきたいというふうに思います。

歳入については、これ前後いろいろするんでしょう、増えたり減ったりね、約5億5,000万円ということで理解をしましたので、そういう、これから先の市長の考え方でしょうから、ここについては、少しその港湾商工課ではたしていいのかという、この港湾改修負担金の問題ですよ、そういうことを少し議論していくということも、何か考えた方がいいのかなという、そこまで議論されて提案になっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港湾につきましては、管理が直接的には県ということでございます。そのような関係上、港湾の整備、そしてまた改修等については、県が主体的にすることになっておりまして、そのような方向性が示される前に、また私どもの方でも、このような形で港湾の整備をお願いしたい、そしてまた、改修をお願いしたいという要望は常に上げてきているところでございます。

それに基づきまして、県の方で国に進達しまして、予算化がされるということになっているところでございまして、私どもとしましては、その計画が事業化されて、負担金をまた納入するという手続きになるところでございまして。

私どもができる内容としましては、その改修ないしは整備について、事前に私どもの希望を述べていながら、その方向に整備をしていただくと、そしてまた、負担金について、なるべく市にとって負担金が少なくなるような要望を重ねていくということでありまして、その観点から、ただいま議論がありますように、港湾商工課で妥当かどうかということについては、整備、それから改修等については、当然建設課の方の意見等も参考にしながら、県に進達、要望をしているところでございます。そのような関係で、総体の事業については、そのようなこととなりますので、管轄の県がしっかりと振興をしていただくということになりますので、私どもとしましては、港湾の振興のために、最大利用を促進する方向から、商工振興という観点から、この志布志港については、対応をしているところでございまして、現在の所管に港湾商工課を当てているということでございます。

今後も、この志布志港の振興につきましては、私どものまちにとって一番の振興の源でございますので、関係する部署については、その都度その都度の意見を聴取しながら、港湾商工課を窓口として国・県に意見を述べていきたいというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 最後にですね、今市長が答弁も少しありましたけど、県が当然管理をしているところです。旧志布志町の時代にもですね、この負担率というのは、ずっと、この国・県直轄でやるこの負担率を下げるように、県にお願いしたらどうだということでも、いろいろやったところです。

県は、条例を決めていますので、それに基づいて徴収してますという答弁なんですけど、これは本当にこの負担というのは、今市長も聞かれたように、88億円、志布志市入れてるんですよ、トータルでですね。これだけのものがあつたら、本当に仕事はいっぱいできたということも、まあ少し思うところです。ここについては、今、市長も県にお願いをしているということですが、この負担率は、これまでずっと、これ変わってないのかですね、ここについて、少し0.1%でも引き下げてくれたら、すごく志布志にとっていいことであるわけですし、それもずっとお願いもしてきた経緯もあるんですが、この負担率は、ずっと変わってないのか、それとも途中で下がったりしているのかですね、そこについての首長の今答弁は、お願いをしたいということでしたが、その中身だけ少しお願いします。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

負担率については、残念ながら変わってないということですが、要望については、重ねてきているということですが。

そしてまた、そのような市の事情というのを十分しんしゃくしていただきまして、県においても、国においても、特に志布志港の整備については、私どもの要望等をかなり入れた形でしていただいているというふうには認識しているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養給付費、保険財政共同安定化事業拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,916万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億738万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。予算書の91ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、財政調整交付金を1,257万5,000円減額するものであります。
94ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、財政調整交付金を4,921万1,000円減額するものであります。
103ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を1,800万円増額するものであります。
111ページをお開きください。

歳出の共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金を938万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第2号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,591万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,712万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の123ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料を1,009万6,000円増額するものであります。
128ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を1,549万4,000円増額するものであります。

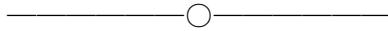
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,418万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,278万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の139ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を1,981万7,000円減額するものであります。

140ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を1,901万5,000円減額するものであります。

148ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費を8,900万円増額し、施設介護サービス給付費を2,300万円減額するものであります。

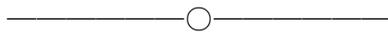
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し

上げます。

本案は、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ35万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億円1,851万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の164ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を35万3,000円減額するものであります。

165ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は一般管理費を35万3,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第6号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,306万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の171ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を74万円減額するものであります。

172ページをお開きください。

歳出の管理費は、工事請負費を74万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第10 議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第7号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、鹿児島県工業団地基盤整備事業補助金の交付に伴い、商工債及び商工費県補助金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の173ページをお開きください。

歳入の市債は、3,000万円減額し、県補助金を3,000万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっと、この内容について、補助があつて市債を減額ということで、総体予算は変わらない。この商工費県補助金というのは、どういう性格のものなのか、こういう工業団地の造成に伴って、今回3,000万円ですけど、どういう、どの程度の事業に対して、その補助率の割合があるものか、そして、今回補正であげた、当初は見込めなかったんだけど、いろいろしたらこういう事業があつたということで補助対象になつたのか。この補助の割合と、この補助の目的というか、内容をちょっとお示してください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この補助事業の内容につきまして、県の工業団地基盤整備事業補助金というものがあつて、知事が立地条件の優れた工業団地の造成を推進し、企業立地の促進を図るため設けられている補助金でございます。

内容といたしましては、補助金の交付の対象となるものとして、企業導入を促進するため、工業立地法に基づく、工業適地地区が対象となるということで、現在志布志市が行っている地区については、準工業地区ということで対象になつたところです。

補助金の交付の対象となる経費につきましては、排水施設、調整池、共同排水処理場であつて、

知事が必要と認めるものを設置、補修、または改良に要する経費を対象とするということで単価につきましては、造成単価がある程度決定されておりますので、その面積、規模に応じまして、3ha以上20ha未満は3,000万円という定額の補助が定められているところです。今回それが対象になるということで、申請して交付決定となったというふうに進めたところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第11 施政方針

○議長（上村 環君） 日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。本日ここに、平成27年第1回志布志市議会定例会の開会にあたり、平成27年度予算（案）につきまして、主要な施策と、その概要を説明させていただき、議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

日本経済は、本年2月に内閣府が発表した月例経済報告によると、「景気は個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」として、4か月連続で据え置きましたが、アベノミクスの波及効果が地方経済、中小企業と全国津々浦々まで届いていないとして、昨年11月に安倍首相は、消費税率の10%引き上げを平成29年4月に延期すると同時に、地方経済等の分野に焦点を絞った緊急経済対策を講じて、経済の好循環を強化することとしました。

一方、県においては、高齢化の急速な振興や医療費の増により、扶助費が引き続き増加する傾向にあり、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込み、「行財政運営戦略」における具体的取り組み事項を踏まえ、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組むとしています。市としましては、国・県の動向を十分注視しながら、引き続き行財政改革に積極的に取り組みながら、選択と集中により、効果的な行財政運営に努めてまいります。

さて、昨年2月に3期目の市政のかじ取りを任されて以来、早いもので1年が経過しましたが、昨年3月定例会での所信表明、そして、6月定例会での施政方針におきまして、これからも更に輝き続ける「ふるさとづくり」の集大成に向けて、初心に帰って市政の課題に取り組むことを約束し、また、「市民に寄り添う市政の継続」、「心を動かし、感動を共有できる市政」そして、「『志』を高く持って、小事にも最大限の努力を尽くす」という、この三つの約束について申し上げ、様々な施策を展開してまいりました。

私は、これまで一貫して様々な場面で「資源ごみリサイクル率日本一」、「医療費が日本一低いまち」、「学力向上日本一」、「子育て日本一」、「あいさつ日本一の市役所」、「日本一早い志布志の夏そば」などの日本一づくりを申し上げてまいりましたが、ここにきて、街全体に日本一づくりの雰囲気のものすごく高まってきたように感じております。それはなぜかと申しますと、まず大

相撲の千代鳳、千代丸関の兄弟幕内力士の活躍であり、「鹿児島県志布志市出身」と、志布志市のPRはもちろん、市民に大きな夢と感動を与えてくれているということは、皆様御承知のとおりでございます。そして、1月に東京ドームで開催されました「第6回全国ご当地どんぶり選手権」大会は、10日間の開催中42万人の入場者のある一大イベントですが、「“志布志発”かごしま黒豚三昧丼」が、見事3位を受賞し、次回大会のシード権を獲得しました。このことは、これまで志布志発のグルメ丼として4年連続で全国挑戦を続けてきた成果であり、郷土会の皆様をはじめ、多くの皆様の御支援と商工会・民間・行政が一体となった取組が実を結んだものであります。

さらにグルメという食の分野において、日本一が見えてきたということであり、次回は必ずや関係者と一体となって日本一を目指して取り組んでまいります。

また、2月21日、22日に鹿児島市で開催されました第1回鹿児島ラーメン王決定戦において、マルチョンラーメンが見事初代「鹿児島ラーメン王」に選ばれました。県民約1万人のアンケートの上位15店舗が出店し開催され、2日間で約8万5,000人の来場者があったところです。今後、このような食に関するイベント等で好成績を上げることにより、食のまちとして志布志が日本全国から注目され、志布志のグルメを食べに訪れてもらえると考えており、観光地やグルメによる食のまちとして、経済振興や物産振興の取り組みに弾みがつくものと考えております。

環境分野におきましては、本市は市の部門で9年連続資源化率日本一を達成したところでありますが、このことは市民の皆様との共生・協働の取り組みのたまものであり、市民の皆様の積極的な御協力に対し、改めて感謝申し上げます。

健康分野におきましては、市内の全小中学校でお茶の効能を生かした「志布志茶レンジ風邪なし運動」に取り組んでいますが、更に昨年11月から日頃の生活習慣を見直し、健全な学校生活が送れるよう、「インフルエンザ・ゼロ作戦」にも取り組んでいるところであります。インフルエンザを発症させないことにより、病院の受診機会を減らすなど、医療費の削減につなげ、あわせてお茶の効能が実証できるとなれば、志布志のお茶の認知度の向上と販路拡大にも、大きく貢献できる可能性のある取り組みであると考えております。全国的に今冬インフルエンザの大流行の中、現段階ではありますが、本市においては、わずか小学校1学級の学級閉鎖があるのみで、このままの状態が続きますと、すばらしい成果が得られることとなり、この運動に対して最高の評価がいただけるのではないかと考えております。

教育分野におきましては、学力向上日本一を目指して、基礎学力はもちろん知・徳・体のバランスの取れた教育を推進し、本市の教育の在り方を検討し、成果を検証しながら、志あふれる人材の育成と学力向上を目指すべく、「志布志市児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会」を昨年度設立したところであります。更に本年度におきましては、土曜学習教室事業や、きらり輝くしゅっ子育成事業にも取り組んでいく考えであります。

農業分野におきましては、昨年11月に開催されました全国農業普及活動高度化研究大会におきまして、志布志ピーマン栽培の取り組みが2年連続で農林水産大臣賞を受賞しました。

本年2月にアメリカのシアトルに出向き、お茶の輸出に向けたトップセールスを実施しました。

今後も、本市の豊富な農林水産物の販売促進に取り組むため、新規事業として、農業者等による農林水産物の国内外における販路開拓や用途開発を促進することにより、農林水産物販路開拓促進事業を展開していく考えであります。

また、「志布志の夏そば」の取り組みは、本年度で5年目となりますが、去年は安楽山宮神社におきまして、6月30日の夏越しの大祓の日に、「芽の輪くぐり」の神事が行われ、志布志の夏そばを暑い夏を乗り切る縁起物として、多くの方々に振る舞いました。「12月31日は年越しそば。6月30日は志布志の夏そば」という食文化を本市から全国に向けて発信しました結果、多くのメディアに取り上げられ、全国でも「深大寺そば」として名高い、東京都調布市に建立されている深大寺よりお話をいただき、本年7月に開催される「夏そばの集い」にお誘いいただくなど、今後の展開に大いに期待の持てる取り組みとなりました。

本年度は、安楽山宮神社の1300年を超える悠久の樹齢を誇る大楠の生命力をいただく取り組みとし、より地域性のある味わい深いものを目指してまいります。この事業は、そばの生産から加工販売までを地域内において行う、6次産業化を実現するとともに、イベントにおける地域の方々との共生・協働の取り組みとなっているほか、ひいてはブランドづくりの観点から夏そばを生産していただく生産者の皆様の御協力により、志布志ブランドのモデルとして構築されつつあります。

このほかにも、様々な分野で日本一が次々と誕生していきまして、日本一づくりを目指す志布志市の意気込みが実感として、ひしひしと伝わってきているところであります。

一方、大きな政治的課題として、人口減少問題が取り沙汰されていますが、昨年5月に有識者でつくる日本創生会議が2040年までに全国の市区町村の約半分に当たる896自治体で、20から39歳の女性の人口が半減すると試算を発表しました。若年女性が半減した自治体においては、介護保険等の社会保障の維持が困難で、雇用も確保しづらい「消滅可能性都市」になると指摘し、さらには、896自治体のうち、人口1万人を切る523の自治体が消滅する可能性が高いとしました。

本市においては、49.2%で、ほとんど全国と同じ状況であるということを知り、危機感を抱いたところであります。

その後、安倍首相は9月29日に開かれた臨時国会を地方創生国会と位置付け、所信表明で若者にとって魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進めるとして、「まち・ひと・しごと創生本部」を創設し、政府として、これまでとは次元の異なる大胆な政策を取りまとめ、実行をしていくと表明されました。これを見たとき、私は、まち・ひと・しごと創生については、これまで、本市が取り組んできた日本一づくり、志布志ブランドづくりが、まさしくそのままであると感じた次第であります。そのようなことから、すぐさま職員に話をし、これまでの様々な日本一づくりの取りまとめを指示し、県内ではもちろん、全国の自治体に先んじて、内閣府の地方創生推進本部に出向き、全国の先進的なモデルとしていただけるよう、志布志市の総合戦略プランとして、内容を説明し、指導をいただきながら、現在まで取り組みを進めてまいりました。内容につきましては、内閣府より高い評価を得ているところであります。

昨年12月2日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」は、少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的とするものです。

若者が結婚・出産・子育てを安心して行うために、若者の雇用対策を充実し、そして、仕事と生活の調和が図れるよう環境の整備を行い、民間の創業促進と事業の活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出するというものです。

また、本市の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する人口ビジョンを策定するとともに、自治体が自主性・主体性・地域性を発揮し、5か年の地方版総合戦略と具体的な施策を策定、実行し、人口の現状や将来の見通しを踏まえ、成果の数値目標を定め、PDCA（計画・実行・検証・見直し）を行っていくとしています。

このようなことから、本市におきましては、国が示した方向に沿って、本市の特性を生かした取り組みにより、志布志市を創生していくために、市内で組織する「志布志市地方創生推進本部」を去る2月2日に立ち上げたところであります。そして、ブランド推進室を地方創生推進室へ名称を変更し、全力で志布志市の創生に取り組んでいく考えであります。

国会におきましては、2月3日に国の平成26年度補正予算が可決成立しましたが、地域住民に生活等緊急支援のための交付金である地域消費喚起・生活支援型交付金が7,538万円、地方創生先行型交付金が4,850万4,000円と、本市の交付限度額として示されたところです。このことについては、本市の特色ある施策について取り組みを行うこととし、現在準備を進めているところであります。

この地方創生に関する財源は、平成27年度から平成31年度までの5年間交付税措置がされる予定で、今後、本市の取り組みいかんによっては、都会から若者が移住し、地域活動をすることで、地域の活性化が図られ、活気にあふれ、将来に夢と希望が持てるまちづくりに役立つものと考えております。

中でも、昨年12月議会終了時に、議会の皆様に説明させていただきました全国的にもまれで、システム構成も極めて高度なソーシャルネットワークサービス、(SNS＝フェイスブック、ツイッターなど、インターネットを通じて友人や知人、共通の趣味を持つ人との交流を目的としたサービスの総称) 連動型の自主メディアサイト「シンガーデン」を活用した志布志市の創生事業を展開していきたいと考えております。

本市の様々な日本一を目指す取り組みをはじめ、志の高い人やもの、ことなどを全国、世界へ情報発信しながら、志布志市の魅力を伝え、情報機器を使いこなし、専門性を持ったクリエイター等を志布志市へ迎え入れ、地域を活性化していこうとするものであります。

そして、本市がこれまで取り組んできた「環境」、「健康」、「教育」を大きな柱とし、伝統をしっかり守り、志布志の志を次の世代につないでいながら、結果的には志布志市の農産物をはじめ、作り出されるすべてのものに付加価値が付き、全国的に評価を受けることによりブランドが生まれ、マーケットがつくり出され、外貨を稼げるという、これらの一連の取り組みが日本の

地方創生のひな形となるべく、今後、総合戦略の策定に取り組んでまいります。

私は、日本一づくりの取り組みや本市のまちづくりを進めるうえで、極めて重要なものであると考えております。行政と市民が一体となり、「志布志ブランド」を確立させる施策に取り組むことで、志布志市の知名度、評価が高まり、志布志で生産される農・畜・林・水産物が「安心・安全・健康・うまい・本物、環境・循環」をキーワードとしての銘柄が確立され、そして、市民の所得向上につながるものと考えております。

このようなことから、「志布志ブランド」の認知度を高めるための情報発信になお一層努めるとともに、引き続き市民の皆様と様々な日本一づくりを確実に達成するための施策を実践してまいります。

地方創生事業とも連動することとなりますが、志布志市の産業振興の源の一つは、何と云っても志布志港の発展であります。平成23年5月に国際バルク戦略港湾に指定されましたが、その後、管理者である県とともに、特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けるべく、国に更に強く要望を重ねているところであります。

現在、志布志港、新若浜地区の背後地に整備を進めております臨海工業団地の一部が4月以降分譲できる運びとなりましたので、魅力ある要件を整え、多方面にわたって強力で販売を促進し、企業進出が果たせるよう努めてまいります。また、港に至る都城志布志道路の整備促進についても、要望を重ね一日も早い全線開通を目指してまいります。

私は、志布志市の将来像であります「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために、誠心誠意全力を傾注する覚悟でありますので、これまで同様、議会の皆様をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、志布志市振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って御説明申し上げ、施政方針といたします。

まずはじめに、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてであります。

志布志港につきましては、ポートセールスに加えて、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」の活用等により、利用促進に努めてまいります。

平成26年度志布志港の国際コンテナ貨物取扱量は、原木の輸出が大きく伸びる等、前年比7%増加し、速報値ではありますが、9万3,643TEUと3年ぶりに9万TEUを上回ったところです。引き続き、10万TEUを超えるよう、官民一体となり、ポートセールス並びに利用促進に取り組んでまいります。

一方、「国際バルク戦略港湾」につきましては、県が中心となり、民間事業者と整備実現に向けた調整を行っているところです。本市としましては、国・県・関連企業と連携し、大型バルク船に対応した港湾計画の変更と早期事業化及び特定貨物輸入拠点港湾への指定に向けて、要望活動等に取り組んでまいります。

また、国内定期航路につきましては、志布志～大阪を結ぶ「フェリーさんふらわあ」について、県や大隅総合開発期成会等の利用促進事業と連携を図り、旅行エージェントとの企画ツアー、修

学旅行、スポーツ合宿等、旅客の確保に努め、志布志航路の更なる利用促進に取り組んでまいります。更に、航路の維持存続に必要な不可欠である新船の導入についても、利用促進と絡めた要望活動に関係機関と一体となって努めてまいります。

東京～沖縄を結ぶ「マルエーフェリー」につきましては、昨年末の新船導入に続き、年内に2船目を導入するなど、利便性がますます充実される見込みです。

東九州自動車道は、新直轄方式により、志布志～末吉～財部間48km、清武～日南間28kmの事業が進められています。鹿屋串良～曾於弥五郎間が昨年12月21日に供用開始され、志布志市内では、橋りょうや道路横断箇所の工事が始まりましたが、いまだに日南～串間～志布志間は基本計画区間のままであり、本市では国に事業区間の整備促進と、日南～志布志間の整備区間への早期格上げを要望してまいります。

都城志布志道路は、全体で5区間13.4kmが開通し、志布志市内では、有明北～志布志間で橋りょう工事や盛り土工事が進められております。志布志～志布志港間については、用地買収が進められ、県境部の末吉道路は用地買収に着手したところであります。

都城志布志道路建設促進協議会では、防災・経済・医療の道として、国、県や関係機関に要望してまいります。

国道220号については、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。

県道の整備につきましては、本市の幹線道路であり、第2次緊急輸送道路でもある志布志有明線の野神工区の早期事業完成を促進するとともに、他の路線についても積極的な要望活動を行い、地域間各差の是正に努めてまいります。

また、高規格道路の関連事業として、市道香月線、吉村山之口1号線の道路改良整備をしてまいります。

都市計画に関しましては、平成25年度実施の「用途指定概算業務」の結果を踏まえ、市街地の周辺部である通山地域の国道220号沿線は、住宅や商店が建ち並び、今後も発展が見込まれる地域であり、将来を見据えた具体性のある都市づくりと、その実現に向けての用途地域の指定を行い、計画的なまちづくりを進めてまいります。

また、都市計画道路「関屋線（県道志布志福山線）」については、引き続き、志布志インターチェンジまでを整備してまいります。

情報化の推進につきましては、平成24年に策定しました「志布志市情報化基本計画」に基づいて、各種施策の実行ある取り組みを展開するとともに、電子自治体の一層の推進と、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の様々な分野での利活用策について、補助事業や民間活力等の動向にも十分注視しながら、調査・研究してまいります。

また、平成28年1月から利用が開始されます「社会保障・税番号制度システム」、いわゆるマイナンバー制度に係る各種システムの整備も進めてまいります。このマイナンバー制度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号を付与し、効率的に情報の管理を行い、他の機関と

の間で迅速かつ確実にやり取り「情報連携」することができるというもので、この制度に対応する基幹システム等の改修と制度開始に伴うシステムの導入に行っておりまいます。

なお、毎年度実施しております転入者等からの行政告知放送端末の設置要望につきましては、引き続き市単独事業により、設置促進を図っております。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

本市の公営住宅につきましては、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替、ストック改善、修繕及び用途廃止を年次的に行っているところであります。また、沿岸部における公営住宅の整備については、津波の影響も懸念されることから、県や市の地域防災計画の内容を十分考慮し、今後も慎重に検討を重ね、高台にある宮脇団地を優先に整備を進めてまいります。

平成24年度に経済対策として取り組んだ住宅リフォーム助成事業については、平成26年度から3年間という終期設定のもとに引き続き取り組んでおります。また、景気の底上げにつながるよう環境対策や高齢者対応、さらに住宅の耐震診断助成と、耐震改修工事の助成を新たに加えることにより、安心、安全な住まいなど、良質な住宅ストックの形成と、利用の促進に努めてまいります。

定住交流の推進につきましては、移住定住促進事業により、対象地区に市外から新たに住宅を新築または購入し、移住定住された方に補助金を交付して、本市への移住定住の促進に努め、中山間地域の活性化と均衡ある発展を図っております。

また、平成26年度に土地購入した泰野地区の定住促進住宅用地の造成工事を行い、年度内に分譲開始する計画であります。更に、市内の空き家を活用した空き家バンク制度に引き続き取り組んでまいります。

水道事業につきましては、合理的で健全な運営体制を構築しながら、水質管理を含め、水道施設の耐震化及び老朽管対策を推進しております。

更には、本年度は一部水道未普及地域の解消を行い、安心・安全な良質で安定した水の供給を図っております。

環境行政の推進につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉のもと、市民と行政の共生・協働により確立された本市の廃棄物管理の適正な推進に努めるとともに、市民の協力をいただきながら資源化率の向上、更なる埋め立てごみの減量化に取り組んでまいります。

「志布志モデル」につきましては、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業による「サモアを中心とした太平洋州における志布志モデルの推進」を引き続き展開し、サモア国、バヌアツ国に対して、適正な廃棄物管理に関し、本市の持つ知識や経験を生かして、国際貢献も進めてまいります。

サンサンひまわりプランの推進や地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、「おじゃったもんせクリーン大作戦」などにつきましては、引き続き多くの市民の皆様の御協力をいただきながら取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、庁舎及び各家庭で簡単に取り組める緑のカーテン設置の推進

を図るとともに、ライトダウンコンサートの実施を通して、市民の温暖化対策への意識啓発を図ってまいります。

共同墓地の管理につきましては、墓地管理台帳に登載された共同管理の水道利用に係る基本料金の一部の助成により、地域負担の軽減を図るとともに、共同墓地の適正な管理を支援してまいります。

水保全の取組につきましては、本年度も水保全の必要性和重要性を啓発するとともに、さらなる意識の啓発・高揚を図るため、「志布志市水保全シンポジウム」を開催してまいります。また、「志布志市河川浄化対策連絡協議会」を核として、各協議会と更なる連携強化を図り、市内4河川の浄化に向けた情報交換、情報共有に努めてまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

そして、市民、事業所、あるいは各種団体など、各主体が「環境に優しいか」を行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する「取組」がいっぱいある志のあふれるまちを目指してまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、昨年度に引き続き、災害への備えや発生後に中心となる自主防災組織の育成・強化を図るため、研修会や防災訓練に要する経費、資機材の整備に要する経費につきましては、その経費を助成する事業を実施し、また防災講演会の開催等により、住民の防災意識の高揚を図り、更なる地域防災力の強化を図ってまいります。

あわせて、消防団につきましても、研修や訓練を通じ、消防団員の資質向上を図りながら、円滑な地域防災活動ができるよう、消防施設等の整備を行い、地域防災力の充実強化を図ってまいります。また、昨年度新たに任命しました女性消防隊につきましては、火災予防の啓発活動の充実を図り、消防・防災への女性の参画を図ってまいります。

防災につきましては、引き続き本市の防災対策の基本方針を示す地域防災計画について、国や県の見直しの反映や災害・被害の想定などを踏まえた改定を行い、防災対策の総合的な推進を図ってまいります。

特に、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震による津波発生時等の迅速な避難に資するため、避難経路に太陽電池パネルを活用した再生可能エネルギー設備によるソーラーライトを整備し、また、地震・津波避難訓練の実施などにより、住民の迅速な避難や防災関係機関の連携を強化し、災害対応の円滑化を図ってまいります。ほかにも災害時における情報伝達手段の一つである防災行政無線同報系のデジタル化整備につきましては、一昨年度、昨年度の有明・松山地区の整備に引き続き、本年度の志布志地区の整備により、事業が完了するところでございます。あわせて、医療・福祉施設等の災害時要援護者施設の津波被害の予想される沿岸部の事業所等にデ

デジタル対応型の防災行政無線個別受信機を整備し、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、防犯協会と連携し、うそ電話詐欺を始めとする特殊詐欺への被害防止方法や地域安全パトロールなど、声掛け、見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに、広報紙やホームページ、メール配信や行政告知放送端末を活用した啓発活動に努めてまいります。

また、ボランティアの方々の御協力をいただきながら、犯罪の発生率、特に青少年の非行についても発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者や子供の交通死亡事故が増加傾向にあることから、警察や交通安全協会と連携し、研修会の開催などによる交通安全教育を実施し、あわせて運転者の安全運転意識の高揚、シートベルト着用の徹底、飲酒運転根絶を目標に交通事故防止の啓発活動に努めてまいります。特に、運転に不安を感じる高齢者の方々は、運転免許自主返納支援事業による免許証返納を促し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図ってまいります。

また、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

消費者行政につきましては、近年多種多様化する悪徳商法をはじめ、インターネットの普及によるトラブル、商品やサービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じ、問題解決を図ってきておりますが、各イベント時、市内関係機関と連携し、高齢者を中心とした啓発活動等を行ってきたことで、問題解決が図られ、年々相談件数も減ってきております。今後も「被害を未然に防ぐ活動」に積極的に取り組み、安心した消費者生活の確保に努めてまいります。

○議長（上村 環君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

—————○—————

午後0時03分 休憩

午後1時09分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○市長（本田修一君） 施政方針。第3に、大地の力と海の恵みを生かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な誘致対策に努めております。また、市内の既存企業に対しましても、工場増設や新たな分野への進出を検討する企業への支援を行い、雇用拡大に努めているところです。

志布志港新若浜地区の背後地に整備を進めております工業団地につきましては、都城志布志道

路の臨港道路など、志布志港周辺で整備が進む関連事業とも連携し、物流アクセス面で優位となる工業団地であり、完成すれば、約6.7haの分譲地への企業誘致が可能となるものです。現在、数社から問い合わせがございしますが、安楽川沿いにある1工区、約3.3haの分譲地を平成27年4月以降に分譲開始する予定であり、平成28年度から分譲開始予定の2工区、約3.4haの分譲地も含めて、地元雇用拡大や地域経済の発展に寄与する食料品製造業をはじめとする関連産業や物流倉庫業等の港湾関連企業に働き掛けを行い、地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興につきましては、まず、地域農業を支える「人」の育成確保について、高齢化に伴い、担い手が減少し、持続的な営農の維持ができなくなっている地域も現れつつあります。このような状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、今後も就農相談から就農経営定着まで、きめ細やかな支援を国や農業協同組合等と連携し、地域の総力を挙げて、地域の中心経営体へと育成確保を図ってまいります。

「青年就農給付金」や市単独事業である「新規就農支援金」、農業公社の研修事業、地域で作成している「人・農地プラン」等を活用しながら、地域の担い手に農地集積集約化を図る「農地中間管理事業」に引き続き取り組んでまいります。

また、本市の農村の魅力を活用し、交流人口の増加を図るために、本年度も引き続きツーリズム事業に取り組んでまいります。現在、都市部からの修学旅行生を対象とした農家民泊の受け入れと、一般観光客を対象とした日帰り農業体験や農家民宿での宿泊受け入れを推進しており、平成26年度におきましては、320名の受け入れを行っています。本年度は、更に体験の「内容」や「質」を充実させ、農業以外の分野とも連携した総合的な「志」ツーリズム事業を推進してまいります。園芸振興につきましては、本市の広大な農地と温暖な気候を生かし、消費地に信頼される力量ある産地づくりに努めてまいります。

まず、施設園芸では、平成26年度に全国農業普及活動高度化研究大会で、曾於畑地かんがい農業推進センターが農林水産大臣賞を、JAそお鹿児島のパーマン専門部会が日本農業賞の集団組織の部で大賞を受賞されるなど、全国的な活躍を見せているパーマンの生産拡大を図るため、施設整備の支援を行い、新規農業者等の就農体制の構築を図ってまいります。また、いちご等他の作物につきましても、産地地域基盤の強化と銘柄の確立に努めたいと考えております。露地野菜では、近年キャベツ等の生産量が増えつつあり、野菜洗浄機械等の導入により、収穫野菜の高品質化や高付加価値化につながり、今後作付面積が増え、拡大されていくことが予想されております。

これらの推進を図るために、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」等の国、県補助事業を積極的に導入し、市単独事業を含めて生産基盤を整備し、農業所得の向上による農家経営の安定、産地の維持拡大を図ってまいります。

また、最近の報道において加工食品への異物混入等多数見受けられるように、消費者にとっては食の安全への関心がますます高まってきており、農産物においても食の安全に対する取り組み

は不可欠となっております。このようなことからK-GAP（かごしまの農林水産物認証制度）やIPM（総合的病害虫防除）などに積極的に取り組んでいる本市の農産物のPRに取り組んでまいります。

茶業振興につきましては、本市の温暖な気象条件と広大な立地条件を最大限に活かし、生産基盤整備の強化で環境に配慮した生産体制を構築し、生産コストの低減対策や高品質茶生産に努め、各関係機関との連携のもと、茶業経営の安定と管理能力の高い茶業者の育成を図り、農業所得向上を目指してまいります。各種製茶品評会への積極的な取り組みで上位入賞を目指すとともに、産地賞の受賞など、全国に志布志の名声を発信してまいりたいと思います。

なお、生産基盤整備では、国や県の各種補助事業等を活用し、共同利用施設整備など、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」や市単独事業の「茶生産基盤強化対策事業」により、生産や加工流通に対処できる生産組織と産地育成に努めてまいります。

更に、市民の健康管理への意識向上を高めるため、「志布志市茶機能実証事業」の取り組みを継続し、県内外で取り組んでいる自治体と協力し、健康増進につなげるとともに、茶の輸出を促進するため、生産者、流通業者、販売者が一体となって輸出相手国の食品安全基準に対応した生産流通体制を整備し、国内外の販路開拓を視野に入れた取り組みを展開しつつ、茶の消費拡大を図ってまいります。

畑地かんがい事業につきましては、ほぼ事業が終了し、市内のほとんどの地域で畑地かんがい用水を利用できるようになり、水を利用した農業が普及しつつあります。しかし、施設の利用率は必ずしも高いとは言えないため、平成26年度に創設した市単独補助事業を引き続き活用し、利用率の向上へ向けた取り組みを行います。更に、志布志畑地かんがい営農ビジョンにおける推進作物の生産拡大を図るとともに、水利用効果の大きい露地野菜の流通対策についても努めてまいります。

次に、畜産振興につきましては、豪州との経済連携協定（EPA）の発動や環太平洋経済連携協定（TPP）締結に向けた協議が進められ、厳しい環境下での経営が迫られます。

配合飼料をはじめとする生産資材の高騰や肉用牛子牛生産頭数の減少による肥育牛経営の収益性低下などから、国の経営安定対策の拡充が求められています。このような中、肉用牛繁殖経営につきましては、高齢者等畜産奨励金事業の単価見直しや、規模拡大に向けた牛舎整備をこれまで1回限りとしておりましたが、2回目の取り組みができるように改めるとともに、優良種畜の導入支援や農協と連携した肉用繁殖雌牛導入事業を継続してまいります。また、育成技術向上に向けた品評会の支援を行いながら、肉用牛の生産基盤維持に努めてまいります。肉用牛肥育経営につきましては、生産頭数の減少から肥育素牛価格が高止まり、一層の収益性低下が見込まれることから、引き続き素牛の購入支援を行ってまいります。

乳用牛、養豚につきましては、優良種畜の導入支援をはじめ、防疫対策の施設整備に引き続き取り組んでまいります。

家畜伝染病は、いつどこに侵入してもおかしくない状況であることから、消毒資材配布等によ

る家畜衛生管理の啓発や疾病未然防止のための予防接種助成を行いながら、安心・安全な畜産物の供給に努めてまいります。

「ほ場整備」につきましては、野井倉下段地区の区画整理及びパイプラインの利用状況が見られるようになり、他のほ場整備推進地区の参考となっているところです。本年度も引き続き、補完工事や換地処分登記が進められるところであり、本年度で事業が終了する見込みとなっております。

県営中山間地域総合整備事業、志布志地区12団地2用排水施設の整備につきましては、昨年度、2団地の工事が行われました。今年度も引き続き施行同意や関係機関との調整を進め、詳細設計などを細部にわたり地元調整を図ってまいりたいと考えております。

上門地区では、「人・農地プラン」などの農地集積を図ることを重点に、これからの「ほ場整備の在り方」について推進会議や全体説明会も実施したことにより、地元の熱意も更に向上しておりますので、平成28年度新規採択に向けた手続きを進めてまいります。

市が事業主体となる団体営事業では、昨年度から中山間地域総合整備事業、有明地区の4団地の換地業務や実施設計に着手しました。本年度は引き続き2団地について工事着手を目指してまいります。肆部合地区においても、文化財調査や詳細設計など細部にわたり地元調整を図ってまいります。

また、本年度から土地改良施設の老朽化対策として、効率的な維持管理を進めるため、有明大橋前後の舗装打ち替え工事など、ストックマネジメントの活用も意識しながら、機能保全に努めてまいります。

このほか、農業農村活性化や基盤整備促進などとして、用排水施設整備維持管理軽減につながる「ほ場整備」地区内の幹線農道の舗装化など、土地改良施設の機能向上にも努めてまいります。

さらに農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それらを支える地域支援活用として、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）を活用した地域指導型の維持管理に転換が促進されるよう、引き続き関係機関と連携し、啓発活動に取り組んでまいります。

次に、林道につきましては、今後も適正な管理に努め、機能の維持を図るとともに、木材生産量の拡大につながる路線の整備を行ってまいります。志布志町田浦にある（仮称）林道御在所岳線の整備について、平成29年度事業開始に向けて、年次的に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林所有者の高齢化等による山離れに加えて、森林所有者の不在村化で、森林の維持管理が適正になされず、本来、森林の持つ多面的機能の発揮が衰退しつつあるところです。このような中、様々な事業等を導入し、森林の持つ機能発揮に向け、曾於森林組合及び関係機関と連携を密にしながら、確実な整備の推進と維持管理に努め、後世にこの豊かな自然環境を継承できるよう取り組んでまいります。

また、特用林産物（枝物）につきましても、「こころざし花木ブランド」のさらなる知名度アップを図りながら、質・量ともに日本一を誇れる産地形成に向けて、花木生産組合と連携を図りながら、取り組んでまいります。

水産業振興につきましては、引き続き「志布志湾産ハモ」のPR、ブランド化を進めながら、志布志湾における豊富な他の水産資源を活用するため、新たにカキの養殖についても実験を開始しました。これらの可能性を見い出しながら、漁業者の所得向上につながるよう、漁業や関係機関と連携しながら、生産的な漁業活動が行われるよう取り組んでまいります。

次に、商工業振興につきましては、昨年4月からの消費税の増税に伴い、特に個人消費が落ち込み、地方における中小企業者にとりましては、大変厳しい経営状況が続いております。本市におきましては、商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化・魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開・支援してまいります。

特に、本市は海産物・農畜産物に恵まれた「食の宝庫」である利点を生かし、これまで「食・グルメ」による商店街振興を図ってまいりましたが、本年1月に開催された「全国ご当地どんぶり選手権」において、「“志布志発”かごしま黒豚三昧」丼が見事全国第3位入賞を果たしました。今後は引き続き、背白ちりめん三昧丼等と合わせ、ご当地グルメの県内外への情報発信や、その活動の支援、新たなグルメ発掘を図るとともに、地域に根ざしたグルメとなるよう、受け入れ体制の確立を目指し、地域経済へ波及できるよう関係機関と一体となり、「食」のまちづくりに努めてまいります。

「サンポートしぶしアピア」につきましては、一昨年の「ダイレックス株式会社」と「西松屋」の開店に続き、昨年新たに100円ショップ「ミーツ」も開店し、買い物客も増えてきております。地域経済活性化の核となる施設として、市内外問わず更なる出店を誘致し、誘客を促進し、経営の安定と本市のぎわいの場の創出につながればと考えております。

プレミアム付き商品券の発行につきましては、地元消費の拡大、地域経済の活性化が見込まれ、大変好評いただいたところであり、引き続き、本年度も実施して、地域消費の喚起を図ってまいりたいと考えております。さらに本年度は、新たに「店舗リフォーム助成事業」を創設し、市内業者の実用を増やすことで、市内産業の活性化と後継者育成にも力を入れてまいります。

また、7年目を迎えた競艇場外発売場「オラレ志布志」の設置につきましても、本事業が市内外に定着し、売上高、利用者数が増大することにより、本市のまちづくりに役立つものと考えており、本年度も引き続き関係機関との連携を密に行い、PRに取り組んでまいります。

新たに、地元特産品のPRと市内産業の活性を図ることから、ふるさと納税寄附者に対しまして、本市の様々な魅力ある特産品を贈呈してまいります。

観光物産の振興につきましては、志布志市観光振興計画に基づき、これまでの見る観光から志布志市に訪れる人を喜んで迎えて、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながら共に喜べるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行ってまいります。そのために、市民・市民団体・観光特産品協会・商工会・市内観光関係業者、行政が役割を担いながら連携し、観光のまちづくりを推進してまいります。

また、志布志市観光特産品協会が主体的に実施するイベントである観光地の魅力を創出する「魅力ある観光地創出事業」や自衛艦等の志布志港への寄港を誘致し、経済振興を図る「志布志港寄

港促進事業」のほか、歴史&アートプロジェクトや、お釈迦まつりグルメ通り事業による「グルメにぎわい通り創出事業」などに対して補助金を交付し、観光や物産振興を図ってまいります。

まちあるき観光推進への取り組みとして、歴史を活用した観光を推進するため、昨年取得しました民間企業跡地に鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業と連携した駐輪駐車場の整備を進めてまいります。

また、体験型観光事業の推進といたしましては、市内にあふれる歴史建造物等を活用した体験プログラムや観光ルートの充実を図り、本市でしか体験できないニューツーリズムに取り組んでまいります。

現在、総合観光案内所を設置しているJR志布志駅は、これまで志布志を訪れる観光客のおもてなしの玄関口として活用してまいりましたが、今後は、駅を地域のにぎわいの中核として、また市民が寄り添い、豊かな時を過ごせるような駅をイメージした志布志駅舎整備事業を進めてまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう引き続き連携してまいります。

観光物産宣伝に関する取り組みとしまして、志布志の魅力大キャンペーン事業を志布志市観光特産品協会へ委託し、鹿児島市での観光物産キャラバンや、志布志の特産品を活用した志布志フェアの実施や志布志の彩り情報誌の発行など、志布志の観光物産情報を総合的に宣伝してまいります。

また、志布志市公認キャラクター第1号である「志武士ししまる」を最大限に活用し、市内外で行われる各種イベント等で、志布志の魅力を伝えてまいります。

観光客誘致に関する取り組みとしまして、フェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿等の誘致を図り、関西地区のほか、福岡地区の大学や旅行エージェントなどへのセールス活動、また、海外からのスポーツ合宿誘致活動を積極的に行い、体育施設、宿泊施設の閑散期に呼び込み、経済効果を高める取り組みを実施してまいります。

スポーツ合宿に対する支援として、民間主体の関係団体で組織する「スポーツ団体誘致推進協会」を中心に、受け入れ体制の充実を図るとともに、合宿奨励金の交付や大会主催者等へのサポートを行うことにより、宿泊を行う合宿や大会等の誘致を図ってまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市の観光入込客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつり」の四つの祭りを市民の皆様が主体的となり、知恵と汗を出し合い、地域と協働して実施することで、より個性的で、より魅力あるのイベントとなるよう取り組んでまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は少子・高齢化の進展とともに確実に変化することが予想されますが、本市においては、市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのために、様々な施策を実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方が生活を営んでいる地域社会が安心して住みやすい場所となるよう、志布志市社会福祉協議会をはじめ社会福祉団体等と連携し、地域活動を通じた生きがいと仲間づくり、健康づくりを目的にしたふれあいサロン活動事業等、福祉事業の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、国が進めております「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートすることに伴い、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の普及、放課後児童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡充するなど、子育て支援の拡充を図ってまいりますとともに、引き続き保育園施設整備への支援も行なってまいります。

障がい福祉につきましては、平成25年4月に改正された「障害者総合支援法」により、障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住するすべての人が共生・協働しながら暮らすことができる地域社会づくりを進めてまいります。

本年度からは、障がい者施設の指針となる「障害者計画及び第4期障害福祉計画」に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の構築と施策の推進に努めてまいります。

また、本市と曾於市、大崎町の2市1町で設置している「そお地区障がい者相談支援センター」のさらなる充実を図り、障がい者への相談支援や自立支援に努めてまいります。

生活困窮者自立支援制度についても、本年度より開始されることから、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給を行ってまいります。

次に保健事業につきましては、高齢化の進展や医療技術の進歩、並びに介護サービス等の充実等により、医療、介護の給付も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計への事業推進は、被保険者の保険料（税）収入に限られる中、非常に厳しい財政運営を強いられております。

このような中「健康」は市民が豊かな生活を送る上で、最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の観点からも、一人ひとりが生きがいを持って健康づくりに取り組んでいただくことが大変重要であると考えております。

昨年度改定しました健康増進計画「健康しぶし21」の基本理念である「ささえあい 笑顔がつながる 健康なまち」を目指し、自助・共助・公助による「健康づくり日本一のまち」につながるよう、より効果的な事業を展開してまいります。

生活習慣病の早期発見・早期治療を目指して始まった特定健康診査・特定保健指導につきましては、本市が目指す70%を達成するため、健康づくり推進員、職員等による受診勧奨を実施し、集団健診の充実を図るために、情報提供につながるための資料収集に努めてまいります。

また、市民の皆様が日頃から取り組む自主的な健康づくりの推進を目的とした特定健診や、がん検診、各健康教室や健康に関する出前講座、市の主催する健康づくりイベント等への参加者に対して、ポイントを付与する「健康マイレージ事業」の充実・拡充に努めてまいります。

また、引き続き、志布志市の健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、

並びに筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」や健康ウォーキングイベント開催等により、日常の持続的な運動と食育による健康づくりの促進に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を継続して実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供をつなげてまいります。

また、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児1歳6か月、3歳時健診や各種相談等を行い、少子化対策として、妊娠・出産に係る経済的に不安を軽減するため、妊婦健康診査の公費負担を継続して取り組んでまいります。

不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしており、今後も少子化対策に努めてまいります。

予防事業につきましては、引き続き乳幼児等の定期予防接種事業費用の全額補助を行い、疾病予防及び子育て支援に取り組んでまいります。なお、インフルエンザ予防接種費用の一部助成につきましては、乳幼児から高校3年生に相当する年齢までの児童生徒と65歳以上、または政令で定める障がいのある60歳以上の高齢者に限り費用の一部助成をし、インフルエンザの集団感染予防に努めてまいります。

また、予防接種につきましては、昨年度から全面的に個別接種に切り替えて実施していますので、接種可能な医療機関の紹介や適正な時期の予防接種の必要性について保護者へ周知してまいります。

救急医療事業につきましては、休日や夜間の時間帯に体調が急に悪くなったりして医療機関を探される場合に備え、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく、夜間急病センターの運営等、各医師会や構成市町等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

また、入院治療を必要とする重傷救急患者に対する医療の確保につきましては、本年4月に都城市郡医師会病院が現在の場所から都城市沖水地区に開院しますが、曾於地域にとりましては、救急医療に対する拠点病院としての曾於医師会立病院の充実や、老朽化が進んでいる医師会立有明病院をどうするかといったことが問題となっており、引き続き曾於地域医療確保対策協議会で、地域の医療体制の基本計画策定について協議してまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の基本理念、「共に支え合い 生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、今後迎えることとなる超高齢化社会の中で、住み慣れた地域での市民や高齢者一人ひとりが地域や生活の中で互いに役割を持ちながら、社会参加ができる安心して暮らせる自助・共助の環境づくりと、地域の多種多様な生活支援サービス等の確立に努めてまいります。

また、あわせて医療と介護連携の整備の観点から地域包括ケアを推進し、介護保険や高齢者施

策の各事業展開を含め、それに関わる他職種等の連携強化が図られるよう努めてまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、健康づくりや介護予防を継続して進めてまいります。また、今後は人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくことができるよう努めてまいります。また、専門職を生かして自立支援を推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤という構造問題を解決するため、国は、平成30年度から都道府県が保険財政の運営主体となるよう、改革を進めており、国民健康保険制度の安定化を図っております。この改革において、市町村は引き続き国民健康保険税の徴収、資格管理、保険給付の決定及び保険事業等を行う予定となっております。さて、本市の国民健康保険税の収入は、微増で推移しておりますが、基金も枯渇し、一般会計からの法定外繰入金を繰り入れするなど、依然として国民健康保険の運営は非常に厳しい状況であります。

被保険者数が減少していく中で、1人当たりの医療費は医療の高度化に伴い、増加していることから、適切な医療費適正化対策を進めてまいります。

また、特定健診の受診率は、平成25年度で51.7%になっており、順調に受診率は上昇しておりますが、目標の受診率に届いていないことから、引き続き、特定健診の受診率向上に努めてまいりたいと思っております。

さらに、国民健康保険の運営状況等の情報も、昨年度に引き続き、広報やホームページ等を活用し、周知してまいります。

今後も、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、健全で安定した国民健康保険の事業運営に努めてまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つすばらしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさ、学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

本市教育行政の総合的かつ計画的な推進のため、本年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする後期教育振興基本計画を策定したところであります。この計画に基づき、本市、「志のあふれるまち」を基本理念として、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させる「志を高める」教育を更に推進してまいります。

今日、教育委員会制度の様々な課題が指摘される中、教育の政治的中立性、持続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から施行されます。新教育委員会制度では、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置し、あわせて総合教育会議の設置と、大綱策定を首長の権限とし、首長の役割が明確化されたものでありま

す。本市教育行政の公正かつ適正な推進のために、総合教育会議において、私と教育委員会が協議・調整することにより、教育に関する施策の方向性を共有しながら、本市の教育振興に努めてまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子供を育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上といった知・徳・体のバランスの取れた教育を推進することが重要であります。

特に、先人から引き継がれてきた親に感謝する心、高齢者を大切にする心、尊敬の念を持って地域を大切にする心、我慢する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。

さらに、本年度から県下で土曜授業が本格的にスタートすることになり、本市においても10月からスタートをします。保護者、地域住民、関係団体等の理解を得ながら、学校及び児童生徒が円滑に土曜授業を開始できるように取り組んでまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で把握するとともに、事業の充実、中学校問題作成委員会の設置、中学校学力アップ事業、学校応援団事業による地域人材の活用、学校外での学力アップの支援施策の実施や教育講演会等による教職員の資質向上を図ることなどにより、基礎的・基本的な事項の確実な定着や知識・技能を活用する力の育成に努めてまいります。

また、学力向上日本一を目指した教育の推進のために、昨年度に設置した「志布志市児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会」において、本市の教育の在り方を検討し、検討された方策を実践するとともに、成果を検証しながら、志あふれる人材の育成と学力向上に取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳教育の充実を図り、心いきいきあいさつ運動や読書の習慣化に向けた家読（うちどく）運動や学校、家庭、地域で実践するとともに、不登校や問題行動等の早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、昨年度に策定した「市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）を設置し、いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携を図りながら、いじめ問題の解消にも取り組んでまいります。

たくましい体の育成につきましては、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校及び食育の充実を推進してまいります。

さらに、「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業における研究指定校となった「香月小（H23、24）、野神小（H26、27）」の取り組みを全学校に普及させることで、運動に対する関心・意欲の高揚を図り、運動機会を確保し、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとして

もに、災害発生時には、地域住民の避難場所として活用されるなど、重要な役割を担っております。本年度は、耐震補強事業の最終年度として、香月小学校及び伊崎田小学校の校舎並びに松山中学校の体育館の耐震補強・改修工事を実施するとともに、各小・中学校体育館の天井材、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を行うことによって、すべての小・中学校の校舎及び体育館の耐震性能が確保されるところです。

また、引き続き老朽化の著しい校舎及び体育館につきましても優先度の高いものから計画的に改修を行うことにより、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食は、志布志センターと松山センターの2か所で提供しておりますが、松山センターにつきましては建設後25年経過し、経年劣化等による設備更新及び施設改修並びに、学校給食衛生管理基準への対応が課題となっております。一昨年から両センターの統合に向けて、調査・検討しておりましたが、学校給食衛生管理基準を遵守し、さらなる衛生管理を推進し、安心・安全な学校給食を提供するために施設の統合を進めてまいります。

本市の生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも どこでも だれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

まず、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進に向け、家庭、学校及び地域の架け橋の役割を担う、PTA活動の充実を図るとともに、関係する期間及び団体と連携を密にしながら、PTA組織の育成・支援に取り組んでまいります。

家庭の教育力の向上につきましては、小・中学校との連携により家庭教育学級の充実を図るとともに、保護者へ啓発活動や講演会、研修会の充実を努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年研修事業やジュニアリーダークラブ等における体験活動の充実を図ってまいります。また、青少年育成の日の啓発活動に努めるとともに、地域活動の充実や土曜体験広場事業を強化するなど、地域全体で心豊かでたくましい青少年育成のための環境づくりを進めてまいります。

次に、生涯にわたって学べる環境づくりと、スポーツ・文化の振興を図るため、ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティアの推進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、生涯の各時期に応じた効果的な学習環境づくりを進めるとともに、社会教育関係団体の育成支援に努めてまいります。

生涯学習につきましては、NPO志布志生涯学習センターと連携し、市民総参加の「生涯学習フェスティバル」の開催をはじめ、生涯学習講座の受講生3,000人を目標に魅力ある講座の開設及び市民への広報活動に取り組んでまいります。

さらに、開校12年目を迎えた創年市民大学は、創年と子供の積極的な交流やカリキュラムの充実を図るとともに、自主研究グループの自立した活動を促進してまいります。

公民館及び図書館につきましては、一層の利便性の向上に努めるとともに、図書館につきましては、「図書館へ行こう！」をキャッチフレーズに、調べ学習などのリファレンスサービスの充実を図るとともに、おはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業を展開し、本好きな子

供を育てる環境づくりに努めてまいります。

また、高齢者交通弱者等への移動図書館車による図書の宅配サービスを拡充し、図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めてまいります。

「志ふれあい交流館」につきましては、図書館事業と連携し、子供から大人まで、いつでも誰でも楽しく語り集える交流の場として、広く活用してまいります。

スポーツの振興につきましては、市スポーツ振興計画に基づき、計画の基本理念である「志あふれる生涯スポーツのまち」の実現に向けて、市体育協会と、スポーツ推進員との連携を密にし、すべての市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

また、市民誰でも、いつでもどこでも気軽にスポーツレクリエーションに楽しめる環境づくりのため、各地区の運動施設の整備、充実に努め、県が提唱している「マイライフ・マイスポーツ運動」を推進してまいります。本年度は、城山総合公園テニスコートを3面増設するなど、競技力向上と、スポーツ合宿誘致への積極的な対応を図ってまいります。

文化・芸術活動の促進につきましては、自主文化事業の維持・拡充と、関係団体との連携による市総合芸術祭の活動支援など、鑑賞・発表機会の充実に努めてまいります。さらに青少年を対象にした「青少年音楽祭」や「青少年芸術鑑賞事業」を開催することにより、文化・芸術活動への関心を高めるよう努力してまいります。

また、10月から11月にかけて本県で開催される第30回国民文化祭につきましては、全国に本市をアピールできる絶好の機会と捉え、志エッセイフェスティバルを開催いたします。

地域文化の継承につきましては、地域との連携、協力を深めながら保存団体の活動を支援するとともに、本年度は民俗芸能大会を開催するなど、公開、発表の場を提供いたします。

また、来年1月には合併10周年を迎える中で、これまで培われた歴史・伝統・文化を後世に継承していくために「市史編さん準備委員会」を設置し、平成32年度の発刊を目標に編さん作業を進めてまいります。

文化財の保存・活用につきましては、東九州自動車道及び肆部合地区の区画整備事業に伴う発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保存と事業の円滑な推進を図ってまいります。

また、志布志城史跡公園の保存整備につきましては、今後約10年をかけて整備する方針を定めたところであり、本年度は、斜面保護対策工事及び内城跡本丸部分の未取得用地の公有化を進めてまいります。

さらに、郷土の自然、歴史及び文化を学ぶ機会の拡充を努めるとともに、埋蔵文化財センターを歴史学習の拠点施設として、積極的な活用を図ってまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりを実践するためには、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティアNPO、企業などの様々な団体やグループが共通の目的を達成するため、連携、協力し、地域のことは地域で解決できるような地域社会を形成することが必要であります。

そのため、市内のNPO団体の等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や「共

生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。また、地域社会での取り組みとして、評価、実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、市内全地域で活発な取り組みがされておりますが、活動内容の充実を図り、地域の活性化に結びつくように引き続き支援し、「元気なまちづくり運動」をより一層推進してまいります。本年度からは、地域ブランドや地場製品の開発・PR等の地域おこし支援をはじめ、農林水産業への従事など地域協力活動を行いながら、地域への定着並びに地域活性化を図るため地域おこし協力隊事業に取り組んでまいります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、市政に関する市民の御理解と御協力が必要不可欠であります。

また、市民の皆様の御意見を市の施策に反映するためにも、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・公聴活動を積極的に行い、市の施策や様々な活動を広く周知し、市民の皆様が行政情報を共有していただくことが大変重要であると考えております。

広報・公聴活動におきましては、市報しぶしや市内各戸に設置してあります行政告知放送端末、ホームページ、ケーブルテレビ放送を積極的に活用し、効果的な広報活動を実施しながら、市長への便り、ホームページの意見箱などのほか、ふれあい移動市長室で、市内各地を巡回して、地域の課題や問題点、行政に関する率直な御意見、提案等をお聞きしたいと考えております。

男女共同参画への取り組みにつきましては、男女共同参画社会の実現に向けて、「第2次志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」や、「志布志市DV対策基本プラン」に基づき、女性の人権の確立を目指す環境整備や教育、学習の推進及び啓発など、あらゆる分野への男女共同参画の促進を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

国と地方の役割分担が見直される中、市民ニーズの更なる多様化など、急激な環境の変化に迅速に対応するために、志布志市としての特長を生かした自主性や自立性の強化を図りつつ、引き続き効率的で効果的な行政サービスの提供を推進してまいります。

また、平成18年に策定した10年間の行財政改革の基本方針を定めた、志布志市行財政改革大綱が本年度で終了することから、将来にわたって持続可能な行政運営を目指すため、志布志市行政改革大綱の見直しに着手するとともに、行政課題に適切に対応するための更なる業務改善能力のスキルアップ及び業務の平準化を図るための行政組織の再編に取り組み、継続的な行政改革の推進に努めてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と振興計画に基づき、各分野における方策について申し述べましたが、「志のあふれるまち」を基本理念として、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、これまでの様々な日本一を目指した取り組みを更に進化させ、市民の皆様が、この志布志市に誇りと愛着が持てるまちとなるよう、日本の先頭を切って、志布志市の地方創生に邁進し、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念のもと、「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を職員一丸となって進め

てまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。
引き続きまして、平成27年度当初予算（案）について説明を申し上げます。

本市の当初予算編成にあたりましては、国の経済再生と財政再建の両立に向けた影響や、自主財源の伸びが見込めないこと等による歳入の伸びが期待できない一方、少子高齢化等により、着実に増加しつつある扶助費などの義務的経費や他会計への繰出金等、固定的な経費の増加により、平成27年度においても、厳しい財政運営となることを認識しながら、予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は201億4,000万円となり、前年度と比較しますと20億4,000万円、11.3%の増となっております。これは、前年度が骨格予算であることをはじめ、国・県の補助事業等が増額になったこと等が主な要因でございます。

雇用の確保や必要な景気対策として、継続的な普通建設事業・施設整備事業・振興事業・運営事業に係る負担金補助金については、市長査定を実施のうえ、予算計上したところでございます。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

まず、自主財源の柱となる市税につきましては、昨年度終了しました全棟調査や、3年ごとに実施される土地の評価替え及び太陽光発電に代表される償却資産等の固定資産税が1,900万円増額となったこと等から1.1%増の31億1,918万4,000円、地方交付税は、国の定める地方財政計画や平成26年度の交付実績等を勘案し、1.1%増の74億1,400万円、国庫支出金は、保育所運営事業、社会資本整備総合交付金事業等を計上したことにより14.8%増の27億9,436万4,000円、県支出金は活動火山周辺地域防災営農対策事業等を計上したことにより、33.4%増の16億2,642万1,000円、繰入金は、財源調整のため、財政調整基金繰入金を2億9,368万6,000円増額したほか、減債基金、施設整備事業基金、地域づくり推進基金繰入金等68.3%増の13億297万6,000円、市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等34.3%増の22億9,280万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

議会費は、0.6%増の総額1億9,416万4,000円計上しております。総務費は7.6%増の26億7,151万円計上しております。

財務課関係では、水道未普及地域解消事業出資金として、2,975万円計上、企画政策課関係では、都市から移住した住民を市が委嘱し、地域への定住及び地域の活性化を図る地域おこし協力隊事業に、2,865万9,000円、ふるさと納税寄附者に、寄附金額に応じた特産品を送付するふるさと納税特産品事業に396万4,000円計上。

情報管理課関係では、地域情報通信基盤整備推進事業により整備された通信設備の活用を促進するための通信設備活用事業に610万7,000円。

税務課関係では、ご当地ナンバープレート作成事業に102万9,000円計上しております。

民生費は、3.0%増の68億56万2,000円計上しており、障がい者の自立を促進するための自立支援給付費支給事業に8億1,763万2,000円、保育所運営事業に14億5,661万7,000円計上しております。衛生費は2.5%増の12億9,292万6,000円計上しております。

市民環境課関係では、家庭から排出される一般ごみ、生ごみ、草木、資源ごみ等の適正処理、減量化及び再資源化を図る、ごみ収集運搬処理業務委託事業に2億6,234万4,000円計上、保健課関係では、市民の生活習慣病予防のため、健康づくり支援や健康診断受診率向上を図る元気はつらつ市民健康づくり事業に、147万1,000円計上しております。

農林水産業費は45.2%増の16億552万4,000円計上しております。

農政課関係では、桜島の降灰防止対策として、被覆施設等を導入し、野菜や茶の生産性及び品質の向上を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業に1億6,545万6,000円計上。

畜産課関係では、畜産農家の規模拡大に伴う、畜産施設整備の支援、畜産経営の環境保全を図る畜産施設整備支援事業に1,340万円計上。

耕地林務水産課関係では、中山間地域の小規模な水田を区画整理することにより、意欲のある農家の生産性向上を目指す中山間地域総合整備事業に1億4,577万円計上しております。

商工費は、1.7%増の4億5,723万3,000円計上しております。おもてなしの玄関口として活用しているJR志布志駅を整備する志布志駅舎整備事業に372万6,000円計上しております。

土木費は、25.6%増の15億5,046万1,000円計上しており、市道の改良や橋りょう長寿命化修繕に取り組む社会資本整備総合交付金事業に4億1,500万円、現在ニーズに合った安心・安全に暮らせる住宅の建て替えや維持のための公営住宅ストック活用事業に2億3,737万円計上しております。

消防費は、21.6%増の8億5,417万6,000円計上しております。平成25年度から3年間の継続費を設定し、平成27年度は志布志地域の整備を実施する防災行政無線同報系デジタル化整備事業に3億2,300万円、津波発生時の迅速な避難を図る津波避難用ソーラーライト設置事業に550万8,000円計上しております。

教育費は、44.6%増の20億4,714万2,000円計上しております。教育総務課関係では、小学校及び中学校の天井材や照明器具等の非構造部材の耐震対策、屋内運動場、天井等落下防止工事に小中学校合わせて、6,200万円計上、学校教育課関係では、不登校となった児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立を支援する自立支援事業に323万7,000円、生涯学習関係では、今年度開催されます国民文化祭実行委員会開催事業に、412万4,000円計上しております。このほか、災害復旧費に1,459万7,000円、公債費に26万3,170万5,000円、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算について御説明申し上げます。

2、国民健康保険特別会計予算。

まず、国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ53億1,201万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、7億8,121万3,000円、17.2%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億4,140万円を計上しております。国庫支出金14億6,008万5,000円、療養給付費等交

付金 1 億6,059万円、後期高齢者交付金 7 億7,908万5,000円、県支出金 3 億402万1,000円、共同事業交付金12億2,825万5,000円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、保険基盤整備繰入金として 2 億177万3,000円、事務費等繰入金2,400万円、出産育児一時金等繰入金1,736万円、財政安定化支援事業繰入金6,342万6,000円、その他繰入金 1 億2,000万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費を31億2,513万4,000円計上しております。内訳としましては、一般被保険者療養給付費25億3,600万円、退職被保険者療養給付費 1 億2,700万円、一般被保険者高額療養費 3 億6,400万円、出産育児一時金2,605万4,000円等となっております。

後期高齢者医療制度への財源負担に伴う、後期高齢者支援金等として、5 億2,048万8,000円、介護納付金 2 億3,883万2,000円、共同事業拠出金13億2,266万5,000円、保健事業費5,089万7,000円、予備費777万4,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億7,097万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、982万6,000円、2.7%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 1 億8,630万円、一般会計繰入金 1 億7,936万9,000円、諸収入325万円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、広域連合納付金 3 億6,035万1,000円、保健事業費678万6,000円を計上しております。

続きまして、介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ40億337万8,000円、前年度と比較しまして、6,897万1,000円、1.8%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、保険料は第 1 号被保険者に関する保険料を 6 億2,750万円計上しております。国庫支出金につきましては、保険給付に対する国の負担金と、調整交付金、地域支援事業の負担金を11億3,906万9,000円計上しております。支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する第 2 号被保険者の負担分を10億8,513万4,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対する県の負担分と高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金を 5 億8,232万円計上しております。繰越金でございますが、保険給付費及び地域支援事業に対する市の負担分と医療費の繰り入れを 5 億256万3,000円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、要介護 1 から 5 の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、要支援 1、2 の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、審査支払手数料の「その他諸費」、自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額医療合算介護サービス等費」、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部

分を支給する「特定入所者サービス等費」を合わせまして、38億6,357万5,000円計上しております。

地域支援事業費でございますが、介護予防事業費につきましては、一般高齢者、二次予防事業対象者施策に対する事業費でございます。包括的支援事業・任意事業費につきましては、二次予防事業対象者の介護予防プラン作成に関する介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利擁護事業、見守りの必要な方への配食事業、緊急通報装置の整備など、6,449万7,000円計上しております。

続きまして、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億117万円となり、前年度当初予算と比較しますと、1,769万3,000円、5.5%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、下水道使用料を6,620万1,000円、一般会計からの繰入金1億8,290万円、農林水産業債の資本費平準化債を4,350万円計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、総務管理費は職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など、9,501万7,000円を計上しております。そのほか、地方債の元利償還金の2億515万3,000円、予備費を100万円計上しております。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ283万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、3,000円の減となります。

歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を252万6,000円計上しております。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,358万円となり、前年度当初予算と比較しますと、208万円、1.9%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金として、公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金を9,327万7,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、国民宿舎の維持管理に関する経費として、管理費を1,034万6,000円、地方債の償還金を1億273万4,000円計上しております。

続きまして、工業団地整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ1億364万1,000円となっております。

歳入の主なものにつきましては、市債の地域開発事業債9,150万円、一般会計繰入金1,164万円を計上しております。

歳出の主なものとしましては、工業団地7.8haのうち、2工区4.1haの造成に関わる工事請負費及び設計調査委託料としまして、事業費9,959万円を計上しております。

続きまして、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

平成27年度志布志市水道事業会計予算（案）につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益 6 億7,736万6,000円計上、サービス提供にかかる費用である収益的支出として、水道事業費用を 5 億8,087万2,000円計上しております。資本的収入の主なものとしましては、企業債、出資金、補助金等であり、総額8,641万円計上し、支出につきましては、一部未普及地域解消事業、老朽管布設替工事及び国・県道を含む道路改良工事による布設替等に係る費用として 3 億7,338万3,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して、不足する額 2 億8,697万3,000円は、固定負債412万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,757万円、当年度分損益勘定留保資金 1 億7,660万4,000円、減災積立金2,220万4,000円、及び建設改良積立金6,647万円で補てんするものです。

以上、平成27年度の当初予算（案）について述べてまいりましたが、市民の皆様方、並びに議員各位の御理解と御協力、また、更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ここで、2時45分まで休憩いたします。

—————○—————

午後 2 時26分 休憩

午後 2 時44分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第12 議案第 8 号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第 8 号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第 8 号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、行政指導をする際の許認可等の権限の根拠等の明示義務、行政指導の中止等を求める手続及び行政庁等に対する処分、または行政指導を求める手続を加える措置が講じられたため、これらを定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 議案第 8 号、行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の 7 ページをお開きください。

まず、1 番目に条例改正の経緯でございますが、行政庁の処分に関する国民の不服申立制度が、行政不服審査法関連三法の成立で抜本的に見直され、本市においても行政運営における公正の確

保と透明性の向上を図り、市民の権利、利益の保護を充実させる必要があるために、行政手続改正法と同趣旨の条例改正を行うものでございます。

2番目にございます、条例改正の概要でございます。(1)が行政指導における権限、根拠等の提示の義務化でございます。今回の改正で、行政指導に携わる者が許認可等をする権限、または、許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して、行政指導をする場合には、その相手方に対して、そこに記載がございます。アからウまでの事項を示すことが義務化されることとなります。(2)でございますが、行政指導の中止等の求めの手続きの新設でございます。これは法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、行政指導した市の機関に対して、次のページになりますが、アからカまでの内容を記載した申出書を提出して中止等を求めることができることとするものでございます。(3)が処分等の求めの手續の新設でございます。これは市民等が法令違反等の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある市の機関に対して、アからカまでの内容を記載した申入書を提出して、是正のための処分や行政指導をを求めることができることとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、行政手続法改正の施行日と同じ、平成27年4月1日としているところでございます。

今回提案しております条例改正の経緯及び概要については、以上でございますが、各条項の改正につきましては、新旧対照の方で説明をさせていただきます。

同じ付議案件説明資料の1ページをお開きください。

まず、目次を1章追加しまして、第7章までに改めております。

次に、第2条、第3条、第4条、第13条から第15条まで、第22条、第25条及び第28条の改正につきましては、常用漢字の改正による字句の整理が主なものでございます。

同じ資料の4ページをお開きください。

第33条の改正でございますが、新たに第2項として、行政指導に携わる者が、許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示して、行政指導する場合には、その相手方に対して、1号から3号までの事項を示すことが義務化されることを追加しているところでございます。

同じ資料の5ページでございます。

第35条は、行政指導の中止等の求めの手續が新設されたものでございます。これは法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者が、行政指導をした市の機関に対して、第2項第1号から6号までの事項を記載した申出書を提出して、中止等を求めることができることとするものでございます。

第36条は、処分等の求めの手續が新設されたものでございます。これは市民等が法令違反等の事実を発見した場合に、処分や行政指導の権限がある市の機関に対して、第2項第1号から6号までの事項を記載した申出書を提出して、是正のための処分や行政指導を求めることができることとするものでございます。

なお、附則第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものと定め、第2項で今回の改正により項の繰り下げが行われた第33条第2項及び第3項を引用している税条例を改めているところがございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回のこの条例改正ですけれども、これまでは、私たち住民がいろんなことを要求をしますね、そうしたそのことに対して当局がいろんなことを口頭であったり、いろいろあったわけですが、これまでの認識だと、一つの例で言いますと、例えば、生活保護の申請をしますね、事前にね、その段階で断るといふことにはならないわけですよ、生活保護法と行政手続法でいくと、きちんと受けた後でやんなきゃいけないという理解をしてたわけですが、今回のこの条例改正だと33条第2項、ここは行政の側が、その住民に対して、こうですよという指導、助言ですか、ここをですね、行政指導ですよ、それがこの三つのことで文書でやんなきゃいけないとなっているわけですね、指摘をする際にですよ、口頭でやった場合でも、求められたら文書でこのことをこうこうだということですね。

そして、35条の関係は、今度は私、住民の側が受けた者が、それに対して不服があったりすると、これらの難しいものというか、ここをね、住民の側が当局に出すということになりますね。そして、38条は、そういう法令違反があるよということを住民が発見した場合には、こうだと、非常に難しいことに今回のこの改正でなってしまうのかなというふうに感じるわけですね。今回のこの手続の改正でいけばですよ。基本は、あくまでも行政手続法に基づいて住民がいろんなおかしいよ、それはということ等を含めてあった場合には、当然当局は、それをいったん受けるといふ、その姿勢は、この今回の改正があっても変わらないというふうに理解をしていいのかわるか、そこについてお願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 基本的には、先ほど説明資料7ページで説明いたしましたように、今御質問の質疑でありますように、基本的には、これまでと同じなんですけれども、より一層の透明性、公平性、そういったものを図るために、こういった手続が新たに新設されたというふうな理解をしているところです。

○18番（小園義行君） 透明性を図るために、そういうことだということですが、いわゆる住民の方というのは、言葉は悪いけれども、この行政用語非常に難しいですよ、一つ一つ見てもね。その中で、当局からのそういうものがあつた際に、返せる人はいいですけれども、その時点でね、言葉は悪いけど、窓口で排除というようなことになってしまわないようにするために、行政手続法という法律の第7条できちんと、これ、受けてやるということがあつたわけですよ。そこが今回、この難しいことになっていくと、80の住民の方がですね、こられて簡単にそういうふうになりますかねというものがあつて、窓口でこの排除というかね、そういうことにならんようにしてほしいものだという思いがあつて、そこについては変わりなく可能ですよということ、

今回の、この明確にしてあるけれども、そのことについての行政手続法自体が求めている、そのいわゆる国民の権利としての、そこは変わらないんだよねということを確認をしたいわけです。

○総務課長（萩本昌一郎君） 御質問のように行政手続法、それに基づく同市の条例、それにつきましては、今おっしゃられような形で国民の権利、利益の保護というのが第一前提でございますので、これまでも今までの実績の中で、こういったものの具体的な、そういう市民の方へご迷惑を掛けた例というのは、あまり聞いてないところなんですけれども、今後さらにこういった制度が充実されますので、これを基に今まで以上に、対市民に対しては、親切、丁寧に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 今にも関連するんですけれども、この第36条の関係なんですけれども、市民等が法令違反の事実を発見した場合にうんぬんとあるんですけれども、この、先ほどの説明資料の8ページを見ると、例えば、さっきは生活保護のことだったんですけど、道路なんか違法な建築物とか、何か道路に何か出ちよるじゃねかとか、市民から苦情のとか、連絡が、例えば道路であれば建設課ですよ、問い合わせ、ところにいった場合に、この先ほどの8ページのこれで見ると、発見した場合には市の機関に対して権限のあるちゅうことは建設課ですよ、に次に掲げる事項を記載した申出書を提出して是正のためにうんぬんちゅっせ、こうなりますけれども、結局今までは電話で済んだことが、この文書では、これを下に書いてあることを申出書を出しなさいというふうに、この説明資料では理解できるんですけど、先ほどの質疑の中になりましたように、従来のおりは変わらんけれども、更にこういう様式を定めたというふうに理解していいのか、その辺のところの、この表現ですね、「申出書を求めることができる」というふうになっていますけれども、この辺のところをもう1回、第36条を説明してください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 基本的には、今御質問がございましたように、電話等での連絡等によって、そして、そのことを基に是正できるような場合には、それを今までどおりなんですけれども、今回こういった形で法律、条例の中に、こういった要綱を設けられましたので、その今までの中で、なかなか困難であるというような事例が今から出てくるような場合には、正式な手続としては、こういった形で出していただければ、文書として是正なり、改正を申し出ることができるというようなことの規制でございまして、ここに至るまでに今までと同じような形で、そういった連絡等で改善できるものについては、これまでどおりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） もうちょっと確認、確認ですけど、この8ページの（3）のですよ、処分等の手続の新設、これはですよ、結局そういう違反を発見した市民の人が、今市役所に連絡を電話等でいきました。でも、先ほどの答弁、質疑にありましたように、透明性、例えば、それをこの目的がそういう苦情を文書化して残そうとしているのかということなんです。というのは、例えばそういうふうに、それを文書で出してください。苦情申し立てがあった場合にですよ、文書で出してくださいと言えば、まず出す人はおらんですよ、告げ口につながるようなことを

ですよ。その辺のところの、ここの申出書の記載事項を見ると、そういう住所、氏名を書いて、内容を書いて、こういうふうに書いていますけど、その辺の先ほど課長は透明性を期すためにという表現、例えば、じゃあおたくはこういう違反をしてますからちゅっせ、行政指導を行った場合に、じゃあその人が、誰がそれを言うてきたんですかというふうに、逆に監督、行政指導をする立場の人に聞かれたときに、先ほどの課長の答弁では、透明性を期すために、その裏付け資料として、それを、それをもし文書でただされた場合は、それを出すんですか、相手に。その辺のところはどうなんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ちょっとすみません、私の言い方が悪かったんですが、お互いこれについては、お互い相手があることでございますので、相手の方がそういったことの指摘に対して御理解いただいて、今までと同じように改善をしていただくというような場合には、ここまでは必要ないかと思いますが、より困難な事例にあたってですね、理解が得られないようなときにつきましては、法が求めるような形で今回条例改正をしていますので、こういった形で、きちっとした形の取り扱いもできることというようなことでございますので、そういった際には、こういう形を適用することになるかと思えます。それ以外には、全く今までと従来と同じでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 似たようなことになるんですけども、我々議員もですね、様々な相談ごととか、いろんな苦情とかの処理に当たる立場というか、よくあるわけですね。今のことで、似たようなことなんですけれども、法令違反じゃないかという相談もちよくちよくあります。そういう時には、我々がこの書類を出すんですか、それともその違反ではないかという指摘をした人の名前で書類作成をするんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） この今回のこの条例の改正に基づきます実際の、そういった申出書の提出となった場合には、実際出していただくときには、申し出をする者の氏名ということになりますので、御本人さんがされずに、相談を受けた方が代わりにされる場合には、代わりの方が、あるいは御本人さんが申し出をされる場合には、御本人さんがというような形になるかと思えます。

○9番（丸山 一君） もう一度確認ですけども、申し出をした立場、僕らが、まあいわば代理人ですよ、そういう形でした場合は、僕らの名前を出すということですよ。

先ほど、同僚議員の話にもありましたけれども、結局誰が言ったのかとか、絶対そういうことは起きてくるわけですよ。だから、僕らは思うんだけど、こういう文章は役所が法的ベースになるような書類として役所で残しておくのに使うのは別にやぶさかではないんですけども、これを掲げてですよ、するのはどうかなと思うんですよ、絶対トラブルがこじれてきますよ、また余計なことを言って誰が言うたとかいう話になりますよ、これは。ですから、こういう文書は、一応法的手続きをする上で役所が手元に置いておくぐらいで済ませておかないと、後でトラブルがまた、えらい困難になると思うんですよ。ですから、課長が先ほどから「従来どおりの方法」

と言われますけど、そういう形にしておかないといけないと思うんですけどね、これは。

○総務課長（萩本昌一郎君） おっしゃるとおり、そういった、こういった申出書等が公表されるというようなことになると、今おっしゃられたような支障が出てくるかと思いますが、こういったことについての申出書というものについては、公表というのは非常に限定されますので、今おっしゃるような御心配はあまりないのかなど。ただ、こういった申出書を出されるというような場合に、今、直接御本人さんが出されるという了解、あるいは相談を受けた皆さんの方でというようなのは、お互いの理解のもとで出される場合には、していただくようなことになろうかと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。日程第13、議案第9号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第9号 志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第9号、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、特定独立行政法人制度の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例中、引用している独立行政法人通則法の第2条第2項に規定する「特定独立行政法人」を第2条第4項に規定する「行政執行法人」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成27年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、この特定独立行政法人とですよ、行政執行法人という、名称が変わるだけなのかね、そういうことなんですかね、この特定独立行政法人ということで、これが新しい方になるとしたら、たくさんありますよね、そういった特定独立行政法人、独法と言われるものですよ、これが、この左の行政執行法人で変わるのであれば、ほかにもたくさんあるなという、ちょっと思いがあって、どうなのかということの一つとですね。

この毀損する、損傷と毀損、ここの名称も、呼び名も変わったわけですが、その違いはどういうふうに理解しているんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今回の改正の内容でございますが、独立行政法人通則法というのがございまして、これまで独立行政法人として、100法人がですね、実はこの法律の下で制定されておりました。そのうちの8法人が今おっしゃった特定独立行政法人ということでなっていたわけでございます。これが法律の改正で三つの法人に分類されることになりまして、地域目標管理法、それから国立研究開発法人、最後に今出てまいりました行政執行法人ということで、これは従来の独立行政法人と言われてたものが、これの行政執行法人ということに変わったわけでございます。この最後に申し上げました行政執行法人というのは、これは役員及び職員に国家公務員の身分を付与するというようなですね、そういう法人でございまして、これが従来は8法人ございましたけれども、今、御質問ありましたように、新しい法人の形態になって7法人に減少したところでございます。ちなみに、参考までに、その7法人がいかなるものかということで、例を申し上げますと、造幣局であるとか、印刷局であるとか、統計センターであるとか、こういったものが七つの行政執行法人ということで、新たに分類付けられたものでして、これを引用している当市の条例にも、これに基づきまして、今回改正をお願いしたというようなことでございます。

[小園義行君「毀損は」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 失礼しました。

「損傷」を「毀損」に改めるというようなお願いもしているわけなんですけれども、今回条例等に引用しておりますそういう例が、毀損という形での運用から、今回「損傷」を「毀損」というような形で改正をお願いするものでございます。

○18番（小園義行君） この条例でいけばですよ、「公務員など」となっていますね、そこで、国家公務員についてそうですが、地方公務員もそういったものから、いわゆる適用しないということの理解で、地方公務員もこれに該当するの。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今回の改正の内容につきましては、行政執行法人ということで、国のこういった法人も入っておりますが、当然公務員等も該当になるということでございます。

[小園義行君「入っているの」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません、一つだけちょっと訂正させていただきます。

先ほどの「損傷」を「毀損」へ改めたというものにつきましては、これは上位法に基づいて今回「毀損」という形での改正をさせていただいたところでございます。

○18番（小園義行君） 公務員、地方公務員も含むんですね、これね。はい、そういうことです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

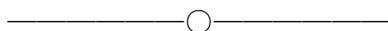
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会制度の見直しの措置が講じられたため、関係条例の規定を整理するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足して説明いたします。

まず、今回の概要について、最初に説明させていただきたいと思います。

付議案件説明資料の14ページをお開きください。

はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正の概要について説明させていただきます。

まず14ページの一番目ですが、今回の法律改正の趣旨でございますが、教育の誠実性、中立性、継続性、安定を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化とともに、地方に対する国の関与の見直し等を図る制度の抜本的な改革を行うために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等が改正されまして、平成27年4月1日施行となったものでございます。

次に、2番目の法律改正の概要でございますが、まず1番目に教育行政の明確化でございますが、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置され、教育委員会の会も総理し、教育委員会を代表することになります。

新たな教育長は、市長が議会の同意を得て任命し、任期は3年となります。

2番目ですが、総合教育会議の設置、大綱の策定でございますが、市長が教育政策について、教育委員会と協議、調整を行う総合教育会議が設置されます。会議は、市長が招集し、市長及び教育委員会によって構成され、協議調整の結果は尊重して、事務を執行することになります。

また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定もされることになります。

3番目でございますが、国の地方公共団体への関与の見直しでございます。文部科学大臣が緊急の必要等があると判断した場合に、教育委員会に対して、是正の指示ができるように明確化されたものでございます。

4番目のその他ですが、平成27年4月1日、法律施行後の経過措置としまして、現在の教育長は、委員としての任期満了までは、従前の例により在職できるものでございます。

次に、3番目15ページになりますが、法律改正による条例改正に関する部分でございます。まず1番目、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、常勤の特別職となります。

2番目、任命、身分につきましては、教育長は一般職の職員としての規定が削除され、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員として、新たに職務専念義務が規定をされました。また、教育長は、教育委員会の構成員ではございますが、委員ではなく、任期3年で再任可能とされたところでございます。

3番目、給与等の勤務条件につきましては、教育長の給与等について、条例で定める規定が削除され、給与等の支給根拠は、特別職の職員の支給根拠を規定した地方自治法第204条となったものでございます。

以上でございますが、今御提案しております議案第10号につきましては、議案並びに新旧対照表で説明をさせていただきます。

同じ説明資料の11ページをお開きください。あわせて議案書の方も御覧ください。

第1条、志布志市職員定数条例の改正につきましては、法律の改正によりまして、条例に引用した条ずれが発生した部分の整理をするものでございます。

第2条、志布志市実費弁償条例の改正は、総合教育会議設置に伴う支給対象者の追加をするものでございます。

第3条、志布志市議員報酬等審議会条例の改正は、教育長は一般職から特別職への変更に伴い、

教育長の追加をするものでございます。

資料の12ページをお開きください。

第4条、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の改正は、まず第1条は、一般職から特別職への変更に伴い、「教育長」の追加をするものでございます。

第3条は、第3号で教育長の月額給料61万円を加えるものでございます。第6条第1項につきましては、教育長の失職等による期末手当の不支給を定めた4から6号を新たに追加するものでございます。

第6条第2項は、一般職から特別職への変更に伴い、「教育長」を削るものでございます。

13ページをお開きください。

第5条、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正につきましては、教育委員長と教育長を1本化した新教育長の設置に伴いまして、御覧のとおり別表を改正するものでございます。

第6条、志布志市教育長の給与等に関する条例の廃止につきましては、教育長の一般職から特別職への変更に伴い廃止するものでございます。

議案書の方に戻っていただきまして、附則第1項でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものと定めております。

附則第2項及び第3項では、教育長がなお従前の例により在職する場合、改正前の志布志市職員、志布志市議員報酬審議会条例及び志布志市特別職の職員の給与に関する条例を適用する経過措置を定めたところでございます。

附則第4項では、教育長がなお従前の例により在職する場合、条例の施行日前日受けていた給料月額を平成30年3月31日までは、支給する経過措置を定めております。

附則第5項では、条例の施行日以降、新たに教育長になった者も他の特別職と権衡上必要と認められるときは、前項の規定に準じて給料を支給すると定めております。

附則第6項では、特別職の期末手当基礎額は、平成30年3月31日までは条例の施行日前日受けていた給料月額とすると定めております。

附則第7項及び第8項では、教育長がなお従前の例により在職する場合、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び志布志市教育長の給与等に関する条例の経過措置を定めているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回この条例の改正でいきますと、教育委員ではないわけですよ、教育長はね。今回は、教育長として市長が議会に、議会の同意を得て直接任命するてなってるんですが、一般のAさんを教育長に任命したいということが議会に諮られるわけですね。教育委員でも何でもないのでね。そういうことの意味でいいのかというのが1点ですね。

そして、あとの総合教育会議の開催、ここはそれぞれでしょう。国の地方公共団体の関与の見

直しということですね、教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠りがある場合において、児童うんぬんという、ここにありますね。文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、この措置が規定が見直されたということですよ。これね、今全国で、例えば、教科書採択の問題で、国はですよ、そこの教育委員会が問題を抱えているというふうに、いわゆる事務の管理や執行に怠りがあるっていうふうに判断したらですよ、どうにでもできるという規定に、これ理解をできるわけですけど、そこについての志布志市としての本来の考え方、上位法との、この整合性というのはどんなふうに理解されて今回提案されたのか、少しお願いします。

ごめんなさい、それとですね、こっちも一緒でしたね。

それからですね、教育長、新しい教育長ですよ、うちは附則がありますから、そのままいくんでしょうが、常勤の特別職という、ここをどういうふうに理解していいのかね。そして、あわせて特別職、常勤の特別職に職務専念義務を今回課すということですよ。そのね、市長や私たちとはちょっと違うところの特別職、いわゆる職務専念義務を課すというね、新教育長ですよ、そこを非常にこの、常勤の特別職というの、僕も少しあんまり理解が難しいけれども、そこをどんなふうに理解していいのかということと、その特別職にですね、職務専念義務を与えた今回の法の改正ですよ、普通、市長や私たち副市長、時間に拘束されませんよ、正直な話。それを特別職、同じ特別職なのにもかかわらず、職務専念義務を課すということ、そこをどういうふうに理解していいのかですね、ちょっとお願いします。

○総務課長(萩本昌一郎君) 先ほど御説明しましたように、私ども今回、地方教育行政の組織という、従来の法律の改正に基づいて、関係の条例の改正を行うということで申し上げたところでございます。したがって、今最後に申されました職務専念義務でございますが、これにつきましても、上位法、地方教育行政のこちらの方に、そういうふうな新たな規定がされましたので、常勤の特別職でありながら、こういった職務、一般の職員と同じ職務専念義務があるというようなことございまして、これはまた後で、第13号でしたか、後の方で出てまいりますそちらの方で、独自にまた市の条例を定めまして、そういう対応をさせていただこうとするものでございます。

それから、最初申されました質問の、今までの教育長につきましては、教育委員の中から選ばれるというようなことございましてけれども、今回法律の施行日以降について、そういう機会があった場合には、教育委員でない方も議会の方に、市長の方からお諮りができるというようなことになるところでございます。

すいません。失礼いたしました。

先ほど申し上げました付議案件説明資料の14ページでございまして、国の地方公共団体への関与の見直しということでの御質問だったかと思えます。

これにつきましては、私ども先ほど申し上げましたように、この地方教育行政という上位法の改正に基づきまして、関連の条例の改正をさせていただいたということございまして、この14

ページの文面にございますように、児童生徒等の生命、または身体等に被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合にというようなことで、うたわれておりますので、実際現場の方で、こういった例があったときに、これに基づいて、そのような指示がなされるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 僕の質疑に一つもまともに答えてないですよ。上位法の改正があったからって、これは条例、ここで決めるんでしょう、これ。そんなことを言ったら、一切こんな議論なんかしないでいいですよ。志布志市の条例としてこれを決めるんでしょう。そうですね。

もう1回聞きますよ。今、もう1回聞きますからね。これまでは、教育委員の任命というのがあって、その教育委員の中から教育委員長さんが選ばれて、互選で教育長というのが選ばれてましたね。そこで、今回のやつは、教育委員でない人を教育長に市長が、教育委員会に諮ることなくですよ、議会にまず同意を得るわけでしょう。求めるんですよ。なぜ、そういうことが教育委員の先生方の中で互選ということではなくて、市長が、首長が議会にまずAさんを諮らなければならないという、そのことの大きな理由というのは何なのか、というのが一つですよ、先ほど聞いたのはね。

そして、それはなぜそういうことを聞くかということ、これまで全く関係のないIT関連の会社の社長さんを教育長にもできるわけですよ。農業をされていた人でもいいわけですね、もちろんそれでも僕もいいと思いますよ。だけど、教育というのは、非常にね、簡単なものでないというふうに僕は理解をしているものですから、そのことをもって、首長の意向をくんだ人がいきなり議会にですよ、教育長でお願いしますという、そのことができることの大きな理由ですね。今回の提案になっているその理由と、そして、教育長の任期を、新教育長ですよ、3年にした理由ですね、そして、教育委員の先生方は別におられて、4年ですよ。ここの1年の差がありますね、ここはどういった大きな理由があるのかということが二つ目です。

そして、三つ目にですね、今おっしゃった児童生徒の生命または身体への被害、これはいじめに対して、どこかの教育委員会が機能を果たしてなかったということもあって、そういうことで、こういうことになったと。でも、我が町の教育委員会、教育委員の先生方、本当に熱心ですよ、そのことを僕はよく評価もして理解をしております。学校訪問とか含めてですね、うちの教育委員会の先生方は、きちんとこれね、やってる、そのことに対してね、いやこういうことがあったら、いわゆる怠りですよ、こんなことがあること自体がおかしいじゃないですか。そうした場合にね、国が直接それできるというね、そういった規定は、志布志市の教育委員会に対して大変失礼ですよ。そういったことについては、どういうふうに理解をしたらいいのか。確実に志布志市の教育委員会が仕事を怠けているという、その判断基準は、どこにあなた方がもって提案を議会にされたのかですね、三つ目ですよ。

四つ目に、その常勤の特別職としてわざわざした、常勤ですよ。常勤の特別職としなきゃいけない理由というのは、何なんですか、四つ目です。

そして、その特別職の人に8時半から5時15分までの職務専念義務を与えなければならなかつ

た、その大きな理由というのは何なんですか。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

従来は、私の方で教育委員として議会に委員の選任のお願いをしまして、それで教育委員会の中で教育長を定めたところでございます。

今回、改正によりまして、私の方で教育長として、教育委員会をつかさどる人物を議会に諮るということになったところでございまして、私自身は、当然その地位にふさわしい人間を議会に諮るということになろうかと思えます。

そのような意味合いからしまして、今までと、じゃあどう違うのかということにつきましては、今までも若干教育長にふさわしい人というような形で、教育委員の交代の時期にあったときには、そのような委員を選任いたしまして、議会に相談してきておりましたので、そのことについては、他の教育委員の方々も十分御理解いただいた上で教育長に互選していただいたというふうには思っているところでございます。

そのようなことで、今後も私のほうでは教育長に、今回は明確に選任していただくということで、議会にお諮りすることになることではございますが、先ほど申しましたように、それなりに教育長にふさわしい見識のある方々を御推薦申し上げて議会に相談するということになろうかと思えます。

そしてまた、文部科学大臣が教育委員会に対しまして、指示ができるということにつきましては、先ほど課長も答弁しましたように、このいじめの問題について、深刻な事態が発生したときに限り、このような形で措置がとられることになろうかと思えます。通常の場合は、そのようなことはないというふうには思うところでございます。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正ということで、基本的には従来の路線を踏襲しているということでございます。

条件につきましても、法律に基づいて規定されているということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 任期の3年のことですけれども、これまで教育長は4年という任期でしたけれども、3年になった背景は、市長は大体4年で代わるというようなことになってまして、市長が任命した責任上、必ず市長の任期中に教育長をどうするのかということができるよう、教育長だけ3年になっていると、こういう背景がございまして。

以上です。

○総務課長（萩本昌一郎君） 特別職、一般職との関係でございまして、従来というか、現在も教育長につきましては、教育委員という形で特別職と、それから一般の職員という形での両方の位置付けがされているところでございまして、したがって、当然職務専念義務が当然規定されているところなんですけれども、今回、特別職という位置付けが新法の下でもなされましたので、当然地方公務員法の適用を受けないような形になりますので、職務専念義務はなくなります。ところが、この法律の改正の中で、特別に「職務に専念しなければならない」という条項が新たに付け加えられましたので、特別職ではございまして、教育長につきましては、職務専念

義務が発生するというようなことでなっているところをごさいますて、当市もその上位法に基づきまして、それが対応可能なように後もって提案いたします条例の中で、そのことの免除とか、そういったことの規定を提案させていただいているところをごさいます。

○18番（小園義行君） それぞれ答弁されてますけど、基本的な考え方というか、これを先取りしているところがあるわけですね。そして、そこの教育長さんが、いわゆるパワハラをしたりね、そういうことで、駄目だそれはとって、そういう確定している、そういう前例があるものですかね、心配するわけです。うちの教育長がそうだとする方には思いませんのでね、ここにね、国が教育委員会に対して、独自のそこにね、何でもやれるということになったら非常に困るし、子供が被害が及びますよ、そういったことではですね。だから、ここについては、委員会に付託なるでしょう。現実には、その中でいろんな議論がされるんですけど、私は今回のこの、それぞれの教育委員長をなくして、教育長という形にしていく、そういったもろもろの背景の中に、どうしても、これまで長い間行政機関として、独立した委員会、それは保たれてるとはあるけれども、こういう形で一つ一つどんどん首長の意向のもとに何でもなっていくようなことではいかなんという思いがあります。

そして、あわせて今教育長が答弁されたんですけど、教育長はね、議会の代表である私たち議員があなたをちゃんと承認したんですよ。本来は、市長がこのことについては、答弁しないといかんですよ。任期が3年、4年だったのが3年になるというのはね、基本的には、これ、市長が提案でしょう、これ。教育長は、ここは少しひいておられた方がいいかなという気が僕はしますね。そういった意味で、この教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠りがある場合、こういったことというのはね、あんまり僕は、ここの志布志市の教育委員会の中ではね、これまでそういうことがあったのかなという思いがあって、当局にちょっとお聞きをしたと、こういうことが現実には志布志市のこれまでの長い教育行政の中であつたんですかね。

それと、もう一回聞きます。この教育長の任期を3年とされた、その上位法の大きな考え方というのは、どこなんですか。そして、残りの教育委員の先生方は4人ですよ、これについては、これまでどおり同じような任命のやり方で、任期がきたら交代ということになって、議会の同意を得てということでしょうが、この教育長だけね、そういうふうにされた上位法が目指しているものというのは何なんですか、もう一回、この二つですよ、お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほど、教育長が答弁いたしましたとおり、首長の4年の任期のうちに、改めてその再任については、議会に諮りながら、教育行政をつかさどってもらうということがあつて3年というふうになったということであろうかというふうに思います。

そしてまた、じゃあ志布志市において怠りがあつた、あるいは管理がまずかつたというようなことがあつたのかということにつきましては、私が在職しております志布志市の時代においては、そのようなことはございませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 私も今の、この国の関与のことでちょっとお伺いしますけれども、後

ほど議案19号で、志布志市いじめの条例が出ておりますけれども、ここの表現の仕方ですけれども、教育委員会に事務のいろいろ怠りがうんぬんある場合に、国が関与できるようになってはいますが、いつの時点で関与するのか。後ほど出てくる議案の中では、いじめ、この場合、先ほど総務課長のお話では、そういう児童生徒にいろいろいじめとか何かを指しているのかなというふうに思いますけれども、そういう事例があったときには連絡協議会というのが、まずあって、その後、教育委員会の中に問題専門委員というのが、専門委員会というのが設けられて、それを市長部局に報告して、市長部局の方でまた調査という、委員会というのを設けるようになってはいますが、例えば、この表現では、国には報告してないんだけど、国が、そういうマスコミかどうか分かりませんが、何らかの判断で、いつでも関与できるというふうに理解するのか。それとも後ほど出てくる問題では、国とか県とかなんかに報告するようにはなっておりませんが、これは国の関与はどの時点で、そして、どういうふうに判断されて、というふうに理解していいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いじめによる自殺の防止とか、それから児童生徒の生命または身体の被害の拡大と、そしてまた、発生を防止する緊急の必要があるということで、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するというようになっております。

ただ、現に現在の段階で、じゃあどのようなケースが、これに該当するかということについては、私どものところに、まだ届いていないところがございますが、そのものにつきまして、現段階においては、そのような指示を受けるような事案というものは、今のところは発生していないというふうには認識しているところでございます。

○8番（西江園 明君） 市長、これからの条例ですからですね、今のことを決めるわけですから、今はそういう事例はないと、今後の課題として問題があったときということで、こういう条例を定めるわけですけれども、国の関与というのは、これから出てくる議案19号の中では、全然教育委員会なんかで協議して、そして、市長部局に報告する、市長部局が今度は、それを議会に報告するというふうな流れになってはいますが、どこでも国とか県に上げるというのは出てこないわけですね。ですから、こういう、結局国がいつでも、何も市からの報告もないのに、この国はいつでも関与できる、指導できるというふうに考えているんですか、その辺のところをどういうふうに理解しているのか。

○総務課長（萩本昌一郎君） すいません、私が最初ちょっと説明がですね、ちょっとうまくいかなかった関係で誤解を、すいません、お与えしているかもしれません。

説明資料の14ページでございますが、14ページの下の方の国の地方公共団体への関与という項で、今御質問されたかと思いますが、ここの部分につきましては、教育行政法、国の法律の改正に基づいて、このことが規定されたということでございまして、このこと自体は、今回私どもが条例の中で、今回提案している中では、このことは出てきておりませんが、あくまでも国が独自に法律の中で定めていることとございまして、国の方から直接教育委員会等へ、そういった必要

な場合には、ここにあるような事例があった場合には、こういった関与ができるというようなこととございまして、今回そのこと自体を私どもの条例の中では、御提案はしていないところでございます。

[西江園明君「関係ないことを提案し、説明しているのか」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございません。

今回の条例の提案を御説明するときに、こういった国の上位法が、こういう改正があって、その中の必要なところは15ページにございますうちの条例に関係するところは、ここですよということで、御提案したんですけれども、ちょっと、14ページにちょっと条例に関係のないような説明をしたことで、ちょっと誤解を招いたようでございます。申し訳ございません。

[西江園明君「はい、分かりました」と呼ぶ]

[小園義行君「ちょっと議長、すみません」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○18番（小園義行君） あのね、課長いいですか、制定の趣旨というところでね、あなたが説明したんですよ。地方に対する国の関与の見直し等を図る制度の抜本的な改革を行うために、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これが改正されたんですよ。大きなのは、そこなんです。だから、それは関係ないんだって、違うでしょう。地方に対して、こういうことで国ができるよということとね、するために今回のこの地方教育行政法の改正というのがされたから質疑をさっきからしているんですよ。

それだったら、あなたが言う、この3番のところ何もないようだったらね、この一番最初から訂正して、もう一回説明してくださいよ。ここをよく読んでくださいよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） 申し訳ございません。

提案している内容が皆様方に、よく分かりやすいような形でということで、14ページの資料をまず御説明して、国の全体の改正、そういった全体像を説明した上で、そのことが、じゃあうちの条例改正の中で、どこに影響するかというようなことで、14ページ、15ページで説明をさせていただいたところでございます。

14ページは、あくまでも国の方が、今この制定の趣旨というのは、国の方の法律の改正に伴う、そういったものの趣旨ということで、御理解いただければ有り難いかと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第15 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び

志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長及び副市長の報酬または給料の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長及び副市長の報酬または給料の額の改定を行う必要があることから、今回提案するものでございます。

今回の人事院勧告は、平成26年度と平成27年度以降を一括して勧告しておりまして、平成26年度につきましては、民間給与が国家公務員を上回る結果になったことを受けまして、月例給、それから期末勤勉手当等の引き上げがなされたことから、先の12月議会で一般職も特別職も勧告に準じ、皆様方に提案し、可決をさせていただいたところでございます。

まず、すみません、今回の提案にあたりまして、25ページ、付議案件説明資料の25ページをお開きください。

12号との関連もございまして、25ページの方を、まず説明させていただきたいと思っております。

平成27年度以降につきましては、給与制度の総合的見直しとしまして、地域間、世代間の給与配分の見直しによる給料表の改定や、職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改正が行われたものでございます。

改正の主な内容としましては、全国共通に適用される給料表水準を民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえまして、平均2%引き下げ、臨時緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して、管理職員特別勤務手当を新たに支給するものとなっております。これを受けまして、資料の中ほどにも書いておりますが、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも、勧告どおりの内容で提案、可決をされており、さらに付議案件説明資料、今度は18ページをお開きさせていただきたいと思っております。

18ページにございまして、内閣総理大臣等の特別職につきましても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、一般職に準じた給料月額平均2%引き下げが提案、可決されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、平成27年2月12日に議

員報酬等審議会を開催しまして、国の場合と同様、平均2%引き下げで諮問しましたところ、諮問どおりの答申を受けましたので、今回、市長及び副市長の給料月額、議員報酬の改定を提案するものでございます。

18ページの方と議案の方を両方を御覧いただきたいと思えます。

第1条では、給料の月額を市長の「84万8,000円」を「83万1,000円」に、それから副市長の「66万7,000円」を「65万4,000円」に改めるものでございます。従来どおり1,000円未満を四捨五入いたしたところでございます。

第2条では、議員報酬額を議会議長の「40万2,800円」を「39万4,700円」に、それから議会副議長の「31万6,600円」を「31万300円」に、議会運営委員長及び議会常任委員長の「30万8,500円」を「30万2,300円」に、それから議会議員の「29万4,000円」を「28万8,100円」に改めるものでございます。

こちらは、従来どおり100円未満を四捨五入をしたところでございます。

なお、議案書のお戻りいただきまして、附則第1項でございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものと定めております。

附則第2項では、市長または副市長が、この条例の施行の前日から引き続き在職する場合、条例の施行日前日受けていた給料月額を平成30年3月31日までは支給する経過措置を定めているところでございます。

それから、附則第3項では、条例の施行日以降、新たに市長または副市長になった者も権衡上必要と認められるときは、前項の規定に準じて給料を支給する経過措置を定めております。

それから、附則第4項では、市長または副市長の期末手当基礎額は、平成30年3月31日までは、条例の施行日前日受けていた給料月額とする経過措置を定めているところでございます。

それから、附則第5項から第7項では、議会議長、議会副議長、議会運営委員長、議会常任委員長及び議会議員についても、平成30年3月31日までは、市長または副市長と同様の取り扱いとする経過措置を定めているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び管理職員特別勤務手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明をいたします。

本案は、人事院の平成26年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び管理職員特別勤務手当の額の改定を行う必要があることから提案するものでございます。

先ほども御覧いただきましたが、まず付議案件説明資料の25ページをお開きください。

先ほども説明させていただいたところでございますが、人事院勧告どおり、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも同様の内容で提案、可決されており、これを受け、本市におきましても、今回給料表、管理職特別勤務手当の額の改定等を提案するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。同じ付議案件説明資料の19ページをお開きください。

第21条第1項は、第2項で管理職にある職員週休日等ということを加えることに改めるものでございます。

同条第2項は、管理職にある職員が災害への対処等の臨時緊急の必要により、やむを得ず週休日等以外、つまり平日でございますが、に、深夜午前0時から午前5時までの間でございますけれども、この間に勤務した場合も管理職員特別勤務手当を支給することに改めるものでございます。

また、第3項を第4項としまして、新たに管理職員特別勤務手当の額を定めた第3項を加えるものでございます。第1号では、週休日等に勤務した場合、勤務1回につき1万2,000円を、第2号では週休日等以外、つまり平日でございますけれども、に、勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定めることとしたところでございます。

それから、附則第5項は、当分の間の措置として、平成22年度から実施されている6級以上かつ55歳を超える職員に対する給料の1.5%減額を平成30年3月31日までに改めるものでございます。

次に、別表、行政職の給料表でございますが、別表を民間給与水準を踏まえ、平均2%引き下げ、それから5級、6級には号俸を増設し、改めるものでございます。

なお、議案書の附則第1項でございますが、附則第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものと定めております。

同じく、附則第3条では、平成30年3月31日までは、条例の施行日前日受けていた給料月額を支給する経過措置を定めております。

附則第4条では、期末勤勉手当は、平成30年3月31日までは、条例の施行日前日受けていた給料月額を基礎とする経過措置を定めているところでございます。

以上で説明終わりますが、よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回平均2%引き下げということでやっているわけですが、この給料表で50代後半層が多い号級は、最大4%に引き下げということで、どこら辺の人がそれに当たるのかですね、この別表で説明をしてください。

そしてあわせて、管理職の職員だけ特別勤務手当って、今回ですね、新たに作ったということですけど、これまでは管理職というのは、24時間勤務だよみたいなところで理解をしていたわけですが、今回新たに、この管理職特別勤務手当というのをわざわざ人事院のそれに基づいて、人事院が求めたものというのは、なぜそうなんですかね、お願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず2番目の管理職員特別勤務手当につきましては、これまでも、実は規定されていたところでございます。

ただし、週休日以外ということで、休日であるとか、祭日、そういった時に出勤した場合につきましては、そういう規定があったわけなんですけど、今日いろいろ災害等、緊急やむを得ない場合の、そういう出勤というか、勤務の状況がかなり多くなってきたような事例から、今回平日等でも、そういう勤務をする場合があるというようなことを踏まえられまして、国の方で、こういう改正がされましたので、人勧でそういうふうにされましたので、私どもも条例の中に、これを定めさせていただいたところでございます。

それから、55歳以上うんぬんという6級以上で55歳以上ということなんですけど、6級以上というふうなことになりますので、例えば、どの号級とかですね、というのは、なかなか分かりにくいんですが、6級のところの別表の表で見ていただいて、別表のどこに位置をするかということですよ。これにつきましては、ちょっと詳細な資料を持っておりませんが、私の場合で非常に恐縮なんですけれども、私は今は6級におりまして、ちょうど定年前でございましてけれども、給与の表でいけば65のどっかこの辺にいるのかなと。すみません、それにつきましては、ちょっと後で答弁させていただきます。すみません。申し訳ございません。

○議長（上村 環君） よろしいですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ちょっとすみません、その人数の件については、ちょっと後ほど答えさせていただきます。

今回平均2%ということなんですけど、私ども5級、6級のところには、最大4%から5%近くになった例もあるところでございます。一番分かりやすい別表で説明を申し上げますと、20ページの2級のところを御覧いただきたいんですが、2級の13号でございまして、このところは、右側が旧になっておりまして、20万8,800円ということなんですけれども、今回は新しく20万8,600

円ということで、200円の減額になっているところなんですけど、次のページをめくっていただきまして、22ページでございます。

例えば、7級の一番右端、級のところで45万6,200円だったものが、今回は44万2,600円ということで、一万四、五千円ほど下がっている。最大で、そういうふうなところまで下がっているということで、平均では2%なんですけれども、最大では4%から上は5%近くに減額になった高齢者の場合の例もあるということでございます。

人数につきましては、ちょっとお待ちください。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 少し全協でも説明があったところでしたけど、実際こういう形で引き下げになって、全体の影響額というのはどれぐらいなのかですね、そして、この50歳代後半と言ったら、子供さんが大学いったりですよ、いろいろ大変な時期に、そういう形でなるというのは大変困るなど、正直思うわけですが、全体としての額と、それを教えてください。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今回の改正によります職員の影響額でございますけれども、共済費等を除きました給料及び職員手当で申し上げますと、全体で今の現状の数字で約3,100万円ほどの影響額があるというふうに試算をしているところでございます。平均で申しますと、一人当たり約10万円未満の影響額が単純平均しますと、そういうふうに出ているところでございます。

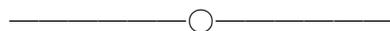
それから、おっしゃるとおり、ちょうど一番そういう何というか、子供さんやら家庭の事情やらで、いろんな形で、そういう55歳といえればいばん働き盛りの頃でございますけれども、人勸等、こういう制度につきましては、民間との給与比較がされているようでございまして、その中でも特に今回こういった改正が行われましたのは、公務員の給与が民間の給与と比べまして、特に中高年が民間からすると、まだかなり高い水準にあるというようなことで、今回したというか、若い職員には手厚く、そして、上の方の民間との格差があるところにつきましては、より民間に近づくような形での取り組みということで、このような形でなされたところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第13号 志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第13号、志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会制度の見直しの措置が講じられたため、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 議案第13号、志布志市教育長の勤務時間休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について補足して説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会制度の見直しの措置が講じられたため、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定める必要があることから提案するものでございます。

議案書の第1条でございますが、第1条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長は常勤で、勤務時間中の職務専念義務が課されたことから、勤務時間、休日及び休暇に関する規定、並びに職務に専念する義務の特例に関する規定を置かなければならない趣旨を定めているところでございます。

第2条では、勤務時間、休日及び休暇については、一般市職員の例によると規定しております。

第3条では、職務に専念する義務の免除については、一般市職員の例によると規定しております。

なお、附則第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するものと定めております。

また、附則第2項で、教育長は、なお従前の例により在職する場合、この条例の規定は適用しない経過措置を定めているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） よく分からないんですけど、この新しく任命された教育長、この条例に基づいてですよ、教育長を管理するのは市長なんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 提案しております議案書の2条3項に書いてありますが、任命権者とあるのは、教育委員会とするというようなことで、教育委員会というようなことになります。

○18番（小園義行君） 教育委員会の長は、教育長ですよ、管理するのは教育委員会、よく関係性がよく分かりませんが、教育長を管理するのは教育委員会ですか、これまでは教育委員長を中心とした教育委員の先生方がおられて、その下に教育長がおって、事務方のトップとして教育委員長が管理をしていたわけですけど、今回教育長が、そのトップに立つというふうに理解をするわけですけど、教育委員会が管理をするとなると、首長が任命したり、いろいろするということの、その整合性なり関係性がよく分からなくなるわけですけど、どういうことになるんですかね。

○議長（上村 環君） 答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○
午後4時16分 休憩

午後4時26分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 大変お待たせ、誠に申し訳ございませんでした。協議いたしまして、先ほどの件につきましてお答えいたします。

教育委員会は、本来独立した行政機関でございますので、その中で行われる内容につきましては、私の方で指揮監督が及ばないということになるかと思えます。

ということで、教育長自身の指揮監督については、教育委員会もしくは教育長自身が責任を負うということになるかと思えます。

○18番（小園義行君） 今市長の方の答弁がありましたように、今回のこの法の改正において、教育委員長をなくして、教育長が一体となった新教育長ということで、うちの町は、まだ3年後ですよ、この中で冒頭に課長の方から提案理由の説明がありましたね、独立性、公平性、それを保つためという意味で、教育委員の先生方のチェック機能、いわゆる教育委員の先生方が教育長に対するチェック機能がきちんと働かないと駄目ですよ、ということが、この法の改正の趣旨なんじゃないかというふうに僕は思ってるわけですよ、そこについて、今、市長の方から答弁がありましたように、教育委員会が教育長をきちんとチェックするという、そのことが明確に答弁でない限り、問題があるというふうに思ったわけですね、それはなぜかということ、市長部局からの独立性は保たれてるという意味からしてですよ、今市長の、その答弁がありましたので理解をしますけど、教育委員の先生方の教育長に対する合議体としてのチェック機能が働くというふうに理解していいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、教育委員会は独立の委員会でございますので、私の方で指揮監督が及ぶということはありませんということでございます。

したがって、教育委員会独自で、その指揮監督はしていく、また教育長自身も自身に対する責任がある指揮監督がなされるということになるかと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。
本日はこれで延会します。

午後4時30分 延会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成27年3月5日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第14号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第18号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第9 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第10 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第11 議案第23号 市道路線の変更について
- 日程第12 議案第24号 曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第13 議案第25号 平成27年度志布志市一般会計予算
- 日程第14 議案第26号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 平成27年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。

昨日の会議における答弁において、市長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

昨日の小園議員の港湾改修事業負担金の負担比率の変化の質問につきまして、負担率については変わっていないと答弁いたしましたが、補足して説明申し上げます。

港湾改修事業に対する負担金については、港湾法第43条の4第1項による受益者負担に関する事項、鹿児島県港湾管理条例第19条の負担金に関する事項に基づき負担割合が定められております。重要港湾改修事業については、国が10分の5、残りを県が10分の3、市町村が10分の2以内というように基本国庫負担率と県と市町村の負担割合が決まっており、基本的な負担割合については、これまで変更がないところです。

なお、重要港湾改修事業等の一部の事業について、国においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律を定め、財政力指数の低い地方自治体に対し、毎年国の開発指定事業について国の負担割合の引き上げ率を通知し、地方の負担軽減を図っているところです。

このことにより、平成26年度の重要港湾改修事業については国の負担率が18%引き上げられ、国が10分の5.9、県が10分の2.46、市町村が10分の1.64と、県と市の負担額を軽減していただいたところであります。今後も国・県に対しまして、港湾改修事業に対する負担軽減されるよう重ねて要望してまいります。

○総務課長（萩本昌一郎君） 同じく小園議員の昨日の議案第12号の御質問の中で、55歳を超えて1.5%の減額支給を受けている職員の人数につきまして答弁が漏れておりましたので、答弁をさせていただきます。

1月1日現在で、55歳を超えて減額支給を受けている職員は19人でございます。失礼いたしました。



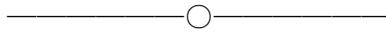
○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第2、議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号につきましては、委員会

への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第2 議案第14号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第14号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正による同法の題名の改正が行われたことに伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、別表第2の3の項、事務の種類欄中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成27年5月29日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

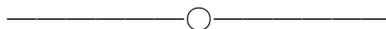
これから採決します。お諮りします。

議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



日程第3 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について説明を

申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育所における保育の基準を条例に委任する措置が廃止されたため、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（福岡勇市君） 議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について、説明申し上げます。

付議案件説明資料の27ページをお開きください。

児童福祉法の一部改正について説明申し上げます。右の方の旧法は、児童福祉法第24条第1項のアンダーラインのところですが、保護者の労働、又は疾病、その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により」というのが、新法の左の方ですが、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働、又は疾病、その他の事由により」ということで、保育所における保育の基準を条例に委任する措置が廃止されるため、本市の条例を廃止させていただくものです。

下の保育の必要性の認定基準についてですが、右の現行の条例で定めている基準は、1 常態的就労、2 妊娠・出産、3 保護者の疾病・傷害、4 同居親族の常時介護、5 災害復旧、6 市長が認める上記に類する状態、とあるところでございます。そして、左の子ども・子育て支援新制度における国の基準は、1 常態的就労、2 妊娠・出産、3 保護者の疾病・傷害、4 同居または長期入院等をしている親族の常時介護・看護、5 災害復旧、6 求職活動、7 就学・職業訓練校での職業訓練、8 虐待やDVのおそれがあること、9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要であること、10 その他上記に類する状態として市町村が認める場合、となつて、6 から9 の項目が拡充されておるところでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、児童福祉法の改正ということとあわせて、本市の条例を廃止するということとあります。これまでの「保育に欠けるところがある場合において」というものとするね「保育を必要とする場合において」ということで児童福祉法が変わったわけですが、今回志布志市の保育に関する条例を廃止することで、市の公的な責任としてはどういったことになっていくのか。そのことを、まずお聞きをしたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） この条例の廃止に伴って、市の権限については変わらないところだと思っております。また、条例については、布令、上位法の規則で定められるんですけれども、それを受けて市の方でも規則として、入念規定として設ける予定にしているところがございます。公的責任は変わらないところがございます。

○18番（小園義行君） 公的責任は後退をしないんだということですけど、我が町の条例が無いわけですね。児童福祉法が求めているこのものと、新たにですよ子供支援制度、いわゆる国の基準を示したそのことで必要性を図る、あなたはこれこれ、3時間しかありませんよとか、こういったことを市が判定をしてやるということになるんだろうかなというふうに私たちは理解するんですけど。

市の公的な責任というのは後退しないということでしたので、そのことは安心をするわけですけど、条例がない中で、住民の方々に対しての市の公的な責任というのは、今までどおりで全く変わらないというふうに理解をしいいんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほども担当課長が答弁いたしましたように、市の責任は従前と変わらないというふうに認識しているところであります。

○18番（小園義行君） あと委員会に付託でしょうから、そこでいろいろお聞きをしたい。この公的責任の後退ということがあると、非常に、条例がないからですよ、私たち人間、私もそうですけど、そのことが自分の範疇になくなったら、あまり考えないですよ。そういうことを踏まえたときに、この市の条例が無い中で、保育に関してはこれまでどおりだということ、それは安心をしたところです。

じゃあ1つだけ。国の基準を示していますね、これを判定するのは、保育所の法人がやるんですか、それとも市の行政の福祉課なり、そういった担当のところはこれはやるんですか。申し込み等々が、直接契約とかいろいろ変わっていくというふうに思うんですが、判定をするのは、行政がするのか、それとも法人がやるのかというそこだけをお願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 保育園については、従来どおり市の方で決定をして、認定をしてするところがございます。あと、幼稚園につきましては、申し込みは幼稚園の方になります。それと、決定についても幼稚園の方になるところでございます。そのかわり、1号として認定するのは市の方で認定をいたします。あと、保育料の決定についても市の方で決定いたすようになっているところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第4 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、平成27年度からの円滑な実施が困難な介護予防・日常生活支援総合事業等について、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条の規定により、当該事業等の実施に関する経過措置を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

平成27年度から29年度までの高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定に当たり、3年間の標準給付費の見込みを基に、第6期の第1号被保険者の保険料基準額及び保険料を定めるものでございます。

それでは、付議案件説明資料31ページを御覧ください。

介護保険料についてでございます。保険料収納必要額の見込みであります。標準給付費見込額と地域支援事業費から第1号被保険者負担分相当額を求め、調整交付金相当額を加えたものから調整交付金見込額を差し引き、保険料収納見込額を算出しております。これに、保険料収納率を考慮いたしまして3年間の第1号被保険者や所得段階別加入者の割合等の推計値により求めましたのが、下段の表（2）第6期第1号被保険者の保険料でございます。第5段階が基準額でございます。

月額保険料は、6,163円でございます。現在の月額5,760円から月額403円の引き上げとなるところでございます。

32ページを御覧ください。

第1号被保険者の所得段階区分別保険料率の比較でございます。第5期について、所得段階の特例段階を設けるなど弾力的な保険料の体系とし、低所得者への負担軽減に配慮したところでございます。第6期についても、国が示す標準9段階を更に細分化を行い12段階とし、負担能力に応じた保険料段階を設けることといたしました。

保険料基準額である第5段階より保険料が軽減されている第1段階、第3段階、第4段階は、国が示している標準の保険料率を適用しております。

第2段階は、志布志市の現行保険料第5段階にあわせて0.73に軽減したところでございます。また、保険料基準額でも、負担が可能と考えられるものである第6段階から第9段階までの多段階化を行い、最終的に12段階の設定としたところでございます。

第5段階基準額までの対象者は、第1号被保険者全体の75.9%となっております。

33ページを御覧ください。

第5期及び第6期介護保険事業計画における介護給付費の推移等についてお示ししてまいります。第5期事業計画の標準給付額は、給付見込額を下回っております。

介護保険条例の制定の内容でございますが、付議案件説明資料の28ページから30ページの新旧対照表により、御説明いたします。

介護保険法施行令第39条に基づき保険料を12段階とし、多段階化を行っております。

第2条中、「平成24年度から平成26年度まで」を、「平成27年度から平成29年度まで」に改めます。同条第1号中の、「3万4,560円」を「3万6,975円に」、同条第2号中「3万4,560円」を「5万3,984円」に、同条3号中「5万1,840円」を、「5万5,463円」に、同条の第4号中の「6万9,120円」を「6万6,555円」に、同条第8号中の「11万7,504円」を「12万5,716円」に改め、「同条第8号」を「同条第12号」とするものでございます。

第2条第12号の前に、第9号、第10号、第11号を加え、保険料をそれぞれ10万3,531円、10万7,228円、11万926円とするものでございます。

第2条第7号中「10万3,680円」を「9万9,833円」に、同号アの中「190万円以上400万円未満」を「140万円以上190万円未満」に、同号イ中の「部分を除く」の次に「次号イ、第10号イ又は第11号イ」を加え、同号を同条第8号とするものでございます。

第2条第6号中「9万3,312円」を「9万6,136円」に、同号ア中の「190万円」を「140万円」に改めるものでございます。同号「イの中又は次」を「次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中、「8万6,400円」を「9万2,438円」に改め、同号中の「又は第号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とするものでございます。

第2条第4号の次に、1号を加えまして第5号といたしまして、「令第39条第1項第5号に掲げるものについて7万3,951円」にするものでございます。

第4条第3号中「及びハ」を「もしくはニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、30ページの「から第6号」を「から第9号」に改めるものでございます。

付議案件説明資料の34ページを御覧ください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条において、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する実施の有無が規定されております。総合事業等に関する各事業の実施の猶予を市の条例で定め、当該事業の実施時期を次のとおり先送りするものでございます。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業、（4）認知症総合支援事業について、平成24年4月1日施行期日を平成28年4月1日に、（2）在宅医療介護連携推進事業、（3）生活支援体制整備業について、平成27年4月1日施行期日を平成30年4月1日に先送りするものでございます。

先送りの理由といたしまして、（1）介護予防・日常生活支援総合事業でございますが、介護予防サービスのうち、介護予防・訪問介護等介護予防通所介護を総合事業に移行する必要がありますが、事業所や業者への周知や合意形成を図っていく必要があるためでございます。

（2）在宅医療介護連携推進事業でございますが、在宅医療と介護連携の在り方について、医

師会等を含めた近隣自治体と協議を進めながら調整を図っていく必要があるためでございます。

(3) 生活支援体制整備事業でございますが、高齢者のニーズに合った、地域における多様なサービス提供を主体に掘り起こしを行い、また生活支援コーディネーターや協議体を設置し、住民が担い手となる住民主体の活動等を支援するための地域の支えの体制づくりを推進していく必要があるためでございます。

(4) 認知症総合支援事業でございますが、医療機関との連携を図りながら、初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断や早期対応、認知症地域支援推進による相談体制の整備を推進していく必要や、その推進員の育成・資質向上を図り、研修等の機会の確保に努める必要があるためでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回、第6期の介護保険計画の策定によって介護保険条例が変わるわけですが、介護保険料、今、課長の方から説明がありましたように、引き上げられるもの、そして引き下げるもの、より細分化されて12段階にされてそれぞれ対応したということですよ。

この条例改正に至るまでの策定計画で、何回も議論をされたと思うんですよ。その中で、運営する側と徴収する側ですね、そこでの連携というのが、きちんと策定会議の中でいろいろ情報交換なり、いろんなことをされてこの提案に至ったというふうに理解をするんですが、そこらについて具体的にきちんとされたのかということですね。そうして、パーセントにしたら、今すぐ計算をすれば分かるんでしょうが、引き上げ、引き下げの関係を含めて何パーセントの引き上げ、例えば第5段階は6になるんですかね、ここなんかも引き上げ、4段階は引き下げですよ、そういったものの関係性はどういうふうに理解をされているのかですね、もう少し詳しく説明をお願いします。

そうして、例えば第2条関係の第6号ア、イですよ、ここに例えば、所得金額が100万円未満とか、未満であるものに、かつ云々とありますね、この人たちが該当しないと書いてあるわけですよけれども、所得が100万といたら年収で約160万ぐらいですよ概算、ぱっと計算するとですね。そういった人たちがこれだけの金額を納めるということについて、策定会議の中でどういった議論になったのか、あわせて1、2、3、4は引き下げですよ、5、6、その他もろもろありますけど、ここが25年度決算、24年度決算を受けた中でのそういった議論になって、ここに至ったのかという、策定計画の中での議論、委員の先生方の意見なり、税務課等々のすり合わせ、いろんなものがされたと思います。そこについてもう少し詳しくお願ひをします。

○保健課長（津曲満也君） まず、税務課との連携についてでございますけれども、策定委員会の6回・7回におきまして、税務課職員の方々にも入っていただき、策定委員会の中で、滞納額が幾らあるとか、その徴収についてはどうなっているとかいろいろ策定委員の方から質疑があったところがございます。それについて、いろいろ税務課担当の方から説明をしながら、連携を税務課とは図ってきたところがございます。

2番目の保険料の軽減率でございますが、総体で7%の引き上げでございます。

100万円未満の者についての策定委員会の議論ということでございますが、やはり、施設整備をした場合はどうなるかとか、そういうことも出まして、施設整備をするよりも保険料について考えなければいけないということで、今の保険料よりも少し上がるんですけども、保険料について上がると困るという意見もありました。しかしながら、3か年の推計値を出しましたところ、どうしても必要な金額が基準額となりましたので、その件につきましては了承をさせていただいたところでございます。

決算額の反映につきましては、この保険料を求める際に、過去の実績及び改定率及び法改正等を見込みながら、そこら辺を勘案しながら将来の3か年の標準見込額を出しておりますので、そこらあたりは反映してあります。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 分かりました。

あとですねこの附則の関係ですけど、日常生活支援総合事業、ここを1年先送りということで提案になっているんですけど、そういう施設の側、法人の側との合意というのは非常に難しいことになっていくのかなと、国の考え方とあわせていくとですよ、報酬引き下げとか含めてですね、ここの下の30年3月という約2年ちょっと、3年ですか、そういったことの方が、当局としてもめいっぱい努力してのことでしょうけども、そのほうが楽だったのかなという、合意の得かたとしてですね、1年間でそういうことにしていくんだということですけど、そこについては、これは附則ですのですね、1年間先送りするということでもんね、これはもうちょっと先送った方が非常に、どうなのかねという心配もするんですが、ここは大いに努力をした結果、こういうことで大丈夫だという判断なんですね。

○保健課長（津曲満也君） 今、議員の方からおっしゃったとおり、総合事業をするには大変な、民間の方々との合意形成や、いろんなもろもろの事情がございまして、本年度の4月1日からの施行については大変厳しいものがございました。それによって1年間ずらして、少しでも早くこの総合支援事業が波に乗るような形にしていきたいということで、大変だとは思っておりますけれども職員一同頑張ってやっていこうかという考え方で、1年先送りにしたところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第17号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、通山住宅の老朽化に伴い、住宅の供給を廃止するとともに、市営住宅建替事業により新たに整備された宮脇団地を、公衆の使用に供するため、その名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、別表中「宮脇住宅」の次に「宮脇団地」を加え、同表「通山住宅」の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

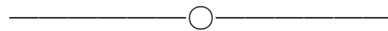
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第18号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第18号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の施行に伴う子ども・子育て支援新体制において、教育・保育施設の保育料については、国の定める基準の範囲内で世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して市町村が定める額とする措置が講じられたため、保育料の額を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第18号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、その概要を補足して御説明申し上げます。

まず、付議案件説明資料の40ページをお開きください。

条例改正の内容を説明する前に、今回の子ども・子育て支援新制度に伴う主な改正点について御説明申し上げます。

まず（1）保育料の考え方でございますが、現行制度では保育料は保護者が負担する額とされてきたところですが、新制度における保育料は、人件費、施設の維持管理費等を含めた教育に要

する費用の全体が保育料とされ、保育料は内閣総理大臣が定める基準の額をもとに、市町村において使用料として定めた上で、市が支給する施設型給付費及び保護者が支払う利用者負担額を充てることが整合的であるとされたところであります。よって、市が教育に要する費用である保育料として受け取るのは、利用者負担額だけではなく施設型給付費を含めた額となることから、人件費、施設の維持管理費等を含めた教育に要する費用の全体の額を保育料とするものでございます。

(2) のところでございますが、幼稚園・保育園等を通じた共通の給付、施設型給付が創設されました。新制度においては、市町村は保護者に対し、幼稚園・保育園等を通じた共通の給付として施設型給付費を支給することとされ、その施設型給付費は施設事業者が代理受領する仕組みとされたところでございます。

(3) でございますが、施設型給付費の算定方法でございますが、子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基準により算出した額、保育料でございますが、から利用者負担額を控除した額となっております。

2の条例改正の概要でございますが、(1)の保育料につきましては、教育に要する費用としての保育料は、内閣総理大臣が定める基準の額をもとに市町村において定めることとされ、基準額を参酌しながら保育料を定めるものであります。

(2)の入園料につきましては、新制度において教育に要する費用の対価として、利用者負担を求める費用は、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収することが基本となったことにより、廃止するものでございます。

41ページの方でございます。3のその他のところでございますが、市立幼稚園のこれまでの利用者負担額は定額で、月額4,000円となっております。新制度では、保護者の所得に応じた応能負担となります。ただし、現在の利用者負担額から増額しないように配慮したところでございます。

42ページをお開きください。

新制度に伴います幼稚園費の保育料と予算、財源の考え方を当初予算ベースで表わしたものでございます。左側の現行制度の考え方ですと、歳出は、幼稚園に要する費用1,609万6,000円に対しまして、財源は保護者が支払う保育料と一般財源で賄うこととなります。

右側でございますが、新制度では、歳出が施設型給付制度に伴い、今までの幼稚園に要する費用のほか、新たに施設給付費分を扶助費として計上することとなり、当該扶助費につきましては、本来は保護者に支払うべきところでございますが、市が代理受領をして歳入の使用料として受け入れることとなります。その財源としましては、一般財源で賄うこととなります。新制度になりますと、歳入歳出それぞれ施設給付費分が増額となりますが、一般財源の額につきましては現行制度と変わらないところでございます。

43ページの方でございますが、平成26年度と27年度の保護者負担額の比較表でございます。表の一番右側でございますが、減免後に保護者が支払う実質負担額につきましては、今までと同じ水準の負担額となります。階層区分2の第1子につきましては、今までより月額533円安くなる結

果となっております。

それでは、説明資料の38ページをお開きください。

新旧対照表でございます。まず、題名は「入園料の廃止に伴い、保育料等を保育料に改めるもの」でございます。

第2条の改正につきましては、新制度において保育料は子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とされたことから、その旨を規定するものでございます。なお、内閣総理大臣が定める基準額が現に教育に要した費用を超える場合は、当該現に教育に要した費用が保育料となることとなります。市が保育料として受け取るのは、利用者負担額ではなく、施設型給付費を含めた額となることから、人件費、施設の維持管理費等を含めた教育に要する費用全体の額を保育料とするものでございます。なお、利用者負担額につきましては、これまでの一定額4,000円の応益負担ではなく、保護者の所得に応じた応能負担となるところでございますが、現行の利用者負担水準を踏まえ、政令で定める額の範囲内で規則で定めるものでございます。なお、入園料につきましては、その性質が教育に要する費用の対価ではないことから、今回廃止するものでございます。

第3条でございますが、入園料の廃止に伴い、第4項の入園料の納付に関する規定を削るものでございます。

第4条は、但し書きとして、他の公の施設に係る条例と同様に還付規定を加えるものでございます。

第5条は、保育料の減免に関する事務は市長の権限に属する事務となっておりますので、教育委員会から市長に改めるものでございます。

第7条でございますが、第5条の改正と同様に市長の権限に属する事務となっていることから、市長が保育料の徴収に関する規則を定めるために改めるものでございます。

附則第2項の改正は、公立幼稚園の施設型給付費に係る経過措置として、幼稚園に対する財政措置が保育所と大きく異なり、新制度において全国一律の制度に統一することが実態上、困難なことから、当分の間、施設の所在する地域とその他事情を勘案し、全国统一費用として内閣総理大臣が定める基準を参酌して、保育料とするものでございます。

この場合におきましても、本則同様内閣総理大臣が定める基準額が現に教育に要した費用を超える場合は、当該現に教育に要した費用が保育料となるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今もろもろ説明がありましたが、よく分からないところもありました。公立の幼稚園と民間の幼稚園、志布志市市内になんばかありますね。ここは今回の制度が変わることによって、幼稚園ではなくて認定こども園になろうとされているのか、そういったことでまた変わってくると思うんですけど、そこについてがまず1点ですね。

それで、現在のままの幼稚園でいきますよとしたときに、公立の保育所と民間の保育所、この流れは全く同じというふうに理解していいんですか、今の説明では少しく分らないところが。

○教育総務課長（溝口 猛君） 民間の幼稚園の移行につきましては、担当課の方で答弁をお願いしたいと思いますが、公立幼稚園につきましては、流れとしては民間と変わりはない流れになってきます。原則、1号認定の園児が対象というようなことになるところでございます。

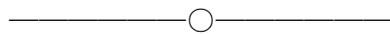
○福祉課長（福岡勇市君） 民間の幼稚園の移行ですけれども、志布志幼稚園とカトリック幼稚園につきましては、認定こども園ということで予定しているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

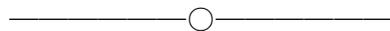
ただいま議題となっております議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） 先ほどの議案第16号の保健課長の説明に際し、答弁漏れがあるということでございます。発言を許可します。

○保健課長（津曲満也君） 先ほどの小園議員からの、段階別についての率はどうなっているかということで答弁が漏れておりましたので、第7段階で3%の増でございます。9段階で0.1%の減、10段階で3%の増です。それ以外は7%の増でございました。

よろしく願いいたします。



日程第7 議案第19号 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、志布志市いじめ問題対策連絡協議会、志布志市いじめ問題専門委員会及び志布志市いじめ問題調査委員会を設置することとし、これらの所掌事務、組織等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○学校教育課長（松元伊知郎君） 議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

まず付議案件説明資料の44ページから45ページを御覧ください。

本議案は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の規定に基づき、いじめの防止等の

ための対策を総合的かつ効果的に推進するため、志布志市いじめ問題対策連絡協議会、志布志市いじめ問題専門委員会及び志布志市いじめ問題調査委員会を設置することとし、これらの所掌事務、組織等に関する事項を定める必要があるため提案するものでございます。

44ページの参考図にありますとおり、条例で設置される3つの組織は、教育委員会所管の志布志市いじめ問題対策連絡協議会と志布志市いじめ問題専門委員会、総務課所管の志布志市いじめ問題調査委員会がでございます。

それぞれの所掌事務と組織については45ページを御覧ください。

それでは、議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例を御覧ください。条例の中身について御説明申し上げます。

本条例は、5つの章から構成されており、まず第1章総則で、いじめ防止対策推進法に基づき設置される3つの組織に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

第2章は、志布志市いじめ問題対策連絡協議会の設置について定めており、第2条で設置の根拠を、第3条で連絡協議会の所掌事務を、第4条で組織について定めております。組織については、学校教育の関係者や関係行政機関の職員など10人以内で組織するとしております。また第5条では、委員の任期を2年と定めております。第6条では会長及び副会長の選任と職務について、第7条では会議について定めております。第8条では、連絡協議会の庶務を教育委員会学校教育課において処理することとしております。

第3章につきましては、志布志市いじめ問題専門委員会の設置について定めております。本委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき設置されるもので、第10条でその所掌事務を、第11条で組織について明記してしております。専門委員会の委員は5人以内とし、教育・心理・福祉・法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するとしております。第12条は会議について、第13条は、取り扱う案件の重大性から、秘密の保持について定めております。第14条において、専門委員会の庶務を教育委員会学校教育課において処理することとしております。

第4章につきましては、志布志市いじめ問題調査委員会の設置について定めております。本委員会は、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき設置されるもので、先に説明いたしました専門委員会の調査の結果を受けた市長が、その対処及び同種の重大事態の発生防止のため必要があると認めるとき、市長の諮問を受けて開催されるものでございます。第15条で設置の根拠、第16条でその所掌事務を、第17条で組織について定めております。調査委員会の委員は5人以内とし、教育・心理・福祉・法律等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱するとしております。また、調査審議が終了したときは、解職されるとしております。第18条において、調査委員会の庶務を総務課において処理することとしております。

第5章は雑則で、第19条で本条例に定めるもののほか、それぞれの組織の運営に必要な事項は、それぞれの組織において定めるとしております。

附則におきまして、この条例を平成27年4月1日から施行するものとし、また志布志市非常勤

職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について明記しております。

以上、議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、補足して御説明申し上げました。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第 8 議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第 8、議案第20号、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、水道未普及地域解消事業の実施に伴い、当該事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定により、分担金を徴収することとし、分担金の納入義務者、分担金の総額等に関する事項を定めるものであります。

詳細については担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（鎌田勝穂君） 議案第20号、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、平成27年度に事業実施いたします田床・柳井谷地区の水道未普及解消事業に伴いまして、当該事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき分担金を徴収することとし、分担金の納入義務者及び分担金の総額等に関する事項を定める必要があるため、今回条例を定めるところにより、行うこととしたところでございます。

それでは、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の各条項について御説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨規定でございます。第2条は、分担金の納入義務者で、水道未普及解消事業により利益を受けると認める者とうたっております。第3条は分担金の総額で、水道未普及解消事業を実施することにより、事業経費の5%としております。第4条は分担金の賦課基準で、その徴収する額は分担金の総額の範囲において管理者が定めるものとしております。第5条は分担金の徴収方法を、各項うたっております。第6条は、分担金の減免について記載しております。第7条では、この条例で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は管理者が定めるも

のとしております。

附則といたしまして、施行日は平成27年4月1日としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 全協でも、少し課長の方から説明があつたんですけど、全て100%であれば一番いいわけですけど、これが全協の中で90数パーセントというような表現でありましたので、ちょっとお聞きしたいんですが。

今回、これを自分はやらないよということで、上水を引かないという人たちが後々ですぬやるとした時に、もうこの5%を按分した形でのそういった分担金の徴収というふうに理解をされているのかというのが1点です。

そして、2つ目に、この5%というのは、1回例えば約10万前後ですよ、これを計算するとですよ、8,500万ということですので、それは1回10万を納めたら、それでよいというふうにするのか、分割なのかですね、そういったところがどういうふうに住民の方々の合意になっているのかということと、あわせて3つ目に、他のこういう上水を未普及の所を解消した例というのはあるんでしょうが、そことの、いわゆる経済の状況もありますけど、大体同じようなもので今回5%というような理解をされているのかということをお願いします。

○水道課長（鎌田勝穂君） お答えいたします。

最初の案件でございますが、説明会等におきまして大分、住民等の説明を五、六回いたしております。その中での説明の中で、当初の10万円程度ということでございますが、これにつきましては、分担金ということで事業費の総額5%枠ということで、先ほど議員が申されました程度で10万円程度になろうかというふうには感じております。

それと、これまでの未普及地域の解消事業につきましては、今回の田床・柳井谷地区の前に、旧町時代に平成2年、3年ということで、森山の益倉地区と出水の八郎ヶ野地区について2か所程度行っております。これにつきましては、全体事業費が異なるものの、8%とか9%という形での分担金をいただいているところではございますが、今回10万円と決めました5%につきましては、同じような程度であるために、当時は8%、9%でしたが金額的には同じような程度であったというふうに記憶しているところでございます。

最初の質問でございますが、上水道を引かずに、後で引いた人も分担金を取るのかということでございます。今回の世帯数にしまして、田床・柳井谷で40数世帯ございますが、今回取らなかった場合に、10万円で済むというふうな形では思っておりません。目の前に本管が通った場合、後で引こうと思った場合につきましてはそれこそ20万円程度になるのではなかろうかというふうに感じておりますので、今回分担金というふうな形で取られた方が安くつくのではなかろうかというふうには感じております。

申し訳ございません。それと、一括か分割かということでございますが、一括支払いということで考えております。

○18番（小園義行君） 課長、よく分かりました。

今回の分担金をいただいて工事をされるわけですけど、通常、メーターといいますかね、そこまでの工事ということで理解をするんですけど、後々、今おっしゃったように、自分は今回はしないけど、後でとなったときに、非常に工事というのがそれぞれ大変なことになるということで、長年の地域の方々の懸案で解消されるというのはとてもいいことで、ぜひ一緒に入られたらいいなというふうに思うところです。よく分かりました。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第21号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第21号、市道路線の廃止についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、主要地方道南之郷志布志市線と市道の重要区間を整理し、新たに市道の路線を認定するため市道植木・山久保線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、県から引き継ぎを受けた路線及び農道の整備に伴い路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第22号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第23号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第23号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道香月線の延伸に伴い当該路線の終点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第24号 曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について説明を申し上げます。

本案は、所期の目的の達成に伴い曾於地区2市1町で構成する曾於区視聴覚教育協議会を廃止したいので、地方自治法第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については担当課長に説明させますのでよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） それでは、議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止につきまして、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の52ページをお開きください。

はじめに、1の曾於地区視聴覚教育協議会の沿革であります。この協議会は、昭和51年度に曾於郡7か町の、末吉町、大隅町、輝北町、松山町、大崎町、有明町、志布志町で曾於地区視聴覚協議会が組織され、視聴覚教育の振興と視聴覚ライブラリーに関する事務を担ってまいりました。財部町は単独でありました。その後、合併によりまして、現在の構成市町は曾於市、志布志市、大崎町でありまして、協議会の会長は現在曾於市長であります。

2の協議会の事業につきましてでございますが、視聴覚教材の共同購入と貸出になりまして、視聴覚教育の振興に努めてきたところであります。設立当初は16ミリフィルムが主流でありましたが、その後ビデオテープやDVDへの移行によりまして、16ミリフィルムの利用は激減している状況であります。

お示ししている表でございますが、これは曾於地区全体の活用状況でございます。一番下の平成26年度でございますが、16ミリフィルムの活用は延べで22回、DVD等が延べで179回となっております。

3の協議会の決算状況につきましては、平成16年度までは16ミリフィルムの購入がありましたので、全体で約700万円台で推移しておりますが、平成17年度からは16ミリフィルムの購入が終わりまして、約200万円程度で推移している状況でございます。

次のページです。4の協議会への負担金でございますが、そこに各年度ごとに記載しているところでございます。一番下の平成26年度の負担金につきまして、曾於市が89万6,900円、志布志市が77万7,300円、大崎町が41万3,800円でございます。

5の協議会の開催についてであります。視聴覚教材につきましては、当時は1本当たりが約20万円から40万円の16ミリフィルムが主流でありまして、1町で購入することが負担が大きかったため、協議会が設立されまして共同購入をしておりましたが、ビデオテープやDVDへの移行によりまして16ミリフィルムの購入は終了しているところでございます。そして、その後、視聴覚機材につきましてはほとんどDVDに変わり、購入コストも各自治体で購入可能な額まで下がり、共同購入の必要が少なくなったということでございます。

情報化社会の進歩と視聴覚機器の高性能化によりまして、事務を共同して行うという所期の目的を達成したことから、平成27年1月に開催しました市長・教育長からなる曾於地区視聴覚協議会におきまして、解散を決議したものであります。本市の負担金も平成26年度までとなります。

6の平成26年度の決算見込みであります。平成26年度決算見込みによる残額は、約20万円程度でございます。この残額につきましては、この後、負担割合に応じまして構成市町に返還されるものであります。

7の曾於地区視聴覚協議会の財産についてであります。現存する視聴覚機材の財産につきましては視聴覚ライブラリーのある曾於市が3年間引き継ぎまして、その後、処分するというものであります。処分の方法につきましては、まず構成する3市町でDVD等を配分しまして、その後不用なものは廃棄処分という形になります。

8の今後の利用についてであります。曾於市に引き継がれた財産は、3年間は現在の視聴覚ライブラリー、曾於市大隅町中央館に置きます。そして、27年度からも3年間は16ミリビデオテープ、DVDについてこれまでどおり貸出を行い、曾於市の職員がそれを担当するというところでございます。

資料の54ページは、本市における利用状況でございます。平成26年度の16ミリフィルムの利用は学校ではなかったところであります。社会教育で延べ12回の利用となっております。下の方の

DVDにつきましては、合計で延べ91回の利用がありまして、これらのDVDについては今後も利用可能ということでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第13 議案第25号 平成27年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可します。

○16番（岩根賢二君） 3点ほど質疑をいたします。

まず予算書の109ページ、説明資料の113ページ、有害鳥獣捕獲事業についてお尋ねいたします。

平成26年度は、補正を数回繰り返しまして約550万円を要しているわけですが、今回の予算ではそれよりもぐっと少ない金額でございます。この金額で大丈夫なのかということが1点目。

2点目といたしまして、予算書の126ページ、説明資料では123ページになっておりますが、用途指定委託業務の目的に、「無秩序な開発を防止する」ということが説明がありますが、現時点でそのような例があるのか、またそのような恐れがあるのか、その点についてお答えください。

3点目、予算書の126ページ、説明資料では124ページでございますが、危険廃屋解体撤去事業に関連いたしまして予算には出ていないと思うのですが、関連して質疑を申し上げます。当事業は、費用の補助ということでございますが、平成27年の2月26日に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に関しまして、市の方ではどのような対応策を今考えているのか、対応策が進んでいるのかという点についてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、有害鳥獣捕獲事業についてでございます。有害鳥獣捕獲事業費につきましては、平成26年度当初予算時には143万円の計上で、平成27年度当初に220万円と、予算計上につきましては、前年度より増額して計上したところでございます。

平成26年度におきましては、被害発生予想される以前に捕獲する予察捕獲を積極的に実施しました結果、捕獲実績もかなり上回りました、12月に補正予算をお願いしたところであります。また、平成26年度鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業が最終年度となりまして、国・県からも積極的な事業活用依頼もありまして、市としましても狩猟期間中を含めて有害捕獲の実施を行ったことによりまして捕獲実績が更に伸びまして、今回の補正予算での対応をお願いしたところであります。

平成27年度におきましても、昨年同様予察捕獲を実施しながら、有害捕獲依頼に対応してまいります。それでも有害捕獲実績が予算を上回るような事態が発生するようであれば、また補正予算での対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、2番目に用途指定委託業務に関する御質問でございます。お答えします。

今回の用途指定委託業務につきましては、平成21年度に都市計画区域に編入した通山地域の一部の用途指定を行うもので、主に住宅地としての土地利用と、日常生活を支える沿道サービス施設等が主体とした地域であり、特に目立った開発は無く、現時点ではそのような無秩序な開発の例は見受けられません。

今後東九州自動車道及びバルク港湾関係整備によりまして街並みの変化が予測されるため、国道220号沿道周辺地域においては、周辺環境との調和を考慮しまして、過大な制限とならないことを勘案し用途指定を進めてまいりたいと思っております。

3番目のお尋ねの件でございます。危険廃屋解体撤去事業ということで、お答えします。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災・衛生・景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため、昨年11月19日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立しております。そして、本年2月26日に法が一部施行され、同日付で基本指針の決定がされたところです。また、今後5月26日にはこの法律の完全施行が予定されております。

そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態などを特定空き家と定義されていますが、この特定空き家についても、5月の完全施行までにはガイドラインの中で詳細に内容が示されると思われまます。今後は、ガイドラインを踏まえ特定空き家の実態把握を努め、所有者の確定、適切な管理の指導等を行っていきたくと考えております。

○16番（岩根賢二君） 有害鳥獣については、足りなくなったらまた補正をお願いするということがありますが、私が考えているのは、補正をしなくてもどんどん捕殺ができるような体制を取った方がいいんじゃないですかということをお願いしているわけですね。

いつも、年度末近くになってから補正ということですので、それ以前に処理ができれば、そのほうがいいんじゃないかなということをお願いしております。

2点目につきましては理解をするところですが、市が想定しているこの「無秩序な開発」というのは、どのようなことを想定しているのか再度お尋ねをいたします。

3点目の危険廃屋解体の撤去事業に関しましてですが、これは市長が今るる説明をされました

けれども、5月の全体的な施行に向けて市の方で具体的に空き家対策計画を策定できるようになっておりますので、そのような計画がされているのか、また空き家対策の協議会の設置も可能ということでございますので、そのような動きができるのか、できているのか、その点について再度お伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） まず第2点目の用途地域の指定の件で、無秩序な開発ということによってどういふことを想定されているかという御質問でございますが、裏を返しますと、用途指定では秩序ある建物の建て方のルールを定めるというようなことでございます。似たような建物が周りに建つと、街並みがそういう町になっていくというようなことございまして、例えば住宅地に工場とかそういうのが建つといけないというようなことで、そういう用途の指定、極端に言いますとそういうことを想定ができるかと思っているところでございます。

それから、空き家対策の推進に関する特別措置法、2月26日に、先ほど説明したとおり法律の一部が施行されたわけでございますが、ガイドラインというのが5月26日に出る予定でございます。それが出ないと、なかなか内容がはっきりしないということでございますので、ガイドラインを待って対策をしていきたいということで、今のところこの法律の中では条例等によることは求めておりませんので、そのような条例とかではなくて、そういう要綱とかそういうので対応できるものではなかろうかと考えておりますので、それに向けて今少しずつ、予算の中でも少しは協議会の予算みたいなのも座置き的に組んでいるところでございますので、御理解願いたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 平成27年度につきましても、積極的な予察捕獲等々を進めていきたいと思っております。それでも足りない場合は、先ほど市長が申したように、補正の方で早めに対策をしたいと思っております。

○16番（岩根賢二君） 今の答弁でも十分なんですが、財務課にお尋ねいたします。有害鳥獣のこの件ですね。こういう予算が組まれているんですが、ここはもうちょっと多く取って、どんどんしたらいいじゃないかということは考えなかったんですか。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

各課から当初予算の編成に向けて要求があるわけでございますけれども、今回200億円を超える予算を編成いたしましたけれども、財源には限りがあるということで、各課の課長さん方には、最大限この予算で大丈夫だということで認識をいただいて、今回まとめたところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） この予算を組み立てる中においては、いわゆる財源をしっかりと確保することは非常に大事なことであろうかと思っております。

そういう中で、自主財源でございますけれども、今回市税が3,340万円程度の増というふうに見込んでおられるようでございます。また、あわせて寄附金が約1,030万円程度ですね見込んでおられるようでございますけれども、増額ということですね。そこで、この市税でございますけれども、固定資産税が1,900万円程度増ということで説明がございましたけれども、残り1,400万円につき

ましてはどのような部門を見込んでいらっしゃるのか。

それから、この寄附金でございますけれども、ふるさと納税につきまして、今回から特産品を送るということで、今回こういう大幅な寄附金の見込みを立てたのであろうかというふうに思いますけれども、1,000万円をも超えるこの寄附金の見込みに対する根拠をどのように考えていらっしゃるのか。

それから、企画の関係でございますけれども、地域おこし協力隊の事業が今回新年度から実施するというようなことでございますが、この地域おこし隊の隊員を何人考えていらっしゃるのか。そうしてあわせて、1人当たりの報酬というものをどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから、同じく企画の関係でございますけれども、定住促進住宅用地の整備事業でございますけれども、この造成に伴いまして分譲地の区画を何区画考えているのか、そうしてまたあわせて価格的には、いわゆる坪単価ですね、をどのように設定しようというふうに考えているのか伺いたいというふうに思います。

それから、港湾商工課関係でございますけれども、今回観光物産振興事業ということで内容的にいろんなものが出ておりますけれども、その中で新たに事務局長設置補助金ということでございますが、事務局長を設置するというのであろうかというふうに思いますけれども、今までの事務局体制というのはどのようになっていたのか伺いたいというふうに思います。

それから、福祉課関係でございますけれども、福祉タクシー運行事業でございますが、この説明資料の中に書いてありますので、若干お聞かせをいただきたいというふうに思いますけれども。

昨年から、試行的に地区外への乗り入れということで実施をされたというふうに思いますけれども、今年度におきましては、そのことにつきましてどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思っております。

それから、保健課関係でございますけれども、予防接種健康被害給付事業でございますが、この目的として、予防接種健康被害者に対して給付を行うということでございますけれども、本市におきまして、この予防接種による健康被害者が何名いらっしゃるのか、あわせてどの予防接種においてこのような被害が出たのか伺いたいというふうに思います。

それから、教育委員会の生涯学習課関係でございますけれども、今回テニスコートの増設事業ということでございますけれども、3面増設するというところでございますが、このテニスコートが、今回3面増設することによって何面になるのか、その点伺いたいというふうに思います。

○税務課長(木佐貫一也君) ただいまの市税の前年度比の約3,000万円の増についてのお尋ねにお答えしたいと思います。予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

市民税は、総額で11億3,050万円計上しております。内訳としまして、個人市民税の現年課税分につきまして、26年度10月末現在の調定額を勘案しまして2,000万円増額して9億円を計上しております。法人市民税につきましては、昨年法人税割の税率改正があったものの、緩やかな経済状況が改善されている状況と決算見込みを勘案いたしまして、前年度より2,000万円減額しておりま

す。

14ページを御覧いただきたいと思います。固定資産税では、総額で15億1,900万円計上し、1,900万円の増額でございます。主な理由としましては、全棟調査結果の反映や太陽光等の再生可能エネルギーの発電施設等の増加などを勘案いたしまして1,900万円増額したところです。

あと、15ページの軽自動車税でございますが、これも税率改正を見込んで500万円増額の1億500万円を計上しております。税率改正におきましては、先般の説明会におきまして二輪車の税率引き上げの1年先送りが検討されておきまして、3月末の税法改正を注視しているところでございます。

あと、16ページでございます。市のたばこ税は、これも決算見込みあるいは調定実績を勘案いたしまして、前年度比1,000万円増で計上しているところでございます。

市税の増税見込額の説明でございます。以上で終わります。

○企画政策課長（武石裕二君） まず、このふるさと志基金についての御質問でございますが、今回1,025万円を当初で計上をいたしております。これまで補正等におきまして、寄附をいただいた分については12月等で調整をしましてまいりましたが、今回支出の方で特産品等を出すということで、約400万円程度、委託料を含めて計上をいたしております。

それに伴いまして、やはり歳入の方についても当初だすべきであろうということで1,025万円でございます。これにつきましては、寄附について約1万円、2万円、3万円、4万円、5万円と、それぞれ寄附額を想定いたしまして、それに伴いまして特産品を贈答すると、約50%ほどを想定をしておりますが、これのそれぞれの寄附をいただく人数を想定いたしまして、約378名ということ想定をいたし、その寄附額の総額が1,025万円ということで当初予算計上をしております。

それから、特産品等についての委託につきましては、観光特産品協会の方に委託をする考えでございます。今その品物等については、協議を進めている段階でございます。

それから、地域おこし協力隊につきましては、9名の採用を予定しております。報酬につきましては、非常勤職の嘱託職員ということで、1人16万5,000円、それからあと住宅手当、それから保険料等についても活動費を含めて、その他支出を考えているところでございます。

以上でございます。

○松山支所長（上原 登君） 4点目の御質問で、当初予算説明資料33ページ上段で、定住促進住宅用地整備事業についてのお問い合わせでございました。

当用地は、松山中学校隣接の場所に26年度用地を求めました所に10区画の分譲地を予定してございます。なお、販売価格はいかほどで検討しているかというお問い合わせでございますが、泰野地区内でなのはな団地が坪1万円、新橋地区であじさい団地が1万2,000円という分譲で現在進めておりましたので、不動産検討委員会の協議を持ってこの範囲内で検討したいというふうに考えているところです。

以上です。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 観光物産振興事業の事務局長設置補助金についてのお尋ねで

すが、志布志市特産品協会に補助金を交付しまして、観光振興をお願いしているところです。

今回事務局長設置補助金といたしまして予算をお願いしている分につきましては、説明資料につきましては52ページになります、現回事務局長につきましては、市の職員を派遣いたしまして従事しているところですが、今回事務局長を公募いたしまして選任したいということで、今回その経費を補助金としてお願いするものであります。

以上でございます。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 説明資料の156ページの上段でございます。城山総合公園テニスコートの増設事業について、今回人工芝3面の増設を計画しているところでございます。

現在7面の人工芝がございますので、今回3面ということで合わせて10面となります。競技力の向上と、スポーツ合宿への積極的な対応を図るというものでございます。

以上です。

○福祉課長（福岡勇市君） 説明資料の68ページです。福祉タクシー運行事業の福祉タクシーの旧町間の乗り入れの件ですけれども、現在松山・志布志、有明・志布志を実施しており、週一回の水曜日に実施しているところでございます。

これについては、病院・大型スーパー・買い物等の利用があるところでございます。27年度も継続していきます。

○保健課長（津曲満也君） 説明資料は84ページでございます。予防接種健康被害給付事業でございますけれども、対象者は1名でございます。

昭和56年10月にいたしましたインフルエンザ関係の給付でございます。

以上でございます。

○20番（福重彰史君） ふるさと志基金でございますけれども、今回から新たな取り組みということで、特産品をそれぞれの額に応じて返していくというようなことで、そういうことで寄附金が増額、増えていくということを期待をするわけでございますけれども、一方ではこういう特産品があまりにも過剰になっているということで、そういう面のいろんな御意見もあるところでございます。

本市におきましては、私も、もう今課長の方から説明がございましたけれども、今回の本市の取り組みについては中身を見ておりますけれども、初めてにしては適正な考え方じゃないかなというふうに思うところでございます。

そこで、この特産品が市の魅力産品として市外の方々に大きく注目を浴びながら、そして寄附金が大いに確保されることをですね望むところでございます。そのことにつきましては、もう答弁はよろしゅうございますので。

それから、地域おこし協力隊でございますけれども、9人を予定しているということでございますが、財源的にも問題はございませんし、また外から中に入ってもらって志布志市の活性に取り組んでもらうということは、これはまた大事なことではないかなというふうに思うところでございますが、9名ということでございますけれども、この人選につきましてはやはり慎重を来す

必要があるのではないかなというふうに思うところでございます。これまでも県内でも新聞等で報道がございましたけれども、事件が発生をいたしております。そういうことで、人選にはやはり相当な慎重な対応というもので臨む必要があるのではないかと。現にやはりこういうことが起こるといことは、本市においてもそういう可能性が全くないということではございませんので、その人選につきましてお考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、城山のテニスコートでございますけれども、今回3面増設することによって10面ということでございますけれども、実は今朝も、私にちょっと電話がございました。いろいろ合宿等がいろんな形で入ってきております。当然その地区におきましてもその利用がなされておるわけでございますけれども、増設は増設でかまわないわけですが、そうしてそのことによって合宿等々が盛んになるということは、これも本市にとってはありがたいことであるわけでございますけれども、一方ではそちらの方が優先されて、市内の方々がなかなか使用の確保ができないというようなことが、多々あるようでございます。今朝も、そういうことで連絡を受けたところでございました。

増設につきましては、いいことであるわけでございますけれども、やはりまずは市民が優先的に利用できる、そういうような施設でなければならないということでございます。そういう中で増設は増設でよろしゅうございますけれども、増設することによってどのような今後の利用体系が変わってくるのか、その点について伺いたいと思います。

あとにつきましては、それぞれ委員会の中でまたお聞きされるかというふうに思います。

○企画政策課長（武石裕二君） まず地域おこし協力隊につきましてでございます。議員御指摘のとおり、非常に事件等で新聞等にも報道がございましたし、国の方においても人選等については十分配慮をするというようなこともございます。

現在応募につきましては、先月27日を締め切りといたしまして、17名の方が現在応募をいたしております。その中で九つの各事業ということで応募をいたしておりますので、その関係する課がございます。それから関係をする団体、それから地域もございますので、まずそういった方々を含めての面接をしていきたいというふうに考えております。

今関係課等については、その応募用紙、それからそれぞれ活動等、資格等も含めて回覧をいたしておりますので、早い段階において優先順位といいますか、そういったものを含め、そうして採用につきましては、当然市長、副市長等も含めて、最終段階で面接を絞っていきたいというふうに思います。

面接等につきましては、市の採用試験等の要項というかそういうこともございますので、そういったものも参考にしながら進めてまいりたいと、人選については一番気を使っていかなければならないということ、そうしてその後、受け入れをする体制についても十分配慮をしていかなければ、他の団体を見ても、途中で帰ったりというような事例も見受けられますので、そこについても十分配慮をして選考には当たっていききたいというふうに考えております。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） テニスコートの増設の件でございますけれども、私もスポーツ

合宿の関係の方といろいろと協議をしたことがありますけれども、現在30名から50名の合宿で来ていらしたんですけど、50名60名を超える団体の場合には、どうしても偶数面で8面程度がほしいという学生からの要望、また旅行エージェントからの要望もあったところでございまして、計画的に進めて来たところでございますけれども、現在7面を貸し切っている場合に地元の方が使えないという状況もあったところでございますけれども、今回10面になりますと、そのうち8面をスポーツ合宿用、それから2面を地元の利用というような活用の方法もできるのではないかとということで、地元競技団体とも今話を進めながら、利用の形態を考えていきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、市民の活用とスポーツ合宿のバランスを取った利用をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時55分 休憩
午後12時58分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 1点のみお伺いをいたします。

通山地区がいいにつけ悪いにつけ、いろいろと注目されておるようですが、用途指定の業務事業についてですね通山地区を都市計画に入れたということで、どういうふうに想定されているのか。例えば住宅供給区域にするとか商業区域にするとかいうので線引き等はある程度できておるのか、これから始めるのか、1点のみをお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 通山地区の用途指定の御質問でございますが、通山地区は21年度に都市計画区域に編入いたしまして、その後25年度で第1回の調査を行っております。

その中では一応予定しているところでは、都市計画区域に指定した約391ヘクタールの中で約半分の200ヘクタールぐらいを用途指定していきたいと、国道を中心にですね。旧安楽田んぼの方は準工業がいいのではないかと、それからあと国道沿線は準住宅地区、それからその周辺、海岸部と上の台地の方を第一種住居地域、一丁田地区も含めましてそういうふうに考えているところでございます。

あとはいろいろ調査をいたしまして、詳細には今年で検討をしていくと、いろんな協議をしていくということになろうかと思えます。

○9番（丸山 一君） これから現地調査をされると思うんですけども、その結果ですよ、例えば地元の自治会の人たちにもやっぱり説明なりがあった方がいいと思いますし、ましてや線引きをするにあたりまして、どこのラインで線を引くかというのもですねある程度地元の説明があ

って、同意があつて、僕はやるべきじゃないかと考えるんですよ。

実際志布志です。住宅供給区域と商業区域の区域境のことでトラブルがありまして、なかなか解決できなかった事例がありますので、そういうことを考えればですね自治会に対する説明なりもあつてしかるべきじゃないかと思ひます。

それともう1点、この説明文書の中には「無秩序な」という言葉が出てきますけれども、どうもこういう言葉はですね適正を欠いているような気がします。上の台地は今ほとんどがアパートになっておりまして、一部病院ができましたけれども、商業区域はあまり今もできなくて、住宅ばかりができております。

ただ、その中で、今度もまた一丁田地区に住宅がありますけれども、農振区域から外れておりまして、白地ですので家ができております。その白地はどういう扱いになるのか、2点をお伺ひします。

○建設課長（中迫哲郎君） まず最初の、地元への説明をということでございますが、一旦都市計画編入区域に拡大をする時には、おおまかな説明は、今後の予定ということで説明をしているところでございますが、当然指定するときには、地元への説明、また議会の方への説明を行つていきたいと考えております。

それから「無秩序」ということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、私どもはちょっと、「無秩序」よりは「秩序ある」という言葉を使つていきたいと、今後はですね、考えているところでございます。

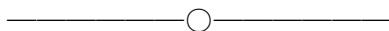
それと、白地の所でございますが、基本的には農政との協議とかいろいろございますので、用途指定につきましては、そういう所には農地、白地の所が、より指定には可能になるエリアではないかということで考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。



日程第14 議案第26号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第26号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第15 議案第27号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第27号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第28号 平成27年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第28号、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第17 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第29号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第30号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第31号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 新年度予算ということです。指定管理者が変わるわけですが、あと1か月を残してですね新しい指定管理者になりますね。現在の具体的な、今受けられている法人と、新しい、そういうつながりの関係とか、どこぐらいまでうまくいっているんですかね、その状況が分かったら、少し予算にも関連しますのでちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 27年4月より、宮交ショッピングアンドレストランが指定管理者として決定をしていただいたところです。新年明けましてから、現在の休暇村サービス、そして宮交さん、そして事務局我々を含めまして三者で数回協議をいたしまして、現在宮交ショッピングアンドレストランが準備室をダグリの方に構えまして、そしていろいろ、今の休暇村との引き継ぎをし、そしてまた、私ども事務局との打ち合わせをしながら、引き継ぎをしながら4月1日からは新たな宮交ショッピングさんが経営できるよう、今準備を進めながら引き継ぎも行っているところでございます。

○18番（小園義行君） 温泉を利用される方等々を含めてですねお電話をいただいたりして「変わるんだそうですね」というようなこともありますのでねお聞きしたところです。あわせて、この予算と関連しませんけれども、職員の引き継ぎとかですよそういった雇用の関係等々も、きちんと宮交さんとの関係がうまく推移しているというふうに理解してよろしいですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 日にちまではちょっと記憶しておりませんが、面接も二日間に分けて行われたと。そういった中で、辞退される方も何人かはいらっしゃったというふうにお伺いしております。そしてまた、継続してボルベリアダグリで勤務したいという方々は面接も終わり、ほぼそのまま継続して雇用していただくというふうにお伺いしております。そして、不足する分については、今職安等に、地元を優先とした雇用で今お願いしていらっしゃるところです。引き続きそういった雇用面も、こちらとしてもお願いをして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第32号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第21 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第33号、平成27年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成27年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成27年度志布志市水道事業会計予算を調製したので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第33号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第22、諮問第1号及び日程第23、諮問第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22、諮問第1号及び日程第23、諮問第2号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第22、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年6月30日をもって任期が満了する春日敏彦氏の後任として谷口誠一氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

谷口誠一氏の略歴につきましては、説明資料の55ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） この人権擁護委員法第6条第3項の規定ということで、私たちも出されると、普通さらっと通ってしまいますものですからね。当局の今回推薦をして、議会の意見を聞きたいということですが、この人権擁護委員法第6条第3項を少しちょっと述べていただけませんか。

○市民環境課長（西川順一君） 人権擁護委員法第6条第3項ですが、第6条は委員の推薦及び委嘱というところであります。第3項は、「市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と規定しております。

○18番（小園義行君） ぜひそういう立場で、今回お二人とも学校の先生ということで、それなりにこれまで全力を挙げて頑張ってきた方だというふうに思って理解をしております。ぜひ、今課長の方から読んでいただきました、その法の精神で頑張っていただけるものというふうに確信しておりますので、大いに頑張ってくださいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。



日程第23 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第23、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年6月30日をもって任期が満了する山裾律子氏の後任として竹之内京子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

竹之内京子氏の略歴につきましては、説明資料の56ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から9日までは休会とします。10日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。日程は付議事件に係る委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後1時25分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第3 議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 一般質問
 - 野 村 広 志
 - 小 野 広 嗣

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 議案第1号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、総務課・選挙管理委員会分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、安楽分団詰所整備事業は、用地の買収価格が地権者と合意に至らなかったということだが、地権者とはどのようなやり取りがあったのかとただしたところ、9月議会に補正を計上するため、事前に、電話で相手方に、詰所用地予定地である旨を伝え、相談させていただいており、その時は良い返事をいただいた。その後数回交渉を行ったが、お互いの提示する額に開きがあり、合意に至らなかった。そのことを受けて、副市長、財務課長と協議を行い、そのことを市長へ報告し、今後の用地交渉にも影響が出ることが懸念されるため、今回の減額補正となった。今後は、今回合意に至らなかった用地も含めて、用地の場所を選定して価格などを調査する旨、相手方に伝え、再度お願いする場合もあることの確認はしてあるとの答弁でありました。

議会で可決したものを減額するというような提案をしないように努力することが、今後議会に臨む姿勢だと思うがどうかとただしたところ、今後は、総合的に価格の検討を行い、事前に地権者との感触等も十分確認し、ある程度の合意を得た上で議会に提案したいとの答弁でありました。

今回合意に至らなかった用地は消防詰所として良い土地だと思うが、もう少し粘り強く交渉できなかったのかとただしたところ、交渉を何回も重ねており、お互いの提示する価格の中間をと

ることの相談もしたが、最終的には、相手方の意向が、「目的・趣旨は理解するが、希望する金額と折り合わない」と言われたので、その時点では交渉にならないと判断したとの答弁でありました。

権限移譲交付金の増額理由をただしたところ、県から移譲を受けている事務は、123事務あるが、その中で、特に当初の見込みより多かったのは、パスポートの発給事務であるとの答弁でありました。

名誉市民黒木隆之氏の御遺族からの寄附金100万円は、黒木隆之文庫を設置し、図書購入をするということだが、そこに至るまでにどのような議論があったのかとただしたところ、市の発展のためにということで寄附されたが、特に用途の指定はなかった。前例で、崎田氏の御遺族からも100万円の寄附をいただいた際も、崎田文庫を設置しており、財務課、生涯学習課の図書担当とも検討した結果、市民に広く、末永く活用していただけるものがないのではないかということで、今回図書を購入することとなったとの答弁でありました。

次に、財務課分について申し上げます。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、土地売却収入のうち財務課分で売却した土地の地目、面積及び売却額についてただしたところ、有明の土地が、地目は原野で、1筆2,230㎡を4区画に区分して、約830万円で売却し、志布志2丁目の土地は、宅地で約129㎡を177万円、志布志町安楽の土地は、宅地で、220㎡を323万円で売却し、合計1,330万円の売却収入があったとの答弁でありました。

次に企画政策課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、共生・協働・自立推進事業は、申請が少なかったことに対して反省すべきだと思うがどうか。また、今後は良いアイデアや取り組みについては、予算の枠を超える場合でも、補助金を支給できるような予算措置を内部で議論すべきではないかとただしたところ、この事業は、使い勝手が悪く、PRが足りないため、いろいろな会合で紹介したり、名称も市民が興味を持つようなものに検討したい。予算の枠を超える事業は、国、県、宝くじ助成も活用しているが、今後は緩和措置もできる範囲でしていきたいとの答弁でありました。

次に港湾商工課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会事業は今回増額となっているが、新船についてはどうなったかとただしたところ、市長が本社を訪問した際の説明では、志布志大阪航路は、非常に重要な航路と認識しているが、現在の経営状況では、新造船を造ることは難しいと考えており、今後継続するためには、運送費の増額をしなければならず、トラック協会、経済連などに値上げのお願いをしているということであったとの答弁でありました。

企業立地促進事業の減額の理由についてただしたところ、当初3社で33名の市内雇用を見込んでいたが、そのうちの1社で、大崎町、鹿屋市、肝付町、曾於市などの地域の方の雇用が6名あ

ったため、対象者が27名となったことによる減額であるとの答弁でありました。

次に、税務課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家屋全棟調査業務等委託事業は、当初の見込み件数よりどれくらい少なかったかとただしたところ、当初は約6,000棟の調査になると見込んでいたが、実際は約4,200棟の調査になったとの答弁でありました。

地籍管理事業における国土調査の地図訂正や地積修正はどのようなケースで行うのかとただしたところ、所有者の申し出によるものや市のシステムで誤りを見つけるものなどいろいろなケースがあるが、26年度は、7筆の地図訂正及び地積修正があり、面積が違うものや地籍調査以前に測量されたものなどがある。

土地家屋調査士の測量が間違っていたことによる修正もあるのかとただしたところ、土地家屋調査士が調査をするときは、所有者に境界を確認してから登記をするが、実際、申し出者の方の認識が違って、登記をし直すケースもあり、土地家屋調査士の測量が間違っていたということはないとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について申し上げます。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農林業センサスは、当初予算568万7,000円で、今回の減額が111万4,000円とかなりの減額をしているがなぜかとただしたところ、農林業センサスのような5年に1回の大きな統計調査の場合は、まず、県が予算の枠取りをしてから、市町村に配分をする。今回は従事者の減少や面積の縮小などのため、説明会に要する経費や調査員の経費等の実績に伴い減額幅が大きくなったとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、報酬は、議会選出の監査委員が病気休養により監査業務に従事できなかつたため9月まで支払いしていなかったことによる減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

次に、議会事務局分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今年度導入した議会録画中継のアクセス件数は、導入月の6月から平成27年1月まで延べ960件で、月平均で120件である。時間帯では午前8時から午後4時までがアクセス件数が多い時間帯である。

概略、以上のような補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

以上で、すべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、育児休業で支援員の先生が休んだ場合、代替の支援員はすぐに見つかるものなのかとただしたところ、特別教育支援員を募集する際に、面接と筆記試験を実施している。その試験で漏れた方に打診をし、その方が勤務されとなれば代替の支援員として配置しているとの答弁でありました。

次に、志布志中学校通学バス運行業務の補助金が減額になっているが、田之浦・出水中が統合したことによる影響があるのかとただしたところ、今回のスクールバス運行の減額については、準要保護世帯については、補助金の二重交付になるため対象生徒に該当しないということによる減額である。田之浦・出水中を統合したことによる影響ではないとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、図書館費の需用費にある100万円の寄附については、「図書の購入」に限定されていたのかとただしたところ、図書購入には限定されていない。「市政に役立てていただきたい」との内容であったため、関係課と協議し、故黒木隆之氏の遺志を反映させるため、図書館に文庫を設置して、まちづくりに活用していきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、井手間処分場では、毎年、ダイオキシン検査が実施されているが、現在も処分場として活用されているのかとただしたところ、井手間処分場については、すでに閉鎖されている。現在は、資源ごみの分別ステーションとして活用している。毎年、ダイオキシン等の検査を実施しているが、どの根拠法令に基づいているかについては、再度調査する。また、過去においても素掘りで廃棄物を投棄していた場所が、旧有明町・旧志布志町にもあるため、今後、同様な調査をしていく必要があるか検討していきたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産売払収入で151万円とあるが、土地の場所と面積をただしたところ、売払い土地は、志布志町内之倉にあった「旧たちばな保育園」跡地で、面積は1619.65㎡であるとの答弁でありました。

土地運営審議会は開催されたのか、また、平米単価はいくらになるのかとただしたところ、審

議会を2回開催した。不動産鑑定を行った結果、その価格が141万円となり、鑑定委託料を加算して151万500円となった。平米単価は870円になるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ドクターヘリの稼働件数と実績見込みについてただしたところ、今年度は当初15件を計上していたが、1月末で既に13件搬送されている。今後、不足が予測されるため10件分の3万2,000円を計上したとの答弁でありました。

以上で、すべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第6号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に沿って報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業費の“よみがえる農地復元対策事業”の実績と、向上に向けた取り組みについてただしたところ、26年度は5筆で、面積として3,114㎡の解消となった。農業委員会が担当する農地は、農振・農用地外で農道等の未整備地域が多く、思うように進まないのが現状だ。農業委員会でも更なる検討を進め、農政課とも一体となって対策を進めていくとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営畑地帯総合整備事業において多くの予算が減額とされているが、現状と、今後の見通しについてただしたところ、県の予算確保が難しい状況にあり、進捗が遅れている。そのような状況の中で、水利用の観点から散水器具等の設置補助を優先的に進めている。地元の関係者も不安だと思うので、現状や今後の方向性などの説明をこまめに行っていきたいとの答弁でありました。

茶業振興費の予算についても、減額予算である。お茶農家にとっては価格も低迷し厳しい状況で農家戸数も減少傾向ではないかとただしたところ茶工場の閉鎖や廃業で、戸数が減少してきている。また、一方では栽培面積を増やす農家もある。消費拡大あるいは輸出による販路拡大の施

策を進め、価格向上を目指していくとの答弁でありました。

市長のトップセールスに同行され、どのような感想を持ったかとただしたところ、アメリカにおける日本茶のシェアは数パーセントとマイナーだが、健康志向と安心・安全という面から、今後は伸びる余地はある。文化の違いはあるが、新たな商品開発等進め、販路拡大に努力するとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入事業で、松山地区の導入頭数が少ないようだが、原因はとただしたところ、自家保留による繁殖雌牛導入が多く、この資金を利用した導入をしない大型農家が多い傾向にあったとの答弁でありました。

高品質生産対策事業の伸び率が良く、増額するようだが、現状は。また補助額をアップすることで更なる増頭につながるのではとただしたところ、27年1月末現在、志布志地区で若干の増頭が見られる。市内産優秀牛については、自家保留分も補助対象となるので、そういった出品が多かった結果だと思う。補助額については、本年度3万円から4万円にアップした。今後、繁殖雌牛の価格が上がってくれば検討も必要であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、夏井橋補修工事だが、老朽化によるものか、地盤等の関係かとただしたところ、従来の石橋にコンクリートを巻き付けた工法である。旧国道で交通量も多かったので、荷重(かじゅう)の繰り返しが原因の、ひび割れだと判断している。

公営住宅解体事業の予算が減額となっているが、解体撤去できなかった理由をとただしたところ、ひとり世帯の入居者が死亡し、親族等と連絡が取れなくて、家財等の処分ができず、解体に至らなかった。法テラス等相談しているが、勝手に処分できないようだ。今後は、契約内容等検討し、解体に向け努力するとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費の分収林売払金の延納についてただしたところ、26年7月24日、大隅森林管理署と業者で売買契約が交わされた。国の段階で、財務局と林野庁の協議が整い、26年度特例として10か月の延納が認められた。この制度を利用した業者が、27年6月までの延納を申し出た。27年6月11日に延納利息も一括して納入することを確約している。

農業用施設災害復旧費補助対応分の申請件数と採択件数についてただしたところ、8件の申請があり、全て採択され、災害発生時の被害報告額も多めに報告するので、入札の結果不用額が生じた。との答弁でありました。

以上で、すべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、平成26年度志布志市一般会計補正予算(第6号)のうち、産業建設常任委員会に付

託となった所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

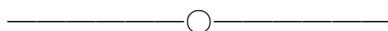
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、滞納繰越分が改善され努力の成果が見えている。取り組んだ中身についてただしたところ、国保会計については、督促の件数が前年比2月末実績で355件減少し、催告書についても2月末現在で、約7,300件発送し、約3,400万円の納付実績があった。現年未納者を減らそうとの取り組みが、このような結果につながったと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通徴収の滞納繰越分は何件分かとしたところ、滞納繰越の件数は、対象件数は34件で、期数として89期分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

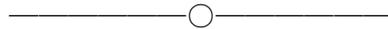
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、任意事業の配食サービスの1食当たりの内訳をただしたところ、1食当たりの単価は880円である。個人負担分は課税世帯で500円、非課税世帯で400円になる。委託先である社会福祉協議会への支払額は、個人負担分を差し引いた額で、課税世帯が380円、非課税世帯が480円になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終え、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費の職員手当等で、期末勤勉手当が増額補正されているが、なぜ今の時期なのかとただしたところ、職員手当等7万4,000円の増額補正については、12月議会時に補正すべきであった。今後は、そのように対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第7 議案第6号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第6号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第6号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、国民宿舎ボルベリアダグリの高圧ケーブル更新工事の請負費に残額が生じたので、減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第8 議案第7号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第7号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第7号、平成26年度志布志市

工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月6日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工業団地基盤整備事業補助金は、平成26年7月29日付けで交付決定を受けたということだが、その補助金の補正は3月でいいのかとただしたところ、本来であれば12月には補正しないといけない分を今回お願いするところである。事務執行が遅れたことは反省をしているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

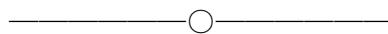
○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 一般質問

○議長(上村 環君) 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番(野村広志君) 皆様こんにちは。今日あたりは3月ということでしたが、だいぶ風が強くて寒い日になりましたが、近頃は一日一日と春の足音を感じる今日でございますが、早いものでして、市民の皆様の負託を受けまして1年が経過をいたしました。その間、市民の皆様のお声を聞きし、初心より変わらぬ気持ちで邁進してまいった1年でございます。地域経済情勢がめまぐるしく変化をしていく中、今後とも志布志市政の発展のため、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう尽力してまいりたいと、本日また決意を新たにいたしました。市

当局の皆様におかれましても、今後とも何とぞ御指導いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

通告に従い、一問一答方式にて、順次質問させていただきます。

昨今、新聞やテレビ等で報道されない日がないぐらい、毎日のように耳にしております「地方創生」についてであります。国は、昨年末閣議決定をしました人口減少対策など5か年計画「まち・ひと・しごと創生法案」を踏まえ、都道府県や市町村のマスタープランとなる地方版総合戦略の策定作業を来年3月まで進めるよう通達がなされたところでした。このことは自治体が創意工夫による事業実施が可能となり、国からの押し付けではなく、地方が自ら考え、地方が抱える様々な課題解決の糸口になるよう提案されるものでなければならぬと思っております。

そこでお伺いをいたします。施政方針の中にも触れられておりましたが、国の示す地方創生について、本市でも積極的に、また早期に始動していかなければなりません。このことを市民の目線で考えてみますと、地方創生とは何が行われて、自分たちの生活がどのように変わってくるのか非常に不安で分かりづらく、理解に悩まされる場所であると思われそうですが、まずはそのことについて、市長、分かりやすくお聞かせ願えますでしょうか。

○市長（本田修一君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

地方創生について分かりやすく説明していただきたいということでございますが、お答えいたします。

地方創生につきましては、まち・ひと・しごと創生法が昨年12月2日に施行され、2060年に1億人程度の人口を維持するという展望を示しました長期ビジョンに基づいて、人口減少と地域経済縮小の克服と、東京一極集中を是正するための方針と基本理念を国や自治体の責務と定めた理念法であるということでございます。

目的としまして、第1条に、少子高齢化の進展に適確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の適度の集中を是正して、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するというふうにされております。

また、基本理念の第2条では、1番目に国民が個性豊かで魅力のある地域社会で、潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境の整備としてあります。2番目に、日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保というふうにされております。3番目に、結婚、出産は個人の決定に基づくものであるということの基本として、結婚・出産・育児において希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備するとされています。そして、4番目に仕事と生活の調和が図れるよう環境を整備すること。5番目に、地域の特性を生かした創業の促進、事業活動の活性化による魅力ある就業の機会の創出とあります。そして、6番目には、地域の実情に応じ、地方公共団体の団体相互の連携協定による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ると。そしてまた、7番目に、国・地方公共団体・事業者が相

互に連携を図りながら協力するよう努めるというふうに規定されているところであります。

以上であります。

○3番（野村広志君） 本市では、今まで取り組んでまいりました様々な施策の中で、日本一政策とでも申しましょうか、高い志と目標、方向性をもって施策の実現に向けて努力することこそが、今まさに取り沙汰されております地方創生の原点になり、まさにこれまで進められてこられた施策の一端が今後また更に形として現れてくるのではないかなというわけで、思っているわけですが、市長自身がこの取り組む中で、まさに振れないで突き進んでこられたと思います。現在までの市長の中での政策の目標の達成度合いとでも申しましょうか、市長自身がどれぐらい実感として感じておられるのか、少しお聞かせ願えますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針でも述べましたが、私はこれまで健康、環境、教育、子育て、グルメと、様々な分野で日本一づくりの取り組みを進めてまいりました。ここにきまして、一段と日本一や鹿児島県一が生まれるという成果が現れてきているというふうに思っております。それは市民の皆様、そして民間、関係団体、行政との共生・協働による取り組みが、着実に結果を得られているというふうに考えているところであります。

ということで、私自身は一定の評価はできるものではないかなというふうに思っています。このことにつきましては、改めて市民の皆様へ感謝申し上げたいと思います。

しかしながら、若者の雇用の場の創出や中心市街地の活性化をはじめ、まだまだ目標達成ができてない分野もございます。そしてまた、学力向上の取り組みなどは、これから進めていくところであります。

今後、地方創生の最大の課題であります人口減少の対策も含めまして、効果的な取り組みを検討し、進めていかなければならないというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 今お話いただきました実感を感じてらっしゃるということで、市長自身のマニフェストの達成度合い等もあろうかと思っておりますけれども、今出ました雇用や市街地の問題、学力の問題等々、これから後、少し触れてまいりますけれども、市長自身の達成度と市民の満足度との格差と申しますか、それが埋まっていくことを大いに期待をして、今後もまいりたいと思っておりますが、現状は、なかなか厳しい現実を目の当たりにしているわけでございまして、やはり、この地方創生にとりまして、大きな課題になっているのは、今出ました人口減少の問題ではなかろうかなと思っているわけでございすけれども、当然この事が今回の地方創生の大本命であり、すぐにでも取り掛かっていかなければならないわけですが、先程来お話をいただいております様々な施策をとり行っている中で、年次的にやっていたいでいるわけですが、やはりなかなかこの人口減少の歯どめには至っていないようでございます。施政方針の中にも、人口ビジョンの策定という言葉も出ておりましたが、実際に本市の中で、どのぐらい人口減少についての分析が統計上予測なされているのかについて、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口減少に対する取り組みとしましては、昨年7月16日に市内の関係課から成る、志布志市人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げまして、若手職員による子育て・教育、移住・定住、雇用・就労、アンケートの四つの作業部会を編成しまして、本市の人口減少に対する課題等について取り組んでいるところでございます。人口減少の予測ということでございますが、2010年（平成22年）の国勢調査の人口では、3万3,034人となっております。

そしてまた、国立社会保障人口問題研究所のパターンによる試算をいたしますと、本市では2040年（平成52年）には2万3,167人、2060年（平成72年）には1万7,551人と試算されまして、2010年の国勢調査の人口からすると、1万5,483人減少するというふうに試算されるところであります。

○3番（野村広志君） 将来の展望というか、将来の人口の分析を今お話をいただきましたけれども、合併してからこちら、現在までのところ少し私もデータをいただきまして、見させていただいておりましたけれども、全体で年間平均約280名程度、毎年毎年人口が平均で市内全域で減っているようでございます。これ地区別に、もし分ければ旧町別に分ければ教えていただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） 旧町別、地区別に試算をしております。志布志地区におきましては、2010年（平成22年）の人口は、1万7,463人でありました。2040年の推計が1万2,247人、2060年には、9,278人となりまして、2010年から比較すると、8,185人減少となります。松山地区におきましては、2010年の人口は4,323人でありましたが、2040年には3,032人、2060年には2,297人となりまして、2012年から比較すると、2,026人減少すると予測しています。有明地区におきましては、2010年の人口は1万1,248人でしたが、2040年には7,888人、2060年には5,976人となりまして、2010年から比較すると、5,272人減少するという数字になっております。

○3番（野村広志君） 数字をいただいたところでございましたけれども、私も合併してからの実績のところの数字をいただいたところでしたけれども、合併してから現在までで、松山地区でおおよそ13.3%、有明地区で6.3%、志布志地区5.6%の減少があるようでございます。地域の格差もありますけれども、どうですか市長、この地方創生を進めていく中で、この人口減少というのは大きな課題として認識をされているようでございますが、この数値を聞いて市長自身どのように感じていらっしゃいますか、御意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実際、昨年、日本創成会議のほうで人口予測が出されたとき以来、人口に対しまして、私どもが考えている以上に減少するということが示されたところでございます。そのような数字を目の当たりにしますと、本当にこれは危機的な状況だなというふうに実感するところであります。そのような観点から、本市においても人口減少対策については、真剣に取り組むべき課題だというふうに認識するところであります。

○3番（野村広志君） 毎年、10年ぐらいですけれども、280名程度ですかね、減少がしております、本当に危機的な状況だなと思っております。当然、同規模の自治体であるとか、産業構造

の似た自治体と比べていく必要性も出てくるかとは思いますが、しっかりと分析をされまして、このことが総合戦略の中に、しっかりと明記されながら反映されていかなければならないのかなと思っております。厳しい現状をかいま見るばかり、数字を並べると厳しい状況が出ておりますけれども、私としては、悲観ばかりしているわけではございません。本市は、全国的に見ても進んだ育児支援の取り組みや、移住定住の支援制度を設けております。また、高い目標を持って、日本政策を押し進めてきておりますので、こういった多岐にわたる政策は、今後しっかりとした形で実を結んで問題解決に向かっていってけると信じておりますけれども。

今回、この地方創生という旗印を国が大きく示しているわけですが、市長も申されておりますように、先進的なモデルとして、全国の自治体の地方創生のひな形となるべく、役割を果たしていくことが、この志布志に求められていることではないのかなと思っております。その強い意気込みと申しますか、そういったものを市長自身、どのように捉えて、その意気込みをお聞かせいただけるとなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども述べましたように、人口減少の予測が示された時に、本当に衝撃的内容だったということがございます。しかしながら、そのことは、日本全国平均した見方ということになるかと思っておりますので、私どもは、今議員のおっしゃったように、様々な目標を掲げている。そしてまた、鹿児島県内でも特に地域的に、まだまだ様々なインフラ整備が見込まれる地域と、そしてまた、志布志港を抱えており、この志布志港が南九州地域、九州西日本地域全域のアジアに向けた港に発展する可能性がある港ということがございますので、私どものまちは努力次第では、そのような予測される数字になるまちではないというふうに確信をしたところでございます。そのようなことから、今回は改めて地方創生事業に本格的に、そしてまた、全国に先駆けて取り組み、私どものまちがモデルとなって、そしてまた、この地域のけん引役となって、この地域全体の発展のために役立てれば、有り難いという思いで動いているところでございます。

○3番（野村広志君） はい、私もぜひそうやって頑張って進めていただければなと思っております。本市は、非常に可能性がある地域であると思っております。市長も今話をされました「努力したい」という言葉がございましたけれども、前向きに頑張って、共にこのことには取り組んでいただきたいなと思っております。

では、市長、今後進めていくアクションプラン、総合戦略の受け皿と申しますか、実行本部を志布志市地方創生推進本部を去る2月2日に立ち上げたということでしたが、この推進本部についての概要を少しお聞かせ願えますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

去る2月2日に、市の地方創生推進本部を立ち上げました。本部長には、私市長、そして、副本部長に副市長と教育長、それから、本部長に全課長、局長という体制で立ち上げたところでございます。

目的としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を規定する地方版人口ビジョンの策定と、

それと、まち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進を全庁的に図るとしたものでございます。

今後につきましては、総合戦略に盛り込む内容等につきまして、必要な作業部会を設けながら協議・検討をいたしまして、推進してまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） この中で、ブランド推進室を地方創生推進室へと名称を変更するということが明記されているようでございます。これは、従来の企画政策課の中で進められていくおつもりであるのか、当然、この総合戦略の策定においては、各課多岐にわたるアクションプランというか、計画が盛り込まれるということが予測されるわけでございますが、従来のこのスタッフですね、ブランド推進室のスタッフ、職員でやっていくのか、ないしは拡充して増員をされてやっていくのか。またまた、独立した機能を持たせて、この機能を拡充していくのか、この組織を拡充していくのかということをお聞き願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地方創生の事業につきましては、国においても、内閣府において各省庁から職員を集めて地方創生推進室、本部が設置され、事業が始まっているところであります。

施政方針の中で、ブランド推進室を地方創生推進室へ名称変更するというふう述べてきたところでございますが、従来行ってきておりますブランド推進事業についても、まだまだ未達でございますので、こちら推進していくと。そして同時に、今回の地方創生推進事業につきましても、特段の力を入れて取り組まなければならないということでございますので、ブランド推進室の室名を変更して、地方創生推進室としまして、その中にブランド推進係と地方創生推進係の2係を設置しまして、推進してまいりたいということで、職員についても増員をしながら推進してまいりたいと思います。

人口ビジョン総合戦略の策定につきましては、全庁的な取り組みが必要となりますので、これは、先ほど申しました地方創生推進本部や作業部会において策定作業を進めていきながら、取りまとめをこちらの地方創生推進係を主体として、行っていくということになるかと思っております。

○3番（野村広志君） では、この確認ですけれども、地方創生推進室というのは、ブランド係と地方創生係に分けて実施をすると、従来ブランド推進を図っていたものは、更に押し進めていくということで間違いはないわけですね。

それであるのであれば、やはり企画政策課が所管の中で、この課が進められてきたかと思えますけれども、そのままの枠組みの中で進めていくことでしょうか。別に、これは分けて室を設けてやると、課を分けてやるということではないということでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、この地方創生につきましては、平成27年度から本格的な作業がスタートすると。そして、事業実施につきましては、28年度からというふう考えられているところでございます。そのような国の流れでございますので、とりあえずと言うとおかしいんですが、私どもは先駆けてこのようなふうに地方創生推進室という看板を掲げて、本格的に取り組めますよということ

示していきたいということでございます。

今後は、また今お話がありましたように、課設置という形もまた考えられるかもしれませんが、そのような状況に至ったときには、改めて皆様方に御相談しながら推進をしてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） では、もう一つお聞きいたします。

国は、先ほどちょっと内閣府のお話もありましたけれども、政策実施にあたり、先般、新聞等にも出ておりましたけれども、地方創生コンシェルジュを置き、総合戦略の策定づくりをサポートするであるとか、日本版のシティーマネージャーを地方自治体に派遣をし、戦略づくりを後押しをするであるとか、お金も出して情報も人も出すと、国の本気度が伝わってくるわけでございますが、あとは地方の、まさに市長が今言われました「やる気次第だ」というわけでございますが、そのように国が示してる支援策を用いながら、この地方創生推進室の在り方と、また、先ほどの創生推進本部等の在り方等も検討されるべきだと思いますけれども、市長はどのように、その辺はお考えでしょうか。お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、国の地方創生の総合戦略の中で、人的支援という項目がございまして、地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度というものがあるようでございます。

今お話がありましたように、予算も人も付けるということだったので本当に有り難い話なんです。実態としましては、地方創生人材支援制度につきまして、それぞれの自治体で負担してよね、というお話でございました。こちらの方につきまして、私どもは手を挙げなかったということでございます。ただ、地方創生コンシェルジュ制度につきましては、市町村等の要望によりまして、当該地域に積極的に関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口とするというふうになっております。今現在、私どもの方では、地方創生本部の方に直接赴きまして、私どもの企画のプレゼンテーション等、相談等を重ねてきているところでございまして、まさしく本部の方で、こういったコンシェルジュという面的な対応をしていただいているんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

今後また、国の新たな支援制度がありましたら、積極的に私どもとしても取り入れられるところは取り入れてまいりたいというふうには考えるところでございます。

○3番（野村広志君） とかく、この地域に長くおりますと、やはり客観的に物事を判断できなくなる可能性もございます。そういった部分をこういった人的支援等で、違った目線というか視点で、市を分析・判断していただけるという人材情報の支援については、活用を十分考えてみるべきかなということで、質問をさせていただいたところでございました。今後、検討していただければなと思っております。

国も大きな予算を投入しながら、この地方創生は日本創生であるという位置付けで、国の将来を大きく左右する地方の復活を後押ししているわけでございますし、今こそ地方自治体の真価が問われるターニングポイントにあると考えられるわけでございますが、市長もぜひとも様々な選

扱権を十分に舞台に上げまして協議をされ、かじ取りをしていただきたいなと思っております。

では、総合戦略の中身について、少し考えていきたいなと思っております。

先ほど、人口減少の問題について答弁がございましたけれども、その要因を分析していきますと、やはりここは雇用の創出と定住促進になるのかなと思います。

本市は、先程来話をしておりますとおり、全国的に見ても、進んだ育児支援の取り組みや支援制度を設けておりますが、この雇用の場の創出と、定住促進をセットにして考えていかなければ、人口減少の対策への糸口には、つながっていかないのかなと思っておりますが、その辺についてのお考えを少しお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方版総合戦略の基本目標としまして、地方における安定した雇用創出ということ、そしてまた、地方への新しい人の流れをつくるという項目が1番目と2番目に規定してあるところであります。ただいま、議員お話のとおり、人口減少を食い止めるためには、本市に魅力ある、特にこの地方創生事業の中で言われております若者に魅力ある仕事をつくるということ。そして、本市の若者の流出を抑えと。そしてまた、U・I・Jターン者をいかに増やすかという点について、いろんな方面から一緒になって進めていかなくちゃいけないということであろうかと思えます。そのようなことから、雇用場の創出につきましては、私ども行政の力だけでは、限界もあるということから、民間の力も最大限活用していきたいということで、異業種交流会など、機会を捉えまして意見交換するなどしたいというふうに思います。

そしてまた、農業や観光業など、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組む必要があるかというふうに考えます。そしてまた、移住定住の促進につきましては、移住希望者の視点に立った雇用や住居、福祉、保健、教育等の移住される人の受け皿に関する総合的な環境整備を行うというふうにしなければならない。そしてまた、移住者向けの情報提供を積極的にしなければならないというふうに考えます。

そしてまた、結婚、出産、子育ての希望をかなえてあげるということも基本目標としております。そのような意味から切れ目のない子育ての支援も、子育て日本一のまちを標榜しておりますが、さらにここは深めていかなきゃならないのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、今後総合戦略策定を進める中で、産（産業）、官（行政）、学（大学）、金（金融）、労（労働団体）、言（言論メディア）という多方面にわたる各界を代表する方々を組織しまして、地方創生推進協議会を組織しまして、十分御意見を賜りながら、効果的な本市の特性に合った施策を立てていきたいというふうに思うところでございます。

○3番（野村広志君） 協議会の中で、またいろいろと審議をしていただけたらと思いますけれども、この地方創生であります、法令名「まち・ひと・しごと創生法」となっておりますが、この法令名どおりの重要な仕事、雇用を創り出すことと、「ひと」よい人材が地域に育って定住していく。そして、「まち」住みよい環境をつくり出して、そのことを成していく、そんなことではなかろうかなと考えているわけでございますけれども、とりわけ、先ほどから出ております

雇用の場をいかに創り出すか、若者の魅力ある雇用の場というお話でしたけれども、最も重要で安定して魅力ある仕事に就けることが収入の安定につながってまいりますし、定住へつながっていくという良い流れをつくり出すのではないかなと思っております。

市長も重要課題といたしまして位置付けまして、積極的に対策を努めると申されておりますので、大変力強く感じておるところでございますが、しかし、この雇用創出であります、当然、今もありました当然すべてにおいて本市で賄うことはなかなか難しいわけでありまして、一定なりの近隣地域に依存しながら、広域的に捉える必要性もあるのではないかなと思っているわけでございます。当然、出て行く雇用人口もあれば、入り込む雇用の人口も発生してまいりますので、そのあたりを勘案して考えていかなければならないのかなと思っております。

幸いに本市には、現在大きな道路のインフラ整備が進行しつつあります。完全に開通いたしますと、大隅半島の中核拠点となる鹿屋地区や、宮崎県第2の規模を誇る都城地区へのアクセスが本市より、いずれも現在の約半分ぐらいの時間でつながっていくと予測されております。このことは、単に雇用の面だけを捉えて申し上げているわけではなく、総合的な相対関係を築き上げる必要性があると感じているわけで、広域的な戦略も同時に考えていかなければならないのではないのでしょうか。これは、後でまた少し触れますけれども、鹿屋・都城と結んでおります定住自立圏構想の考え方も関係してまいります、まずは雇用の相互的依存関係と申しますか。どのようにお考えなのか、お考えをお持ちなのかお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城定住自立圏、そしてまた、大隅・鹿屋を中心とします大隅定住自立圏におきましても、これはお互いにそれぞれ魅力ある地域ということで、定住圏を構成いたしまして、まちづくりを連携するというところでございます。私どものまちは、特徴的に二つのまちから定住圏の候補地として求められ、そして、今事業を推進しているということで、まさしくこれは、この都城、もしくは鹿屋、もう一つ日南、串間もあつたんじゃないかなというふうに思うくらいで、そのような意味合いからすると、この志布志というのは、極めて地勢的に地理的に有利な立場に立っているまちではないかなというふうに思っています。その魅力の一つは、何と言っても国際戦略バルク港湾の志布志港になろうかというふうに思います。ここに臨海工業団地の分譲を今回進めようとするところでございますが、ここにまた企業の誘致が見込まれるということで、こういった面からも雇用の創出が期待できるんだというふうに思うところでございます。しかしながら、すべての方々が志布志市内で就業できるということではできませんので、今申しました鹿屋、都城地域とも連携し合いながら、この圏域として協力し合っていこうということに、今後もなろうかというふうに考えるところでございます。それができるようになるのは、何と言っても高速道路のネットワークが一日も早い全線開通がなされた暁にそういった形になるのではないかなというふうに思っております。

○3番（野村広志君） 当然、入り込む、志布志の中で仕事を見つけて雇用をしていただく方も出てきますし、当然出て行く雇用人口もあろうかと思えますけれども、入ってきた方々をどのよ

うに本市の中につなぎ止めて定住につなげていくかというのが一つの鍵（かぎ）になるかと思えます。このような時代、多様化の時代に即した柔軟な戦略づくり等も求められてくるのかなと思っているわけですが、様々な考え方をオプションとして持ちながら、本市でも整備を進めている、今ございました志布志湾、新若浜地区の背後地の臨海工業団地等も総合的に捉えて、雇用の場の環境整備を進めていただき、住環境については、緑豊かで子育てしやすい環境の整った本市を選択していただけるような政策を打ち続けなければならないと思っております。

また、先ほど話をしました鹿屋・都城と締結をしております定住自立圏構想についてですが、まずはこのことで、市長がイメージされているこの定住自立圏についてでございます。計画どおりに進んでいるのかどうか、ないし、この定住自立圏の構想を今後策定していく総合戦略の中の位置付けとして、どのように考えてらっしゃるのか、お考えがあればお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城地域との定住自立圏でございますが、こちらの方につきましては、医療と、それから経済と災害という大きな三つの項目を掲げて連携するというふうになっております。

特に医療においては、今回都城医師会病院が都城インター近くに開設されるということがございますので、そちらの利用について、この都城志布志道路の一日も早い開通をもって、その地域の医療確保に努めていきたということの要望活動を重ねてきているところでございます。この都城志布志道路については、今申しましたように、災害、防災という面からも、そしてまた、経済という面からも一日も早い全線開通の要望活動をしているところでございますが、そのような意味合いから、しっかりと、この都城圏域における定住自立圏構想の活動は一体化されて、推進されているというふうに認識しております。

また、鹿屋においても、大隅定住自立圏においても、この志布志港の利活用について、特にさんふらわあ等についての必死になった活用推進については、取り組んでいただいておりますので、こちらの定住自立圏の事業の推進についても一体化された形で大隅地域振興のために進められているというふうに認識しているところでございます。

○3番（野村広志君） この定住自立圏の目的や意義については、多岐にわたるかとは思いますが、これは、今後つくっていく、策定されていきます総合戦略の中に十分に考慮して進めていくということで、間違いないかとは思いますが、地方創生を進めていく中で、やはり、今市長からもありましたように、大きなウエイトを占めていくのが一つ、やはりインフラ、道路交通網の整備ではなかろうかと思えます。都城圏域における縦貫道であります。都城志布志道路と、大隅圏域におけます東九州自動車道の早期全線開通による両圏域との関係性は、今後ますます大きくなると予測ができると思われま。

私は、この都城と鹿屋、志布志の三つ地域が経済や物流、医療、観光、また自治行政機能までもろもろ太いパイプで結ばれ、トライアングルのように相互依存しながら発展をしていかなければならないと強く感じておるわけですが、そこで総合戦略の策定にあたり、この両道路

交通網が持たらず可能性について、市長はどのように捉えてらっしゃるのかお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来申しますように、この志布志市の振興の源にあります志布志港の振興については、何と言っても高速道路の整備が、全線開通が必要不可欠だというふうに認識しているところでございます。この全線開通が果たされれば、まさしく国際戦略バルク港湾として機能性が発揮できる港になっていくんだと、そしてまた、同時に後背地に広々と広がる農業地帯で展開される豊かな農畜水産物についても、この港から輸出される時代がやってくるんだというふうに思うところでございます。

そのようなことから、私どもは、この道路の整備については、特段の力を入れて進めてきているところでございますが、今回の総合戦略策定にあたりまして、この点については、十分配慮しながら策定作業を進めていきたいというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） 大変に楽しみな地域であるとは思っておりますが、同時に課題も多く、山積み、山積しているのかなと思われます。しかし、何より計り知れない可能性があるということは、一つではなし得なくても三つそろえば可能になるという、力ができるということでありますので、今後連携の強化に大いに期待をしまいたいと思っております。

では、少し戻りますけれども、雇用と定住を考えたときに、道路交通網の整備は、やはり今話されたように、非常に重要でございますけれども、その後に広域的に雇用を考えていけば、当然ここには流入、流出も出てくるわけですけれども、この道路交通網の要所となるインターチェンジを拠点とした、本市の中で現在両道路合わせて五、六か所ぐらいですかね、インターチェンジが予定、運用されているようでございますけれども、この近辺のあらゆる可能性ですね、特に住環境については、定住を促す環境としては、大変に恵まれているのかなと思われます。早期に調査をして取り組みを開始するべき全線開通を目指して、そのことにも取り組んでいくべきではないかなと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高速道路ができれば、当然インターチェンジがそこに設置されるということになります。都城志布志道路におきまして、今現在本市においては、松山とそれから宇尾の所にインターチェンジが設置してございますが、今後は、また志布志市内で3か所ほどインターチェンジが設置されることになるんじゃないかなというふうに思ってます。そのインターチェンジを中心としまして、また様々な政策を組み立てていくべきだというふうには、十分認識しているところでございます。完成されれば、まさしく都城地域、志布志地域、大隅・鹿屋地域がどこでも通勤可能な地域になると、いつでも移動が可能な地域になるということでございますので、そういったことも想定して政策を立案すべきだというふうに思っております。

○3番（野村広志君） どうですかね、市長、今後インフラの整備が進むにつれて、交流人口もますます増えてまいりたいと思っております。

今、言葉にもありましたですけれども、ちょっと言葉は悪いんですけれども、取り込むという

かですね、引き込んでいく、ほかの地域になる魅力ある定住を促す政策が今後ますます必要になってくるのかなと思っております。この中で、どうでしょうか、市長、とりわけ都城志布志道路、今ありました松山インターの近辺などは、志布志市の北の玄関口とでも申しましょうか、この都城志布志道路のおおよそでございますが、中間地点にも位置をいたしております。住環境を含め、地域にはますます取り組むべき要素が十分にあると思われませんが、総合戦略の重要拠点として位置付けをして、しっかり取り組んでいく考えがないのか、市長のお考えをお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お話は、多分松山のインターチェンジのお話かというふうに思いますが、松山地区につきましては、地理的に一番都城に近い地域だということで、そしてまた、住環境としてもすばらしい住環境にあるというふうには認識しているところでございます。そういったこともございますので、先ほどもお話ししましたように、そのことを含めまして、定住促進の団地等の造成も総合戦略の中で策定する中で地域の方々の御意見等も賜りながら、各層の御意見も賜りながら検討は進めてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 先ほど少し人口の旧町間の話をしていただきましたけれども、松山地区が13.3%と、有明、志布志が6.3と5.6%の減少率であると。確かに一概にはこれは計れないかとは思いますが、松山地区が倍ぐらいの人口の減少が出ているという現実にあるようでございます。大変地域は疲弊をしております。そういった松山インターチェンジ近辺を含めまして、松山地区のそういった対策にも、ぜひともこの戦略の中に組み込んでいただいて、考えていただけるといいのかなと思っております。

従来、都市形成と申しますと、まちを構成している要素とは、駅であるとか、港であるとか、空港、また地方においては、公共施設等が多く点在する位置に、まちが形成されてきたようでございますが、新たな取り組みとしまして、市長も話をさせていただきましたので、インターチェンジを中心とする地域の活性化、まちの構成ということは今後考えていただければ、この志布志市にも発展する要素、地方にも発展する要素は十分にあるのかなと思っております。ぜひともお願い申し上げておきたいと思っております。

総合戦略プランへの明確な位置付け等も含めながら考えていただければなどと思っております。

では、この地方創生のところで、最後になりますけれども、施政方針でも触れられておりましたSNS（ソーシャルネットワークサービス）の連動型の自主メディアサイト「シシガーデン」についてお聞きをいたします。

昨年末議会終了後、我々議員の方にも御紹介をいただきました。今後、本市の様々な取り組みを内外問わず、全世界中に情報を発信していくものとしてプロジェクトが進んでいるわけですが、この成り立ちと概要について、御説明をいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

SNS（ソーシャルネットワークサービス）メディアということですが、これもですね、ちょっと分かりにくいなと思って、どういうふうに表現すればいいのかとあって、インターネットの

Wikipedia(ウィキペディア)で見たときも、これはSNS、「Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)など、インターネットを通じて友人や知人、共通の趣味を持つ人と人との交流を目的としたサービスの総称」というふうに書いてありまして、またこれもちょっと分かりにくいなというふうに思ったところでございます。

いずれにしても、こういった今のインターネットを中心とします、例えば、Ustream(ユー 스트リーム)とかYouTube(ユーチューブ)などの動画配信を使ったサイトを立ち上げて、それで情報発信していくということに、一くくりで言えば、そういったことになるのかなというふうに思っております。そういったふうに御理解いただければというふうに思います。

ということで、本市におきましても、情報発信サイトのシンガーデンを昨年12月22日に開局していただきまして、これまでの情報発信の手法の中でも群を抜いて、斬新なアイデアと、高いクオリティが発揮されているというふうに多くのメディア等でも高評価をいただいているところでございます。

私は、これまで地域の活性化はもとより、市民所得の向上、そして何よりも志布志に住んでもらいたいと、良かったと、そして地域への愛着と誇りを持っていただけるためには、やはり市民が、外部に多く評価をいただいている、そういった実感がなければいけないというふうにも考えまして、日本一づくりを取り組んでまいったところでございます。そのようなことを重ねて、他の地域から志布志はすごいところだね、という評価をいただいて、自分たちがそういった実感をしていくということにつながっていくということでございますので、志布志ブランドを確立、志ブランドを確立するため、まず志布志を多くの方々に知ってもらいたい。そしてまた、知ってもらう内容としまして、日本一を目指す取り組みをしているんだと。そして実際、日本一が出てきているんだ、鹿児島一が出てきているんだということで、注目される度合いが高まってくるということでございます。その事をするために、ブランド推進室を立ち上げてまいりました。

ということで、今まで、そのブランド推進室を中心としまして、認知度向上のために様々な日本一づくりや、そのことの紹介をホームページやら動画やらしてきたところでございます。そのような取り組みをしてきたところでございますが、今まで私どものこのブランド推進協議会の中で、ブランド推進アドバイザーとして、ブランド推進事業に様々な形で御協力をしていただいております株式会社ふじやま学校さんの方で、これまでにない新しい情報発信の手法として、シンガーデンというのはどうでしょうか、という御提案をいただきまして、去年の6月補正の予算で、議会でも承認をいただきまして、事業が始まったところでございます。その始まりました事業を今申しましたように12月22日の日に皆様方にお披露目できたということでございます。

このシンガーデンの事業につきましては、先ほども申しましたように、非常に画期的なメディアサイトとなっております、イベント等映像、生中継配信やお茶、ハモ等の特産品のPR映像の配信、取材記事掲載、市民参加型のインターネット百科事典等で志布志の魅力を発信しているところでございます。そのような媒体として、今後さらに活用を深めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 私も何度となく拝見をさせていただいておりますけれども、地方自治体がこのような取り組みと申しますか、情報発信のシステムに理解を示して活用していこうという姿勢については、今回非常に敬服をしているところでございますが、特に、この地方創生など、旬の話題や、これから志布志を捉えての情報発信については、現状を踏まえつつ、随分と先取りをしながら突き進んでおられるなど感心をしてるところでございます。私自身も、立ち後れないようにチェックしていかなければなど思っているところでございますが、そこで少しお聞きいたしますが、このシンガーデンを活用しながら市長がイメージされている、今、少しございましたけれども、今後の展開、どのような展開を考えてらっしゃるのか、もう一つ、これは情報だけが先走りをしてしまして、実際に受け取る側、受け取る側は志布志市になりますけれども、そのような体制が整っているのかどうかというところを少しお聞かせ願いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シンガーデンにつきましては、先ほども申しましたように、12月22日に本格オープンしたところでございます。そのオープンの時の開局記念特別番組としまして、私どものインタビューをはじめ、農業分野で活躍されている方々、Iターンで来られている方々を特集いたしまして、情報発信していきっているということでありまして、このことにつきまして、新聞、テレビ、雑誌などで広く取り上げられたと。そしてまた、内閣府の記者クラブの委員でございます東京新聞の編集員の方も来ていただきまして、取材をしていただいたということで2月18日の東京新聞にも掲載されたところでございます。その東京新聞に掲載された、この志布志の取り組みが同じ日のTBSのテレビ番組「ひるおび」でも取り上げられまして、「明るく元気な活気あふれたまち志布志」として全国に放送されたところでございます。

このように、始めましてから、まだ4か月足らずでございますが、少しずつその効果が出てきているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

このような志布志市の取り組み、志布志市の実情・内容・魅力を全国にPRするという事は、地域の皆さん方が、このことについては発信を取り組んでいただきたいということになってくるのではないかなというふうに思っています。

今後につきましては、もっともっと地域の方々の日本一の目指す取り組みというものを取り組みの段階から紹介できれば、またちょっと違うのかなと。そしてまた、志布志の良さというものを全国に世界に知ってもらおうと、そして、そのことで評価を受けて結果的に、志布志市で生産される農畜水産物が高い評価を受けられる、関心を持ってもらおうと、そしてまた、評価を受けてもらおうということで取引が膨らんでくるというような流れにしていければと、そして、それが結果的には所得向上につながっていくということになるかというふうに思います。

今、御懸念されましたように、じゃあ今現在で、そのようなことに対応できる現実があるの、というふうなこともあろうかと思えます。しかし、私自身は今ほども申しましたように、様々な分野で、もう現実的に日本一ができて、鹿児島一ができて、ということでございますので、そのようなことを紹介していくと。そしてまた、特にグルメの分野においては、今注目されるま

ちになってきたということでございます。そして、そのことで、じゃあ志布志に食べに行こうという方々が鹿児島県内から、この近在から来られたときには、きっちりと対応をしなければならないよねというような雰囲気にも商工会を中心としてなっているようでございますので、きちっとそのことに対応できる体制になっていくというふうに思います。

そしてまた、農業分野で様々な賞を受けております。そのことについても、多分、今後いろんな団体から農業関係者から訪問があって、そして、研修等があるんじゃないかなと、視察があるんじゃないかなというふうに思っています。そういう方々が来られるということをご予想されるのであれば、当然、団体においては受け入れの準備がされる。そして、私どもも積極的にそのことを対応していくというふうなふうな受け入れについても、今から始まるということになるかと思っておりますが、十分そのような素地は培われているというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） 私が今お話したのが、答弁いただきましたけれども、しっかりとしたそういう受け入れを同時に整えていきながら、受け皿はあるということによろしいわけですね。

当然ですね、これは補正でも予算が付けられておりましたし、今後も予算を予定されているかと思っております。そういった中で、これ、まだまだ市民の中に認識、当然先ほどありましたように、テレビで出たりとか、新聞等メディア等でも多く取り上げられておりますので、まだ4か月足らずということで、なかなか認識・認知度というのはなかなか高くないのかもしれませんが、市民と一緒にやってつくり上げていくようなものというのが必要ではなかろうかなと思っております。

この自主メディアサイトが本市の中で展開され、活用されていくということをもう少し市民の方々に予算を使ってまいります、市民のお金をですね、市税を使ってまいりますので、そういったものは、しっかり情報を発信していかなければならないと思っておりますが、そこについては、いかがお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

12月に開局いたしまして、まだ間がないということもございまして、市報しぶしに、いつもブランド推進委員のふじやま学校の方から情報発信していただいているところでございます。毎号毎号ですね。その中でもシシガーデンのことについては取り上げていただいております。

そしてまた、私自身の市長コラムの中でも、このことについては、お話し申し上げているところでございます。

そしてまた、様々なイベント等においても、このシシガーデンの開局の散らし等の配布をしてきているということでございます。そしてまた、携帯やネットを使って、Facebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）でも情報発信を広げてきているところでございます。

今後につきましては、さらにケーブルテレビや行政告知放送、そしてまた、散らし、リーフレット配布、そしてまた、各種会議での周知等を行いまして、シシガーデンの認知度向上を図っていきたいというふうに思っております。

○3番（野村広志君） 当然メディアサイトですので、電子端末機器のようなものがなければア

クセスできませんので、ある程度その知識であるとか、興味のある方に限定されてしまうのかなと、それは仕方のないことかなと思っておりますが、せっかく良い取り組みをしておりますので、多くの市民の皆さんが見ていただく機会を設けてもらいなと思っております。

もう一つ、ではお聞きいたしますが、このシンガーデンの果たす、今ずっと話をしてまいりました地方創生における役割について、市長のお考えをもう一度お聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、昨年12月2日に施行されました「まち・ひと・しごと創生法」では、少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯どめをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくと、具体的には、東京から人を寄せなさいということです、若者を。ということであるならば、なかなかですね、これはハードルは高いというふうに私は思っていたところでございます。

私どものまちでは、こういった市の情報を発信するツールとしまして、広報誌がございまして、そしてまた、BTVがございまして。じゃあ、それでは足りないのかということでございまして、ネットでもホームページを立ち上げているわけですが、ネットのホームページにおいては、きちんとした私どもの市の行政情報についてお伝えするページであると、そしてまた、市の広報紙においては、市民向けに市の情勢、情報をお知らせする紙媒体であると、そしてまた、BTVにおいては、この南九州エリアにおいて、私どものまちの情報をお伝えするというところで、東京に対して、そういったことができるのかということを考えたときに、とてもそういったのは無理だなというふうに思っているところでした。このシンガーデンにおいては、そのような意味合いから、このふじやま学校のメンバー皆様方が多数東京出身の方ということもございまして、この方々が立ち上げられた、こういったメディア、媒体につきましては、かなり浸透度が高まってくるのではないかなというふうな期待感もあるところでございまして。そしてまた、この媒体を基にいたしまして、今現在、私どもが募集をしております地域おこし支援隊についても、かなりここを手掛かりとして応募があった状況でございまして。

ということで、今後また改めて東京から若者を引き寄せるということを考えたときには、かなりこのシンガーデンというものについては、有効な手立てになるというふうにも考えているところでございまして。

○3番（野村広志君） 本市の様々な情報の媒体として、大きな役割を果たしていくのかなと思っておりますが、本市の中に、今ございましたように、ホームページでありますとかBTVなど等もございまして。しっかりと整合性をもっていかなければならないと思っておりますし、また各団体等が出しておりますホームページ等も、うまい具体的に活用しながら、上手にリンクできるような形でやっていけるのであれば、すばらしい形になるのかなとは思っております。

また、このふじやま学校の方々も、志布志市の方に定住されている、移住されたという話も聞いております。そんなことも含めながら、今後、どのようなバックアップの体制をとっていかれ

るのか。非常に高い専門性を持ったクリエイターがなし得る、非常に高度で質の高い情報番組を構成していくためには、それなりの予算とか等も出てくるかと思えますけれども、先ほど少し予算の話もしましたが、今後の支援体制、バックアップ体制について、ただいまの現状と今後についてお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） 先ほど、私の方で「地域おこし支援隊」と申しましたが、「地域おこし協力隊」の間違いでございました。失礼します。

本市の日本一づくりの取り組みや、「志あふれるまち志布志」の魅力を国内外へ広く発信したいということでシシガーデンというものを今回立ち上げていただいたということになるかと思えます。

先ほども申しましたように、まだ4か月ということですので、その実際アクセス数においては、まだまだだなというふうには思っているところですが、しかし、それを持っているものと、持っていないというものの差というのは、今後歴然としてくるんじゃないかなと、取り組んだところ、取り組まないところの差は歴然としてくるというふうに、私自身は思っているところがございます。

ということで、このことにつきましては積極的に、また今後対応してまいりたいなというふうに思っています。特に新年度からの事業になりますが、地域おこし協力隊としまして、志プロデューサーや地域密着型アナウンサーの採用等をしていこうというふうに行っているところですが、こういったことにつきましては、先ほど申しましたようにシシガーデンの有利性を最大限活用してまいりたいというふうに思うところがございます。

○3番（野村広志君） ぜひとも、このバランスの取れる支援体制をとっていただきまして、本市のスポークスマン的な要素を十分に発揮できますよう、支援をしていただきたいなとお願いしておきたいと思っております。

地方創生について、いくつか聞かせていただきましたが、お話にありましたように、本年度は総合戦略の策定に当たる年で、28年度から本格的に始動していくわけですが、本市においても待ったなしの課題が山積しております。国からの予算においても、先行型として処置をいただいているようでございますので、早期に開始できる事業については、速やかに実施をしていただき、重ねて申しますが、市長が申されておりますように、地方創生の先進的モデル地区になるよう努めていただきたいと、お願い申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思えます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（野村広志君） 引き続き質問してまいりたいと思います。

農業振興についてでございます。

まず一つ目に、お茶を取り巻く環境についてであります。国内のリーフ茶の販売が低迷する中、和食の世界遺産登録など追い風をお茶の海外輸出が広がりを見せております。昨年ベースで輸出額は80億を超え、国は2020年までに輸出額を150億円を目指すという目標を掲げております。

また同時に輸出向けの防除マニュアルを作成し、業界団体も輸出協議会を立ち上げるなど、慌ただしい動きが出ております。

しかし、お茶を輸出する際には、国によって残留農薬基準値が異なったり、使えない農薬があるなど、国内向けとは異なる新たな防除体系をつくる必要性があるようです。そのような世界市場を見据えた様々な動きが、にわかにならぬようごめき出す中、本年2月アメリカのシアトルに市長自らが出向き、お茶の販路開拓としてトップセールスに行かれたようでございますが、まずは、市長自らが出向いた目的と、その概要についてお聞かせを願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本の緑茶を取り巻く環境というのは、非常に厳しい状況が続いております。こういう中で、アメリカにおきまして、コーヒーを取り扱うスターバックスというお茶の専門店が、お茶の、失礼しました。コーヒーの専門店がお茶の専門店であるティバナというのを買収したということで、お茶事業に本格的に乗り出すということを知ったところでございます。

既に本市のお茶農家におきましても、県内の茶商、県外の貿易会社を通じまして取引を行っておりますが、まだまだ輸出に向ける量を持っているということではございませんで、今後このスターバックス社と信頼関係が築ければ、そのことについて、大きな展開が開けるといふふうに考えたところでございます。

そのような中で、今年の年明けでございますが、県内の貿易関係者やシアトル総領事館を通じまして、スターバックス社も日本のお茶の産地や公的機関との信頼関係の構築に興味があるといふふうな考えをいただいたところでありました。また、スターバックス関係者が、今年日本の茶産地を訪問するという情報がございましたので、ぜひとも志布志市のお茶の取引に結びつくような形に持っていきたいという思いで、本市の茶業振興会の方々とトップセールスにまいったところでございます。

シアトルでは、スターバックスのお茶の責任者とも会えまして、日本茶に対する意見もお伺いすることができたところでした。

○3番（野村広志君） シアトルのスターバックス社の方に行かれたということでございますが、今お話いただきましたように、お茶の責任者ともお会いできたということでございますが、市長どうですか、その感触と申しますか、手応えみたいなものは感じられましたでしょうか。

○市長（本田修一君） 正直申しまして、アメリカがお茶に関心を持っているという内容につきましては、ほとんど中国茶というような認識ではないかなというふうに思ったところでございま

す。主に中国のお茶のウーロン茶とか、そういったものであるということで、緑茶に関しては、ほとんどまだまだ認識が浅いというようなふうに思ったところでございます。しかしながら、今回スターバックス社がお茶の専門店を傘下に入れて営業展開をしようということを考えられた背景には、健康志向というものをアメリカの国民の方々が真剣に考えられている背景があつて、その健康志向に、このお茶というものが有効だというようなふうに考えられてお茶事業の展開を考えられているというようなことの認識は受けたところでございます。

○3番（野村広志君） あわせて先ほどの話の中のことで、お茶の産地を一番茶の時期に日本を訪問するというお話がございましたけれども、そのことについての具体的な回答みたいなものは、いただけているのでしょうか。

○市長（本田修一君） 明確なお返事はいただけなかったところでございますが、十分その事については、お伝えいたしましたので、また再び訪れてもらえるというふうには期待しているところでございます。

○3番（野村広志君） 慌ただしい出張ではなかったのかなと推測するわけでございますけれども、大変に御苦労さまでございました。

市長自らがお茶農家が直面する消費低迷、価格低迷による経営の不安定さを解消すべく働き掛けを行ったことは、一定以上の評価と、今後への期待が伺えるわけでございますが、一方で、現在の国内における様々なお茶離れの要因を勘案し、異国の地に日本で脈々と受け継がれてきた、また継承されてきたお茶の文化を含め、委ねていかなければならない現状に歯がゆさを憤りを感じざるを得ないでおります。

それでは、少しお茶業界の現状についてお聞きをしてみたいと思います。

現在本市におけるお茶を取り巻く環境と茶農家経営の現状について数値をもってお示しいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の茶業の情勢につきましては、消費の低迷、それから生産資材費のコスト高で、大変厳しい状況になっております。

また、本年産につきましても、昨年、一昨年同様、厳しい状況が予測されているというふうに言われております。

志布志市においても厳しい状況は例外でなく、憂慮すべき状態であると認識しているところでございます。荒茶の総生産額を好調であった平成22年度と比較しますと、22年度が48億円、26年度が34億7,000万円と、28%程度減少をしております。そしてまた、一番茶の平均単価も2,521円から1,788円と、約3割減少しているというような状況でございます。

○3番（野村広志君） 私ども、ここに数値を少しいただいておりますけれども、年度別に見ても、多少の差はあるものの生産額、単価ともに一番茶のベースでございますけれども、22年度から毎年減少しているようでございます。いずれにおいても、現在の大変な厳しい現状を少しでも改善され、茶業経営が安定し、農業の所得向上を目指していかなければならないわけでござ

いますが、先程来話をしております、海外にその活路を見いだしたときに、すべての茶農家さんが対応できるわけとは、非常に考えづらいわけでございます、当然、従来どおりの国内向けの生産がメインになっていかざるを得ないのかなと推測されるわけでございますが、考え方として輸出事業は現段階では、あくまでもお茶の販路の一つに過ぎず、茶農家さんにとりまして、輸出によって一定の利益が確保できるかどうかことが重要であると思われま。

それとともに、市場のリスクを分散するという、一つの手段として取り組みがなされることに期待をしていきたいと思っておりますが、なお、お茶の輸出が国内市場を含めた市場全体の需給調整機能を果たすほどの出荷量が見込めるかどうかは、今後の取り組みいかんによって大きな変化をもたらすと考えられ、今回の市長が行かれましたシアトル訪問が、その足掛かりになることも大いに期待したいと思います。

そして、そのことにより、本市茶業界にもたらされる好循環な経営環境がつながっていくことこそが重要なことであると思っております。そういった一連の話の流れの中で、市長の思いと申しますか、今後の取り組みへの姿勢みたいなものがございましたら、お聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶の輸出ということで、今回シアトルに赴いたところでございますが、先ほども言いましたように、アメリカにおいて緑茶ということに対する認識は、まだまだ低いと。

そしてまた、実際、日本国内においても、例えば、平成25年度の国内の生産量は8万5,000tほどであるということでございますが、輸出につきましては、わずか3,000tぐらいということでございますので、まだまだ輸出においても国内でも少ない状況であるということでございます。これからだなというふうには思うところでございます。

しかし、国においても、今後茶の輸出については150億ほどに持っていくというような目標を立てておりますので、そのことについては、本市は茶の生産地で主要生産地でございますので、しっかり取り組んでいくべき課題だというふうには思うところでございます。

そのようなことから、今回お話をいただきまして、少しでも輸出に向けての手掛かりを得た訪米ではなかったかなというふうには認識しているところでございます。

○3番（野村広志君） 市長がシアトルに行かれて、感触、手掛かりになるという大きな成果を感触として得られているということでございますので、海外に少し目を向けていきたいなと思っております。

日本茶の品質や安全性、またお茶の持つ機能性については、国内では、ある程度認識がなされているわけですが、この日本茶の海外における認知度と申しますか、評価はいかがなものなんでしょうか、少しお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話し申し上げましたように、まだまだ日本茶という、緑茶というものについては、認知が低いんじゃないかなと。しかし、この日本茶の安全性、それから健康増進というものについての関心は高いということございまして、私どもがスターバックスにおいて、ティバナのお茶担当の方々と試飲会等をする中で、お話し申し上げましたが、本市にお

いては、茶の機能実証実験に取り組んでいると、そしてまた、インフルエンザゼロ作戦にも取り組んでいるというようなお話を申し上げましたところ、そのデータがしっかり出たら、そのデータについては、欲しいというようなお話もいただいたところでございますので、そういったことから、本市のお茶業界の先進的な安全に対する取り組みというものは、しっかりと伝えられたのではないかなというふうには思っております。

○3番（野村広志君） お茶の持つ機能性については、十分に理解をいただいているという話でございましたが、嗜好品として、今後ますますその可能性は秘めていると思われませんが、海外において日本茶のすばらしい、日本のこのすばらしい緑茶を適正価格でどうやって売っていくかをやはり考えていく戦略が必要であろうかと思えます。

海外における競争力としては、いかがなものなんでしょうか。先ほどもちょっと出ましたけれども、健康志向など、世界の緑茶の消費量は伸びているようでございますが、大部分はやはり中国産が占めていると聞いております。現在でも日本緑茶、日本産の緑茶のマーケットシェアは世界の中でおおよそ0.7%しかないというのが現状のようでございます。そのような中、お聞きいたしますが、海外における緑茶の競争力について、どのような見解をお持ちか、いま一度お示しいただけますか。

○市長（本田修一君） 今お話ありましたように、世界のお茶といったときに、紅茶、ウーロン茶、緑茶とあるわけでございますが、世界全体では2012年で462万tとなっているようでございます。そして、このうち日本の生産量は8万6,000tということで、世界の2%にも満たない状況ということでございます。

そしてまた、輸出においては、中国の24万8,000tに対しまして、日本では、平成25年で2,350t、3,000t近くになっておりますが、そのようなことで、まだまだ量的にも非常に少ないということでございますので、認知度が低いのではないかなというふうには思うところでございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、中国産においては、安全性ということについて、日本の方がかなり優れているということについては十分認識されておられますので、そういった観点からの競争力というのは、あるのではないかなというふうには思っております。

○3番（野村広志君） 確かに、市長のお話にあるように、安全性については日本の方に十分な勝算があると思われておりますが、緑茶市場において、中国の方がやはり量等を含めて圧勝という感が数値に表れているようでございます。当然対抗し得るための方策を取らなければなりません。残留濃度の問題をはじめ、安定した量の確保であったり、流通のシステムの確立であったり、課題はたくさん山積しているのかなと思っております。

そして何よりも、やはり価格での勝負が大きな要因になると考えられます。円安による他国との競争ができる環境を整えつつ、国際競争力の原理上、円安など為替レートに左右される可能性も十分に考慮していかなければならないと感じております。

そして何よりも、生産される茶農家さんが持続的に安定した所得の向上が図られるよう、仕組みをつくり上げなければならぬのではないのでしょうか。当然、茶農家さんにおいても、従来の

生産と異なる取り組みの必要性も出てくると考えられます。

そこでお聞きをいたしますが、今後において、この市の茶の産地として求められてくるとして、どのようなことが茶の産地、国内外を問わずグローバルな販売戦略を立てていかなければならない今日でございますので、産地に求められることということで、市長のお考えを少しお聞かせ願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お茶業界の状況につきましては、先程来お話しているように、一番茶の平均価格がかなり低落してきているということで、相対的に茶農家の所得が減少してきているということは、紛れもない事実でございます。この原因は何かというと、やはり国民のお茶離れと、日本国民のお茶離れというものが最大の原因になっておりますので、このお茶離れを食い止める、あるいはもっともっとお茶を飲んでもらう風習をいま一度根付かせるということが必要ではないかということで、私自身は、ここ数年、全国のお茶サミット等で、お茶産地の皆様方にお茶産地で率先して、お茶消費拡大のために、お茶の健康増進機能をきっちり証明する運動をしましうよということを提唱してきているところでございます。そのことで、私どものまちでは、議会の皆様方の御理解もいただきまして、ここに2年、3年、お茶について機能性が実証できるような取り組みをしてきているところでございまして、学校の子供たちにおいては、インフルエンザゼロ作戦ということで、そういうことをキャッチフレーズにしまして、6か月間お茶を飲んでいただく事業に取り組んでいただいているところでございます。まだ現段階で結果を言うのは早いかもしれませんが、現段階においては、この冬において、わずか1学級のみ、インフルエンザによる学級閉鎖があったということで、このことは極めて成果があった内容になっているのではないかなど。そしてまた、茶の健康の機能実証実験においても、先日、最終的に血液検査をしておりますので、その結果が出ますれば、また、昨年より更にレベルの上がった形でのデータが得られるのではないかなどというふうに思うところでございます。そういったことを改めて、また記者会見等をさせていただきまして、きっちり情報発信をしていきたいと。そのことをまた他の産地においても、更に取り組んでいただくということができるようになれば、このお茶に対して、健康増進機能があるということについて、国民の方々は理解されてお茶の消費が増えるということになってくるのではないかなどというふうに期待するところでございます。このことが、きちっと流れに乗れば、ひょっとするとブームになれば、お茶はすぐ足りなくなるというふうに私自身は思っているところでございます。

そういうことをまず国内できちっと確立できれば、アメリカにおいても、そのような観点からも輸出が膨らんでくるというふうなふうに期待するところでございます。

○3番（野村広志君） 今、市長の思いを聞かせていただいたところですがけれども、私も、やはり国内でお茶を、リーフ茶を飲まなくなっているという現状については、非常に今の現状を表してるんだろうなと思っております。そういった中で、やはり文化を創っていかなければ、もともと日本にはそういった文化、お茶を飲む習慣という文化がありましたけれども、ペットボトルで飲んでポイッと捨てるという文化ではなく、やはり急須でしっかりとお茶を入れながら、お

茶をたしなむという文化をいま一度、若い方々を含めながら考え直すべき時期にきているのかなと思っております。

そういったことを様々な取り組みを今後もとっていかなければなりませんけれども、そういったものを含めながら、茶農家さんをはじめとする振興会の方々や関係機関と十分に協議がなされて茶の産地としてだけではなく、茶業全体の浮揚のため、しいてはT P Pなど不安材料の多い国内農業の振興へと、新たな突破口へと、その役割を担っていただきたいと強く感じております。

では、もう一つお聞きをいたします。

施政方針の中に農林水産物の国内外における販路開拓や用途開発を促進することによる農林水産物販路開拓推進事業の展開を進めるとしてありますが、市長、今後の展望を含めながら、このことについてお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、市内の農林水産物の国内外における販路開拓を促進するために、農林水産物販路開拓促進事業を提案しているところでございます。

現在お茶については、海外の販路開拓が進みつつあるところでございますが、これからが大事になってまいります。これらの取り組みの後押しが必要であるというふうに考えて、そしてまた、他の農林水産物についても同様に国内外への新たな販路が見い出せるとしたら有利販売につながるということでございますので、新たなバックアップ体制の構築を図ろうというものでございます。

○3番（野村広志君） 言われますように、後押しが非常に必要なものかなと思っております。戦略的に進めていかなければならない事案であろうかと思っておりますが、まだ提案されまして具体的なことは決まっていらないだろうと思っておりますが、これは農政課あたりで所管されて進められていくおつもりでしょうか、それとも推進室みたいなものを別途設けながら事業の展開を図っていく予定でおりますでしょうか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） この販路開拓事業につきましては、農林水産物ということでございますので、農政課を中心として組み立ててまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 課の中で、これは進めていくということでもよろしいわけですね。危機感を持って、待たなしの状態になってございます。十分に認識をしていただきまして、速やかな方策と、それに伴う環境整備を行っていただきたいなと思って、強くお願いしておきたいと思っております。

次は、このお茶を含めてでございますが、農作物の輸出入についてお聞きをいたします。

本市は、豊かな大地と太陽の恵みを受けた農産物を安定的に供給していくには、志布志港の果たす役割は大変に重要になってくると思われまます。昨年度において、国際コンテナ貨物取扱量は前年比の7%増と顕著に増加傾向を示しておりますが、まずは現在の志布志港の輸出入の現状について、数値をもってお示しをいただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港における輸出入についてでございますが、平成25年度実績で、全体で輸入が350万3,950 tでございます。このうち主なものは、とうもろこしが142万949 t、雑穀が99万6,896 t、麦が29万2,510 t、肥料に使われる油かす等が48万1,564 tであります。

また、輸出につきましては、全体で16万5,660 tであります。このうち、主なものは原木が6万3,858 t、ゴム製品が2万4,833 t、再利用材が1万8,405 tでございます。

○3番（野村広志君） 御説明をいただきました。説明いただきましたとおり、現在、志布志港の主な取り扱い品目は輸入においては、穀物や肥料といったもので、輸出においては再利用資材やゴム製品、木材の需要が高いようでございます。

また、注目されることは輸入に対しまして輸出が、これはおおよそでございますが、先ほど市長が話をされましたように、輸入が350万 t と、輸出が16万 t という数字だったかと思えますけれども、計算してみますと4.5%しかなされていないようでございます。まさに以前からの課題とされております問題であります。船舶について、志布志港に入ってくる船舶については、満積で志布志港に入港してまいります。志布志港から出ていくときには、わずかしかな荷積みされずに出港している現実がございます。

以前に比べて木材の需要の高まりなどがありまして、輸出の伸びも年々伸びているようでございますが、まだまだその差を埋めるには、かなりの量の確保が必要のようでございます。このようなことから、志布志港の国際航路における農産物の輸出においては、背後地が農産物の生産拠点にあるにもかかわらず、志布志港の利活用があまりなされていないという現実にあるようでございます。

市長も「生産、流通体制を整備し、国内外の販路開拓を視野に入れた取り組みを展開していく」と申されておりますので、ぜひとも先程来話をしておりますお茶はもとより、農産物全般の販路開拓に大きな道筋を立てていただきたいと願っております。

志布志は、その事への取り組みやすさは、大変に環境に恵まれていると感じているわけですし、市長どうですか、ぜひとも強いリーダーシップを持って、その辺に取り組んでもらいたいと思っておりますが、そこら辺の意気込みについてお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の輸出入につきましては、極めてアンバランスな状況であるということでありまして、この空コンテナの扱いについては、輸出できる品目を最大限集めるということが長年の課題になっているところでございます。

そのような中で、現在、木材につきましては、原木の輸出が増えてきているということでありまして、極めて私どもとしてはうれしい状況でありまして、これはまだまだ26年度に比較しまして、27年度もやはり5割ほど伸びるんじゃないかなというふうに予測されておりました。この事については、有り難い状況であるというふうに思っております。

また、本地域で産出される農畜水産物につきましては、従前より特に多い畜産物について何ら

かの形で輸出できないかということについては、いつも関係者の方々に御相談申し上げながら、取り組みをしているところでございますが、現実的には、なかなかその事について結びついてない状況ではございます。

しかしながら、先ほどもお話ししましたように、お茶においても、今回、新たな取り組みをしようということでございますので、ほかの品目についても、今回設置されます臨海工業団地の活用等も含めまして、輸出につなげるような展開をしてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 農産物においては、今細山田の方に研究所等も、また造られているようでございますけれども、そういった加工技術等も活用しながら、6次産業化になろうかと思えますけれども、そういったものの必要性が農作物の輸出においては欠かせないプロセスであるのではないかと考えております。

今後、先ほどお話しをされましたバックアップ体制の構築等、積極的に取り組んでいただきたいと思っておりますし、今後ともこのことについては、注視してまいりたいと思っております。

輸出のところについて、もう一つ、成功例について、いくつか例を挙げさせていただきたいと思えます。

お隣の宮崎県串間市のJA大東、お隣の串間のJA大東さんですけれども、小玉のかんしょ、Sか2Sぐらいの小玉のかんしょになろうかと思えますが、香港市場で大変ヒット商品になっているというようなことでございます。輸出当初は、わずかに2t程度しか需要が無かったようでございますが、平成25年度には380tと、大幅に増加したようです。同時に、日本全体としてのかんしょの輸出量も年々増え続け、同年、平成25年には1,029tと、前年比の176%と大幅な増加実績を上げております。主だった輸出国については、香港、台湾、シンガポール、マレーシアなどアジア諸国で香港の輸出量が最大であるとのことでありました。

またもう一つ、本市でも多くの生産がなされております黒毛和牛でございます。鹿児島県の牛肉輸出に占める全国シェアは4割弱程度で、主に香港、マカオ、シンガポールに輸出しているようでございます。現在、牛肉の輸出については、冷凍チルドであり、空輸便で輸送を行ってようでございますが、輸出量の増加に伴い、輸送コストなども考慮し、今後は冷凍も取り扱い、船舶輸送と空輸便との両方で輸送を行う考えを示しております。

また、国も海外での日本食ブームを受けて、農産物に対する需要の高まりを十分に認識しており、農産水産物の輸出拡大に向けた取り組みを強化を図っていく考えであります。このような環境の中、志布志港という最大の武器を持つ本市が手をこまねている場合ではないと思えますが、市長、ぜひとも前向きな検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

JA大東のかんしょ輸出につきましても、一定規模の生産量がある小玉というもので、それが海外の需要に応じた形での生産物だったということで、この成果物輸出の成功事例となっているようでございます。

また、これが博多港において出荷されるというのは、博多港において大型冷蔵庫による船舶輸

送がされておりまして、品質保持がされているということで博多港の利用がされているようでございます。

ということで、本市の農水産物の輸出につきましては、現状での課題は第一に輸出相手国が認める認証や基準への対応が必要であるということでございまして、共同輸送や物流費の抑制、相手国に年間を通じて安定的な供給できる体制の構築、そしてまた、長期間品質保持が可能な技術開発というものが需要であるということでございます。このようなことの課題がございまして、それぞれの産品につきまして、一つ一つ課題を克服していきながら、特に畜産物においては取り組みを深める価値のあるものではないかなというふうに考えているところでありますので、総合的、戦略的に中長期的な対策を立てまして、取り組みをしてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（野村広志君） お話のとおり、お隣の串間市からですので、これは当然間に入っている経済連であるとか、商社、貿易商の関係があるかと思いますが、わざわざ福岡の博多港まで高い横持ち運賃を支払いながら輸出しているようでございます。

今市長がお話ありましたように、大型冷蔵庫の整備等もあろうかと思いますが、市内の農産物を当然輸出していくことも考えていかなければならないわけですが、近隣にこういった取り組みをされている、輸出をされている方や自治体も十分でございます。そういったことも十分に視野に入れながら、国際航路を持つ地元自治体としては、そう多くないわけでございますので、その責務をしっかりと果たしていただきたいと思います。

最後に、そのことについて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、大東のかんしょにつきましては、いろいろ今までの取り組みがあり、その関係で博多港に輸出をせざるを得ないという流れになっているようでございます。それらのものも含めて志布志港から、より多くのもを出荷していただいて、輸出していただくということをするとなれば、先ほども申しましたように長期的な視野から施設整備が必要であれば、そのことについて取り組まなければならない、そしてまた、何をおいても、やはり港にアクセスする高速道路の全線開通というものが、まず一番ではないかなというふうには思っています。このことにも最大限の努力を払いながら、より志布志港が活性化する取り組みをしてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） ぜひとも協議をしていただきまして、関係機関としっかり協議をしていただきまして、前向きに検討していただきたいなと思っております。

本市の基幹産業であります農業の振興こそが、冒頭質問いたしました地方創生のキーワードになると考えております。

地方の再生は、農業の再生、もうかる農業の構築、もろもろの農業振興政策が地方を元気にし、まちがにぎわい、人が集い雇用につながっていく、まさにまち・ひと・しごと創生の考え方に、あい合致するものと思っております。

好循環社会の実現に向け、始めの一步ではなかろうかと思っております。市長、ぜひとも多岐にわたる政策ではございますが、志布志の、地方の未来をつなぐ、大きな政策の課題でございますので、全身全霊を傾注して、このことに取り組んでいただきたいと、お願いを申し上げまして、私の一般質問を全て終了させていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時49分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。それでは早速、質問通告に従って、順次質問をしてみたいと思います。

はじめに地方創生に向けた取り組みについて、3点の角度から質問をいたします。

昨年12月27日、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び、これを実現するため、今後5か年の目標や施策や基本的な方向を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略が取りまとめをされ、閣議決定をされました。安倍政権にとって、日本を元気にするための最重要テーマが地方創生であります。

現在、地方から若年層を中心に多くの方が東京圏へと流出をしております。人口の流出は、地方経済の停滞ばかりではなく、さらなる人口減を招いております。国は、今こその負のスパイラルを断ち切る最後のチャンスと捉えて、強力に対策を進めることにしています。27年度に向けて、いよいよ地方にもその賽（さい）は投げられたと思っております。そこで、国が示した長期ビジョン、総合戦略についての市長の現段階における率直な見解を伺いたしたいと思います。

次に、2014年度補正予算は、景気回復の流れをかけ、中小企業、地方に届けるための経済対策を柱としております。補正予算の目玉として、地方自治体が各地の実情に応じて、柔軟に使い道を決められる総額4,200億円の交付金、いわゆる地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設いたしておりますが、我が町は、これらの交付金をどのように使い、消費喚起、地方創生につなげようとしているのか、その活用の在り方について伺いたしたいと思います。

また、先に述べました総合戦略では、その基本目標として、①地方での安定した雇用の創出。②人の流れの転換。③若者の結婚、出産、子育てに対する希望の実現。④時代に合った地域づくりの四つを柱に掲げております。そこで、これらを踏まえた我が町の地方版総合戦略策定へ向けた今後の方向性について伺ってまいりたいと思います。

次に、マイナンバー制度について質問をいたします。

現在、我が国では、基礎年金番号、健康保険被保険者番号やパスポートの番号、あるいは納税

者番号、運転免許証番号、住民票コード、あるいは雇用保険被保険者番号など、各行政機関が個別に番号を付けておりますので、1人一つの共通番号を持って、あらゆる行政サービスを包括するものは、現在のところ存在いたしておりません。これは先進国としては、かなり珍しいそうでもあります。しかし、いよいよ本年10月に個人番号の通知がなされ、明年1月から個人番号の利用がいよいよ開始をされるわけであります。そこで、明年1月からスタートをするマイナンバー制度、いわゆる社会保障・税番号制度の導入に向けて、市としては今後どのように取り組むのか伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から2点質問をいたしますが、その前に、今回、川崎市で起きた、あまりにも残虐な事件で亡くなった上村遼太さんの御冥福を心より祈るものであります。こういった痛ましい事件が、今後再び起きないことを願いながら質問をいたしたいと思います。

教育委員会制度を見直す地方教育行政法、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされ、この4月に施行されます。その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るためのものであり、この改正は、戦後の教育行政の大きな転換点になるとも言われております。

市長の施政方針の中でも触れられておりますので、4月施行を目前に控え、教育委員会制度改革に対する認識と対応について、市長、教育長に伺いたいと思います。

また近年、いじめや虐待、子供の貧困など、子供をめぐる深刻な事件が後を絶たず、子供を取り巻く環境は悪化しております。いじめについては、大津市でいじめを受けていた中学生が自殺をしたことで、大きく取り上げられ、2012年6月、国は、いじめ防止対策推進法を制定し公布しました。この国の方針を受けて、本市において、昨年、市いじめ防止基本方針を作成をいたしております。

施政方針では、豊かな心の育成を図る一環として、不登校や問題行動等の早期発見、早期対応に努め、(仮称)いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題にも取り組むとありますけれども、教育相談については、より多様化、深刻化していることが懸念をされます。そこで、教育相談体制における本市の課題と対応について伺ってまいりたいと思います。

○市長(本田修一君) 小野議員の御質問にお答えいたします。

地方創生に向けた取り組みについて、今後の市の総合戦略についての見解ということでございます。お答えします。

昨年12月27日に政府は人口減少に歯どめをかけ、地方の活性化を推進するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、平成27年度から31年度までの5か年計画の総合戦略を閣議決定し、その中で、地方人口ビジョンと、地方版総合戦略を平成27年度中に策定するよう、市町村にも求めています。策定にあたりましては、地域が責任をもって自ら知恵を絞り、やる気とアイデアを出し、地域の実情に応じた総合戦略を策定することが重要であるとしております。このようなことから、本市では、去る2月2日に市の地方創生推進本部を立ち上げ、人口ビジョンと総合戦略の

策定及び推進を全庁的に進めることとしたところであります。策定にあたりましては、全庁的な施策にかかってまいりますので、人口ビジョンや移住促進、結婚、育児などの作業部会を設置するなど、総合戦略策定に取り組んでいく考えです。

また、今後設置を予定しております産（産業）、官（行政）、学（大学）、金（金融）、労（労働団体）、言（言論メディア）で組織します地方創生推進協議会で、十分意見を聞きながら策定してまいりたいと考えております。

次にお尋ねの今回の地方創生の交付金でございます。お答えいたします。

今回の国の補正によりまして、新たに地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設されまして、地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2種類の交付金で、本市への交付限度額としまして、地域消費喚起・生活支援型で7,538万円、地方創生先行型が4,850万4,000円の合計1億2,388万4,000円が配分予定とされました。

本市におきましては、この交付金を活用しまして地域消費喚起・生活支援型につきましては、市内商工業の振興、及び地域経済の活性化並びに消費者の消費喚起を促す事業としまして、プレミアム商品券発行事業を計画しまして、7,852万7,000円の事業となったところであります。

地方創生型につきましては、13の事業を計画しまして、総額5,649万7,000円の事業費となったところであります。主な事業としましては、地方版総合戦略人口ビジョン策定事業が968万円、情報発信事業としまして864万円、中心市街地の空き店舗活用を活用した多世代交流等の拠点整備を行う多機能型拠点施設整備事業としまして521万円となったところであります。

次に、地方版総合戦略の策定の方向性についてのお尋ねでございます。お答えします。

議員お尋ねの地方版総合戦略策定の方向性につきましては、まず長期ビジョンのポイントは、人口減少の基本的な視点としまして、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、そして、地域の特性に即した課題の解決として示されております。

また、総合戦略策定の内容としましては、ただいま議員がお話なされました4本の柱を基本目標として、それぞれ地域の实情に即した政策を盛り込んでいくとされているところであります。このようなことから、本市の地方版総合戦略策定の方向性としては、これが国が示した方向性に沿って、これまでの健康環境、教育に関する取り組みをはじめ、本市の特性であります志布志港を活用した取り組み、臨海工業団地における企業誘致の取り組みをはじめ、都城志布志道路整備等のインフラ整備に伴うメリットを生かした取り組み、地域資源を活用した農林水産業の分野での取り組みなど様々な分野での取り組みを検討して、今後の志布志市に若者が夢と希望の持てる魅力あるまちづくりの総合戦略となるよう施策を盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度導入に向けての市の取り組みでございます。お答えいたします。

議員のお話のとおり、マイナンバー制度につきましては、国民一人一人に12桁の番号を割り振って、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するための社会基盤でございます。このマイナンバー制導入に向けて、本市では、住

民基本台帳システムなどの基幹システムに、どのような影響があるのかを調査する影響度調査委託を行い、この影響度調査に基づくシステム改修を行ってまいりました。

また、全職員を対象とした制度説明会を実施し、制度の周知を図るとともに、特定個人情報保護評価を行うための個人情報取扱事務の洗い出しも行っているところであります。

今年10月からは、個人番号の通知が始まり、28年1月から個人番号カードの交付や個人番号カードの利用が順次開始されることとなっております。なお、この個人番号の利用範囲は社会保障分野では、年金、労働、福祉、医療関係、税分野では確定申告書、届出書、調書等、災害対策分野では被災者生活再建支援金支給事務、被災者台帳作成事務などに限定されているものでございます。

今後のマイナンバー制度への取り組みにつきましては、システム改修部門、広報等担当部門、個人番号通知関係部門ごとに、それぞれの担当課が中心になりまして制度開始に向けて準備してまいりたいと思います。

まず、システム改修部門では、情報管理課で、地方税システムや団体内統合宛名システム等の改修を26年度に引き続き行ってまいります。広報担当部門では、総務課が次年度全世帯に周知用パンフレットを配布する他、市報、ホームページ、行政告知端末等によりマイナンバー制度の市民への周知を図ってまいります。

また、個人番号通知関係部門では、市民環境課が担当しまして、制度開始に万全を期してまいりたいというふうに考えますので、御理解いただければというふうに思います。

続きまして、教育行政についてでございます。今回の教育委員会制度改革に対する認識にお尋ねがございます。お答えいたします。

今回の地方教育行政法改正の背景には、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくいと、そして、いじめ等の問題への対応が必ずしも迅速にできていない。また、地域住民の民意が十分に反映されていないといったこと等が課題として指摘されております。そこで、教育行政における責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置し、あわせていじめ問題への迅速な対応や地域住民の民意を反映させるため、総合教育会議の設置と大綱策定を首長の権限とし、首長の役割が明確化されたものと認識しております。

私といたしましては、今回の改正の趣旨を踏まえた首長の関与と、引き続き求められている政治的中立性への確保、継続性、安定性の確保を基に担保しながら、教育委員会が本市の学校教育、社会教育等に関する事務を専門的に担当する行政機関であることを基本としまして、教育委員会と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

教育行政のまず1点目、教育委員会制度の改革に対する認識と今後の対応でございます。お答えいたします。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責

任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会との連携の強化等、制度の抜本的な改革を行うものです。

本市の教育委員会におきましては、各委員が学校訪問や研修視察等で多くのことを学び、毎月の定例会では高い意識を持って学校教育、社会教育を問わず幅広い視点で活発な議論をしていただいております。

また、いじめや不登校など、重大事案に発展する可能性のある問題については、情報を共有し、事務局や学校の対応について改善策等を提案していただいております。今回の教育委員会制度改革におきましては、これまで以上に教育委員会の果たす役割が重要になってきております。本市教育行政の公正かつ適正な推進のために、総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整することにより、教育に関する施策の方向性を共有しながら、本市の教育振興に努めてまいりたいと考えております。

2点目の教育相談体制における現状と課題ということについての御質問です。お答えいたします。

多くの児童生徒は、充実した学校生活を送っていると考えておりますが、日々の学校生活の中では、いじめの問題や不登校の問題、友人関係の問題、進路の問題等の悩みを抱えながら、学校生活を送っている児童生徒もおります。そこで、児童生徒の悩みにいち早く気づき、解決のための道筋を共に考え、明るく元気に学校生活を送ることができるように指導、援助していくことは、極めて大事なことだと考えております。そのために学校では、児童生徒との信頼関係の構築に力を入れ、学期1回以上のアンケートを実施したり、児童生徒がいつでも相談できるような相談体制を整えたりしています。

市教育委員会としましては、家庭と学校、家庭と行政や関係機関等をつなぐため、また多くの大人が悩みを抱える家庭に寄り添えるように、全小中学校にスクールソーシャルワーカーや教育相談員を派遣しております。相談内容に応じて必要があれば福祉課等の関係部署とも情報を共有し、関係諸課とともに問題の解決に当たっています。

さらに子供たちの発達の課題や悩みに専門的に答えられるように、臨床心理士をスクールカウンセラーとして、全中学校並びに希望する小学校に派遣しております。

しかしながら、各家庭や個人の抱える悩みや問題は、プライベートな問題であることが多く、相談が必要であると思われる家庭にすべて対応できていないという課題も残されています。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） それでは、市長の方へ地方創生に絡んで、一問一答で質問を行ってまいりたいと思います。

前段でも同僚議員の方から質問が出ておりますので、なるべくかぶらないようにとは思いますけれども、かぶった場合は御容赦をお願いしたいと思います。

先ほどのやり取りの中でもあったわけですが、いわゆる、この昨年5月に示された日本創成会議の人口減少社会、そして自治体の消滅、こういった増田試案が出て、それ以降、いわゆるこの

自治体が消滅ということに対して関心が高まってきたわけですね。そういった最中に打ち出された国の方針としての地方創生ですね、ですから、依然としてこういった流れの中で、自治体の長、あるいは職員、議員も含めて、この地方創生に対する認識がぐっと深まったんだろうというふうに思いますし、また、そういった国の方針に従って、いわゆる予算付けもしていくということでもありますので、いやが応でもそこに関わっていかざるを得ないと。だからといって、僕は思うんですけれども、すごく今回の補正でもですよ、行政としても、国の予算の補正予算の成立を待つというのがあってバタバタする、そういった向きもあったと思うんですよね。だから、こういった時にこそ腰をしっかりと落ち着けて、この地方創生には関わっていかなきゃいけないというふうには思っています。ある意味で、市長も思い出されると思うんですけれども、いわゆる国もこういったことを過去にも様々やってきたんですよね、実際は。田中角栄さんの時の日本列島改造論もそうですし、昭和から平成に入る時、竹下さんのふるさと創生ですね、こういったこともありましたね。こういった国が示してきたやり方というのが方向として全部間違っていたと僕は思わないわけですが、しかし、功罪がやっぱりありますよ、そこにはですね。やはり、こういった流れの中で、いわゆる公共事業、これは必要な公共事業というのはやっていかなきゃいけないわけですが、公共事業頼みになってしまう、そういった依存体質を地方に作り上げてしまったなというのも一方でありますね。そして、どうしても分散すると、東京一極集中を分散するといっても、低賃金であったり、いわゆる労働力でもあまり重要でない労働力を地方に分散する。そのことによって、経済格差というのは、大きく広がったとも言われています。そういった意味では、そういったことを二度と繰り返さないために、地方自らが自分たちの地域の特質をしっかりと押さえながら、そして、それをしっかりとコーディネートをして計画を作り上げていく。そして、どういう時代の変化、状況の変化にも対応できるエネルギーをそこに蓄えて、地場産業もしっかりと育成をしていくとかいうことが、ますます求められてきたと思うんですが、いわゆる国のせつかくの方針がですよ、ばらまきになってしまっただけとはいかないかと、それを生かす生かさぬも、やはり地方の取り組みいかにかかってくる。そういうふうになれば、責任がいや増して重大だなというふうには思うんですが、その点は市長はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の地方創生事業につきましては、今議員が御指摘のとおり、昨年5月に日本創成会議が消滅する自治体の発表をした時以来、日本国中が慌てふためいたというか、深刻な状況というのに気付いたということから始まったのではないかなと。そういう意味で言えば、やっぱり国の何というか、地方をあおるやり方というのは、すごいなというふうには思ったところでございます。もうその時点から、多分日本創成の法案ができていたんだと、今もって振り返ってみれば考えるところでございます。

ということで、昨年9月に臨時国会で安倍首相が、地方創生法案の提案をしまして、12月に可決されたという流れを見た時に、しっかりと、そのような方向性が出されていたんですが、地方としては降ってわいて、にわかになんかそういったものが示されて、そして、一斉に地方がどんと、号

砲で走らされたりというようなふう感じたところでございます。そういったことを私自身も感じまして、それならば、少しでも早い形で取り組んで、そしてまた、地域の特色ある地方創生事業、特に若者に魅力ある仕事の創生を提案できる形にしたいということで、この事業に取り組みをしたところでございますが、結果としましては、平成26年度の補正予算については、全国一斉のばらまきになったということを受けまして、非常にそのことについても私自身はがっかりしたところでございます。そういう意味で、平成27年度以降についても、例えば市長会においても、その市町間の力の差があるから差を付けてくれるなというような国に対しての要望が決議はされているところございまして、そういった意味合いからすると、弱いところは、更に弱くなっていくというふうな内容になっていくのかなというふうには思うところでありますので、少なくとも本市においては、そういったことにならないような形での取り組みというものはしていく必要があるというふうには現在のところ認識しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁を聞いてすごく安心をしました。全く同じように受け止めてらっしゃるんだなということですね。やはり地方創生という在り方というのは、今後、もう国も示していますので、それをどう使っていくか、どう生き延びていくのかということとはしっかり考えなきゃいけないけれども、国のやり方ということに対しては、やはり市長が言われたような部分というのがあるなというのを痛切に思ってますね。いわゆる自治体に、こういった国の方針を出して自治体間で競争しろって言うてるわけでしょう。そして、もっと言えば、人がいない小さい自治体はどうなるのということもありますね。

そして、今回国が打ち出した政策の中でも、いわゆる過疎化した地域、あるいは町で使えない事業というものもいっぱいあるわけですね、そういった中で石破大臣がいわゆる知恵を出さないとか、自治体自らがしっかりと知恵を出して考えないところには、予算は付けないみたいな発言をしましたね。とんでもない発言を上から目線でやってきているということでもあります。そこに対しては、しっかり行政としても、市長会でもそうだったということで、よく理解をしますので、その部分はしっかり言うべきことは言うていくということ。でも自治体の長として、我々議会もそうですが、こういった政策が打ち出されて、じゃあどうするのという段階にもう入ってきていますので、そういった中で、長期ビジョンというのが国も示していますね、2060年、いわゆる約45年後ですね、ここに1億人の人口を創り上げるんだと。まあ守りなんですけど、そこで落ち着くだろうと。この政策に乗っかっていけばという方向性でしょうけれども、だから5年間の計画を、いわゆる作るということを後でやりますけれども、出てきますけれども、長期ビジョンも国も示していますね。市としても、だからこの機会に、この地域のいわゆる45年後、50年後、こういったまちのあるべき姿、これを様々に議論をするチャンスだなと思うんですね。ですから、そのチャンスを生かして、じっくりと腰を据えて長期的な展望に立って取り組むべきものは取り組んでいく、その観点を失わずにやっていってほしいなというふうには思うんですね。そういったことを考えた時に、昨年6月議会でも市長に人口減少社会に対する取り組みということで訴えさせていただいたわけですが、市長もすぐさま動かれて、いわゆるその人口減少に対するプロジェク

トチームを立ち上げて、アンケート調査とか、様々取り組んで今に至っているわけですが、今後この地方創生に関して施政方針でも出ていました。先ほどもありましたけれども、志布志市地方創生推進本部を立ち上げられますね。そして、室も名称変更で進んでいくわけですが、こうなった場合に、この人口減少に対する取り組みというのは、地方創生、この推進本部で当然議題になっていきますね。そして、実行部隊としては、この創生推進室ということが出てきますけれども、そうやってきた場合に、人口減少のいわゆるこのプロジェクトチームという流れ、これは同時進行で進めていくのか、いかないのか、そこらも含めて、ちょっとお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生、そしてまた、地方の衰退というものについては、人口が減少するということが大きな危機感になって、このような流れになっているということでございますので、まずもってじゃあ人口対策はどうするのということでもあります。

先ほど議員御指摘のとおり、6月議会で、この事について御示唆いただきましたので、すぐさま人口対策の庁内の検討会を立ち上げて、進めてきているところでございます。今回の地方創生事業におきましては、作業部会として、この事はきちっと位置付けまして、その事を基に様々な施策の展開をしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 長期的展望に立って取り組まなきゃいけない内容ですよ。地方創生のいわゆる各種の事業、それ自体は早急に取り組まなきゃいけないもの、時間をかけて取り組むべきもの、いろいろありますが、ビジョンとしては、これは長期的展望に立っていきますね。そういった意味では本当にじっくり腰を据えてやっていただきたいというふうに思うんですが、そういった中で、この地方創生推進室、先ほども出ていましたけれども、走り出しですね、この4月1日からの走り出しとしての体制をもう少し詳しくお述べになっていただきたいと。何名体制でブランド推進係はいくのか、そこらへんも含めて、係の人数ですね、そこもお示しください。

そして、今後発展的に、これが増員になる可能性がある、そういった増員体制というのを正職で考えていくのか、嘱託あるいは臨時の方々で増やしていくのか、そこらの考え方もお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の機構改革、新たな地方創生推進室設置につきましては、現在のところブランド推進係と地方創生推進係を設置するとしております。

そして、その人員体制につきましては、今の体制のおおよそ倍ぐらいにはなるんではないかなというふうには考えているところでございまして、しかしながら、この事業につきましては、先ほどの議員にもお答えしましたように、平成27年度から本格的な事業になるということでございますので、その事業の推移次第、展開次第によっては、もう少し人員を増やしていくということも考えられるというふうには思うところでございます。様々な部署と連携しながら、総合的に進めていかなければならないというふうになろうかと思っておりますので、そのような方向も考えられるということでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長のそういった認識の元に、2月にこの志布志市地方創生推進本部を立ち上げられたというわけで、今回、国が示している方針の中にも、いわゆるこの国自体も各省各省がバラバラに出してきた、そういった事業をしっかりと統合しようよと、総合的な戦略として見つめていこうよと、縦割り行政を失くしていこうよと、そういったことがありますね、背景に。であるならば、志布志市においても各課が行っている事業、このことが職員同士で知らないということ良くないよという話を今までもしていますね。広く浅くでもいいからお互いが、市長が目指している方向性のことをしっかりと理解しようというのは、この場で何回もやってきています。そういった観点から見たときに、こういった機会に、やはり、本市におけるこの縦割り行政の弊害、こういったものも打ち破っていく。それはやはり一つの、この志布志市地方創生推進本部の在り方として必要なんじゃないかなと僕は思ったもんだから、今質問させていただいているんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今振り返ってみれば、私ブランド推進室を立ち上げる時に、ブランド推進課ということで御提案申し上げたところでした。その時に考えたのは、従来の課の体制では解決できない形で、連携して取り組まなければならない事業が増えている、そして、そういった時勢になっているということがございましたので、そのブランド推進課というような形で推進できればというふうに考えたところでございます。結果的には、ブランド推進室で推進するというようになってきていますところでございますが、それがまさしく今、国によってそういう方向に、また地方においても組織体制の変革を考えなさいということが求められているのではないかなというふうに思っております。この事業が推移するに従いまして、現在の各課においては、ますます連携した取り組みが必要ということの認識は深まっていくというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） すっきりとは、今の答弁受け止めていませんけれども、やはりずっと議員をさせていただいて、16年になりますけれども、やはり言葉では言いますが、縦割り行政の弊害という言い方しますが、確かにいっぱいあるんですよ、市長自体も実感されてると思いますね。だから、市長が目指すこのブランド推進室から始まって、日本一のブランドをたくさん作り上げていく、こういったものが修練されていくことが大事なんですよ。そういった中で、やはり自分たちが目指している。まちづくりというのは、こんなふうにとまってるんだよというのを我々議員も共有していかなくちゃいけないわけですが、そして、そのことを市民に語っていくと、市民にまた勇気と希望がわいてくるということなんだろうと思うんですよ。そういった部分が、やはり少し弱かったなと、そういった意味では、後段でまた話をしますけれども、情報発信に関しても、これまでずっと述べさせていただきましてけれども、やっと市内外へ向けて情報発信ができるところに来たなと、すごく喜んでるわけですが。市長、ここにですね、2月末の新聞記事なんですけど、「どうつくる地域ブランド」という記事があるんですよ、これ順を追ってずっと書いてあります。すごく分かりやすい内容だったんですよ。いわゆる地域ブランドづくりの流れというのが旨くまとまってるんですけども、本市が進めている流れが大分これに

近づいているんだよなというふうに思ってたんですけど、後でお渡ししますので読んでくださればいいんですが。いわゆるこの地域ブランドというけれども、いろんな日本一を持っているわけですね。その日本一一つ一つを言ったって分かりにくい、逆にですね、あまりにもメニューが多すぎて。それよりは、その一つ一つをつなぎ合わせていって一つのイメージとして志布志市というイメージが出来上がるということが一番大事だというのがあるんですね。そういうふうに考えたときに、やはり日本一があふれるまち、志のまちというような形ですよ。まあ言えば、その中身を見たときに、一つ一つの日本一が見えてくるという、こういった流れに今なってきたところあるんだろうというふうに思うんですね。ただ少し、まだそこまでいってないなというのは、一部の市民の代表と一部の理解者、そういった方々との取り組みの中で、事が進んで来たなど、これまではと。いわゆる市民を広く巻き込んだ取り組みというのが少し弱かったなと思うんですね。やはり市民それ自体がプレーヤーになっていかなきゃいけない。市長は、「市民と一緒にやって」って、今回地方創生のところでも2か所使っていらっしゃいますよ。であればなおさらだなというふうに思います。

先ほども出ていましたけれども、僕もですね、「一連の取り組みが日本の地方創生のひな形となるべく今後総合戦略の策定に取り組んでいきます」という、その意気はよしだなというふうに読んだんです。だけれども、そこでちょっと踏みとどまらなきゃいけない、意気はいいんだけど、実際足下大丈夫なのと、我がまち大丈夫なのって思ったんですよ。その市民を巻き込んだ今後の取り組みという、大きくくりですけど、答弁をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いろんな分野で、そして、いろんな方々が日本一を目指して、鹿児島一を目指して動き出したと、そしてまた実現したということでもあります。そのような中で、私自身は日本一のまちづくりを皆さんと一緒にやりたいと、協力をお願いしますというふうに話をするとところでございますが、特に私、老人会、敬老の方々には皆さん方のおかげで、いつもいつもこうしてお話しして健康増進運動が成果が出まして、鹿児島県で一番になっていきますと、更にこれを高める取り組みをお願いしたいということのお話は、いつもしているところでございます。

そしてまた、グランドゴルフの場でも、多分このグラウンドゴルフ協会の方々も1,500人から1,700人ぐらいいらっしゃいますが、これを3,000人ぐらいしていただければ多分組織率として日本一ぐらいになりますと、そして、そのような方々が、更にお誘いしていただけるようなグラウンドゴルフ協会になれば、多くの方々が病院に行くという時間にも一緒になって集って、そういった健康増進につながっていくんですよということのお話もしているところであります。

そしてまた、先日行われました生涯学習の推進大会においても、ぜひぜひこの生涯学習に取り組まれる方々を増やしていただきたいというようなお話をしているところでございます。そのようにいろんな分野で、いろんな方々が本当に一生懸命取り組み、その成果が出ているところでございますが、私自身としましては、本当に市民の方々が全員で、このまちづくりに参加していただく、一つの方向を目指していただくということについては、いつもいつもお話を申し上げ、御

協力をお願いしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長のそういった働き掛けというか、声掛けといいますかね、努力は理解はしてるんですよ。市民の中に入って行って、いろんな機会を捉えて、今市が行っている政策、そういったことをお述べになっている場に出合わしたりもしてしますので、分かるんですが、やはり情報の発信が今まで弱かったんですよ。例えば、グラウンドゴルフだとか、そういった世界でしっかり流れていく情報もあれば、分野ごとによって違うわけですね、市民のそういった老人クラブであるとか、あるいはそこに若者達がいる場面、あるいは保育園であるとか、様々ありますね、対象者は、市民はですね。そういった中に個別にいろんな情報が落ちていくだけで、総合的には落ちないからバラバラなんですよ。だから、市民が市が取り組んでいる日本一にあふれる、そういった事業がいっぱいあるわけだから、そのことを全部押さえていけば、どんだけこの町に住んで良かったねってなるだろうかって、もったいないよねというのは、この前も議論していましたよ、ここですね。それがやっとなのでできるのかなと、市内外へ向けて。外へだけじゃないんですよ、内へ、内が一番大事なんですよ、やっぱり。その内の方々に、市民の方々に、そのことを知っていただくということが一番大事。そこは今後しっかり押さえていただけたらと思いますので。

これだけの地方創生予算が今後あって、そして、これ5年間続いていきますね、まずもってですね。そして、こういった様々な事業を展開していく中で、こういった本部がつけられた。先ほどのやり取りの中でも人材派遣の問題がありましたね。人でも支援する財政でも支援すると、いろいろあるわけですね。その中で、人での支援ということに関しては、国家公務員関係、こういったものに関しては手は挙げなかったと、市長が言われたわけですが、それはそれで結構ですが、市長も結構忙しいですよ。市長が結構留守されてると、副市長が一生懸命頑張ってるんじゃないけれども、うちは副市長も忙しいというふうに今は結構思うんですね。そうなったときに、僕は、ここまでの地方創生にしっかり取り組んでいくのであれば、しっかり、その専門の副市長ぐらい置くぐらいの気概があつていいんじゃないかなと思うんですが、これは市長が決められることですので、僕がとやかく言うべきことではないですけども、そのぐらいの時に今至ってて、そして、それをそのことを持って、やはり30年、50年後のまちづくりというのをしっかり考えていくべき。市長がこの創生推進本部にいつもいつも顔を出されるわけでもないし、情報というのは、やはりぼんぼん流れる方がいいですからね、まあ少しどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話になられたのは、先ほども答弁しました地方創生人材支援制度と、地方創生コンシェルジュ制度かなというふうに思ったところでございます。

地方創生人材支援制度につきましては、副市長クラスを国の方では派遣していただけたということございまして、募集期間はちょっと極めて短かったと、それから人件費については、それぞれのところで持ってよねというような内容だったものですから、少し手を挙げるのをためらってしまったということでございます。

確かに事業自体は、本当に国の進展、国の内容が少しずつ変わっていくというようには感じるところでございます。それを的確に捉えながら対応していかなければいけないなというふうに思いまして、地方創生推進本部の方に何回も出掛けたり、あるいはネットで指示を仰いだりしてるところでございます。しかし、まだまだ足りないとなれば、今お話になったようなことも十分国の方で、また次のお示しがあれば考えてもいいかなというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 一緒の資料を今、手にお持ちだと思いますが、この地方創生人材支援制度で小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐として派遣するという事業、あとコンシェルジュの2点ですね、人的支援をしていきますよという国の約束ですよ。そこに予算の問題とか、様々な時期の問題とかありますけど、本格的に27年度もですけど、本格的というのは28年度からぐっといきますので、そこへ向けて、やはり検討に値するなど、僕は思うんですよ。やはり港を抱えている町の首長として、結構忙しいと思います。出張もすごく多いですよ。そういった中で専門的につないでいく、それを誰がやるのかは別ですよ、外山副市長がやっちゃいけないということでもないでしょうから。いろいろ分けてやった方が、今後はいいのかなと。そのぐらい事業が増えていくよね、というふうに思っていますので、検討を今後加えていただければと思います。

次、補正予算の方にも入りたいと思いますが、補正予算の中でも、先ほど市長がお示しになりましたように、今回も議案として提案、まだ上程ではないですが、されていますけれども、この中で、たくさんありますので、もう二、三点に絞り込んでやりたいというふうに思っているんですが。市長、このプレミアム商品券の件が出ているわけですが、施政方針の中にも当然いつも出ていますし、今回補正予算の方で出ている。僕は、これをこういう形で出てくるんだろうなどは予測はしてましたけれども、やはり时期的なものも多少あったというのは理解はするんですが、国の今回のこの支援に対して、単純にこれまでも商工会を中心にして、市もしっかりと補助金を出して、このプレミアム、いわゆる商品券という形で、本市は取り組んできていますので、その状況にあった時に、国からこういった大きな、いわゆる事業が示されたら、僕はそれに乗るのは当然であるし、全市町村が乗るぐらいのことですからね。だけれども、この内容を考えたときに、もう少し知恵を絞って欲しかったなというのがあって仕方がないんですよ。全国の自治体の取り組みががらがら毎日のように出てきていますね。そうすると、やはり考え抜いたんだろうなという、プレミアム商品券のこの発行事業というのがいっぱいあります。割増率を30%にしているところも当然あります。そして、いわゆる低所得者、さっき言いましたよね、いわゆる商店街等があるところはプレミアム商品券でいいと、そうでないところは、今度は低所得者対策なんかにも使ってくださいねというのがある。

今度は、両方を担って取り組んでいる自治体もあるんですよ。いわゆる子供がたくさんいる、3人以上いる子供世代への商品券の割引率を高めるとか、あるいはカタログ的にですね、学用品等とか。あるいは高齢者に向けては高齢者が使うような品をカタログ化して、そのカタログから購入した場合は50%は割引くとか、様々な国の事業をつくって知恵を出してやっているんです。千葉県なんかはあれですよ、県も一生懸命やっているということもありますけれども、全市町村

がやるんですが、うち8割の団体が30%のプレミアム商品券にするという方向、これは県も動いてますから、県も絡んでそこまで持って行ってますから、そういった県との連携というのも当然大事であったなあというふうに思いますし、もっと言えば、いわゆる市単独でやるだけではなくて、地域間連携、隣の市町村との連携でプレミアム商品券と一緒に発行して、一緒に消費喚起をやりましょうよということも今回のこの補助金は認めてますので、そういった取り組みというか、協議はなかったのか、あわせてお聞きをしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘の内容については、特段、県からも提示はなかった状況でございましたので、市としましては、市の独自の取り組みということで、今回の商品券事業になったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今回のプレミアム商品券に関して、どういう使い勝手があると、これに使ってはいけないとか、ちゃんとあるんですよね。それを読んでいけば、いろんな発想が生まれたんですよ、ただ安易に国のこういった事業があるから、プレミアム商品券として2割アップ、割増しを付けていこうと、金額は含まってますよ、その分。ただ、そうだったんじゃないかと思えないですね、今回のこの提案は、そこはどうですか聞いてるんですよ。

○市長（本田修一君） そのような内容につきましても、関係課等で協議を行ったところでございます。

しかし、今回スピード感をもって対応すべきというようなことがございましたので、そしてまた、私どものまちでは、従来からこういった商品券につきましては、かなり取り組みができておりますので、そのことでもって商工業振興ということについては、図られるということでございましたので、ただいまお話するような形での提案となっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 商工振興だけではないでしょう。消費の喚起というのは各家庭に及んでいくわけでしょう。そういったことも含めて、国は示しているわけですね。

そして、本当に市民と一体となつてって、市長は一方で言われるわけだけれども、本当に知恵を絞っていけば、いわゆる経済的に大変な家庭に対する今回のこの国の補助事業を使って、プレミアム商品券で還元できないのかとか、いくらでも知恵が出ると思うんですね。学用品に使ってるところもあるんですよ。一括して図書券で取り組もうというところもあるんですよ。いわゆるそれを今度は、市全体でやろうとしているところもあるんですよ、委託はせずにですね。そうすると、いわゆる志布志市内でもいいですが、志布志市内の限られた事業者ということではなくて、全部で使えるような取り組みが市が取り組んだ場合できる場合だってあるんですよ。そういったことも考えられるだろうになど、そういう議論をする時間がなかった割には、手を挙げてるところはいっぱいあるわけですから、本市は安易だったんじゃないかなというふうに思えてならないんです、僕は。

そして、今市長が言われましたけれども、確かに緊急経済対策ですよ、ですから急がなきゃいけない。大体夏をめぐると言われています。ところが、使い切るのも7月ぐらい、夏が望ましいって、国は示していますよ。このプレミアム商品券は来年1月31日までとなっていますがね、こ

こらはどうなんですか、考え方は。

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 今スケジュールの問題についての問いだったと思うんですけども、本来6か月を超えて、商品券が使用できるようにするためには、資金決済法に基づく第三者型前払式支払手段発行者としての登録が必要であると。今回の地方創生に伴いまして、商工会が発行する場合においては、登録の必要はなく発行できることとなっているということで、6か月を超えても問題はないというように確認をしたところでした。

○**13番（小野広嗣君）** そんなの分かってるんですよ、市長はそう答弁されなかったでしょう。今回のプレミアム商品券は、緊急対策として急ぐからという表現をされたでしょう。国もそういう方向なんですよ、基本的には。だから、わざわざ確認しているわけでしょう。なぜそういうふうにしたのかという、その根拠を聞いているんですよ。7月で完結する自治体って結構あるんですよ、多いんですよ、だから。

○**市長（本田修一君）** ただいまの御指摘の点につきましては、私自身は認識しておりませんでした。この緊急経済対策というような形で消費喚起というような形で提示されておりましたので、当初4月の地方選の前に、このような形で私どもは、この補正予算が提示されるのかなというふうに思っていて、そのような形で推移してしまったというようなこともあるのではないかなというふうに思ったところであります。そのことについて、認識が足りなかったということについては、おわび申し上げたいと思います。

○**13番（小野広嗣君）** 分かりました。明年の3月まで、これはオッケーなんですよ、オッケーだけれども、国の指し示している姿勢としては、市長が最初に言われたとおりですよ、間違っていないんですよ、緊急経済対策ですから、ですから、7月ぐらいをめどにというのは、国は案に示しているんです、それは。

だけれども、本市としては、来年の1月31日までというのをわざわざ、提案されますけど出てきますね。であれば、この施政方針、施政方針で述べられている「プレミアム付き商品券の発行については、地元消費の拡大、地域経済の活性化が見込まれ大変好評をいただいたところであり、引き続き今年度も実施してまいります」というのは、従来のプレミアム商品券の本市単独で補助を出しましたね、この在り方なんですか、それとも国のこれを見込んでの施政方針なんですか。「取り組んでまいります」って書いてありますからね。

○**市長（本田修一君）** 施政方針で述べた内容につきましては、国のものを想定しているところでございます。

○**13番（小野広嗣君）** 言葉じりは、もう捉えませんが、「したいと考えております」という形で述べていらっしゃるわけですが、僕がなぜこれを聞くのかといいますと、であれば従来の、従来のですよ、今回これをドーンとやるわけですので、それも1月31日まで引っ張っていくわけですので、であれば、もう従来の事業というのを補正で1月以降に年度内やるということはないという想定でいいんですかね。

○**市長（本田修一君）** 本市が取り組みました今までのプレミアム商品券につきましては、市の

商工会の方々の景気状況を見ながら対応してきたところでございます。ということで、夏と冬に組んだこともございますので、またその状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。であれば、であればですよ、今回の分が1月までいきますので、使おうと思えば、そこでそういう対応をすることも可能だけれども、僕は今後言いたいことがあるんですよ。その時の経済状況を考えてスケールは少し落ちるかもしれないけど、またやる可能性もないとは言えないということですね。ただ市長、いわゆる消費の喚起、いわゆる今回のこの国の事業というのは、PRだとか、イベントだとか、そういったのにも使えるんですよ。人件費、市役所の職員の人件費には使えないけれども、臨時職員、そういった形にも使えるんですよ。そういった有効活用をしてイベント等やって、更に消費喚起を促す、ポスター掲示等の費用もそうですよね、そういったのにも使えるんですよ。そうした場合、明年の市長、1月1日はですよ、市制施行10周年ですよ。であれば、僕は市制施行10周年記念プレミアム商品券って名付けて、やはり訴えるべきだと僕は思うんですよ。そんな協議なんかなかったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、来年にはまさしく10周年の年となるということでございます。

ということで、10周年に向けて様々な事業というものを取り組むという方向にはなっております。

しかしながら、今お話になったような内容での商工振興策については、今のところ考えてないところでした。参考にしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった考え方にも立ってもらいたいなど。そういった10周年に向けての質問というのも、これまでもしていますけれども、やはり新市誕生の時に振り返っても、いろんな思いがありますよね。市民お一人お一人にも、そのことをやはり喚起させるような材料という、材料という言葉は悪いですけれども、にも使えるわけですし、やはり来年の1月1日、これを記念してのいわゆるプレミアム付き商品券と、市制施行10周年というのがぼんと付くと、他のまちにない。一斉にやるところもあるでしょうけどね、平成の合併があったわけですので、それはそれとして、この近隣ではずれてますので、市制の施行がですね。ちょっと検討に値するのかなと思いますので、お願いをしておきます。

今回のこの補正予算説明資料、あるいは補正予算の提示に関しては、まだ議案上程等もありますので、細かくは、また質疑もあるだろうと思いますので、そんなに前の段階でやるわけにもいかないです。ただですね、僕が思うのは、U・I・Jの対策事業とか、いっぱい今回も出て、本市も取り組んでいるのがあるんですが、取り組んでないのがあるんですよ。こうやって前面に出てきたのは、しっかり聞いたりしていけば分かるんですが、例えば、地域再生戦略交付金、この活用というのが、今回の2014年の補正予算では上げてきてない。そして、地域女性活躍推進交付金、女性の仕事と出産、育児との支援の両立だとか、様々考えなきゃいけない。同じく関連で、地域少子化対策強化交付金というのがあるんですよ。こういったことが上がってきてないその背景というのは、手を挙げたというか、出したのに採択されなかったのか。それとも、そうい

ったこと自体をもまなかったのかどうか、そこを少しお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の措置につきましては、新しい事業も入ってるところでございますが、ただいま御指摘の交付金等につきましては、検討していない形での提案となるところでございます。

そしてまた、27年度事業の前倒しの形での提案ということになっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 前倒しの事業もあれば、これまでやってきている事業も市長あるんですからね。今回手を挙げてなくて採択されなかったというんじゃないかと、検討を加えてなかったということですね。それで27年、28年度と、今後も続いていく事業でありますので、そういったところにもしっかりと検討を加えて、手を挙げていていただきたいと。使えるものはしっかり使って、いわゆる地方創生につなげていくということが大事だろうと思いますね。各課でバラバラなんですよ、だから、各課で。いわゆる福祉課で取り組まなきゃいけない施策もありますよ、後でまたやりますけれども、企画でやらなきゃいけない部分、保健課でやらなきゃいけない部分とかあるわけですね。だから、各課がしっかりこの地方創生に絡んでアンテナを張っていかないといけないということを言いたいんです。我々に今示された分だけではないんですよ。本市にとって必要だなと思う、僕から見ても必要だなという事業に三つほど取り組まれてないなというのをすごく感じたもんですから、そこをお示しをしたところですが、今後の課題として、そこは進めていただければと思います。

少しだけ先に戻りますけれども、プレミアム商品券の関係で言えば、中身はもう分かりました。

例えば、この商品券は今回額が大きく膨れ上がったわけですが、この商品券の額の発行というのは、この金額ですよ、商品券を発行する場合、細かく発行が今回可能なかどうか、そこらはどうなんですかね、細かい額での発行も可能なのか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） プレミアム商品券につきましては、今までも補助事業を活用しながら取り組んできたところです。そういった形で商工会に委託、補助金として交付いたしまして商工会が発行するというので、購入できる人につきましては、一人当たり上限5万円を予定しております。

[小野広嗣君「そうじゃなくて、発券の金額」と呼ぶ]

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 発券の金額につきましては、今まで同様500円の10枚つづりで、12枚付いて6,000円ということに考えております。

○13番（小野広嗣君） 大きく金額が上乘せになったからといって、500円はしっかり残してくれたということでもいいですね、はい、分かりました。

では、次へ移りたいと思いますが、総合戦略の観点になるわけですが、地方にとって使い勝手の良い仕組みをつくるんだというふうに言うわけですが、やはり、そこにはたががはめられているということがあって、市長もいろいろと言いたいことが本来はあるんだろうなというふうに冒頭の答弁で思ったわけですが。例えばですね、この4点の中で全部やっている間はありませんので、特に少子化対策等にも力を入れて、これまで質問をしてきていますので。実はこの妊娠・出

産包括支援事業というのもあるわけですね。市長がまさしく「切れ目のない」という表現を冒頭されました。子育て支援に関するですね。その中の一つである妊娠・出産包括支援事業の展開が、今回多分なされてないんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこはどうですか。

○保健課長（津曲満也君） 妊娠・出産包括支援事業の事だと思えますけれども、保健課では現在は事業としては行っておりませんが、それに類似したものはやっているところでございます。

保健師や助産師等が妊娠期から就学前まで相談健診、訪問等を通じて支援し、必要な場合は関係機関、保育園とか子育て支援センター、あるいは療育施設等々につないでおります。

また、母子保健相談支援サポート事業につきましては、保健師や助産師が健康管理システムを利用し情報管理しながらサポートをしております。産前産後サポート事業につきましては、助産師や保健師による専門家の相談支援を実施し、子育て経験者の話し相手による相談を母子保健推進員などが行っております。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 今述べていただいたことはよく分かっていますよ。そういった取り組みは取り組みとして、整理して国がモデル事業を26年度に立ち上げて、そして27年度、ここは150自治体が取組んで、28年度以降は、全国展開をするというふうになっていますので、27年度に手を挙げてほしいなという思いがあってですね、質問をしているんですが、そこらはどうですか。

○市長（本田修一君） 総合戦略の中で、人口減少対策の中で最大の眼目になる事業だというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方からそういう答弁でしたので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。その結果がモデル事業が終わっていますので出てきます。今年が150自治体ですのでね、それこそ子育て日本一ということもありますし、保健事業としても一生懸命本市は取り組んでいただいているわけですので、こういった事業をしっかりと使っていくということが大事だと思いますので、お願いしたい。

あと、ちょっと時間がなくなってきました。地域おこし隊、少し詳しくやりたかったんですけども、一、二点ちょっとお聞きをしたいんですが、議案上程の際も出てました。いろんな方々が応募されてきて、19名ぐらいでしたかね、応募されて、ちょっと記憶がないかもしれませんが、9名枠を募集しているということですよ、そこに対して、17名か19名ぐらいが応募されたということですが、要は、質疑でも出ていたように、様々にやはり注意をしないといけない部分も一方ではありますね。最終的に副市長、市長がしっかり面談をして、とらまえていくということでもあります。履歴とか本人のやる気は良かったけれども、実際にスタートしてみたら、ぜんぜん仕事にならない人だったとかいうことがあってはならないわけですね。市の持ち出しではないからといって、そういう使い方になっちゃいけない。そこもしっかりチェックをしていただきたいというふうに思うんですが、そして進めていっていただきたいと思うんですが、おととい、この地域おこし隊の全国サミットが地域おこし協力隊の全国サミットがあって、その

ことに関しては、市としてはこの分にコミットしてるんですかね。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘いただきました地域おこし協力隊につきましては、この議会の中でも人選等については、十分配慮をするようにということがございましたので、履歴等を含めて面接等をして9名という形で、できれば9名という方向で採用していきたいというふうに思います。

今、全国サミット等については、要請というか、お知らせはこちらの方にも届いて来たところでしたけれども、議会中というようなこともございましたので、参加は今回は見送ったというところがございます。

○13番（小野広嗣君） いろんなそういった事情もあるんでしょうけれども、できれば全国初の自治体職員を呼んでのサミットですよ。できれば誰か1名でも行くべきだったかと、内容を見ましたけど、すごい濃い内容になっていますよね。こういった提案をするのであれば、提案に絡んでますがね、まさしく議会でそういったことも取り上げられる可能性があるわけですよ。ここでやり取りもできるんですよ、いろんなやり取りがね、そこどうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのサミットにつきまして、開催された内容につきましては、今後情報等を収集しまして、地域おこし協力隊についての取り組みの参考にしていきたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひ情報を入れて企画の方で、それをまた、市長の方におつなぎをさせていただいてやっていただきたいと、活動事例等もいっぱい出ていますので、すごい、まあ言えば体験談の羅列ですよ、すごいと思うんですけどね。

あと、農政絡みになるんだろうと思うんですけども、「新・田舎で働き隊！」という制度がありますね、いわゆる地域おこし隊と似たようなところですよ。今回のこの地域おこし隊のサミットにも、「新・田舎で働き隊！」の方々が活動報告で2名入ってらっしゃいます。そういった部分から見たときに、この事業の活用というのは当局では、どのようにこれまで考えてきたのか、お示しをください。

○農政課長（今井善文君） 今おっしゃった事業の中での考え方ということについては、現在のところやっておりませんでした。この地方創生という中におきましては、現在新規就農者の育成をやっております。そういう面では、この地方創生の話が出たときから、その方向で協議はいたしてきたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、御存知ですか。ぜひ地域おこし隊の隊と同じですからね、「新・田舎で働き隊！」の隊も隊長の隊ですかね、隊員の隊。こういった事業と、やはりしっかり連携しながら、地方創生の一翼を担っていただくという方向性も、ぜひ農政サイドの側面からも考えていただきたいなというふうに、市長、これは要請をしておきますので、情報をまた入れていただければと思っております。

次へ移りたいと思います。

マイナンバーの関係ですが、これ市長、こういったことに取り組んでいかなきゃいけないとい

う状況の中で、地方自治体における、このシステムの改修等に関する経費というのはいくらか大なものがある、国においてもとんでもない数字で投資をしていますね。初期の投資、これは大変だというのは分かるわけですが、志布志市においても、昨年もシステム改修費が発生をして、マイナンバー制度の導入に向けて進んでいっていますが、昨年、今年、そして明年度も含めていった時に、毎年毎年やはり発生する部分というのでも出てきますので、一概に捉えることはできませんけれども、志布志市として、こういった予算枠の中で、こういった経費が発生しているのか、その中身を少しアバウトで結構ですので、お示しをしていただければ有り難いと思いますけれども。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えします。

26年度から事業が始まっておりますが、システム改修費、それから中間サーバープラットフォーム利用負担金、それから27年度にも同じく総務省分のシステム改修、それから厚生労働省分のシステム改修、そして、人事給与システムの改修、それからマイナンバー制度の周知事業等々で、26、27年度の2か年で9,396万円程度でございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、今アバウトですけどね、1億近い金額がマイナンバー制度の導入に絡んで、今提示をいただいたわけですが、これだけの投資、国の投資は手元に持っていますけど、大変な金額ですが、そこを導入してまでのメリット・デメリット、いわゆる市側のメリット・デメリット、そして市民にとってのメリット・デメリット、ここを少しお示しをくださいませんか。

○市長（本田修一君） マイナンバー制度につきましては、住民票を有するすべての方に番号が付されるということで、社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報が管理されると。そしてまた、国、県、自治体で個人の情報が同一の情報であるということが確認されるということでもあります。具体的には、各種行政手続の際に提出する書類が減ると。それから、そのことによって、市民の負担が軽減されると。そしてまた、行政機関同士での情報連携が円滑になるということになるかというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、このマイナンバー制度、我々議会だとか、行政に絡んでる方々は、多少理解をされていると思うんですが、これ、市民における認知度というのはどうか分かりませんか。これ、日経の土曜日の新聞ですが、ここには企業の方も、もう手探り状態で慌てているという記事が載っているわけですね。そういった中で、マイナンバーの認知度は低いと。内閣府の直近の調査で約3割の「人が知らなかった」、約4割が「内容までは知らなかったが、言葉は聞いたことがある」と回答、内容を知ってる人は、実に約3割にとどまったとあるんですね。それを受けて、甘利大臣がその周知に努めたいということで、実は昨日からCMが始まったんですよ、だから。だから、推して知るべしで、志布志市民の認知度というのは低いです。でも10月には通知がいくんですよ、今年の10月には。そして、来年の1月から利用が開始されるわけです。そうなる前に、しっかり広報活動するというのは、冒頭で答弁がありました。

ただ、僕が遅かったと思うのは、市長はいろんな答弁の中で日本一のまちづくりをする段階

で、「他に先駆けて」という表現をよくされます。うちはやっているんだと。ところが、それはそれで認めるんですよ。だけれども、このこと、あのこと、あのこと全然遅れてるよなということがいっぱいあるんですね。例えば、このマイナンバー制度なんかは、もう1年前から周知をしている自治体っていっぱいあるんです。

そして、本市が先ほど市長が述べられたやろうとしてることをもう1年前からやってる所があるんです。ホームページ等でも親切に載せてる所もあります。トップページからもうこのマイナンバー制度のことがぱっと分かるようにしている所もあるんですね、いっぱい。それから見たときには、やはりちょっと遅いなと思います。なぜ遅かったのかといたら、この制度に関する一つの協議をする場というのを持ってないからですよ。プロジェクトチームを立ち上げている自治体は結構多いんですからね、それほど大事なことですからね、このマイナンバー制度の導入というのは。そのことに対して、人の数も限られていますので、どうなのかなと思うんですけど、課長会とか、そういった部分での周知というふうにとどまっていたんだなというふう思うんですね。

先ほど市長が三つの側面から答弁をさせていただいて、今後のこととしては進んでいくんですが、やはり市長、それこそ先駆けて、こういった市民に直接関わる問題ですよ、こういうことこそ先駆けて周知徹底をやるべきではないかなと思います、どうですか。

○市長（本田修一君） 今後につきましては、副市長を会長とします電子自治体推進会議によりまして、社会保障・税番号推進部会を設立しまして、分野ごとに関連している事務を推進してまいりたいと考えております。

そしてまた、分野につきましては、同部会で検討し、決定する予定になりますが、制度運用、システム整備、特定個人情報保護、社会保障・税・窓口部門になります。それから、独自利用という部門を設置しまして、今後、推進会議を開きたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 方向性としては今と、冒頭の答弁でも出ていたわけですが、やはり少し市民と直接関わる、市民に影響与える事柄については、やはり先手先手で動いてほしいなという思いがあって、だからこそ、市長は忙しいから、副市長がいるんじゃないかって言ったのは、そういうことなんですね。地方創生で様々な議員の方々が質問をして、ああそうだよなというのがいっぱいあられるでしょう、やっぱり。それほど、一人ではものは考えられないですよ、やっぱり。今後、地域間競争が始まって、この地方創生事業をしっかりとやっていくという段に入った時には、やはり、それだけのいわゆる補佐がいるということですね。今もしっかり守っていただけてますけれども、ますます大変な時代を迎えるということもありますので、お願いしたいというのと。

今後、この条例等も含めてセキュリティの問題も含めて、しっかり市民にこのことを周知していく段階で一番条例も作っていかないかんですね、一番大事になってくるのセキュリティの問題ですね。メリット・デメリットは先ほど少しお示しがありましたけれども、一番危惧されているのが、このデメリットの部分、セキュリティの問題ですよ。日本は世界にかなり遅れたといいま

すね、この導入は、番号の共通番号化は。でも、先駆けて動いていた国が、逆にこういうインターネットの時代に入って、この問題でトラブってきているんですね、逆のパターンになったんですよ。周りがトラブってた時に、今度は日本は手を挙げ始めたという状況です。その中の一番危惧されているのが、やはりセキュリティの問題。ここに対するクリアということで言えば、これまでも一般質問等でもやらせていただきましたけれども、自治体クラウドをしっかりと立ち上げていくと、そして、セキュリティ、この情報に関しては国も一括、「一元化はしない」とはっきり言ってますから、バラバラにして保つというふうに言ってますのでね。そうやって担保していきますよということも言っています。そういった中で、大事になってくるのが同じ自治体規模のところと組んで、自治体クラウドをしっかりと立ち上げて、そこを活用していくと安価に取り組めると。先ほど冒頭、どれだけの事業費がかかるかという話をしましたけれども、そういったものから少しでも安くで仕上げるためには、自治体クラウドの活用ということが求められてくると思いますが、そこに対する認識をお聞かせをください。

○市長（本田修一君） セキュリティ対策につきましては、制度自体として国が住民の情報を一元管理するのではなく、県や市町村で分散しなさいというふうに、三層のシステムとなっているというところがございます。一番上につきましては国、そして2番目につきましては、暗号化しました情報連携用の個人情報をサーバーに格納するために、各行政機関が利用すると。3番目に、各地方行政がマイナンバーと個人情報を安全・適切に管理するために新規構築、先ほど言われたクラウド制であるというふうに思います。そういったものを構築しなさいというふうになっております。このようなふうを示されておりますので、私どもは、その方向につきましては、個人情報が漏洩（ろうえい）しないような仕組みづくりというものについては、今後研究して取り組んでまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 電子自治体の確立に関する質問の中で、この自治体クラウドの導入というのは過去に質問しております。そして、計画書の中にも、しっかりうたっておりますのでね、それはもう市長も十分御存知ですよ。ですから、ここに対するスピードアップをしっかりといただきたいというのが質問の趣旨ですので、要請をしておきたいと思います。

ちょっと時間が残り少なくなりましたので、教育委員会の方に移らせていただきます。

教育委員会制度の改革です。今回の関係、教育長が、教育委員長と教育長の問題も当然一本化の問題も当然あるわけですが、今日も教育長が、「教育委員長の委任を受けて」という、ああいう挨拶もしなくて済むようになるんだなというふうに思ったところですが、一本化して教育長の権限も強くなると。そして、何よりも首長が関与できる体制が出来上がったわけですね。一番のポイントが、今回この首長の権限の強化だと思うんです。それが、この総合教育会議へのコミットですね。これを市長、どのようにして市長は運営していこうと考えてらっしゃるのか。一般的には、市長の権限があまり強くなりすぎると、教育委員会への不当な介入ということが起きてしまうんじゃないかと、一般論ですよ、危惧されていますけれども、本市においては、それはないだろうなというふうに思うところなんです、市長もやっぱり思うところ、結構あられるようなと

ころもありますし、今回の施政方針を見ても、そのことが少し行間ににじみ出てるような気がするものですからね。率直なところをお考えを述べていただければと思います。

○市長（本田修一君） 今回の地方教育行政の改革において、私の方で教育総合会議に参画しまして主催して、そして大綱を定めるというふうになったところでございます。

しかしながら、このことにつきましては、教育委員会の権限に属する内容については、私は直接指揮できないというふうになっていきますので、そのことは十分認識しながら対応してまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） そういった通知も出されていますのでね、首長の権限に関する通知も文科省から昨年7月に出されています。それはやはり、そういったことを危惧してわざわざ出してるんですが、逆にですよ、市長、でもそういった会議を招集して、まあ言えば取り仕切っていけるわけですよ、協調しながらとはいえですよ。いわゆる、これまで教育委員会に対して、市長も見えない部分があったりして、言いたいことも逆に抑えていらっしやったところもあったのかなという気もするわけですが、今後、こういったふうにお互いに方向性を見つめ合ながら協議をしていく場をつくりあげると、進めていくということに関しての市長としての期待感というのはどうなんですか。

○市長（本田修一君） こういった正式な会議の場で、私自身の意見が述べられるということについては、私自身は有り難いなというふうに思うところでございます。

今までも教育長に対しまして、あるいは教育委員会の教育委員に対しまして、教育の有り様については、表現は悪いですけど、立ち話的な形では、お話は申し上げていたところでございますが、こうして正式の場で、私の考えが述べられるということについては、有り難いなというふうに思っています。

しかしながら、先ほども言いましたように、今回の会議の場においても協議・調整の場であるということでございますので、そのことについて教育委員会の方で、そのことを執行すると、私の考えを述べたことを執行するということについては、また独自の判断でされるということになっておりますので、そのような方向になろうかというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 教育委員会が従来有していた権能がありますね。そのことに関しては、市長、しっかりそこは見ていってあげられると、そこには口を出さないということに理解してよろしいですね。

それ以外のことでの、いわゆる協議というのはしていくということだろうと思いますので、そこははっきりさせておきたいというふうに思いますね。

しかしながら、市長がいろんな御意見を述べられる、そこへ、いわゆる新教育長は任命権もあるし罷免権もあるわけですよ、当然議会で承認を得なければいけませんけれども。そういったふうになってくると、いわゆる市長の方に、言葉は悪いですけど、市長の方ばかりを見る教育長ということもあり得ないことはないんですね。そうならないといけない、そうすると今度は教育委員の力というものが、すごく大事になってくるというふうにも言われています。私も多分そうだろう

うというふうに思います。だからこそ3分の1の委員によって、会議の招集ができると、わざわざうたってるわけですから、本市においては二人がそれを希望すれば、もう成り立つわけですね。ですから、そういったことも含めて心配だなという部分は調整されていってバランスがとれてるのかなという気はするんですけども、少し心配な部分もありますが。教育長、今のやり取りを見て、僕ほどことまでは言いませんけど、ある地域でトップと教育長が組んで好き放題にやり始めてるところがありますね。こういったことになっちゃならんなというのを本当に思いますよ。絶対うちはそういう市長じゃないと思いますし、しっかりそこは見極められる教育長だと思いますが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の教育制度改革というのは、大津のあの事件が発端になってると思います。あの大津の事件があったときに、教育委員会の在り方とか、それから教育委員会事務局が閉鎖的だとか、そういういろんな指摘の中で、本当に教育委員会が機能しているのかということが発端になって、今回のこの教育委員会制度につながってきたわけですが、私どもの教育委員会は、先ほど答弁しましたように、それぞれの教育委員が非常に高い見識を持って教育委員会にも参加してくださっている。

それから、本当に主体的に計画的な学校訪問以外にもどんどん学校に行き、学校の情報を集めたりしているというようなことで、私、本市においては、教育委員会制度というのは機能しているんだろうと、そういうふうに思っております。そういう中で、今回この教育委員会制度が入ってきたわけですが、先ほどから話題になっていますが、やはり何と言っても教育というのは中立でなければいけない、公正でなければいけない、継続的でなければいけないというのが基本ですので、そういう中では、市長も市長の思いがあるんでしょうけれども、総合教育会議の中では、お互い意見交換をしながら、本市の教育のあるべき姿を求めていくというのは、ある意味、これは市長は市長の考え方もあるでしょうし、教育委員会は教育委員会のきちんと考えがあるので、そこら辺を協議・調整していくシステムができてるといえるのは、これまで以上にいろんな意味での本市の教育の方向性というのが、またきちんとできていくのではないかなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 今教育長が述べていただいたそういう捉え方でいいんだろうというふうに思うんですね。

市長、きゆうかもしれませんけれども、あえてこういった質問をさせていただいてるわけですが、やはり新教育長の任命権、あるいは罷免権を首長が持つということは、最終責任も首長が持つということでもあるんですね。ここの捉え方は、ちゃんとされてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大綱を定めるという立場にございますので、そのような責任ある立場になろうかというふうには認識しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回、常勤の新教育長というものが誕生すると。緊急、様々な課題が現場では起こってくる。先ほどの大津の件ですね、そういったときに、しっかりとした対応ができ

るためにということで、今回あえて位置付けをした。まさしく、その大津の事件が教訓になっての改正ですよ、本来がですね。あの時に教育委員会がアンケート調査の結果、不都合となるものを隠した。そういった体質改善をしていかなければいけないなというところから始まったわけですからね。そういったものが本市にはないということ为先ほど、すばらしく機能しているんだという答弁ですので、それはそのまま受け止めていきたいというふうに思うわけですが、そういった流れの中で、教育委員会の教育長の権限というの、もう一体化しましたのでね、増したと思うんですよ、実際。増したから、お人柄からして、それを乱用するみたいな教育長ではないと思いますが、教育長のいわゆる権能が増したということは、僕は客観的にそうだと思うんですが、そこに対する教育長の思いをお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） これまで教育委員長と教育長という二本柱といいますか、最高責任者は、教育委員長だったわけですので、今回新教育長が誕生しますと、教育長がすべての責任を負うということになりますので、私としては、これまで以上に責任の重さというのがかぶさってくるのかなと、そういうふうに思っております。

ただ、私は常々、教育委員会制度がこうして新しい制度に変わっても、やはり形が変わっても中身が変わらないと、何ら変わったことにならないんじゃないかなと、そういう思いを持っています。したがって、今回のこの教育委員会制度の改革というのは、ある意味、教育委員の資質向上が図れない限り、この教育委員会制度が本当に実を結ぶものではないんじゃないかなと、そういうふうに思っております。私を含めて、教育委員がどれだけ資質向上、高めて、この教育委員会制度に臨んでいくのかということが、一番大事なことなのかなと思います。形が変わっても、そこに魂が入ってないと、本当の教育委員会制度改革の意味はないんじゃないかなと、そういうふうに受け止めておりますので、責任の重さを痛感しながら、改めてまた教育委員の方々の資質向上というのをおわせて考えていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 本市においても様々な取り組みをなさっているわけですが、それに似たような、僕が今から述べることに似たようなこともされているわけですがけれども。例えば、各学校においてですよ、いわゆる、その教職員、子供さん、親御さん、その地域、そういった方々、いわゆる直接関わる方々によつての協議会をしっかりとやると。そして、その学校区ごとの代表の方々に集まっていただいて、協議会というものはしっかりと設置をして、現場の生々しい声が必ず共有、情報共有ができるような体制を教育委員会のもとに、しっかりと置いて対応していくということを進めているところが結構あるんですね。そういった対応方は今後どうなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校にはいろんな問題というのが、毎日のように起こってくるわけですがけれども、その時に、まず考えなきゃいけないのは、まず校内で、いろんな対応をしていくということなんだろうと思います。しかしながら、校内でどうしても対応できない、先生方も授業だけではなくて、給食指導もしなきゃいけない、生徒指導もしなきゃいけない、学級事務もしな

きやいけない、そういう様々な環境の中で、いろんな問題が生じたときに、まず校内で取り組みを進めるけれども、校内でなかなか難しい部分があったときには、保護者や地域の方々の協力してもらわなきゃいけないだろうと。でもそれもなかなか解決に向かわないというような事例も結構あるわけですので、そういうときには、今議員言われましたように、各種関係団体の協力というのも求めることによって、更に問題解決が図れていくのではないかなと思いますので、今回のこのいじめ問題の基本方針の三つ協議会については、まさにそういう意味で、関係団体との連携を非常に深めていこうという思いでの今回の議案の提出ということになっておりますので、今後は、そういうことについては一段と深めていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 今、納得のできる答弁でありますので、理解をするところでありますけれども、時間の関係もあって、この教育委員会の制度の改革に関しては、あと総務委員会の方でも付託案件になっておりますので、やらせていただければと思っております。

あと、教育相談体制における取り組みということで、先ほど述べていただきました。それはそれとして、今回、当然いじめだけの質問ではないんですが、いじめがやはり主体、いじめや虐待、そして子供の貧困、こういった事に関する相談体制、ますます複雑多岐にわたっていくなど。そういった状況の中で、今教育長が述べていただいたように先生たちが、あまりにも仕事が多忙、これは、この前も議論をしたばかりですが、そういったところからの救済策をとってあげないといけないなど、そこにソーシャルワーカーがあつたり、スクールカウンセラーがあつたりとか、様々するわけですね。先ほどの臨床心理士の問題だとか、そういったことも出てくるわけですね。スクールカウンセラーとして臨床心理学の方ですかね、そういった面も含めて取り組んでいただくというのがあるわけですが、現実のところ、本市における、この例えばスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーですね、こういった方々に対する相談というのは、今そこに数字がなければなくていいですけども、お示しできるものがあれば、ぜひお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 本市においては、相談体制として、外部の方に教育相談が1人、それからスクールカウンセラーが1人、それからスクールソーシャルワーカーが6人の方々に依頼をしておりますけれども、平成25年度の実態を申し上げますと、教育相談員、1人の方がそれぞれの学校にずっと回るわけですけども、1,860件、それからスクールカウンセラーが小学校、中学校合わせて195件、それからスクールソーシャルワーカーが61件、こういう実態でございます。結構あちこちに、この相談員の方々が行ってくださっているという実態がございます。

○13番（小野広嗣君） こういった実態をお聞きすれば余計ですね、結局巡回をされるわけで、実際欲を言えば常駐ぐらいでおっていただければ、その分先生方の救済措置にもなるし、安心して授業にも取り組めるとか、そういったことが生まれるわけですね。そういった方向に、まあ国もですよ、大きくそういう方向に転換を、政策を変えていこうとしてますので、そこにしっかり絡んでいただければなというふうに思います。

新しくこういった体制ができたときに、しっかりと、そういったことに関しては、予算措置の

ものも含めて、声を上げていただければなと思いますけど、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） スクールカウンセラーの方は、専門の臨床心理士ですので、この方々は、県の方からの予算で配置されております。スクールソーシャルワーカーは6名、本市は携わってもらってるんですが、実は、この6名という数字は県内でもかなり多いんです。そういう意味では、教育相談体制というのは、ある意味非常に充実している部分があると思います。スクールソーシャルワーカーの中で1人常駐をして取り組んでもらっている方もおります。松山中学校に1人スクールソーシャルワーカー常駐する形で勤務をしてもらっております。

そういう状況で、今後とも、このスクールソーシャルワーカーが果たす役割というのは、これは国の方も、もっと増やそうというような意向があるようではありますけれども、本市は、それも先をいってこんなにスクールソーシャルワーカー6人配置してるといのは、ある意味本当に私とっても有り難いことですので、もっともっとこのスクールソーシャルワーカーが実務的に、このスクールソーシャルワーカーというのは、どちらかという、つなぎの役割をする方ですので、いろいろ困窮の家庭とか、いじめの問題を含めて、家庭にも入っていったりしてますので、スクールソーシャルワーカーの今後のまた活用というのを図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 本市が手厚く取り組んでいるということは、常にこの場でもお聞きをしておりますので、よく分かっていますけれども、国がそういった方向に大きく動いていきますので、スクールカウンセラーも含めて、しっかりとした声を上げていただければなというふうに思うわけですね。なぜかといったら数は多いですよ、やっぱりすごく、これだけの、それはすぐ解決する問題、様々でしょう。そういったことに対して、あまりにも抱え込む量が多いんじゃないかなというふうに思います。

先生も多忙、そして、それを少しでも和らげるためのこういったカウンセラーであるとか、ソーシャルワーカーの方々、あるいは外部で1名頑張らせていただいている人がいると。その人たちも多忙ということになってくると、大変だなと思います。現に本当、志布志中学校、御存知のように、この前もわずか1時間の間に10回非常ベルが鳴るというような状況。そして、PTAが終わった後に臨時総会を開く、そこでお母さんが、たばこをくわえながら学校の中に入ってくる子供を見ていて注意ができなかった。そして、その子が入って、今度は非常ベルがどんどん鳴り始めた。そのことで注意したかったけど、それをやると自分の子供がいじめられそうで怖くてできなかった。そういったこともありましたね。こういった状況で、ましては受験、その中を保護者も協力をして見回りパトロールをやって事なきを得ているわけですが、こういったことに対する対応方を少しお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 今議員、志布志中のことについてちょっと話が出ましてけれども、実際そういう事例というのが2月にあったわけですがけれども、正直なところ、志布志中450名の生徒がおりますけれども、そういう子供というのは、本当にほんのわずかなんですね、でもそのほんのわずかの子供たちが、いろんなことをすることによって、ほかの子供たちに非常に大きな影

響を及ぼしているという実態がございます。こういう事例が起きたときに、まず志布志中がやっていることは何かと言いますと、その子たちというのは、基本最初ちょっと遅れて学校に来る、給食前に来るような状態があるわけですが、まず授業に関わっていない先生たちが、すぐその子たちのところに寄って、そして話を聞いたり、場合によっては、ほかの教室に連れて行ったりというような、そういう対応をします。そういう中で、なかなか子供たちへの対応ができないような状況が、今回こうして生じたわけですが、もうやむを得なくて、学校の方としては、学校だけで対応できないので、保護者の協力をもって、そして、保護者の方々に、そうですね、50名近くですかね、計画的に学校に来ていただいて、ちょうど入試前でしたので、少しでもそういうところを改善していきたいということで、保護者の協力ももらったりしました。

そういう、ほんの一部の生徒ですが、保護者の関わりをどうしても持ちたいと思いますけれども、なかなか家庭への協力が、連絡がつかない、もらえないという、そういう状況もあつたりして、非常に難しい状況がございます。

しかしながら、こういうことについては、生徒指導というのは、最終的に生徒一人一人の自立を目指すわけですので、そういう厳しい生徒もいるわけですが、その生徒たちにもやっぱり関わっていかなくちゃいけないので、根気強くと言いますか、今後とも、とにかく家庭の協力ももらいたいんですけど、なかなかその家庭が協力をもらえない状況がありますので、今後ともまた根気強く取り組みを進めていかなくちゃいけないんだろうと思います。

あわせて今回、いじめ防止基本方針というのができましたので、このいじめ防止基本方針の基本というのは、学校だけで問題を解決するのではなく、関係機関と連携を取りながらということですので、今回この条例が、もし通りましたら、こういう関係機関の中で、そういうこともまた議論できるだろうと。そうするとまた専門的な立場での指導がいただけるのではないかなと、そういうふうに思っておりますので、今回のこの条例につきましては、私も非常に期待しているところがございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、このいじめ防止基本法をずっと読ませていただきましたけれども、これが実効性のあるものになっていかないといけないというふうに、御書物で終わってはいけないと、書かれてることは全部全うですよ、確かに。

アンケート等も学期ごとに3回にわたってやっていくということですので、これは大事だなというふうに思いますね。これまでは、それまで頻度を上げてやってらっしゃらないわけで、それが頻度を増やしてやっていかないといけない。アンケートだけで当然終わらないと思いますが、面談方式をやったり繰り返していくということの中で生まれてくるものがある。やはり何と言っても生徒がすぐに、そのことだったら先生に相談したらって言えるような体制、まさしく教育長が言われた信頼関係がそこないと、そういった体制はつくれないわけですね。ですから、ここにそういったことも含めて盛られてますので、実効性のあるものにしていただかねばならないというふうに思うんですが、教育長、スクールカウンセラーはある意味で、児童生徒もで

すけれども、教職員、そして、その保護者に対しても助言、そして研修等も行っていく責務があると、実際はうたってますよね。ところが現実そういったところまでは進んでないわけですね、どうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） スクールカウンセラーの役目というのは、カウンセラーということなんですけれども、今議員言われましたように、児童生徒のカウンセラーというのが主になります。ただし、先生たちへの研修、あるいは先生たちとの相談、そういうのも応じてます。そして、場合によっては保護者が学校にいらっしゃったときに、保護者へのカウンセラーということも実施しておりますが、主体は生徒、そして、先生たちの研修、先生たちの資質向上、そういうのにもスクールカウンセラーというのは、いろいろとお手伝いしていただいていると、そういう状況でございます。

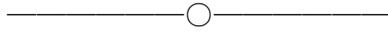
○13番（小野広嗣君） 分かりました。教育長言われたように、一人一人の教員の資質向上というものが、ここにもうたわれていますけれども、本当に大事であって、すべての情報を共有をするというのが大事ですね。当然学校ですから、事例研究等も様々やっけていらっしゃると思いますけれども、やはり事例研究がすごく効果を上げてるというのをよく聞きますね。いわゆる、いじめてる子が逆にいるとすれば、そのいじめてる子をかわいがることによって問題が解決するという事例もあるわけですね。やはり、現場に即したそういった事例を基に学びあっていく、そして資質の向上を図っていくということがすごく大事ななというふうに感じるんですね。ですから、ここにそういったことも関連してうたってはありますけれども、そういった観点を常に常にやっけていくと、対応方が早期発見、早期対応ができるようになると思いますので、そこに対しては、しっかりと求めていきたいし、今の志布志中学校の対応を先ほどお聞きしました。今に始まったことではないですけれども、やはり周期的に、そういった年度があったりしますので、ぜひ対応方をお願いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 教育相談というのは、その問題がある子供だけが対象ではないと私は思っております。やっぱり志布志市内すべての2,600名近くの子供たちが相談の対象なんだろうと思います。その相談のたくさんの子供たちを、ある一部の先生が相談をするということじゃなくて、先ほど議員が言われましたように、全ての先生たちが、やっぱり相談相手になってあげる、そのことが大事だと思います。そういう相談するにあたっては、何と言ってもやっぱり資質向上、教育相談の資質向上というのを図っていかなくちゃいけないだろうと思いますので、学校においては、教職員が相談のできる力をつけるために、実技的な研修をしたりということで、資質向上を図っておりますので、全ての先生たちが誰か子供たちが困ったときに、あの先生に言ったらいいという、そういう体制ができるように、今後ともまた学校に指導をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後3時46分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成27年3月11日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

青 山 浩 二

小 辻 一 海

日程第3 議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、2番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○2番（青山浩二君） 改めまして、おはようございます。

吹く風にもどこか寒さはありながらも春の香りがします本日でございますが、春のようにさわやかに、そして、市民の皆様に分かりやすい一般質問をしていこうと、こう思っております。

それでは、早速ではございますが、質問通告書に従い、一問一答方式で順次質問をしてみたいと思います。

まず、本市の職員採用試験についてでございます。行財政改革の一つとして、本市においても定員適正化計画に基づき、平成18年度には401人いた職員を平成22年度までの5年間で約50人削減し351人に、また平成23年度から平成27年度までの5年間で第2次定員適正化計画においては、29人の削減をし、322人以下ということを目指されております。

志布志市が誕生してから来年で10年が経ちますが、10年計画で80人もの職員を削減し、市当局の御努力がうかがえるところでございます。

職員数の抑制が図られている昨今、限られた人員で最大限の行政サービスの提供が求められている中、市職員採用に当たっては、引き続き有能な人材の確保が求められております。

また、景気低迷が長引く中、地方においては民間企業に比べ公務員を志望する傾向が高く、そのことについては、本市も例外ではない、そう思っております。近隣自治体に目を向けても同様の傾向であり、地域における魅力ある就職先として毎年高倍率となっているようでございます。

そこで、職員採用試験について、直近3年間の応募状況並びに採用状況について試験区分別にお示しください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

青山議員の御質問にお答えいたします。

まず直近3か年の応募状況及び採用の状況でございます。

平成26年度につきましては、65名の応募者のうち6名が採用になりました。試験区分別としましては、18歳から26歳までを対象としました一般事務職Aで応募者が46名うち3名が採用と、35歳以下で民間企業等経験者を募集しました一般事務Bで、応募者18名うち2名が採用、建築技術

士職で応募者1名のうち1名が採用となりました。平成25年度につきましては、69名の応募者のうち9名が採用となっております。

試験区分別につきましては、18歳から26歳までの一般事務Aが応募者43名のうち6名が採用、35歳以下で民間企業等経験者を募集しました一般事務Bで応募者21名のうち採用はございませんでした。

また、埋蔵文化財発掘専門員を募集しました一般事務Cで、応募者2名のうち1名が採用。保健師で応募者2名のうち1名が採用。土木技術職で応募者1名のうち1名が採用となっております。

更に、平成24年度につきましては、68名の応募者のうち6名が採用と、試験区分別では、18歳から26歳までの募集をしました一般事務Aで応募者が44名のうち3名が採用、35歳以下で民間企業等経験者を募集しました一般事務Bで応募者21名のうち2名が採用、保健師で応募者3名うち1名が採用となっております。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、その応募者の中で市内在住者、市外在住者の内訳をお示しください。

そして、市外在住者で採用となった人数もあわせてお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度のうち、市内、市外在住の内訳につきましては、応募者65名のうち、市内が36名、市外が29名で、採用6名のうち市外は2名でございます。

25年度につきましては、応募者69名のうち、市内が31名、市外が38名で採用者9名のうち、市外は1名でございます。

平成24年度の内訳につきましては、応募者68名のうち、市内が39名、市外が29名で採用者6名のうち、市外は1名でございます。

なお、市内在住者には市内出身者で就職等により、市外に住んでおられる方も含んでいるということでございます。

○2番（青山浩二君） 今回の答弁にありますように、市外在住者の方も数名採用されているようでございます。採用試験案内書にも記載されておりますが、採用条件として、「採用後は志布志市内に居住できる者」としっかり明記されてありますので、こういった条件を付けるのも移住定住の促進や人口減少対策に少しでも貢献できるのではないかと期待しているところでございます。

一方、これは定員適正化計画に基づく職員数の削減による人件費の抑制であることは、十分理解しているところではあります。20年後、30年後の職員の年齢構成を考えてみた場合、管理職になり得る人材を十分に確保できなくなってしまうのではないかと、影響も心配しているところでございます。

近年の採用人数による職員の年齢構成、いわゆる年齢別ピラミッドが急激な逆三角形になってしまっているのではないかと危惧するわけでございますが、職員の年齢構成バランスについて伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の職員の年齢構成につきましては、平成26年4月1日現在、全体で332名のうち、55歳以上が64名、50歳から54歳までが36名、45から49までが53名、40歳から44歳までが58名、35歳から39歳までが49名、30歳から34歳までが42名、25から29歳までが21名、24歳以下が9名となっております。

すみません、読み違いがございましたようで、40歳から44歳までが58名でございます。

○2番（青山浩二君） 今の答弁にありますように、29歳以下の職員の数が私の心配している急激な逆三角形になっているようでございます。

職員の年齢構成を考えますと、やはり短期的な人員削減による定員数の適正化のみならず、中長期的な視点から永続的で適正な体制を築くことのできる均衡のとれた職員構成という視点も重視して、引き続き採用していただけるようお願い申し上げます。

次に、試験区分、受験資格についてお伺いしていきたいと思っております。

本市の採用試験案内書の表紙にこう書かれております。「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちの実現に向け、市民の視点に立ち、自ら考え行動する志のあふれる職員を募集します」と、昨年度も多数の自ら考え行動する志のあふれる方々が応募されてきたと思っております。

そして、本市にも本市が目指す職員像があると思っております。その本市が目指す職員像が試験区分、受験資格に反映されていると思っておりますが、この試験区分、受験資格についてどのように現状はなっているのかお示しくください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の試験区分、受験資格につきましては、一般事務Aとしまして、18歳から26歳までの方を対象して募集しまして、一般事務Bとしまして、35歳以下としております。この方々につきましては、民間企業等における職務経験を5年以上有する方を募集して、建築技術職として18歳から30歳まで、建築技術の専門課程を履修したか、平成27年3月末で建築技術の専門課程を履修見込みの者、または同等の知識がある方ということで募集をしております。

○2番（青山浩二君） 今答弁がありましたように、一般事務職Aと建築技術職については、試験を受けられる方、そして受けられない方がはっきりと説明を聞いただけで分かると思っております。ただ、一般事務職Bにおいては、「民間企業等における職務経験5年以上を有する者」と説明されていますように「等」という表現がされており、非常に曖昧ではないかと思っております。そこで、ここで言う「民間企業等」の「等」とは具体的に何を指すのかお示しくください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

受験資格の中で、民間企業等ということにつきましては、法人化された企業や団体というものを想定しているということでございます。

○2番（青山浩二君） 今答弁がありました法人化された企業や団体での職務経験5年以上ということにつきましては、理解するところでございます。

では、一方、農業でもいいです、商工業でもいいです、さらには建設業の方でもいいわけでご

ございますけれども、自営業の方、または自営業の後継者の方々は、ここで言う「民間企業等」の「等」の部分には当てはまらないのか、お考えをお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業や団体に就業しまして、その中で得た知識や経験を生かして、即戦力になってもらいたいという方針から、受験資格の中では、「法人化された企業や団体での5年以上の職務経験を有する方」としたところがございます。

○2番（青山浩二君） 今答弁がありましたように、自営業の方、または自営業の後継者の方々は、「民間企業等」の「等」の部分に当てはまらないようでございますが、私がこの方々についても民間企業等における職務経験5年以上を有する者として、このくくりに入れてもいいような気がいたします。なぜなら、私は自営業も立派な民間企業だと思っているからでございます。

そこで、市長にお伺いします。本市には自営業の方、または自営業の後継者の方々に職員採用試験を受験しようと考えている高い志を持った若者がたくさんいらっしゃいます。私は、この方々を採用してくださいと言っているわけではございません。せめて万人に平等に受験する機会を与えてくださることはできないのでしょうかと聞いているのでございます。受験して結果不採用だったとしても、本人らは御自身の努力不足の結果として、それはそれで納得するのではないのでしょうか。一般事務職Bに対する受験資格の解釈を自営業まで広げることにはできないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員採用につきましては、合併以降、行財政改革や職員適正化計画に基づきまして、計画的に実施しております。

御質問の一般事務Bの受験資格につきましては、先ほども申しましたとおり、これまで民間企業等における職務経験を有する方としてきたところがございます。今後につきましても、適正な職員数の中で、最大限の行政サービスの提供を行えるよう、さらなる行財政改革に努めながら、職員の年齢構成や雇用の場の確保について勘案しまして、職員採用を実施してまいりたいと思います。

試験区分につきましても、年齢要件や受験資格等も含め、今後さらにこのことについては、検討してまいりたいというふうには考えます。

○2番（青山浩二君） 市長のお考えはよく分かりましたが、民間企業経験者同様、自営業経験者も社会経験豊富でございます。こういった方々は市の職員としても即戦力であると考えられますので、ぜひこういった方々も積極的に採用していただきますよう申し上げておきます。

では、次に少し視点を変えて質問をしていきたいと思っております。

現在、1次試験、2次試験、さらに3次試験と段階を踏んで選考をいたしておりますが、1次、2次、3次、それぞれどのような試験科目があり、またどのような点を重要視して選考しているのか、選考基準についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の採用試験につきましては、1次試験で教養試験、作文試験、適性検査を実施しまして、そしてまた、建築技術職のみ専門試験を実施しております。

2次試験では、1次試験の合格者に対しまして、課長級の職員による個人面接を実施しまして、3次試験においては、2次試験の面接の合格者に対しまして、三役による個人面接を実施しまして、採用者を決定しております。

面接においては、まず課長級の職員の面接によりまして、協調性、積極性、企画力などを見極め、志布志市職員としてふさわしく必要な熱意等を持っている人物を選考いたします。さらに、その合格者に対しまして、三役による面接で再度2次試験に加えまして、いろいろな視点から志布志市に必要な人材かどうか選考した上で、採用者を決定しております。

○2番（青山浩二君） 選考基準については理解をいたしました。

これからも、このような選考基準をもって、しっかりと未来の志布志市を担っていける優秀な若者を採用していただくようお願い申し上げます。

そこで、採用枠について、もう少しだけ質問していきたいと思っております。

昨年の6月議会の私の一般質問におきまして、「本市のスポーツ振興策の手掛けとなるために、県下一周駅伝に出場できるような力のある人材を市でももっと積極的に採用していただく対応策は考えられないでしょうか」と質問をしたところ、市長は「現在、本市の職員採用試験につきましては、スポーツの特別採用枠は設けておりませんが、スポーツ、学業ともに優秀な方につきましては、積極的に採用してまいりたいと思っております」と答弁されております。しかしながら、その後の9月の職員採用試験では、まだスポーツ特別採用枠はなかったようでありますが、市長のお考えの中で、スポーツ特別採用枠について、どのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

スポーツ採用枠につきましては、旧志布志町、旧有明町で実施しており、採用された職員は、合併後の現在も活躍しているということでもあります。

今後につきましては、先ほどもお話がありましたように、スポーツ特別採用枠としまして、募集するということは考えてはいないところでございますが、特別にそういった枠は設けなくても広く声掛けはしているつもりでございます。

そして、1次試験にとにかく頑張ってもらいたいということで、1次試験のチャレンジはしてもらっているところでございますが、その上で、特にこの選考において考慮すべき内容というふうには考えてはいるところでございます。

○2番（青山浩二君） なぜ私が、このような方々を押すかといいますと、スポーツの分野において大きな実績、成果を収められた方は、その実績、成果等を得る過程で養われた精神力、忍耐力、ものごとにチャレンジする意欲を本市の市政において十分に発揮できるのではないかと考えているからでございます。競技の種類は何でもいいのです。一つの競技において県トップクラス、または九州、全国クラスの選手を採用し、その選手たちが志布志市役所の看板を背負って、九州、

全国大会等で活躍すれば、志布志の知名度も、もっともっと上がるのではないかと考えております。

また、県下一周駅伝におきましても、地元入りの時に「志布志市役所」と書いたゼッケンを付けて走るランナーがいれば、応援している私たち市民のものすごくうれしく思いますし、感動をもらうことができると思います。

2020年には、鹿児島国体も控えております。そこで、学生時代にスポーツに打ち込み、それを優秀な成績で全うした人などをスポーツ特別採用枠として選考基準に入れていただきたいと提案いたします。

私は、この方々は必ずや本市のスポーツ振興の一役を担うことができると考えておりますが、市長のお考えをいま一度お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市においては、日本一、世界一という選手がスポーツ選手が輩出しております。山口観弘君にしても、それから前田千島さんにおいても、その練習する過程においては、本当にほかの方々に比較しまして、精神力、そしてまた忍耐力、そしてまた物事を目標に向けてのチャレンジする力というものは、ずば抜けたものがあるかというふうに思っているところでございます。そのような選手においては、たまたま学業する時間が少なかったから、そのような知識を得られていないと、まだまだ十分得られていないという形で、採用試験に当たるということについては、かなりかわいそうな気もするところでございます。そのようなことからではありますが、最低限の1次試験のレベルはクリアしていただきたいなど、そのことがあれば、私どもも、またその成績を十分参考にしながら採用として皆さん方にも納得できる形で、今年度の新入職員はこういった方々ですよということをお紹介できるようになるんじゃないかなと。

そしてまた、今お話がありましたように、その市職員として在籍して、また新たな成績を全国に届くような日本一になるような、あるいは世界一になるような成績を上げられる職員がいるとすれば、またまたこれは市役所全体としても大いに活気あふれる、そしてまた、職員全体を勇気づける感動を得られる内容になるかと思っております。そのような職員は積極的に本当に採用してまいりたいという気持ちは十分でございますので、ぜひ皆さん方からも、そのような対象となる子供さんがおられましたら、ぜひ、まず市役所を受けてみなさいと、地元の企業を受けてみなさい、というようなお声掛けをしていただければ有り難いというふうには思うところでございます。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。

私たち市議会の中でも、このスポーツ特別採用枠は必要であると意見を持つ同僚議員の方も多数いらっしゃいますので、ぜひとも前向きに検討して行ってほしいと思う次第でございます。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

いじめの未然防止や早期発見についてでございます。

平成23年に滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に自宅で自ら命を落とすことまでに至った痛ましい事件、いわゆる大津いじめ事件は、記憶に新しいところでございます。そして、本事件が要

因となって、平成25年に国会において、いじめ防止対策推進法が可決されました。そして、この法に基づき、本市でもいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会が設置されようとしています。まず、お聞きしますが、この三つの会を設置するに至った市長のお考えをお示してください。また、この三つの会が果たさなければならない役割について、それぞれお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針で述べましたとおり、「志のあふれるまち」を基本理念として、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成を推進しております。そのような教育を推進する中で、いじめの問題は決して許されない行為であるというふうに考えております。そのためにも、学校と保護者、地域住民、関係団体が一つになって、先人から引き継がれてきた親に感謝する心、高齢者を大切にすする心、我慢する心などの志を子供たちに伝え、豊かな心の育成を図っていくことが重要であると考えております。

今回の志布志市いじめ防止基本方針は、いじめの問題を学校内だけで考えるのではなく、すべての市民が連携して取り組むことにより、市民一体となった住みよい志布志のまちづくりにつながるものだと考えているところでございます。それぞれの役割につきましては、教育長に答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

志布志市いじめ防止基本方針には、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期解決のために、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会が組織されておりますので、それぞれの役割について説明いたします。

まず、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的としております。本市基本方針の見直しや、いじめ防止のための連携の在り方などについて、学校、教育以外の方々をメンバーに加え、専門的に検討していくことにしております。

次に、いじめ問題専門委員会は、市基本方針に基づき、いじめの防止等の取り組みが十分になされているか調査研究したり、有効な対策を検討したりする専門機関となります。

また、いじめを原因とする自殺や長期の欠席が発生した際に、第三者機関として当事者間の調整をして問題解決に導いたり、いじめの調査を実施したりする機関となります。

最後に、いじめ問題調査委員会は、いじめ問題専門委員会で調査した内容について、市長が更に調査が必要であると判断した場合、問題の再調査を行う機関となっております。

市教育委員会としましては、いじめはどの学校にも、どの子供にも起こり得るという危機意識を持って、今後もいじめの未然防止に努めるとともに、早期発見、全件解消のために学校、家庭、地域、関係機関の連携のもと総力を上げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 今、市長の気持ちと、会の果たさなければならない役割について御答弁いただきましたが、それでは、この三つ会の委員の人数、そして、こういった方々が委員になる

のか、また、任期は何年になるのか、それぞれお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

いじめ問題対策連絡協議会の委員は、学校教育の関係者として、市PTA連合会代表、市校長会代表として小・中一人ずつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー代表を関係行政機関として、大隅児童相談所、法務局、志布志警察署の職員、並びに教育委員会事務局が入ります。そのほか、教育委員会が適当と認めるもの加えて、10人以内の委員で構成します。委員の任期は2年でございます。

次に、いじめ問題専門委員会の委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者、例えば臨床心理士、弁護士、医師、精神保健福祉士、学識経験のある者の5人以内の委員で構成します。委員の任期は2年でございます。

最後に、いじめ問題調査委員会の委員は、教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識を有する者、5人以内の委員で構成します。委員の任期については、必要がある場合に市長が委嘱し、調査終了後、解職することになっております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 本市でも、こういった会が設置されるのは非常に心強い限りでございます。ほんの些細なことでも、この会がしっかりと機能し、重大な事態を招くことのないよう、子供たちを見守っていただきたいと、そう思います。

いじめの初期段階は些細なことから始まると言われております。そこからだんだんエスカレーターして行って、最終的に取り返しのつかないことへ発展していくケースが、全国的に多々見受けられます。いじめ問題は、いじめに関わったすべての子供の心に何らかの影響を及ぼし、人間関係を破壊するだけでなく、かけがえのない命を奪う可能性がある大きな問題であると考えます。

平成25年度の文部科学省の調査によれば、全国の学校で認知されたいじめの件数は、18万5,860件に上るようでございます。前年度からしますと、1万2,000件余り減少したものの依然として非常に多くのいじめが確認されております。一方、そのうちの88.1%の16万3,800件につきましては、その後、何らかの解消をしており、多くの場合は、適切な対応をとることで解決できるということが言えそうです。

いじめは、今やどの学校でも、どのクラスでも起こり得る身近な問題であるという面からも、いじめの未然防止や早期発見が非常に重要であると考えられます。

また、同じ調査で、いじめの発見のきっかけを見てみると、最も多いのがアンケート調査など、学校の取り組みによる発見で52.3%と半分以上を占めております。各学校で、いじめの兆候を少しでも早くつかむために様々な取り組みをしておられますが、それが一定の成果を上げていることの表れではないでしょうか。

また、学校職員以外からの情報による発見が31.9%で、そのうち本人からの訴えが52.7%、本人の保護者からの訴えが31.3%で8割以上を占めていることから、本人や保護者が気兼ねなく相談できる体制をしっかりと整えることが最重要だと考えます。

そこでお尋ねしますが、本市において、いじめの未然防止や早期発見のために、児童、生徒や、その保護者が抱え込まず、相談しやすい体制づくりについては、どのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先と同僚議員の質問にお答えしましたとおり、児童生徒の悩みにいち早く気づいて、解決のための道筋を共に考えて、明るく元気に学校生活を送ることができるように指導、援助していくことは極めて大切なことだと考えております。そのために学校では、児童生徒との信頼関係の構築に力を入れ、学期1回以上のアンケートを実施したり、児童生徒がいつでも相談できるような相談体制を整えたりしています。市教育委員会としましては、家庭と学校、家庭と行政や関係機関等をつなぐため、また多くの大人が悩みを抱える家庭に寄り添えるように、全小中学校に、スクールソーシャルワーカーや教育相談員を派遣しております。相談内容に応じて必要があれば、福祉課等の関係部署とも情報を共有し、関係諸課とともに問題の解決に当たっています。

さらに子供たちの発達の課題や悩みに専門的に答えられるよう、臨床心理士をスクールカウンセラーとして全中学校、並びに希望する小学校に派遣しております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） いじめや悩み、困ったことがあった場合、子供や保護者が相談する学校側の窓口は、まずは学級担任の先生だと思います。しかし、異性の先生には相談しにくいとか、それぞれの性格や相性のようなものもあるかと思えます。

また、子供が先生に相談できず、その結果、いじめの兆候を見逃してしまうといった事態を防ぐためには、できるだけ間口を広げておくことが重要であると思えます。

そこで、学童保育やスポーツ少年団など、学校の管理外で子供たちが長時間を過ごす施設、団体との連携は、本市ではどのように図られているのかお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

議員御指摘のとおり、子供たちとの関わりのある地域や関係団体関係者等の連携の重要性については、いじめ防止対策推進法第22条にも規定されておりまして、「学校には外部の関係者を含め、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を置かなければならない」となっております。

本市の各学校においても、平成26年3月までに外部の関係者を含めた組織が設置されておりますが、今回構成員の見直しを図りながら、いじめの防止等のための実効性のある組織となるよう取り組みを進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） この件に関しまして、岐阜県関市では、珍しい取り組みを行っているようでございます。それは、小中学校で児童生徒が担任の先生以外で相談できる先生を選ぶ「マイサポーター制度」というものであります。話しやすい先生を子供が自分で選び、悩みがあるときや、友達から相談されたときに、いつでもどこでも気軽に相談できる体制を整えておくことが目的であるようです。子供から選ばれた先生は、自分が相談相手、つまり「マイサポーター」であ

ることを示す署名入りの文書をその子供に渡し、安心して相談できるようにしているようでございます。子供たちには、「何かあったら一番話しやすい人に話すように」という指導をしており、そのことを支える制度と言えらると思ひます。

そこで提案ですが、本市におひても、このような担任の先生以外に相談できる先生を見つげさせる取り組みを行って見てはどうでしょうか。これは別に担任の先生には相談しにくいという意味ではなく、担任の先生にマイサポーターになつてもらいたい場合は、それはそれでいいかと思ひます。とにかく、こういった制度を本市でも取り組むことはできないのか、お伺ひいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 関市の学校教育の、このマイサポーター制度についても、ちょっと勉強させてもらいました。

これまで市教育委員会では、いじめの問題を含めて、不登校や問題行動等の生徒指導上の問題の対応については、決して担任一人が抱え込むことがないように、全教職員が担任であるといった思ひで全校体制を築き上げるよう指導してまいりました。

まさしく議員御指摘のとおり、子供が相談しやすいマイサポーター制度と同様の考えですが、具体的に子供たちに選択させることについては、また今後検討してみたいと思ひます。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） また、このマイサポーター制度でありまするが、どうしても学校の先生方に言えない子供も出てくるのではないかと思ひます。そこで、このマイサポーター制度を地域の人やスポーツ少年団の指導者、学童保育の先生など、子供たちに身近な大人に対象を広げて見てはどうか、お伺ひいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在、学校には学校におけるいじめの防止等の対策のための組織が現在設置されておりまするので、今後、議員御指摘のような方々の委員委嘱なども検討し、子供たちがいじめのない学校生活を送れるような取り組みを今後充実させてまいりたいと考えておりまする。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） いじめについては、「いじめを見たり聞いたりしたときに何もしなかった」という子供が非常に多いという調査結果があるようでございます。その理由としては、「関わりを持ちたくないから」、「自分がいじめられたくないから」というものが高い割合を占めているようでございます。一緒になつていじめはしないものの、いじめの輪の外で黙って見ている子供たちが、小さな体で大きな勇気を持っていじめがあることを先生や保護者に伝えたり、いじめられている子供に寄り添うことができるようにすることも未然防止や早期発見のためには重要であると考えておりまする。

そこで、先生方には何もしない、あるいは何もできないでいる子供たちの気持ちになつて一歩を踏み出す支えになるように、例えば、いじめられている子供をかばうことはできなくても、できる範囲での接点の持ち方を伝えるといった指導にも取り組んでいってもらいたいと思ひますが、教育長はこのような指導方法をどのように考えているでしょうか。お聞かせいただ

きたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

議員御指摘のとおり、いじめの構造につきましては、単にいじめられる者と、いじめる者だけの関係ではなくて、周りではやし立てる子供、俗にいう観衆と、見て見ぬふりをする傍観者があることが指摘されております。

そこで市教育委員会としましては、学級全体にいじめを許容しない雰囲気、あるいはいじめは絶対許されない行為であることを指導し、観衆や傍観者の中からいじめを止めたり、あるいは教師へ連絡したりすることのできる学級経営を行うように指導しているところです。

また、実際にいじめの問題を認知した際にも当事者への指導だけでなく、学級全体、学校全体の問題として、すべての子供たちに問題の原因を考えさせたり、これからの学級生活や学校生活の在り方を考えさせたりする活動を指導しているところでございます。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） はい、分かりました。

それでは、また学校関係者評価委員会にいじめ対策に関する項目を追加することによって、学校の取り組んできたいじめ対策の成果と課題を明らかにしていただきたい。そうすれば、いじめ問題に対する学校、家庭、地域との連携、協力の一層の強化を期待できると思います。いじめ防止対策は、保護者にとっても学校にとっても、教職員一人一人にとっても切実な課題であり、いじめ防止対策を学校評価として取り扱うことによって、すべての大人の意識を変えることができると思います。

本市でも学校関係者評価委員会に、いじめに対する追加項目をすることはできないのか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

学校関係者評価委員会の評価項目につきましては、市教育委員会の方では、生徒指導の項目の設定は指示しておりますが、生徒指導の中の重点項目については、各学校の学校関係者評価委員会に委ねているところでございます。これまで、多くの学校の評価項目に、いじめの問題が設定されておりましたが、全ての学校というわけではありませんでしたので、今後評価項目の検討について、校長研修会の中で議論をして、学校関係者評価委員会の中に、いじめの項目を設定するなどして、いじめのない学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） ぜひそのようにして学校関係者評価委員会の方にも広く展開していったほしいというふうに思います。

いじめは絶対に許されるものではありません。教育に関わる全てのもの、保護者をはじめ教職員、児童生徒と関わりある多くの大人が協力し合い、いじめ問題に対応する力を高めていくことが求められていきます。いじめ問題に対応する際に留意しなければならないことは、いじめに対して、継続的、そして組織的に対応していくということであると思います。そのためには、学校、

家庭、地域、そして関係機関が互いに子供の様子について情報交換を行うなど、連携を密にしていく必要があります、その組織づくりは早急に進めていかなければなりません。

今回、本市でも設置されるいじめ問題対策連絡協議会、専門委員会、調査委員会がしっかりとその役割を果たし、本市はもとより、県・国からいじめがなくなることを切に願ひまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（上村 環君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。

—————○—————
午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、小辻でございます。

早いもので昨年の市議会選挙から1年が経ち、市民の皆様の大きな期待と温かい御支援により、6人の新人議員が誕生しました。不慣れな中、先輩議員の皆様とともに市民の負託に応えるため、残された3年間しっかり勉強し、新鮮な感覚と行動力で市民一人一人の声を大切に市政発展のためお互い頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事前通告に従ひまして、市長の政治姿勢を問う形で順次質問してまいります。

はじめに、施政方針であります。

本田市政の過去の施策、検証結果を基に昨年の3期目の市政推進にあたっての所信表明で、市長は三つの約束をされ、第1次志布志市振興計画後期基本計画に基づく同計画の7つのまちづくりの方針を礎に、国・県の動向を十分注視し、引き続き行財政改革に積極的に取り組みながら、選択と集中により効果的な行財政運営に努めると、本定例会の初日に施政方針を述べられました。この施策をしっかり実現するためには、どのような考えで取り組んでいかれるのか、まずお伺ひいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

第1次志布志市振興計画につきましては、平成19年3月に策定しまして、平成28年度までの長期計画である基本構想と前期、後期の各5年間の基本計画で構成されておりますが、「7つのまちづくりの方針」を基本目標に掲げ、これまで様々な取り組みを行ってまいりました。

今回お示ししました施政方針につきましても、この基本目標に沿って、本年度に取り組む事業の概要を御説明したところでございます。これまでの施策の評価・検証につきましては、現在の後期基本計画を策定する際にも、前期計画における施策の評価や市民アンケート調査を実施しまして、目標の達成度や市民満足度など、これらの検証結果を基に課題の整理と社会情勢など、本市を取り巻く状況等を勘案しながら、市民の視点に立ったより実効性のある計画づくりを行った

ところでございます。

現在、この計画に基づく各事業につきましては、毎年マネジメントシートによる個別事務事業の評価・検証を基に見直し等を行っておりますが、最終年度の平成28年度を見据え、限られた財源を有効に活用しながら、本市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から施政方針への取り組みについて、お考えを御答弁いただきましたが、本定例会において、それぞれ事業内容については、それぞれの同僚議員が質問されるようですので、あえて質問はいたしません。この取り組まれる政策の事業内容については、地方創生、農業振興等々、すばらしいものであると思います。この日本一の施策をはじめとする施政方針で述べられた施策の実現のためには、本田市政の過去の政策、つまり市長の1期目、2期目の所信表明の結果についての検証、評価や昨年3期、1期目の所信表明の結果の検証、評価を庁舎内でしっかりと議論し、副市長、教育長をはじめ、市当局一丸となって目標達成に向けて取り組みを進めることが必要かと思いますが、そのあたりの取り組みをどのようにされているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

以前の一般質問においても2期目の総括としまして、これまでの私自身のマニフェストの振り返りについて答弁させていただいたところでございます。このマニフェストの実現につきましては、目的を達成したもの、一部で目的を達成できたものを合わせますと、8割以上の目標が達成できたのではないかなというふうに思っています。

今回の3期目におきましては、2期目に達成できなかった課題を更に踏まえまして、4年後にはしっかりと成果が現れるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに所信表明で述べましたことにつきましては、マニフェストに基づきました3期目の市政運営について、私自身の信念を表したものとなりますが、このことにつきましては、先ほど申しましたように、振興計画の中の「7つのまちづくりの方針」に基づく施策の中で、しっかりと反映させまして、具体的な事業として取り組むということになりますので、先ほども申しましたような形で、今後さらに評価、検証をしていくということになるかと思っております。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から所信表明については、1年間何を重点施策として事業に取り組むかを明確にし、目標を決め、しっかりと庁舎内でヒアリングをされ、2期目のマニフェストについて振り返って取り組んだということで、事業達成に向けては8割が大体取り組まれたということでございます。

今後は、庁舎内で論議された重点施策の事業の推進状況の把握、それから適正な運用、客観性の向上を図るため、行政側だけで進めるのではなく、市民を巻き込んだ外部からの御意見、御提案をいただき、検証、評価に取り組んでいく、仮称、施策評価委員会等を設置され、市民と一体となって行政推進されることが大事になってくると考えますが、その取り組みの考えはないか、

市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施策評価委員会なるものというようなお話でございますが、外部評価につきましては、従来行ってきたところでございます。ただ、現在のところ、この評価委員会については設置はしてないところでございますが、今後も、またそのような形での外部の方々の評価が必要ということになれば、改めて設置してはまいりたいというふうには考えるところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま外部からの検証、評価についても取り組んでいくというお考えがあるようですので、本田市政の施策の取り組みの方向性は、ほぼ理解いたしました。

先ほどより取り組みの方向性を答弁していただいたところですが、今度は少し方向を変えた形でお尋ねしたいと思います。

先般、市長が述べられた施政方針の中には、市民から新たに要望のあったもの、市政発展及び市民サービスに欠かせない新規事業、特に市長が1期目、2期目、昨年の3期目に所信表明された施策で継続された事業や新規事業など、本田市政の所信表明に基づく重点施策事業が多く占めているものと考えているところです。

そこで、所信表明は行政においては、選挙に出馬する時のマニフェストに類するものだと思っています。1期目ごと、4年に1回、市政運営の最初に述べられた市民へ4年間の市長の市政への施策公約を示すものであると思っております。その施策公約の中の事業が達成、方向性の変更、未達成、継続であるという事業の検証、評価や進捗状況を市民の方へ報告、説明する必要があると思いますが、市長は、そのあたりをどのように考えか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1期目、2期目の選挙におきまして、マニフェストを掲げて市民の皆さん方に信を問う形で、そしてまた、その結果、信任を得られまして、市長として就任してきているところでございます。

そしてその後、本議会において所信を表明いたしまして、マニフェストに基づく政策をいかに実現するか、現課と打ち合わせをしながら所信表明としているところでございます。また、年次ごとには施政方針を示しまして、さらに綿密な形での施策の推進について述べているところでございます。このことにつきましては、毎年の、この今年においても本議会終了後、施政方針につきましては、市報にまた掲載するというところになるかと思っております。

そしてまた、その内容の達成、未達成につきましても、個別事務事業のマネジメントシートとしまして、その検証結果を毎年ホームページ等で公表をしているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁の中にもありましたが、所信表明で公約された施策、事業を実現させるためには、財源にも限りがあるので、各年度の当初予算の中で、どれだけ多くの公約事業を計画的に取り入れられているかであります。この当初予算事業の成果につきましては、私たち議員は、年度ごとに開催される決算委員会で節の事業別実施状況や成果、課題について説明を受け、主要施策成果説明書をいただいているところです。

また、市民の皆様には、先ほど答弁がありましたとおり、毎年12月号市報で決算状況を数字で

報告いただいているところですが、施政方針で予算編成された事業は、所信表明で公約された事業だけではないと思います。

そこで、本田市で1期、2期目の所信表明で掲げられた公約政策事業の結果の検証、評価や進捗状況をどのような方法で市民の方へお示しになったのか、あわせて3期、1年目の所信表明された事業経過の検証、評価や進捗状況はどのようにお示しされるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議会の方にはマニフェストの成果につきまして報告したと、先ほど述べたとおりでございます。このことにつきまして、直接的に市民の方に私のマニフェストの達成度ということについては、お知らせしてなかったところがございます。ただ、お話がありましたようにマニフェストに基づく所信、また施政方針ということの成果につきましては、今お話がありましたように、方針の内容、あるいは決算の内容については、ホームページ、そして市広報を通じてお知らせしているということでございます。

マニフェストの成果につきまして、報告するかどうかにつきましては、少し検討させていただきたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長の先ほどの答弁では、市民の方への報告、説明する必要があると理解されているようです。

市民の方へは、過去の所信表明の施策事業の結果について、決算後の市報で決算状況を数字で一部報告しているだけで、各公約事業ごと説明報告はなされていないような気がしているところでは。

市長、市民の方は、市長の掲げた公約を見聞きされ、市政のかじ取りを任されたわけですよね。市長所信表明で述べた事業の結果がどうであったか、何が達成できて何が達成できなかったか、達成できなかったものについては、このような課題があったので、このように方向性を変更して取り組みましたといった公約事業の結果、成果の説明報告がなされていない状況で、休廃止しているのか、継続して取り組まれているのか、反省するものが全く見えてこないところがございます。

昨年の所信表明に2期8年の実績を礎に、これからも更に輝き続けるふるさとづくりの集大成に向け、初心に返って市政の課題に取り組んでまいりたいと述べられております。失礼とは思いますが、本当に初心に返って市政の課題に取り組んでいかれるのだろうかと思いたくるところです。

そこで、過去に所信表明された事業結果の検証、評価や進捗状況はどのようにお示しになるのか、1期目、2期目に残された政策課題については、今後、取り組む考えはないのか、取り組むとすれば、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実施ができた分については、ともかくとしまして、未達の分については、しっかり今お話がありましたように、かくかくこういった事由で、まだ達成できないということについては、市民の皆様方にお知らせすべき内容かなというふうには思うところがございます。そのことの整理を少

しさせていただきまして、今後、そのことについては、じゃあ今後どうした形で取り組んでいくのか、あるいは時勢の中でできなくなってしまったとか、はっきりそのことについては、市民の皆様方にお知らせ申し上げたいと思います。

○5番（小辻一海君） 分かりました。

市長、ぜひですね、1期、2期目の所信表明の施策事業を検証、評価していただき、できれば施策指標等で、市民の方へ公表していただくことを要望し、1期、2期目の政策課題や施政方針で述べられた施策の実現へしっかり取り組んでいただくことをお願いしまして、次に、市長の政治姿勢から行財政改革について3点ほど、少し具体的にお伺いしてまいりたいと思います。

はじめに、志布志市の財政状況と財政計画についてお尋ねします。

本市など、地方自治体の会計は、専門用語を含み、市民にはなかなか理解しにくいように感じます。

しかし、市民に対して、市の財政状況をできる限り分かりやすく、情報公開することは市の義務と言えることで、また税金を納めている方々に説明する責任もあると思います。

そこで、去年の12月市報からですが、平成25年度一般会計は黒字決算となっておりますが、それによって、本市の財政状況は良好と捉えることはできるのでしょうか。市長は、そのあたりをどのように理解されているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の財政状況につきましては、平成25年度の決算で言いますと、12月議会で認定いただいたとおり、実質収支額が4億7,785万9,000円の黒字となっております。実質収支が黒字ということで、実質赤字比率は算定されず、監査委員からの御意見もあったとおり、依然として良好な状態にあるというふうには認識しております。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は88.7で前年度と比較すると0.6ポイント上がっております。弾力性を失いつつある状況でありまして、一般的にはこの数字につきましては70から80が標準とされていることから、今後も長期的視点で効率的な健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） ありがとうございます。御答弁をいただいたとおり、監査委員から提出された平成25年度健全化判断比率審査意見書から見ますと、実質公債費比率では、平成25年度の市区町村全国平均が8.6%に対しまして、本市は9.6%と、全国平均に比べてやや高い状況であります。

将来負担比率においても、平成25年度の市区町村全国平均が51%に対しまして、本市が71.7%と全国平均に比べて高い状況ではありますが、早期健全基準を大きく下回っているため、いずれも良好な状態であると認められていますが、県や人口規模などの類似の団体と比較した場合、どのようになっているか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成25年度の実質公債費比率9.6になってございますが、本市は、県内の市の平均は10.3、県内

市町村の平均値は10.9で、本市がそれぞれ0.5ポイントほど低いということでございます。しかしながら、全国でいきますと、先ほどおっしゃったように、全国の平均は8.6ということでございます。全国に比較すると少し高いと、1ポイント高いということになっています。県の中では低い数字になっているということでございます。

この実質の公債費比率は、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。本市のポイントが高くなった要因については、単年度では改善はしているものの実質公債費比率は3か年平均で出すもので、本市が借り入れを始めた平成20年度、21年度の合併特例事業債の元金償還が24年度から始まり、元金償還の額が増加したことに伴いまして、3か年の平均を押し上げているところでございます。

また、将来負担率につきましては、本市が71.7でございます。県内の市の平均では40.9、県内市町村では42.7で、御指摘のとおり、本市が30.8ポイントから29ポイント高くなっているということでございます。この数字は、全国でいきますと51.0で、本市は20.7ポイントと高くなっております。この将来負担率につきましては、一般会計の地方債残高、他会計が地方債償還へ充てるための一般会計繰入見込額及び全職員の退職手当予定額等の将来における実質的な債務の標準財政規模に対する比率でございます。この値が高いのは、地方債残高が高めであるということで、その原因となっております。

しかしながら、地方債につきましては、交付税が75%程度の割合で交付税措置されますので、今後も有利な起債を活用するなど、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） どうもありがとうございました。

ただいま御答弁をいただきましたが、早期健全化基準の限界が実質公債費比率では25%、将来負担比率では350%だと思いますが、いずれも基準を大きく下回っているため、いずれも良好な状態にあると監査委員からは報告があったものだと考えますが、県や人口規模などの類似の自治体と比較を数字でお示ししていただいたところですが、実質公債費率、将来負担比率のどちらも高くなっていて厳しい財政運営状況にあるようです。

先日、同僚議員が人口減少の問題を質問されておりました。そのことにより自主財源の伸びが見込めないなど、歳入の伸びが期待できない一方、少子高齢化などにより、増加する義務的経費や特別会計への繰出金などの固定的な経費の増加により、激しい財政状況が予測されますが、仮に財政運営が悪化し、早期健全化基準や財政再生基準に抵触した場合には、どのようなことが想定されるか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

実質公債費比率と将来負担比率は、平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び法律施行令が定められた中で、早期健全化基準と財政再生基準が規定されております。分かりやすく言いますと、早期健全化基準がイエローカード、財政再生基準がレッドカードというふうになっているところでございます。実質公債費比率で言いますと、早期健全化基準は25.0で財政再生基準が35.0というふうになっています。

また、将来負担率につきましては、早期健全化基準が350.0で、財政再生基準については設定がないということでございまして、このようなことから、本市の財政においては、実質公債費比率と将来負担比率、どちらも早期健全化基準を大きく下回っているということでございますので、監査等でも健全であるというふうに御意見をいただいたところでございます。

しかしながら、仮にこの基準を超えるような場合になったときは、どうするかということでございますが、そうした場合には、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられまして、自主単独事業や地方債起債に大きな制限が掛けられるということになりますので、独自の財政運営が難しくなるということになっております。そういったことにならないように、今後も長期的な視点で、効率的な健全な財政運営をしなければならないと考えております。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁で、早期健全化基準などに転落すると、大変な事態になることがよく分かりました。本市においては、厳しい財政運営状況にあるようですが、まだ財政的に余裕があります。今のうちに財政健全化に向けて、行政評価制度を導入した事務事業の見直しなどや、民間活力を最大限に発揮できる市の施設の指定管理制度など、できる限りの方策を検討していただき、指標の推移を十分注視し、健全で安全な財政運営に努めていただきたいものだと思います。

そこで、健全な財政運営の推進にあたって、平成23年に策定された中期財政計画は、本年度最終年度になるところですが、平成25年度の決算と比較した場合の状況は、どのようになっているかお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 中期財政計画と実績の比較ということについてのお尋ねでございますが、本市の中期財政計画は、1期目が平成18年度から22年度までで、2期目が23年度から27年度までとなっております。計画額に対しまして、決算額は、毎年度10億円から40億円ほど決算額が多い状況となっております。その要因につきましては、計画時点で予定してない新規の事業や社会保障費の扶助費の伸びが大きいためでございます。

本市の中期財政計画の数値と決算の状況を最新の平成25年度と比較してみますと、中期財政計画の平成25年度の歳入歳出計画額177億3,100万円に対しまして、歳入の決算額は200億3,800万円、13.0%の増で、歳出の決算額で195億1,400万円、10.1%の増でありました。中期財政計画につきましては、合併後の財政運営を国の財政状況等を勘案しながら策定したもので、交付税の合併特例措置の期限である10年後を見据え、計画額を順次減額させてきたため、実績とは相違が生じております。

今後、次期の中期財政計画を策定することとしておりまして、国の財政状況や交付税の状況等を踏まえ、行財政改革の徹底や、施策の重点化による歳出額の抑制など、本市の健全な財政運営が図られるようにしてまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） ありがとうございます。ただいま本市の中期財政計画の数値と、平成25年度の決算の状況をお示しいただいたところですが、中期財政計画の運用にあたっては、先ほど述べられましたとおり、毎年歳入、歳出の見通しを注視され、財政計画とのかい離を確認

し、収納対策の強化や市債の効果的な活用などを盛り込みながら十分精査を行い、情勢の変革に適確に対応されていると思います。

しかしながら、中期財政計画を見てみますと、計画では、平成27年度の市税収入を29億5,100万円と見込んでおられますが、今、会議に提案されている当初予算では、31億1,918万4,000円が見込まれております。既に実践計画上の財政見通しと当初予算の歳入見込みが大きくかい離している状況でございます。それほど、現在の社会経済情勢は、流動的で不確実なものであり、市政運営がいかに難しく、市長をはじめ財政課も大変だと思っております。

そこで、中期財政計画が本年度最終年度になるわけですが、平成32年までの今後5年間の財政運営見通しとして、中期財政計画を策定されるのか、策定されるとすれば何年度に策定されるのか。また、合併特例債も5年延長され、それを見据えて健全な財政運営を維持していくため、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中期財政計画につきましては、平成27年度中、来年度中に策定するというようにしております。ただいま御指摘のとおり、市政には多くの課題が山積しております。平成28年度から地方交付税の算定が合併後10年を経過しまして、毎年度低減していきますので、予算規模の縮小の検討をしなければならない。そのために財政の健全化の確保に努めなければならない。しかしながら、サービスの維持向上を更に図らなければならないということでございまして、さらなる行財政改革の徹底、それから施策の重点化、市税等の収納率の向上、公共施設の効率的な運営というものに取り組んだ計画にすると。また、普通交付税の合併支援措置が終了する平成33年度以降も持続可能な財政運営を行うために、今後5年間の財政運営見通しとしての計画を策定していくというふうに考えております。

なお、計画策定時点における地方財政制度を前提に試算しますので、今後の政治経済情勢に変化が生じたときには、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） ありがとうございます。

先ほどより市の財政状況と財政計画について、御答弁をいただいたところですが、やはり健全な財政運営のためには、限られた財源の効率的な配分を行い、行財政改革の成果を重視しながら、しっかりした中期財政計画を策定され、透明性のある行政経営に努めることは、重要課題になってくると思っております。健全な財政運営を推進していただくことを要望して、次に移ります。

先ほど財政状況を踏まえてという形になるかとは思いますが、行政改革の中で進めている事務事業見直しについてお尋ねいたします。

市の財政状況が厳しくなる中、市がこれまで実施してきた事務事業の見直しの中で取り組まれているとは思いますが、前年度掲げた重点施策の成果はどうであったか、何が達成できて、何が達成できなかったのか、なぜそういう結果に至ったのかということ进行分析及び検証して、成果を庁舎内でしっかりと議論することは、本年度、次年度の政策の実現に向けた取り組みとして必要

と思うが、市長は、そのあたりをどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、平成20年度から行政評価制度を導入しております。これまで施策や各種の事務事業など、その目的や目標を明確にしながら、目的に向かった取り組みになっているか、目標に対してどれだけ成果が出ているか等の観点で、より客観的、体系的に評価しまして、その結果を次年度の事務事業の改善や予算編成、様々な企画等に反映させてきているところであります。

特に、事務事業の見直しにあたりましては、毎年所管課において目的妥当性、2番目に有効性、3番目に効率性、4番目に公平性の四つの視点で事務事業マネジメントシートを活用しながら検証を行って、平成24年度からは、全ての事務事業マネジメントシートの検証結果を市ホームページにて公表しております。

地方分権や少子高齢化など、社会情勢が変化していく中、質の高い行政サービスを提供するため、より効率的で効果的な行財政運営が求められていることから、引き続き行政評価制度を実施しまして、事務事業の見直しや予算編成に活用してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） 市長の方で、予算編成等にも活用していくということです。

では、昨年の3期目所信表明の中で、市長は「志布志市行政改革大綱に基づき、最小経費で最大の効果を上げるために行政評価制度による施策や事務事業の評価を通して、限られた財源の効率的配分や成果を重視した透明性のある行政運営を推進し、質の高い行政サービスに取り組んでいく」と述べられております。

また、今回の施政方針でも「行政課題に適切に対応するためのさらなる業務改善能力のスキルアップ及び業務の標準化を図るための行政組織の再編に取り組み、継続的な行政改革の推進に努めてまいります」とも述べておられます。まさに分析及び検証して評価をして、行財政改革を進めていく、そのことが最も大事なことだと私も思っております。そこで、私が行政に携わっていた時に、実施されていた市民参加型で検証を行い、市民の視点で必要性の有無や実施主体の在り方等を議論して意見を集約し、事業のビルドアンドスクラップに取り組んでいた事務事業の外部評価会議は開催されているのか、また所管課による評価結果だけで終わっているのか、現在の事務事業の分析及び検証評価はどのように進められているのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事務事業の評価見直しについてでございますが、見直しにつきましては、限られた行政資源を有効活用するために欠かせないものであり、その検証結果で事業の継続、拡充、廃止及び削減の判断資料の一つとしまして、翌年度の予算編成時において、その結果を反映する対策を行ってきております。このように、今後も継続して事務事業を見直し、その結果を市の様々に反映させていきたいというふうに思います。

また、外部評価の会議につきましては、市が実施します事務事業につきまして、市民の視点で事務事業の必要性の有無や実施主体の在り方等を判断していただき、意見を集約しながら事務事業の抜本的な見直しを進めることを目的としまして、平成22年度から平成24年度まで3か年設置

いたしました。現在は廃止となっている状況でございます。したがって、それ以降は所管の課内において、事務事業マネジメントによる見直しを毎年行っておりますので、その結果につきましては、市のホームページに掲載しまして、外部評価会議に代わって、市民向けに公表しているということでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま分析及び検証、評価について、現在外部評価会議は実施されず、事務事業の見直しについては所管課による分析と検証によりマネジメントシートを作成しているということでございます。

そこで、これまで改善すべきとした事業が何件で、または休廃止とした事業が何件で、事務事業の評価の結果についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまでの事務事業見直しで言いますと、事務事業数の廃止は4件、終了及び改善したものは33件となっております。

○5番（小辻一海君） 市長の方から、ただいま事務事業の評価の結果について御答弁をいただきましたが、事務事業を見直しされた中で、改善された事業、また休止、廃止された事業の中には、今まで市民生活に密着した事業、今後の地域の活性化に少なからずとも関わってくる事業などあったと思います。市民サービスの質の向上や業務の効率化を考えた休廃止事業となり、評価委員をはじめ、職員の方々には大変な御苦勞があったと思うところです。当然、休廃止された事業が出てくれば、事務量、事業費等の予算が減額になって、評価後の予算編成においても、その分全体の予算増につながってくる成果が現れると思います。

そこで、事務事業が削減や休廃止により、今までどれだけの費用効果があったのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

単純に事業が終了、または廃止した事務事業と新規の事務事業で比較した場合でございますが、平成23年度から平成25年度の3か年間で4億1,100万円の事務事業の終了、または廃止がありました。それに対しまして、新規の事務事業が2億6,600万円でしたので、効果としましては、1億4,500万円の効果があつたところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの御答弁でありましたとおり、平成25年度まで事務事業の終了、廃止により4億1,100万円、新規事業が2億6,600万円のことで、スクラップアンドビルドに取り組まれたことにより、数字が1億4,500万円の費用効果が出ているということで、評価委員並びに職員の皆様の大変な御苦勞に感謝申し上げたいと思います。

このようにして行政評価制度によりまして、市民参加型の検証を行いながら、市民の目線で必要性や優先順位を決定し、外部の客観的な視点から見直しの方向について議論され、改善すべき事業、休廃止事業が決定されたことは、事務事業見直しの成果だと思っております。このことにつきましては、行政と市民が一体となった取り組みがなされ、すばらしい取り組みではなかったかと思っております。また、市長の申されます共生・協働が確立されたものではなかつ

たかと思うところです。

このように市民参加型の検証を行いながら、事務事業の見直しに取り組まれていた外部評価会議がなくなった経緯についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、この外部評価会議におきまして、かなりの成果が得られたということではありますが、やむなく廃止になっているところでございます。そのことにつきましては、外部評価会議の委員の方々の中で、短期間での資料提供や説明ということになると、そしてまた、評価の判断が難しい事業があると、そしてまた、特に市民との関わりの深い事務事業にあつては、委員御自身の精神的な負担が大きいというような御意見があり、現在のところこの外部評価委員会は廃止しているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から外部評価会議がなくなった経緯について御答弁をいただいたところですが、市長が述べられたとおり、外部評価委員の方によっては、行政経験もなく、短時間での資料提供や説明では評価の判断が難しい事務事業もあったと思います。

ただ、現在実施されています所管課の自己点検だけの分析と検証により、マネジメントシートを作成し、市のホームページ等に公表していただくだけでは、私の経験上、日頃から各事務事業に継続的に勤めている職員は仕事に対して洗脳というか、思い込んだらそれが当たり前だというふうになってしまうという主観的な判断になってしまうだけに、なかなか事務事業を削減するとか、廃止するとかという判断がしにくく、適正に厳しく評価ができるのかが疑問であります。ぜひ評価において、適正化に関する基準を客観的な指標で判断できる所管以外の外部の視点が入るような分析及び検証を含めた外部評価の取り組みを再度検討する考えはないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、外部評価会議を廃止とした理由について述べたところでございますが、そのことを十分踏まえまして、そしてまた、お話がありますように、この外部評価会議の成果というものは、素晴らしいものがございますので、さらに近隣市町の状況調査しまして、この外部評価委員の在り方につきまして、どういった形ですればいいかということは、研究してまいりたいというふうには考えます。

○5番（小辻一海君） ありがとうございます。市長の答弁で、検討するとのことですので、大変とは思いますが、よろしく申し上げます。

この件については、最後になりますが、先ほど答弁いただいたとおり、事務事業の見直しにおいては、約1億5,000万円ほどの費用効果が数字に表れてきているようです。事務事業の見直しによりまして、市民サービスの質の向上や、業務の効率化に向け、市民参加型の検証を含め、事務事業のビルドアンドスクラップに取り組まれたことは、素晴らしい取り組みではなかったかと思うところです。事務事業見直しに取り組まれ、費用効果もしっかりと数字に表れていますが、では事務事業がなくなり、削減された予算が他のところで、どのような形で利活用されているか、

お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

削減しました財源につきまして、そのものが特定の事務事業や予算にどう反映されたかということについては、明確にするということは困難でございますが、翌年度の新規事業等の一般財源として、反映されているというふうには思うところでございます。

そしてまた、予算編成時におきましては、経常的な経費で、例えば、需用費などは毎年5%から10%削減するということをしまして、総合的な予算に反映させているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、1時10分まで休憩いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時07分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（小辻一海君） 先ほどの答弁で、特定の事務事業などに反映させているかを明確にするのは、なかなか難しいようですが、その見直しの成果を指標等で公表する必要があると考えますので、ぜひそのことに取り組みの要望と、事務事業見直しに取り組みられた成果が、市長が申されます日本一づくりや市民サービスの業務の効率化に向けた新規事業などの予算編成の中で、利活用されているものだと、これまでの答弁で理解したところです。

今後も事務事業見直しに取り組んでいただくことをお願いして、次も同じく財政状況を踏まえた形になるかとは思いますが、補助事業の見直しについてお伺いします。

市の補助金制度等に関わる指針に基づく補助金の見直しも、基本的な考え方を策定し、補助事業についてヒアリングを実施され、市の補助金制度等に関わる指標についても終了し、補助金制度についての方向性を見いだされたことを担当課よりお聞きしたところでございます。

では、本市の支出による補助金についてですが、団体や個人を対象としたものなど、多くの補助金があると思いますが、この補助金の種類と、ここ数年の一般会計における補助金全体の総額についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市が執行する補助金につきましては、決算書における補助金細節別の分類で申し上げますと、運営費補助金、振興事業補助金、福祉関連事業補助金、利子補給補助金、施設整備事業補助金でございます。その補助金につきまして、支出額につきましては、平成22年度が17億2,900万円、23年度が15億6,500万円、24年度で14億8,200万円、25年度で12億8,400万円となっているところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長の答弁で大まかな分類と、ここ数年の一般会計における補助金全体での総額を示していただき、減額や廃止を含めた見直し、検討が図られ、減額傾向にあることは、補助金見直しの成果が現れたものだと感謝申し上げます。その中には、市民生活に密着した事業、

地域の活性化のために不可欠な事業もあり、時代の流れの中で、シビアに減額や廃止を含めた見直し、検討を更に図っていかねばならない補助金が数多くあると考えるところです。

そこで、これまでいくつの事業を評価され、うち改善すべきとした事業が何件で、また休廃止とした事業が何件だったか、見直しされた結果についてお伺いします。あわせて外部評価もなくなったようですが、現在の補助金が適正であるかどうかを分析及び検証、評価する方法は、どのような取り組みでなされているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

補助金制度等に係る指針に基づく対象は、市単独の補助事業となっております。サンセット方式で3年ごとに見直しを行うとしております。したがって、平成22年度と平成25年度の2か年に見直しを実施いたしました。2か年の合計で言いますと、対象とした補助事業が273件で、そのうち削減となった事業が149件、廃止となった事業が16件となっております。

そしてまた、この見直しの検証の結果につきましては、12月頃に市のホームページで公表しているところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から補助金見直しにおいては、市単独の指針を掲げられ、3年ごとに見直されて削減・廃止の事業結果を示されたところです。あわせて現状分析及び検証、評価の方法は、どのようにされているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように検証の効果につきましては、マネジメントシートで行っておりまして、12月頃にホームページで、24年度よりホームページで公表しているところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、補助金見直しにより、今までどれだけの費用効果があったのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 補助金に対する事務事業の在り方を客観的に捉えまして、事業を振り返って次に生かすこと、すなわちマネジメントサイクルの重要性を強く認識することができました。一般財源の確保と市職員の意識及び資質の向上につなげることができたというふうに考えております。

また、一概にその効果を明確にお示しすることは困難でございますが、単純に市単独補助事業の削減及び廃止した事務事業で言いますと、見直しを図った2か年の合計では、おおむね1億7,700万円の効果があったというところでございます。

○5番（小辻一海君） ただいまの答弁でありましたとおり、これまでの市民参加型の分析及び検証を含め、補助事業の見直しが、先ほど165事業だったですね、そして、費用効果として数字で1億7,700万円の費用効果が出ているとのことで、このことについても評価委員並びに職員の皆さんの大変な御苦勞に感謝申し上げたいと思います。

このように補助事業の見直しに取り組まれ、費用効果もしっかりと数字に表れていますが、では補助事業がなくなり、削減された予算が他のところで、どのような形で利活用されているか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほど事務事業のところでもお話申し上げましたように、削減されたものにつきましては、どこに反映されているかということは、明確には述べられないところですが、この補助事業につきましても、特定のこの事業に充てられたということについては、明確に述べるということにはできないところでございます。翌年度の新規事業等の一般財源として反映させているということで御理解いただければと思います。

○5番（小辻一海君） 翌年の新規事業などの一部に財源として利活用されているとのことですので、理解いたしました。このことについても事務事業見直しと同じく、指標等をつくっていただき、市民の方へ公表をお願いしたいと思います。

先ほど答弁で、現状における補助金の分析及び検証方法についても、事務事業と同じくマネジメントシートを作成し、12月頃に市のホームページ等に公表しているとのこと、このことについては分かりました。

先ほど事務事業の見直しの中でも申し上げましたが、確かに所管課、つまり事業に実際携わっている職員が自己点検を行うことも必要ではあると思います。ただ、所管できっちりと客観的な分析及び検証がなされているかについても事務事業と同じく疑問を感じます。補助事業、事務事業あわせて現状の方法では、市のホームページを見られる市民の限られた人だけに公表されている状況で、多くの市民に伝わってきません。分析及び検証され、それぞれの事業で改善や廃止になった内容や削減された予算が他のところで、どのような形で利活用されているかについては、1年に1回でも良いですので、市報やケーブルテレビなどを通じて周知するべきではないかと思うところですが、そのあたりについて、市長の考え方を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

削減ないし見直しを行った、そしてまた、廃止になったということについては、多分関係される方々は御心配されている内容じゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、その財源についてもどのような形で使われているかということについても関心がありかなというふうに思います。内容につきまして、近隣市町の状況等も調査いたしまして、この在り方について部内でも議論したうえで、その在り方については研究して市民の方々に周知する方法を考えてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の答弁で分析及び検証され、改善や廃止になった内容については、他の市町村の状況を調査して、その在り方を研究して、市民へ周知するとのことのお考えであるようですので、そのようにお願いして、次に当初予算説明の中で、「平成27年度においても、厳しい財政運営となることを認識しながら予算編成に取り組んでおられる」と述べられました。

そこで市として外郭団体やNPO法人団体、自治会などの各種団体へ補助金などを支出することについて、どのように考えているか、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

外郭団体につきましては、市政運営のために、また発展のために欠かせない団体であるというふうに考えるところであります。教育、文化、商業、農業、あらゆる部門にわたって外郭団体が

あり、そのことが市政発展に貢献いただいているということでございまして、このような団体に対しましても、限りある財源の中で行政サービスの質を低下させることなく、コストの縮減というものについては、また御相談申し上げながら、より適正な事業としていただくよう、反映させていただき、そのような必要性があるというふうに考えております。

○5番（小辻一海君） 外郭団体やNPO法人等の各種団体は、市長の答弁のように多岐にわたって市政に貢献いただいている団体であることは、私も理解しているところです。

先ほどの財政状況で説明もありましたが、早期健全化基準や財政再生基準に抵触した自治体に転落すると大変な事態になりますので、市の厳しい財政運営状況も理解していただくことも必要になってくるのではないかと思います。

各種団体の補助金見直しの観点から申し上げますが、自分が行政に携わっていた時に感じたことですが、日頃から各種団体と接している担当課の職員は、なかなか補助金を削減するとか、廃止するとかということは判断しにくく、適正に評価ができないのではないかと思います。このような部分を解消する観点から、やはり先ほどより申し上げますとおり、公益性、公平性、妥当性の客観性を考え、担当課の職員だけの分析及び検証するのではなく、外部評価などの第三者の視点から分析及び検証をしていただき、各種団体補助事業を含めた、より適正な補助事業運営に反映させていく必要があると思っておりますが、市長のこのことについて考え方を伺いいたします。

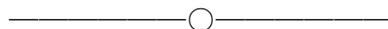
○市長（本田修一君） 再度の外部評価制度についての提案であるようでございます。

先ほども答弁いたしましたように、前回まで組織しておりました外部評価会議につきましては、現在廃止しているという状況でございます。その廃止に至った内容等も少し検証いたしまして、そしてまた、近隣市町の在り方等も調査しながら、改めて外部評価制度の在り方については研究してまいりたいというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 分かりました。

最後に先ほどから申し上げます外部評価委員の選考については、過去の反省から考え、大変とは思いますが、事務内容の妥当性、投資効果、緊急性などを検討し、選択と集中による優先度を勘案した評価をするためには、国・県の行政経験のある方や役所のOBの方々などを行政の事務事業を客観的に見ていただけるんじゃないかと思いますので、評価委員に選考していただき、事務事業の見直し、補助金見直しを第三者の視点から入るような分析及び検証を含めた評価の取り組みを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。



日程第3 議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の見直し等の措置が講じられたため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料32ページをお開きください。

条例制定の趣旨でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、厚生労働省令で定められていましたが、第1次地方分権一括法の施行に伴い、当該基準については、市の条例で現在定めているところでございます。

今回、国における社会保障審議会、介護給付費分科会の審議を踏まえ、介護保険法施行規則の一部を改正する省令、平成27年厚生労働省令第4号が公布され、当該基準等が改正されたことにより条例の一部を改正するものでございます。

国が定める基準の主な改正点であります、(1)の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護でございます。

これまででは、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業所に認知症対応型共同生活介護事業所等が併設されている場合のみ、当該事業所等の施設の職員をオペレーターとして充てることが可能でありましたが、定期巡回事業所と同一敷地内の施設等の職員をオペレーターに充てることのできるよう基準が緩和されたことにより整備するものでございます。

(2)の認知症対応型通所介護でございます。

共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所ごとに3人以下となっていました、複数ユニットを有している認知症対応型共同生活介護事業所については、ユニットごとに3人以下とすることとされたことに伴い整備するものでございます。

(3)小規模多機能型居宅介護でございます。

登録定員25人以下を29人以下に改正し、登録人員が25人を超える場合は、通いサービスにかかる定員を15人までを登録定員に応じて、18人までとすることを可能とされたため整備するものでございます。

(4)の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームでございますが、2ユニット、1ユニット定員9人までとされている標準のユニット数について、新たな用地の確保が困難であ

るとき、その他地域の実情がある場合は3ユニットまでとすることが可能とされたため整備するものでございます。

(5)の複合型サービスでございます。

登録定員25人以下を29人以下に改正し、登録定員が25人を超える場合は、通いサービスに係る定員を15人までを登録定員に応じて18人までとすることが可能とされたため整備するものでございます。

あわせて、サービス名が看護小規模多機能型居宅介護に改称されたため整備するものでございます。

付議案件説明資料1ページから31ページにかけて、新旧対照表をお示ししてございますので、御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(上村 環君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○18番(小園義行君) 今回、条例改正をするということで、多様な介護サービスを確保したうえで介護サービスの質の向上を図る観点から、国の同一基準とされたということですね。非常にここだけを見るとよく分からない部分があります。何点かお願いします。

この職員を「オペレーターに充てることができるよう基準が緩和された」オペレーターってどういう職種なのかですね。

そして、それぞれの1、2、3、4、5あるわけですが、我が町のこの施設ですかね、小規模多機能型居宅介護とかいろいろありますね、これがどれぐらいの数存在しているのかということで、具体的なお名前があればすぐ分かりやすいわけですが、その数について、ちょっとお示しをしてください。

○保健課長(津曲満也君) オペレーターでございますけれども、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等でございます。

施設につきまして、どれぐらいあるかということでございますが、認知症対応型共同生活介護につきましては、7事業所、事業所名を申し上げますと、グループホーム松山あじさい、グループホーム南の家族、グループホームふれあいの丘、賀寿園グループホーム愛、松風の里、びろうの樹、グループホーム昭ちゃんの家でございます。

特定施設入居者生活介護、しおさいと、びろうの樹山重でございます。

小規模多機能型居宅介護につきましては、みどりの風、ひなたぼっこ、びろうの樹の3事業所でございます。

認知症対応型通所介護につきましては、有効期限が6年間ということで、平成18年に指定してございまして、平成24年に更新手続きがなく失効しております。その時の事業所でございますけれども、グループホーム南の家族と、びろうの樹でございます。

以上でございます。

- 18番（小園義行君） このオペレーターですね、今、介護福祉士、介護士、いろいろおっしゃったんですけど、併設されている場合にのみ当該事業所の施設の職員をオペレーターとして充てることが可能であったが、定期巡回事業所と同一敷地内のオペレーターを充てることができるよう基準が緩和されたということですね。施設の職員を、その介護福祉士だとか、そういったものに充てることができるというふうに資格もなくても大丈夫だというふうに理解していいんですか。
- 保健課長（津曲満也君） 資格等は確認しておりませんので、確認させていただきたいと思います。

資格を持った方しかオペレーターはできないようになっております。

- 議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

- 議長（上村 環君） 日程第4、議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

- 市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地域活性化、地域住民生活等、緊急支援交付金により実施するプレミアム商品券発行事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,502万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億661万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、総務費国庫補助金を1億2,388万4,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、企画費を2,331万7,000円増額するものであります。

12ページをお開きください。

歳出の商工費は、商工業振興費を9,136万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

- 8番（西江園 明君） 今朝もちょっと全協で説明されたんですけども、多くのメニューが

計上されております。それぞれの事業に対しては、うんぬんと言うあれじゃないんですけども、主にソフト事業が多いようですけれども、特に地域消費喚起生活支援型プレミアム商品券等については、昨年までは一般財源で計上したものが、今回は国庫でということで、市の財政にとっては非常に有り難い政策だと思うんですけども、そのほかのですよ、地方創生先行型、約4,850万円計上されておりますけれども、この中をもろもろ12のメニューが、13ですね、出ておりますけれども、業務委託とか負担金補助が非常に多いんですけども、今年はこの国の補助があったから、こういう事業をやりますよということで、メニューとして新しく上がってきたわけですけど、今後ですよ、今年、国がこういうのがあったから花火で1年間で、ただ事業を見てみると1年間の事業というもので、あくまでもずっと継続していかなければならない事業が多いみたいですが、来年度以降は、どういう考え方なのか。例えば、私の所管ですから、内容は委員会で聞くとしても、土曜教室、一般質問も上がっていますけれども、そういう事業、例えば、情報発信事業と言って864万円の事業が、こういう計上されておまして、イベント等の志布志のPRをするんだという事業ですけれども、この事業があるから今年限りの事業か、来年度以降はこの13のメニューはどういうふうに考えているのか、ちょっとその辺をお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回7号補正ということでお願いをしておりますが、次年度以降につきましては、今回を先行型として継続をしていく事業、それから拡充をしていかなければならない事業等もございます。そして今回、限られた予算ということで、当初、頑張っているところについては、たくさん交付をするというような国からのお示しもあったところですが、最終的には一律、財源を交付をされたところでございます。国としては、今回この事業については、先行的に取り組みをして、そして、27年度に市の総合戦略を策定をいたします。5か年間については、国の方もそれに基づいて財源措置をするということを示されてございますが、今後、その計画策定の中において、更にまた拡充をしなければならない事業等も出てまいるかと思っております。

今回については、新規の事業、それから情報発信、それから特用林産、きらり輝く等については、これまでも事業展開をし、そして、今回は新たに拡充をして、予算計上をしたものもございます。

それから、今回補正で対応できなかった分というか、当初予算の中にも今後展開をしなければならない事業等についても、地方創生という枠組みの中で考えながら、当初の予算編成をしてございますので、それについても、27年度、これ全庁的に各課取り組みをして計画を取りまとめをしながら、5年というくりではございますが、私どもは10年、20年先を見据えた形での戦略計画を策定して取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（西江園 明君） 今の答弁ですと、この事業は5年間は、3年で終わる事業もあるかもしれないし、10年かかる事業もあるかもしれないけれども、国としては、この事業は今後5年間は、国の財政によりますけれども、一応継続してあるんだという国の考え方、ですから、うちにも一億二、三千万円ですかね、きていますけど、今後も5年間はこういうふうが続けてくるというふうに理解していいんですかね。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回、地域消費喚起につきましては、多分単年度というふうには、私ども見てございますが、先行型につきましては、今議員御指摘のとおり、先行的に取り組みをする事業、今後それぞれ拡充をしていく部分等も考慮してございますが、国としては5か年、これを中心、これ以外にもたくさんございますけど、予算措置は国としては、今のところは予算措置をしていくということは伺っているところでございます。

○8番（西江園 明君） はい、じゃあ継続されるということで安心いたしました。

先ほど課長の答弁で、多くの事業があったけれども、今回14のメニューがなくなったわけですが、先ほどの一般質問じゃないけれども、こういう事業も事務事業マネジメントシートに基づいて上がってきて、それからこの14事業を今回採択したと、その場合にどのぐらいの、全庁的ですよ、要望というのが多分上がってきたと思うんですけど、その辺のところはどうなんですか、そのうち14採択したんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 先ほどマネジメントシート等ということも御質問等がございましたけれども、当然新しい事業等については、マネジメントシート、あるいは新しい事業については、実施計画等を示してヒアリングを行います。

今回のこの地方創生関係につきましては、本市といたしましては、6月議会で人口減少対策という質問等もございまして、7月からその会議等を随時開きまして、その流れの中で、国がこの地方創生という位置付けをいたしました。それに基づく、国がはっきりと示さない中ではございましたが、今後、私どもが人口減少対策について、各課考えられる事業等については、大方出していただいたところでございますが、当然事業費が上がっていない事業等もございまして、今回当初の予算編成と、それから、この地方創生の補正ということで、同時に予算ヒアリングをした中で、最終的に国との実施計画のヒアリング等もございましたので、最終的に残ったというか、計上したのが、この13の事業になったという経緯がございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回、この二つですね、このタイプに地域消費喚起生活支援型等、地域創生先行型ということで二つに分けられた大きな理由ですね、それが1点です。

そして、地域消費喚起生活支援型、これは国が示したので2,500億円なんですけど、これが都道府県と市町村の配分率はどういうふうになって、その交付の考え方ですね、そこについてはどうなのかと、2点目です。

そして、地方創生先行型が1,700億円と国が示しているわけなんですけど、都道府県と市町村の配分の考え方ですね、その交付の考え方を少しお願いをいたします。三つ目ですね。

そして、国が示している対象事業というのがメニューにあるわけですが、これで交付金の目的にかなえば、各自治体で自由に事業設計が可能ですよというふうになっているんですが、すべてそういうことで理解していいのかというのが4点目です。

そして、5点目にですね、これ1月に九州ブロックの説明会を内閣府が主催をして、そして、我が町は、国の補正予算の成立を受けてですね、ずっと行きまして、2月17日に市町村向けの説

明会があつてですよ、今、私たち、3月、今日は11日ですけれども、これがそれぞれの対象となる各課からのヒアリングとか言いますかね、そういったものをどういう基準で当局が各課からのそれを受けて、このメニュー事業等々に勘案して、これが該当する該当しないということの議論がどれぐらい深くされたのかということが5点目です。

6点目は、全協の中でも出てましたが、これが、交付申請をして恐らく全部通るといふふうには思いたいわけですが、それがどうなのかと、通らない場合には、どういうことになるんだろうねということも6点目ですね。

そして、今回のこの交付金事業を取り込むにあたって、当局として、一般財源等も、これ当然出ていくわけで、そこについては、今後、先ほど答弁は国が5年間はやるというふうには答弁ありましたけれども、単年度主義でしてね、これ5年先もそうするよと、これまで何回も私たちは裏切られてきています。国の事業のやり方ですよ。そのことが確約ができるというふうには理解した上で、この一般財源をこれに投入していくわけですよ、そういったものがしっかりと担保された上での先ほどの答弁というふうには理解していいのかですね、一般財源も、私ここで出されているものを計算すると、それなりですよ。100%をくれるわけじゃないですからね。そこについての当局としての厳しい財政状況の中で運営していくことに対して、深い議論があつて、この事業を取り込んだと、そのことについてお願いします。

○企画政策課長（武石裕二君） ちょっと今、9項目等ございましたが、まず、メニューにつきましての各メニューと、それから国が示します四つの視点というのがございますが、それに基づきまして申請をいたしたところでございます。

それから、スケジュール等につきましては、確かに今御指摘ございましたとおり、国は県において説明会を実施をしてございますが、その説明を受けて、県が私どもに説明をいたしたのが2月17日でございます。なかなか内容等も定まらない中、私どもも情報が少ない中、ただ、国が県へ説明をいたしました説明会をテレビ等で確認をしながら、そして、国が示した内容等も冊子入手しながら、今回まで進めてきております。

先ほど事業等については、7月、8月からもう既に私ども人口減少対策という形で動きをしてございますので、その中で積み上げたことが、今回最終的に事業として残ったというところでございます。

それから、国としては、今回この先行的な事業として予算化をしてございます。当然、今回繰り越しとしてお願いをしてございますので、国の方も入札等、あるいは執行残が出た場合についても想定をいたしまして、その交付限度額等を踏まえて、あとプラス一般財源等も今回合わせて予算計上をしてございます。

国においては、この27年度に想定をする計画書を盛り込んだ事業等については、多分国も限られた予算等にはなるかと思えますけど、5か年は、今の段階では確約というか、助成、支援をしますよということをおっしゃるので、私どもは、それに沿って計画をつくらざるを得ないというふうには考えております。

申し訳ございません。

各課のヒアリングにつきましては、時期、時期を得て、企画政策課の方で実施事業等のヒアリングをしてございます。それと、予算編成時以降の予算のヒアリング等を含め、内容等は人口減少対策、それから地方創生を12月以降になりましたけれども、勘案をしながら、関係課というか、全課ヒアリングして積み上げてございます。最終的には、7号補正ということで、今回13事業でございますが、当然、先ほども答弁いたしましたとおり、当初予算の中にも次年度以降、この地方創生に関わってくる事業等も盛り込んでございますので、そういったところでは、各課との調整はした中での今回補正予算計上ということになります。

申し訳ございません。

地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、物価動向や国においてでございますが、物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など、スピード感を持って絞った対応をすること。それから仕事づくりなど、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて、地方の活性化を促していくということを目的に、今回の地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設をされたところでございます。

答弁漏れについては、もう少し確認をさせていただきたいと思います。

今回7号補正でお願いをしておりますこの事業については、前もって国の方と直接この事業等の内容を確認した上で、認定というか認めていただいておりますので、国の方にもその時点で、今回上げた補正の事業と限度額については、約束をしていただけるということの確認はとってございますので、ちょっとはつきり分かりませんが、3月以内にはですね、国の方も交付金決定を打つという連絡は受けているところでございます。

たびたび申し訳ございません。

4番目のメニューの示されたことについて、自由に申請というか、それができるのかということでございますが、各自治体、それぞれ創意工夫をされ、知恵を出して計画を策定しなさいということがこの趣旨だろうと思います。ただ、事業等につきましては、当然、市の職員等の人件費等には支出ができないということ、それから建設事業等、そういったハード事業等についても充当ができない。それと、基金事業等、基金を積み立てて、それを事業化するというのもできないということも示されてございますし、これは一部でございますが、旅費、それから、備品等についても十分精査をなささいということでは指摘をしてございますので、そういった国が示している使われない事業等も十分配慮をしながら、計画策定はメニューの中に入れ込んでいるところでございます。

たびたび申し訳ございません。

この1番目と3番目だったと思いますが、交付の県と市町村の割合等については、私どもちょっと手持ちの資料がございませんが、把握はなかなかできてないところでございます。申し訳ございません。

○18番（小園義行君） もう一つですね、答弁が出ないのは出ないでもしょうがないでしょう。

それだけ、大変慌てて国がやって地方が混乱しているという状況ですのでね。

この今後の予定ということですが、国の審査を受けて、交付申請手続き、交付決定通知ということで、これは3月中に実際可能なのかということをしないと、これ補正予算で私たち議決をしないといかんですよね、そこについては、明確なね、答弁がこないとね、これ、議決を決まてないことを議決をしたって、おかしいことになるというふうに思って質疑をしているところです。そのことについての明確な答えを、答弁をお願いします。

それと、あと委員会で議論になるんでしょう、それぞれですね。一般質問等も控えていますけど、国、都道府県と市町村の配分費、これは4対6なんですよ、これね。そこも中身も少し僕も勉強してみましたけど、過去に小泉内閣の時代にあった税制と同じことをやってるねということで、地方にとって、非常にこう、人口の少ないところには損をすると、言葉は悪いですけど、そういったような配分の仕方の予算だなということを感じているところです。

そこについては答弁は要りませんが、この今後の予定としてですね、私たち議会として、この議案で上がってますのでね、これが明確にそうだというのがない中で、議決が果たして可能なのかということも含めて、私たちは委員会に臨まないといけないという立場に追い込まれているわけですよ、そこについて明確な答弁をお願いします。

○企画政策課長（武石裕二君） たびたび申し訳ございません。

今回の国に示してございます申請につきましては、1回、2回の審査を経て、その中で国から了承ということをお願いいたします。今、担当の方で確認をしたところでございますが、その電話等というか、それでの確認決定でございましたが、3月24日に交付決定をということの連絡はきたということでございますので、それに基づく前に若干早めに審査ということになりましたけど、それは間違いなく、国が交付決定をするということでの連絡がきたというところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（平野栄作君） これが事業化されていくということですが、この生涯学習課が担当しているしゅっ子育成事業、土曜体験広場、これについては、従来やっている事業が倍額になっていくわけになるんですが、事業を進める側については、もうほとんど次年度の計画、本年度の実績に基づいて、来年度の計画をもう立てている状況だと思うんです。ですから、予算が倍になるのは非常に有り難いことだと思いますが、やはり予算を適確に執行していくには、前もって十分な、事前の情報提供が必要になってくると思うんですが、この今の状況でいきますと、どうしても遅れていくのかなと、そうすると出発がどうしても遅くなっていく、そういうことが懸念されますが、それらについての事前周知は、どのような形で進めていかれるのか、そこを1点だけお示しをいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 今の議員のお尋ねですけれども、この事業につきましては、現在有明地区で行っているサタデー広場の拡充版というようなことでございまして、こういった事業を新年度、松山、志布志全地域に事業費を倍にしながらやっていきたいという考え方を1月の

公民館長会の中で説明しまして、おおむねそういった形だったら理解するという形でございますけれども、事業の実施については、またメニューの策定等について協議が必要であるということで、今進めているところであります。個別にですね、また中身の方の支援をしていきたいと考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） 私は、明日一般質問をさせていただくんですけども、その中でもこの事業等の拡充をちょっと盛り込んで質問させていただくつもりでおりまして、こういう形で、もう決まっていくということは、非常に有り難いことだと思います。

ただ、私が思う事業展開におきましては、やはり単体での活動には、もう限度が出てきているのかなというのがありまして、どうしても広域的な中での話し合い、そういうものを現場の方でもですね、もっていただきたい。そういうことがやはり地方創生の一環につながっていくのかなというのを思っているものですから、単体で予算が増えることも必要でしょうけれども、ある程度広域的な、今までできなかった広域的な取り組みの中での予算執行の在り方、そういうことも現場サイドでも話をしたいと、そういう機会があってもいいんじゃないかと思ってるんですよ。ですから、そういう機会をつくるには、早めにやはり現場、公民館長会では話があったかもしれませんが、そういう担当者の間には、まだ話がおりにないんじゃないかなと思います。そういうことで、そういう点について、早急に情報提供をしていただきたい。それをもって、また各現場では、いろいろな形で予算執行していくと思いますが、より効率的な、そしてまた、地方創生に向けて、また子供たちを今後我々はどう地域に定着させていくのか、そういう形での事業展開を今後は、また新たな視点で取り組んでいかないといけないと思うんですよ。そういう形で、早い段階での情報提供をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） きめの細かい対応をしてみたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（鶴迫京子さん） 所管外ですので、この議場で質問しなければ、ちょっと質問ができませんので、ちょっと詳細に教えていただきたいなと思います。

まず説明資料の4ページ、6ページ、7ページの3点ですが、まず4ページの多機能型拠点施設整備事業ということですが、ここに多世代交流の場、情報発信拠点の整備を図り、とありますが、ここで言われている、この多世代交流の場と情報発信拠点の場は違うのか、1か所ずつなのか、それとも数か所か。

そして、多機能型拠点施設で借上料が21万円計上されていますので、どこか借り上げてされるとは思いますが、市として、ちゃんと心当たりの店舗、空き店舗というのがもうあるのか、ないのか。少し内容をお知らせください。

そして、5ページですが、販路拡大支援事業というところで、市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加する費用の一部助成ということですが。この市外物産展というのは、関西で行われている大阪ファンデーなど入ると思いますが、実際そうなのかどうか。そして、この商談会というのは、どういう形のものの商談会か、少し内容をお知らせください。

それと、6ページ、シシフェスティバル開催事業というのがありますが、ここに若者文化を盛り上げ、市外への転出を減らしと、目的がいろいろたわれていますが、志布志の若者文化というのがあるのかないのか。そしてまた、市が捉えている若者文化というのは、どういうことを言うのか。そして、これはそれを発信する、この目的を達するために、フェスティバルと名がうってありますので、何日間かあるのか、期間はどうか、一日だけなのか。

そして、ほとんど委託料が545万円ということで、委託料なので、どういう形で、ライブイベントって書いてありますので、音楽イベントですので、どういう形でどういう方々を委託して事業を実施しようとしているのか、内容を少しお知らせください。

そして、最後ですが、7ページ、農林水産物販路開拓促進事業ということで、明日一般質問を行います、ここに書いてあります「志布志市農林水産物の輸出を推進するため」って書いてあります。ここで言う農林水産物というのは、市としてどういう品目なのか、まず上げてください。

そして、トップセールスとか、「国内外に」って書いてありますから、ここから受ける感じでは、国外ということを受けますが、そこいらを少し詳細にお示してください。お願いいたします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） まず説明資料4ページの多機能型拠点施設整備事業ですが、これは、施策の基盤となる情報発信事業の情報発信拠点とし、かつ商店街活性化の拠点といたしましては、空き店舗を再利用した小さな拠点として、市が整備し、運営を民間に委託するものがあります。施設の中で物品販売や、カフェ等、行えるようにしまして、多世代の交流の場になるよう、そういったものを目指す事業でもございます。

その中で、市として該当地はあるのかということでしたが、現在候補地を選定し、そこをお願いしようと、そこをその場として活用したいというふうに考えておるところです。そういった観点から、市がその施設を借り上げて、そういったふうに改修して、運営を民間に委託をするものでございます。

それから、5ページの販路拡大支援事業ですが、これは、市内の事業者が販路開拓を行うにあたり、戦略策定、市場調査、PR活動等に必要になる費用の一部を補助するものでもございます。具体的には、そこにお示ししてありますように、出店料の3分の2を助成しまして、旅費については、2人分を2分の1助成し、上限を50万円とし、1事業者につき、年度1回限り使用とするものでございます。

それから、6ページのシシフェスティバル事業ですが、これは若者の流出に歯止めがきかない中で、音楽を取り入れ、新たな観光資源を生み出しまして、志布志の認知度を高め、市外からの人の流れをつくるため、プロのアーティストを招へいいたしまして、市街地にて音楽イベントを開催するものであります。イベントとあわせまして、商店街の飲食店をグルメストリートといたしまして、フェスティバル参加者に対しまして、クーポン券等を配付しまして、商店街ににぎわいと呼び込み、シシガーデン等で、その熱気をリアルに発信したいというふうに考えております。これは一日を予定しております。

多機能型拠点施設整備事業の予算の概要ですが、設計費用を40万円、そして、工事費に対しま

して460万円、借上料は先ほど申し上げました。空き店舗の借り上げを予算化しておるところでもございます。

商談会につきましては、市外等で行われるイベント等におきまして、その特産品、そういったもの等を展示販売する、そういったものに活用させていただきたいというふうに考えております。

○農政課長（今井善文君） 農林水産物販路開拓促進事業でございますが、目的のところに輸出と、特定したような表現をいたしております。下の方で国内外におけると、書いてありますとおり、輸出などというようなことで、ちょっと表現がまずかったところがございます。おわび申し上げます。

それから、ここで言います農林水産物につきましては、現在お茶の方が輸出について、動きだしておりますが、農林水産物ということで、農政課で所管する作物、農産物だけではございません。畜産、水産物、林産物、そういうところでも当然行動を起こさなければならないという事態が緊急に生じてくることもあろうかと思っております。そういうところも想定して、使えるような形で事業展開をできればというふうに考えているところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） 確認ですが、先ほど、この多機能型拠点施設ということで、小さな拠点施設、小規模な拠点施設ということでありましたが、答弁で販売とか、カフェなどをということは、この1施設の1店舗の中で、そういうのを総合的に入ったお店になる、店舗になるということですね、確認ですが。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回の先行型の予算につきましては、緊急を要するというところで予算措置をお願いするものであります。そういった関係で、まだまだ通りの方々と、いろいろ協議を進めて、進めなければならない部分が数多くあるところなんです。現在の時点では、我々がこの予算化でお願いする部分については、一つの施設で、そういったいろいろな機能を持つ施設として、現時点では計画をしているところです。

○11番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました6ページのシシフェスティバルのことですが、答弁が若者文化について、まだ答弁いただいてないような気がします。そのことと、一日ということでありましたが、そのことで、この目的を十分に達成することができるというか、始まりですので、5年間は国の予算が付けば、この継続事業でできるということでもありますので、定着するには5年かかるのかなとは思いますが、まずこの一日のわりには目的がすばらしいと思いますが、このことをどのように捉えられてますか、まず志布志に若者文化というのが今まであるのか、これから定着していくのか、このことをどのように、説明をお願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この事業の背景には、先ほど申し上げましたように、若者離れが進んでいる志布志市という認識でおるところでもございます。そういった意味では、今現在の志布志の市街地に若い世代の方々に足を運んでいただくといったためには、こういったイベントを打つかというような協議をしたところでもございます。そういった意味では、新たな発想で若い人たちが興味を引いている音楽を取り入れて、そういったイベントを組み、そして、あそこの今最近グルメで話題を呼んでおりますので、グルメストリートのにぎわいをですね、そうい

った今絶好のチャンスと捉えておりますので、そういったところ、市街地を中心に施設を利用して、音楽イベントを開催し、昼の時間を設けて、若者がその市街地を行き交う、そういった通り、にぎわいの通りを今回モデルとして実施いたしまして、次回、次年度以降は、現在あるイベント等と組み合わせながら、こういった事業を展開していきたいというふうに計画をしているところです。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 今回27年度の当初予算におきまして、港湾商工課関係分が大変今までと、今までの継続事業もありますが、新規事業ということでメニューがいろいろあります。大変期待するところであります。このことが、やはり先ほども同僚議員からありましたが、しっかり市民の中に周知、広報されなければ、その当日がっかりするような結果になってしまうということが、これまでいっぱいいろいろありますので、しっかりやる前に周知、広報を徹底して、せっかくの魅力ある事業がたくさん組まれてますので、しっかりそこを力を入れてやっていただきたい。そして、志布志市民が、ええ！そういうことは知らなかったということがないように、まず市外の客よりも、まず市の市民がこぞって参加できるということで、ぜひ周知活動も一生懸命やってほしいと思います。答弁もお願いします。

○市長（本田修一君） 大きな期待感を持っていただきまして、本当にありがとうございます。

私どもも、今回の地方創生事業につきましましては、新たなメニューを組み込んで提案するというごさいまして、実際それを実現するとなれば、かなり私ども自身が汗をかかなくてはいけない。そしてまた、多くの方々の協力ももらっていかなければ、想定する効果は得られないというふうには考えているところのごさいますので、どうか、皆様方におかれましても、改めて一緒になって、このまちづくりについて、そして、様々なに事業についても御協力をいただければというふうに思うところのごさいます。今、ちょうど、志布志市は勢いが出つつあるという非常にいいタイミングであろうかと思っておりますので、この地方創生事業を最大限活用してまいりたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午後1時半から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成27年3月12日（木曜日）午後1時30分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

八 代 誠

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午後1時30分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは。一般質問もちょうど折り返しになろうかと思えます。今年に入って1回目、この頃、前回やってないもんですから、ちょっと今緊張をしているところです。

本日は午前中、中学校の卒業式に参加をさせていただきました。希望に胸を膨らませて、自分の未来を創造すべく、次のステップに進んでいこうという熱意が皆さんの表情から伝わってきたところです。しかし、ここ数年、この式には参加をさせていただいているんですけども、年々とその数が減ってきている。このことは非常に寂しい気持ちも一方では抱かせられました。我々は、この子供たちが、この地域に根ざすべく、どういう施策をとっていか、そしてまた、国もこういう施策の転換を今度から図っていきます。これをどういうふうを活用して地域に根付いてもらえるような土壌をつくっていくか、これが我々の課題ではないのかなと自覚をさせられたところでございました。

国は、地方創生として東京都市部分への一極集中の是正し、それぞれの地域に若者が定住できる環境を整備し、将来的に人口の減少に歯止めをかけるための取り組みを始めました。今後、各地方公共団体が、その事業採択に向けて取り組みを進めていくものと思われま。

本市においては、いち早く推進本部を設置し、総合戦略にも着手されている点は評価に値するのかなと感じているところです。

しかし、一方では市内において、将来に向けて改善すべき点多々見受けられる状況もあります。外部に対してアピールする部分、それと内部に向けての情報提供や現状の認識及び改善、改革もあわせて並行して進めていくべきではないのかなというのを感じているところです。

今回3項目について質問いたしますが、どの項目におきましても、人口減少傾向にある中で課題が山積している地域の実情をどう改善していくのか。一方では、地方創生に向け、各地域が率先して、どのような取り組みを行っていくのかが問われているのかなという気がしてなりません。

それでは、通告書に基づき質問をいたします。まず、小中学校における区域を超えた就学の現状及び考え方について質問をいたします。

通告書には「入学」としてありますが、「就学」という表現が適正だと思いますので、訂正方を

お願いいたします。

学校教育基本法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成18年4月1日から施行されました。この中で、学校教育法施行令第8条により、「市町村の教育委員会は、就学校の指定を行う場合において、適当と認めるときは、保護者の申し立てにより、指定した学校を変更することができる」とされているが、この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう市町村の教育委員会が、「就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すこと」とされました。志布志市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の第2条で、校区として区域が定められており、第3条では「就学すべき学校は、就学予定者などの保護者の現住所の属する校区の学校とする。ただし、やむを得ない理由により、志布志市教育委員会が指定した学校以外の学校に就学しようとする場合は、教育委員会の許可を受けなければならない」とされています。

また、志布志市学校管理規則では、第3条に入学期日の通知及び学校の指定として、「就学予定者について、その保護者に対する入学期日の通知及び、その就学すべき学校の指定は修学通知書をもってする」。第5条に、校長に対する入学者などの通知で、「児童生徒を就学させるべき学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日の通知は、貴校に入学する児童生徒の氏名及び入学期日をもってする」。さらに第6条に、指定学校の変更申し立てとし、「児童生徒の就学すべき学校の指定の変更についての申し立ては、就学すべき学校の指定の変更についてをもってしなければならない」。同条第2項で「児童生徒との就学すべき学校の指定の変更についての通知は、就学すべき学校の指定の変更についてをもってする」となっております。

非常に分かりにくいんですけども、要は居住する地域ごとに、行くべき学校というものがありますよと、そこは定められておりますよと。しかし、保護者から申し立てがあれば、そして、その申し立ての内容が適正であるのか、そこはちょっと今後お聞きするんですが、教育委員会が認めれば就学先を変更できますよということになっています。

そしてまた、今の現状では、来年どれぐらいの子供たちが入学しますよというのが、大体この五、六年のスパンで分かっているんですけども、うちの小学校でも分かっておりました。今年はちょっと減るよと、ただし次年度からは10人ぐらいで推移するというような話でした。

しかし、ふたを開けて見ると、この前聞いたんですけども、今年度は2人だということでした。うちの校区では毎年少ないもんですから、以前も2回複式を経験しております。ただ、前の情報とするとですね、急に極端な減少になっているということ。そしてまた、このことが次の年に及ぼす影響が大きいのかなということを非常に危惧いたしました。

そして、この「教育委員会が認める」というこの内容がどうなのか、そこらあたりがちょっと我々には見えないところがありました。選択の自由度が増すことは保護者にとってもメリットでもあります。通学において、危険性の少ない学校なのか、ちょっと距離は同じぐらいでも、ちょっと危険な所がある、そういう部分で、こちらが行きたいという申し出があれば、それに決まってしまうということになると、非常に不釣り合いが生じてくるのかなと思ったところでございます。

す。

また、地方創生が叫ばれる中におきまして、従来活動をしております校区という組織があります。その居住区単位での活動をますます活性化していく必要が、今後更に生じてくると思われるんですが、この就学の問題が地域活動を停滞させる要因にもなりかねないのかなと、一部では危惧される部分もあります。

少子化、高齢化が進展する今日、地元若者が定住してもらうことは必要なことであり、また、就学先の決定という部分についても保護者の責任上、不可欠な要素もあるとは思われます。しかし、就学先選定と居住区域内での活動等についての共通の理解が、その地域において行われておかないと、あともって大きな課題となっていくのかなと思っております。そういうことから、特に中学校は部活とか特殊な活動がありますので、大きく言えば小学校になろうかと思いますが、小中学校における区域を超えた就学を認める基準、それと就学の現状、そして問題点、そして今後の考え方についての見解をお示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

市立の小中学校に在学し、または就学しようとする児童生徒の指定学校の変更につきましては、保護者の意向に対する十分な配慮や選択機会の拡大の観点から、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動、学校独自の活動等、児童生徒の具体的な実情に即して弾力的に扱う必要があると、国の指針が示されているところでございます。この趣旨を踏まえた上で、教育委員会においても通学区域制度の弾力的運用に努め、地域の実情や保護者の意向等に即して、適切に指定学校の変更が行われているものと考えております。具体的には、教育長が答弁いたします。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

市内の児童生徒の通学する学校の指定につきましては、保護者の現住所の属する校区の学校とすると規定しているところでありますが、やむを得ない事情により、教育委員会が、指定した学校以外の学校に就学しようとする場合は、変更の許可をするための基準に基づき、その内容を審査し、指定学校を変更することが適当であると認めるときは、許可しているところであります。

なお、変更する理由の中で多いものは、学年の途中で転居したが、学年が終了するまでは元の学校に通わせたい場合の転居に関する理由。指定された学校より近い学校に通わせたい場合の距離に関する理由。保護者が働いており、児童生徒が帰宅した際、家に誰もいない場合の留守家庭に関する理由であります。

教育委員会といたしましては、今後も保護者の意向を配慮しながら、指定学校の変更に事務的に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（平野栄作君） 認めるべき内容と言うんですか、うちの校区でも御存知だと思いますが、校区内の一つの団地と言いますか、そこの方々が別な学校に行って、その地域がそのまま別の学校に行っていっちゃう。聞くとところによりますと、そちらの方が近いというようなことで申請

がされているのかなとは思いますが。ただし、その近くからも今度うちの学校に来られている方がいる。そうしたときに、逆にその人たちが言うには、「向こうの方が遠いんじゃないか」と、どういう形で実測をするのか、そこらあたりの判断というのは、よく分かりませんが、この次の問題にもからんできますけれども、要は、その判断なんですよ、本当、道路1本違う所で別々の学校に行っている。でも中学校に上がると同じまた中学校ということになります。

そして、地域内での活動も全く異なってくるというようなことが考えられます。こういうことがですよ、一つ、昔から言うと校区という大きな決まりごとの中で、その中から別な学校にいかなければいけない理由というのがほとんど見えていたと思うんですよ、あそこはこういう理由だから、あそこに行ってるんだなというのがみんなに見えていたと思うんですが、今これが拡充されてからなのか分かりませんが、非常にこれが地域に見えない。そういうことで、連携感が薄れていっている。そして、地域間の交流が途絶えていく、そういう気配がしてならないんですけれども、この近い学校を選択されるということがありましたけれども、この近い学校というのは、教育委員会では、家からどういうルートを通して両方の学校を距離を測られて近いとか、そういうことまで調べた上で、そういう決定をされるのか、そこをちょっとお示しいただきたいと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、区域外就学を申請する場合は様々な申し出があるわけですが、その中で距離のこと、通学距離のことでの申し出というのがございますが、基本的には通学距離の申し出につきましては、保護者からの申し出というのが一般的な私どもの受け止め方です。通学路というのがありますので、もちろん通学路という形での通学距離になります。この通学の申し出は、私どもも非常に懸念しているところがありまして、例えば、今回新1年生に入る子供たちの例を申し上げますと、A小学校よりもB小学校が200m近いから、こちらの方に行かせたいという、そういう要望等が出てくるわけですが、これまで合併以降、すべてそういう通学距離での申し出も基本的に受け入れているという状況がございますので、今のところ保護者の申し出によって、私どもも保護者の利便性を図るという観点から通学の区域外の就学については、基本的に認めるような形をとっているところでございます。

○7番（平野栄作君） 私なんか、ちょうど野神の広域農道沿いの交差点で立哨をすることがあります。多分こういう子供たちというのは、あそこから歩いてきてるんだらうなということを見ることがあるんですけれども、ただ、先ほども言いましたように、そういう形で近くの方がそっちに行けるということで、実際行っている。そうすることによって、一方、本当限られた人数の中での取りあいになるのかもしれないけれども、やはり親としては児童数の多い学校を私は選んでいくのかなと思うんですよ。そうしたときに、今回みたいに極端に減る学校が一方では現れてくる。校長先生なんかともいろいろ話をしたんですけども、その二人の親がびっくりして、別なところに行かせるんじゃないかというのが、もう一人の親御さんの居住区は隣の蓬原校区なんです。たまたま出身が原田校区の方であったと、自分の出た学校に通わせたいということで、

一応二人については今後動かないとは思いますが、ただ次の年、これがどう推移していくのかなというのが本当危惧される部分が大きくなるのかなと思うんです。

地方創生地方創生と言いますが、私は一概に地域内が一体的に浮揚するということは、まずあり得ないと思います。ある程度やはり疲弊する部分もあるけれども、それは別なところがカバーしていくような、そういう総合システムを今後は築いていかないといけないと思うんですが、ただ、この学校問題についても、このやり方をやっていると、自然と廃校に追い込まれていくような土壌作りが、ずっとなされているのかなというのも非常に危惧される部分があるんです。であれば、一斉に統廃合を進める、そういうことも本当頭で考えていかないといけないというのが、その地域間の連携を壊すようであれば、そういうことも本当に真摯になって取り組んでいかなければならない課題まで直結していくんじゃないかと、非常に危惧しているところなんです。そこらあたりについては教育長は、どうお考えですか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

国の方は、保護者のニーズに応じて区域外就学については、弾力的に考えていきなさいという方針ですね、平成18年度にその通知が出されたわけですがけれども、片や、今、平野議員が言われましたように、結局通学距離だけでいきますと保護者の方が近い距離に行かせたいというようなこと等が出てきます。そうしますと、それは、今のところ基本的に受け入れてるわけですがけれども、そうしますと多分、例えば、ある学校に児童生徒が集中するということもあるでしょうし、ある学校は今度は子供の数が少なくなっているという現状が出てくると、そういうふうなことは、私も懸念しております。

実は、2月の教育委員会で来年度就学予定の子供たちが区域外就学を申し出ている、その理由をいろいろ調べてみますと、距離のこととか、転居のこととか、それから部活のこととか、いろいろあるわけですがけれども、今後、この区域外就学の運用については、教育委員会内でも検討していかなくちゃいけない課題ではないのかなということをこの前、定例教育委員会の中でも話し合いをしたところなんです。

ただ、簡単にいかないところがございまして。来年から区域外就学の順通学距離については、例えば1km以下は認めないようにしましょうとか、そういうふうに簡単にいかないところがございまして。そういうことを総合的に考えまして、今後検討していかなくちゃいけないんですけれども、保護者のニーズと学校側の立場と、そこをどう調整していくのかというのは、非常に大きな課題ではないのかなと思っておりまして、教育委員会の中でも、今後、議論の一つとして考えていかなくちゃいけない、そういう内容だろうと思っております。

以上です。

○7番（平野栄作君） 非常に難しい問題だと思うんですが、一方で考えると、保護者の要望がどんどん昔と違ってですね、思う方向にどんどん施策が傾いているというか、ただ、そのしっぺ返しという言葉はちょっと悪いんですが、地域からも、地域との連携を希薄にさせていく、そういう部分も非常に出てきてると思うんです。学校、保護者、地域という三者連携で子供たちを健

全に育成しましょうという形で、今はいろいろな事業も取り組んでおりますが、それ自体が意味をなしていくのかなというような気がするんですよ。やはり、その居住区に、よっぽどの理由という、みんなが認められるような理由で行ってらっしゃる方というのは、多分地域活動にも参加をしていらっしゃると思うんです、大変だろうけれども。学校行事プラス、その他の校区の行事にも参加をされる。だけど、子供は、どうしてもこういう理由で、こっちの学校にやらないといけないので、こっちの学校を選択したと、そういう親御さんがすべてであれば何も問題はありませぬ。ただ、うちのところを見ると極端に一つ10戸数ぐらいのところ、すべて別な学校に行てらっしゃる。そして、その周りの方は、うちの校区の学校に来ている。その中で、衛生自治会という組織があるから、ごみ出しだけは、近くの自治会の方に参加をさせてもらう、もうつながりはそこだけなんです。ただ、これが子供さん方が中学校へ上がった時点になったときに、じゃあ地域コミュニティの中に溶け込んでくれるか、そうした時に、どうなんだろうと思うんです。今まで交流のない中に、自ら手を挙げて参加をしますという姿勢をとってもらえる保護者であればいいのかもしれませんが、ただ、今の保護者の皆さんの状況を見ていると、もう本当、子供さん方には一生懸命だと思います。朝から、良いのか、悪いのかは別として送迎の問題、いろいろ学校でも聞いておりますけれども、そして、昨日も行きましたが、帰りも迎えに来てらっしゃる方々もいます。今は、非常に世間全体がちょっとおかしな状況になってきて、子供さん方の安全を誰が守るのかというのが、非常に昔みたいに地域でというのが、またそれも希薄化されてるのかなというのもあるんですけれども、そういう形で、なんか保護者の皆さんの意識と、地域の意識のずれなんかも生じてきていて、そしてまた、それが今、小学校と地域との関係にも少しずつ影響を及ぼしてきているような気がしております。

ですから、どこかでこの問題というのは、保護者が、そういう形でやられるのはいいと思います。ただし、どこかで規制をかけるべきものがないと、もう本当コミュニティがばらつきが出てくるのかなと思いますが、市長は、その点いかがお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話をお伺いしながら、地域というのは、子供たちが同じ学校に通っているから、その連携が深くなるというようなことで、地域の活動が活発化していくという面もあろうかというふうに思います。ただ、そればかりでない面もあるのではないかなと、地域の役割がですね。

ということでございますので、密接に連動しているということではありますが、地域は地域の在り方というものをもっと別な形で自治会活動、あるいは集落活動、あるいは校区活動というものについての研究は推進はしていかなきゃならないというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 他のところの事例をちょこっと見てみたんですが、この見直しが行われたことによって、メリットとして、保護者にとっては生活スタイルに合わせ就学機会が増え、利便性が向上した。子供にとっては、年度途中転校による学習面の進捗状況の差、遠足、運動会等学校行事への不参加、友人関係という問題を受ける件数が減少した。デメリット、保護者からは、更なる自由度を増した学区外就学許可基準を要望する傾向が強くなった。更に要望が強くなった

ということですね。これは部活動、単純に通学距離を理由としたもの、在籍していた小学校区の中学校に行きたい。通っていた幼稚園の近くの中学校に入学したいなど。子供にとっては、居住している地区の子供会などの地域コミュニティとの関わりが薄れる傾向にあるというようなことが、メリットとデメリットとして出ております。

ただ、今市長の方が自治会を形成して、その中でのということがありましたけど、今、その自治会ができていますか、できるんですか、今、うちのスタイルを見ていらっしゃると思いますが、その中で、あの10戸数あたりのところが自治会として今枠ではめられていますか。

○市長（本田修一君） 現在、今お話になられたところにつきましては、多分宇都地区のお話だというふうに思います。宇都地区においては、自治会としての組織化はされていないということでございますが、文書配布のみ地域でされているということでございます。

○7番（平野栄作君） だから、そこが私はおかしいと思うんですよ。さっきから言うようにですよ、その通学ということで保護者が選ぶのはいいんですよ、それは仕方がないと思います。今の御時世ですね。だけど、地域コミュニティを取れと市役所は言ってますがね、自治会をつくりなさいよって言ってますがね、参加をしてくださいとPRをしていますね、なぜ、それではそこをしてないんですか。というのは、そこで校区に行っていないからという、そんだけの理由ですよ。おかしいんじゃないですか、そこは。

だから、そこは教育委員会も考えに考えた末でやっていらっしゃると思いますよ。だから、そこをですよ、きれいに分けるようなことをしていかないと、ずっと平行線になると思うんですよ。

そして、これが一方では地方創生を言って、地域で活性化をしていきたいと思いますよ、その地域を崩しているわけですよ、一方で言う。だから、その整合性をいかに取るのかということは今で考えておかないと、今後この問題というのは、ますますエスカレートしていくような気がするんですよ。特に小さくなった学校には、親として、やはり小さいところというのは保護者数も少ないわけです。行けば役員が待っているわけですよ。100%役員になる可能性もあるわけです。大きいところに行けば、その役員、そういうところからも逃れるというのはおかしいですけども、ならなくてもいい、活動しなくてもいい、そういう選択も出てくるわけですよ。

だから、そこらあたりをきっちり分けをしながら、子供のこと、地域のこと、そこをきれいに分けていく線引きをどこで誰がやるのか、市長、もう一回その点についてお尋ねをします。

○市長（本田修一君） 先ほど教育長が答弁いたしましたように、教育委員会でもこのことについては、協議すべき段階にきているというような話があったところでございます。

参考事例としまして、平成24年4月に下原自治会より、野神小学校区から原田小学区への編入の申し出があって、通学区域を変更したという事例がございます。現在下原自治会から4人の子供が原田小学校へ通学しているということでございますので、こういった参考事例がございますので、これらの事例を参考にしながら、また校区とも十分話をしながら、このことについては、対応していかなくちゃならないことになるのではないかなというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 下原については、うちの原田校区の方に来てもらっております。3年ぐ

らいになりますか。あそこはもともと大崎の持留だったり、いろいろ変遷してきたところで、一応野神校区で活動してらっしゃって、その親の方々が、やはり原田で出ていらっしゃるということで、またちょうど若い世代が同じぐらいの世代が何戸数か集まった関係で、原田に行こうよと。みんなで決めて編入ということになりまして、大変この点については有り難いと思っております。

そして、先ほどの問題ですけれども、その集落として今認められないわけですよ、一つの団地というか、何軒ですかね、七、八軒まとまっていると思いますけれども、それぐらいあれば活性化住宅なんかも10軒ぐらいで、一自治会を形成しております。だから、そこでできない理由というのは何なんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今の自治会を新たに設置をする場合の問い合わせだろうというふうに思いますが、先に出ました宇都自治会につきましては、24年度にいろいろ議員の方からも相談がございまして、中身を検討した中で原田に校区がある、宇都鼻の自治会の中心にあるということもございまして、そこが例えば野神の方に校区の活動をするとした場合には、飛び地ができるといったこともございましたし、また校区の活動に参加ができないというようなこともございましたので、自治会としては運営はできないだろうという経緯に至ったところでございます。これについては教育委員会、それから総務課等とも協議をした中での決定をしたところで、宇都の自治会の方々にも説明をして了解をして、今の状態になっているということでございます。

それから、新たに自治会を認める場合ということで、要綱等というか、要領を定めてございますが、大体30戸以上ということを前提にしていると。当然そこが独立をして自治会に組織をしたいとする場合には、その周辺には既存の自治会がございまして、そこにまず加入をしていただいて一緒になって活動をしてもらうというのが前提にございますので、全く離れたどこにも関係しないようなところに、例えば30戸とか、そういう団地ができた場合については、状況を判断をして、新たな自治会として認めていくという方針でございますので、そういったこともございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 時代はもう流れていますよ、教育委員会の方でも、それで大変なんですよ。実際私も質問するにあたって、何も法に違反してないわけです。上の文科省が言っていることを素直に実践をしていらっしゃる。だけど、この問題の一つは、こういう地域コミュニティの問題にも加わってきているのが現状なんです。

そして、これがまた今後については、先ほどの事例もありましたが、増えていく可能性もあるわけなんです。そして、我々は今何をすべきか、地域をどう動かして活性化をしていくかということをおもひで考える今は時期にきているわけです。今スタートラインに立とうとしている。そして、その中で我々は後の質問にもつながりますけれども、どうこれを整理しながら、動きやすいものを作り上げていくかということをおもひで考えなければ、そして、それは市は市でまたやっていかないといけないんです。私は並行してやるべきだと思うんです、地方創生というのは。市がどんなに旗を振っても、後が付いてこれなければ何もならんわけですよ。

だから、その一つの方法として、こういう問題が今確かにあるわけですよ、地域に。ですから、

こういう問題を片付けないと、先に走っても崩れていくんですよ。だから、地域の中でお互いが話せるような状況をつくって、その中に、その部分を理解してもらい、そういうことをしていないと、今もう文科省の方がそういうことを進めているわけだから、これは全国どこでも見られている現象ですよ。ただ、こういう過疎地域になってくると、学校が別だから、ほんならおいげん校区には入れとかですよ、そういうことは言わないと思うんですよ。そこらあたりを隣の中でも特殊なところだけど、うちは今こういう形で、学校は違うけれども、この中でちょっとでも活動して顔つなぎをやっぱりしていった方がいいんじゃないかとか。そういう、もし何かがあった場合は、若い方々ですから、そういう方々が地域を支えてもらえる一員にもなるわけですよ。ただ、なかなか接点は少ないかもしれないけれども、そこを構築していくようなことも一方ではやっとなかないと、もうできないからと諦めとったら全然進まないわけですよ。そして、地域コミュニティをどんだけ今崩れているものを今後構築していくかということが、この地方創生の一番大きな問題じゃないかと思うんですよ。それを難しいからと手を付けなくておくと、更にこれは広がっていくと思いますよ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話のとおりだと思います。その宇都地区につきましては、従来の自治会の設立の要件とか、そういった経緯で現在の段階では周囲の自治会に加入していただきというような流れできているのかと思います。

今お話になられた地区につきましては、旧来の考えだとすると、もともとの校区の方で通学しなさいよというようなふうに社会全体として言える内容かと思いますが、文科省の方針も変わったと、時代の流れも変わったということでございますので、子供にとって利便性のある、保護者にとって極めて学校が近いということは有利な条件でございますので、そちらの方にやりたいというお気持ちを尊重するというような流れの中でいくとなれば、改めて、この校区という線引きについても変更する時代になっているのかなというふうに思うところでございます。

そのようなことにつきましては、それぞれの地域で協議をしていきながら、合意を得ていく内容であるというようなふうに思うところでございます。当然、私どもは、そのことにつきましても十分内容を精査いたしまして、よりよい形で自治会活動、また校区活動が進展するような内容にまとめて地域に相談してまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 何かもうちょっと、進んで取り組んでいただきたいなというのがあるんですけども、先に走るのもいいんですけど、やはり中身、器の中をよく見ながら前を見ていかないといけないのかなというのが本当危惧されます。

うちの事例というのは特殊だと思うんですよ、他のところでは、そういうことは少ないんじゃないかなと思いますけれども、やはり私ども、この今でさえ、この地域コミュニティというのが昔からすると相当弱くなってきている。そして、今こういう学校の問題が更に拍車をかけていく。

そして、今社会の情勢を見ていくと、非常に昔では考えられないような事件が多発している。そういう流れですよ、今ずっと、良くはなっていないのかなと思うんですよ。これをどうやっ

てやっぱり良くしていくのかなと、やはりそこには地域という、家族があつて、集落があつて、校区という、そういう少しずつ大きくなっている中で、やはりコミュニティがなされていた頃には、いろんな角度で目が届いていた。それが今は、どこの子かも分からないような状況で、昔は苗字を聞けばどこ集落、ああどこだというのは分かりましたけれども、今は全く分からないような状況も出てきています。地元でも、やはり自分なんかもびっくりするんですけれども、ああこういう苗字の人がいるんだなというという、奥さんがこちらで旦那さんの姓だったりとかですね。ああその方なのかとかいうのもあるんですけれども、やっぱりですね、もう一回この部分というのは、学校もですけれども、地域を担当する企画のサイドでもですよ、もう一回もんでいただきたいと思うんですよ。どうあるべきなのかと、大変だと思いますよ、この問題というのは。いったん崩れかけているのをまた直していく方向、そしてまた、それに少子高齢化というのが加わってきている、その現状の中、非常に大切な部分、防災の観点からしても大切な部分、見守りの観点からしても大切な部分だけど、なかなか構築し難い部分、それに手を出していかなければいけないわけです。その一環として、この事例でお示ししているんですけれども、まず一つ、小学校等についてはPTA活動等で保護者の方々にも、そういう地域活動のまあ言えば、地域三者連携というような言葉をよく使われておりまして、私は、これが今本当希薄になっているのかなと思うんですが、この点について教育長はどうお考えですか。

○教育長(和田幸一郎君) 学校というのは地域あつての学校、学校あつての地域だと思います。先般、川崎市の事件を見ましても、子供がもう少し地域との関わりというのが持ててれば、またああいう事件というのは起こらなかったのではないのかなとも思ったりもします。

そういうことを考えますと、やはり子供たちというのは、学校の中だけではなくて、もちろん家庭が基本なんですけれども、家庭があつて、先ほど議員が言われたように、やっぱり地域の中でみんなが見守り、声を掛け、励まし、名前と呼ぶ、呼びあう、そういうふうな中で子供たちが育っていくことが、一番いいことなんだろうと思います。

今回のこの区域外就学の件に関しましても、本来ならば校区の学校に行つて欲しいという思いを私どもは持っておりますけれども、保護者のニーズが非常に多岐にわたっておりますので、先ほど申し上げましたように、その調整ですね、そこをどうしていくのかというのは、非常に大きな課題ではないのかなと思っています。

ただ、保護者の理由を考えたときに、誰もが先ほど議員が言われましたように、誰もが納得できる理由、例えば転居とか、あるいははじめにあつてるとか、そういう誰もが、これは区域外就学を認めざるを得ないなという必然的な理由もありましょうし、通学距離というのは、例えば200mというのは誰もが、うんそれはもう仕方ないよなというような必然的な理由に当たらない、そこら辺の線引きというのが非常に難しいところがあります。

今後の検討課題にさせていただきたいと思います。いずれにしましても、子供たちというのは、地域の中でみんなで見守り育てていくという、その基本的な考え方というのは、私も同感ですので、その地域のコミュニティが崩れていくような方向では困るわけですので、そこら辺は十分ま

た教育委員会としても、生涯学習課を含めて関心を持ちながら、教育を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○7番（平野栄作君） やはり地域の地域コミュニティというのは、やはり教育にとっては欠かせないものとおっしゃってますよ。それであれば、今こういうものをもうちょっと市役所の方でもんでいただいて、そこの方々の理解を得る、そしてまた、その地域の方々の理解を得ながら一緒になってできる部分だけでもいいから、一緒になってやっていこうよということに近づけていかないと、このことというのは、解決はできていかないと思うんですよ。

だから、どっちも言い分は出てくるかもしれませんが、そこはやはりお互い、その地域の中で、その地域の方は、その子供たちを見ているわけですからね、我々は分からないけれども、だから何かがあったときは、そういう方々は加勢をしてもらわなければいけないわけですよ。なんだけど、校区に入っていないからという、そんだけの理由で、もう知らないというようなことでは、またいけないのかなと。

ですから、やはり我々は地域、そこに子供たちがいる以上は、そういう子供たちにも目を向けていかないといけない。その中で、親の皆さんも大変かとは思いますが、やはりそういう自治会の中で、学校行事はまたやらないといけないし、校区行事はやらないといけないとなると、負担が増えるかもしれないけれども、そこは納得してもらった上で、できることをやはり、その中でやってもらう。そして、集落での付き合いをやってもらう、そういうことで若干ずつでも改善ができないかなと思うんですが、そこを最後、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供を取り巻く環境の変化というものは、戦後この方だいぶ変わってきているということで、最近において、特に学校、家庭、地域連携が必要ということで様々な形で、学校に地域が関わるような機関が設置される時代になってきたところであります。

そのような中で、さらに今回地方教育基本法が変わりまして、私の方で今回改めて大綱を策定いたしまして、本市の教育の方針について、そしてまた、子供がどのようなふう to 育つべきかということの市民の皆様の意見を受けた上で、大綱を策定するというようになってきているということは、まさしく時代が変わってきている。そのようなものが顕著に現れている内容だというふうに思っているところでございます。

ということでございますので、自治の活動と、自らが住んでいる地域については、自らが率先して取り組んでいただきたいということを私は共生・協働・自立のまちづくりということで、この市長になってから盛んにお話し申し上げて取り組みを深めていただいているところでございますので、学校教育という分野も更に絡めて、先ほど言いましたように、校区のエリアですね、そういったものを含めて、検討をするべき時期にきているんじゃないかなというふうには、改めて思うところであります。

しかしながら、子供を育むのは何と言っても家庭だというふうに思います。家庭がまずしっか

りと子供を育てていく。そして、それを学校が健やかに育成していく、学力を付けていく、体力を付けていく、道徳力を付けていくということも学校にもお願いするということでございますから、基本的には、やはり家庭がしっかりしていかなきゃいけないということで、その家庭の有り様については、やはり地域で親御さんたちが一生懸命近隣の方々と連携しながら、地域づくりに励んでいる姿が、子供たちにも好影響を与えるというようなふうには思うところでございます。そのようなまちづくりを更に目指してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 私も思うんですけども、自分なんかの頃は、親からがられおったですから、まさか社会に出て家に帰ることは考えてもおりませんでした。出ていくものと思っておりました。よくよく考えてみますと、なぜこの自分のふるさどがいいのかな、隣のおじさんからがられたり、ほめられたり、そして、いろいろ道端で話を聞いたり、そういうことがあったわけですよ。そういうことがあるから、この地域にまた帰ってきたのかもしれない。今の子供たちというのは、それがいいんじゃないのかなと、非常に希薄になってきている。

そして、その地域の良さというものをそこにあるのに気付かない、話にいけないわけですから、畜産をやっている、その畜産の面白みというものが分かるのかなと思うんです。昔は、それが分かったんですよ。みかんを作ってらっしゃるところとか、いろいろ我々の頃は、みかんを作っているところが多かったですけれども、家も作っている人のをちぎってがられたりですね、そういうのもありましたけれども、やっぱりそういうものが地域の魅力だったんです。そこにそういう暖かい人たちがいたから、我々も帰ってきて、そこに地に足をつけることができたのかなと思うんですよ。

ですから、子供たちに帰ってきてほしいのであれば、やはり帰ってこれる地域を我々が築いていかないといけないと思うんです。

非常に今ですね、昔から言うと、自分たちが思うようなことができるような時代になってきておりますけれども、果たしてそれでいいのかなという部分もあります。ただし、それはもう認めないといけない部分もあります。そこはお互いが理解をしながら、何のため、子供たちのために、この子供たちがここにまた根付いていくために、我々は何ができるのか、そんな小さい問題でござらぬやとっていいのか、そういうことです。我々自体もやはり今後、勉強していかないといけないのかなと思います。

それでは、市長が前向きでしたので期待しまして、次に移りたいと思います。

福祉行政についてです。民生委員の選出の在り方と、今後の方向性ということで、質問をさせていただきます。かねてから民生委員の方々には、身近な地域に居住され、地域の福祉の相談窓口として、日々御活躍をいただいている点に感謝を申し上げます。民生委員は、民生委員法により設置が定められて、都道府県知事の推薦によって厚生労働省が委嘱することになっております。

市内においては、松山地区16名、志布志地区50名、有明地区28名の計94名の皆様が地域の住民の側に立って、生活情報の把握、相談、援助活動、福祉サービスの利用援助や情報提供、社会福祉事業経営者等との連携、支援、行政機関業務への協力、住民の福祉を増進するための活動など

を積極的に実施されております。

それらに加え、校区公民館、あるいは地区社会福祉協議会と連携し、地域で開催される各種福祉関係事業やボランティア活動等、多岐にわたり協力をいただいております。

また、民生委員は無報酬のボランティアで民生委員法では、給与支給は認めておりませんが、必要な交通費、通信費、研修参加費などの活動費は定額として支給できることになっております。昨年の11月12日に南日本新聞の方に「独居高齢者増、経済負担重く、民生委員問われる処遇」という記事が出されました。このことについては、非常に業務が多くなってきているけれども、処遇自体が低いんじゃないかというような記事の内容でした。そしてまた、これは鹿児島市の事例でしたけれどもこの民生委員法自体が、もうこの時代にそぐわなくなってきているんじゃないのかというようなことも記載がされているところです。「ボランティア精神に頼る民生委員法は、時代にそぐわない面が出てきている」と、関西の方ですけれども、踏み込んだ内容で記載がされておりました。

非常に、この民生委員の方々の仕事というのは多岐にわたっておりまして、相当量のボリュームのある事業だと思っております。その業務量ですが、現状でも増加傾向にあるわけですが、今後におきましては、高齢化、そしてまた少子化の進展により、また委員の皆様方への期待はますます高まって、またそれ以上に輪を付けていうか、業務量が増加していくのではないかと危惧をされるところです。このような中で、従来の民生委員の方々の選出方法を見てみますと、いくつかの集落の担当地区、それとその中に住んでいらっしゃる方、そういう方を選出されているのかなというのが見えるわけなんですけれども、今、この少子化、高齢化でこの集落割当て等を見ても、なかなかその中から、今はもういらっしゃいますけれども、次とか、3年で交代ですので、2年先、3年先とか、5年先とか見たときに、その枠での選出というのは本当にできていくのかなというようなことが危惧されるわけです。この選出の在り方等についても、今後議論し、改善をしていくべきではないのかなと思っているんですけれども、今現在、民生委員の方々の選出について、市の方では、どのような形でやっていらっしゃるのか、その点について伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市では94人の民生委員、児童委員を委嘱しておりまして、民生委員の方々は社会福祉の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉行政に対する協力機関として、社会福祉増進に努めるものであります。

したがいまして、民生委員、児童委員の選任におきましては、民生委員法にのっとり、民生委員推薦会が民生委員を推薦するにあたっては、市の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のあるものであって、児童福祉法の児童委員としても適当である者について、これを行わなければならないと規定されております。的確者の確保につきましては、地区住民の民生委員制度に対する理解と、自治会等、福祉活動を行う団体等、多方面から幅広い意見を踏まえ選任することとされております。本市も民生委

員の選任につきましては、これらを基本とし、これまでどおり地域ごとの実情を踏まえた弾力的な選任を行ってまいりたいと考えておりますが、最近の母性、乳幼児の保健など、幼少人口の資質の向上を図るということから、女性の民生委員の増員に努めるとともに、今後の選任の在り方について、地区民生委員協議会との意見交換を行い、課題と解決策を協議してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） 今94名で、選出については、志布志市民生委員推薦会規則というのがあるわけで、そこで審査をされるということだと思います。

その前にですよ、各地区から選出するにあたっては、多分公民館とか、そういうところから推薦ないしは、その適格者のリストアップというか、そういうことをやられていると思うんですが、その点はどうか。

○福祉課長（福岡勇市君） 推薦委員会までの流れだと思いますけれども、その点について説明をいたします。

現任の民生委員から辞職願の提出がなされ、その後、対象地域の公民館長など、候補者を推薦いただき、候補者の選出をしているところでございます。地区によって方法がちょっと異なるんですけれども、松山地区におきましては、前任者の推薦による方法をとっております。志布志地区、有明地区につきましては、前任者の推薦による方法、そして、それでもまとまらないときには、公民館へ推薦依頼をしている状況でございます。

以上です。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。

前任者、まあ言えば公民館役員と似たような感じですね。辞めるときに後を見つけるというようなスタイルもあります。PTAの役員もそんな感じかなと思いますけれども、市長、今ですよ、公民館、言えばこのくくりがありますよね、担当地区というのがあります。実際であれば、この担当地区の中から出してもらおうということなんですよ、確認です。

○福祉課長（福岡勇市君） 有明地区、志布志地区、松山地区、民生委員さんごとに担当地区を設けているようになっております。何でかといいますと、やっぱりその地区の状況を一番分かっている方が民生委員ですので、それと地区的に近いですので、その方の距離がですね、それで地区担当として選出している次第でございます。

○7番（平野栄作君） この地区に居住している方が、この地区の民生委員になるわけですね。その選考会とか、いろいろ審査を受けるわけでしょうけれども、今このくくりで見たときに、何年か先に、この地区から民生委員がずっと出せるんですか、どう思われますか。

○福祉課長（福岡勇市君） 担当で各地区ごとに割り振っているところでございます。あと、この定数についても、参酌標準でありますとおり、本市の規模として120から280までの世帯ごとに民生委員の1人ということになってるところでございます。合併前から、この94人というのは変わらないところでございます。それと、福祉に長いんですけれども、20数年このままの数字で推移しているところでございます。

○7番（平野栄作君） ずっとそのままですよ。今までは良かったんですよこれで、と思います。問題がなかったから、というよりは、今後、我々のこのくくりを見てみても、今やってらっしゃる民生委員の方々が退かれた時に、果たして誰がやられるのかなと思うんです。大きいところはいいでしょう。

特に松山地区、有明地区、志布志の田之浦地区とか森山地区、そういうところだと思うんですけども、このくくりで本当に今後これだけの民生委員さんを維持できるのか、まずそれがちょっと疑問に思っております。

それと、この業務量ですけれども、これなんかについてもですよ、ずっと増えていくんじゃないかなと思うんです。それと、このくくりが、今後ずっと永続はできないと思うんですよ、人口の問題も出てきます。そこらあたりについて、市の方向性をお示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 業務量については、年々福祉行政のサービスで多くなってきているところではございますけれども、行政としてもこの課題については、民生委員定例会とかで協議していかなければならないことだと思います。

あと、この区切りについては、一応94名が定数ですけれども、3年、任期ごとに定数の見直しをしなければならないということがあるんですけれども、多くする、少なくするというのは意見を県の方に出さなきゃいけないものですから、これについては、県の条例の中で94名と、今なっているものですから、これについては意見を聞きながらしなければいけないので、この点についても民生委員、児童委員の定例会の中で、今後協議しなければいけない事項だと考えています。

この人口で推移があるんですけれども、減少ということなんですけれども、これについても先ほど締めくくりで話したとおり、定例会の中で、今後協議していかなければならない懸案事項だと考えておるところでございます。

○7番（平野栄作君） 我々も社会福祉協議会等、ふれあいサロンなんかにも加勢をしてもらって、非常に協力をいただいております。それとはまた別に朝晩ですね、ずっと対象者のところを巡回していらっしゃる姿等も、よくお見受けをしておりますし、いろんな会合にも顔を出されている。また、今回の朝ありました卒業式の方にも毎回毎回顔を出してもらっていると。非常に御苦労をかけているなと思っておりますが、今、全国的な中でですね、民生委員の引き受け手がないというのが結構ホームページ上では、ホームページというか、出ております。なぜ、これを私が出したのかといいますと、有明地区と志布志地区の1か所ですけれども、公民館長の皆さんが兼務をされているところが数箇所出てきていらっしゃいます。これが悪いということじゃないんです。ただ、私は今回は地方創生という点から質問をしているものですから、地方創生となったときに、校区公民館の活動の見直しとか、今後いろんなものが出てくると思うんです。

そして、一方では民生委員の仕事というのは、限られたボリュームというのは削ることはできないと思います。そして、これがそのまま推移していくと兼務職で構成されていくということになると、福祉の低下を招いていくのかなと、非常に危惧するところなんです。

そしてまた、校区の中では民生委員という別の立場から見た意見等をもらいながら、校区の運営を見直したり、追加をしたりする、そういう第三者的な目線で、いろいろ話もお伺いしておりますので、ただ、そういう点も一つ欠けてくるのかなと。

そして、この定数については、県の方で定数が決まっているということでした。ただ、私思うのが、そこに住んでいるから、地域の事情が分かっている、今は、そういう時代じゃないですよ。定年を迎えて帰ってこられた方もいらっしゃいます。そういう方々が交通安全協会の役員をなさっていたり、活動をやっていたり、積極的にやっていたり、積極的にやっています。そこに帰ってこられるそういう方はいいでしょう。そして、隣の地区にも、そういう該当するような、この人は適任じゃないのかなというような方もたくさんいらっしゃると思うんです。

ただ、今はずっと定数が埋まっております、見直しの時期、またあるいはひかれる時期でないと、その後任というのは発生しないんでしょうけれども、ただ、この在り方をやはり今のうちに見直しておかないと、今後、非常に窮屈な形になっていくかなと。そしてまた、今後はお互いというか、民生委員も校区のそういう役をしていらっしゃる方々も非常にまた違う意味合いで忙しくなるのかなと。ですから、こういう問題というのは、言うてすぐ解決できる問題じゃないです。何年もかかるかと思えます。ですから、今のうちから議論を始めていただきたいと思っているんですが、その点についていかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど担当課長の方で答弁いたしましたように、定員の見直し、また業務の見直し等については、民生委員会で協議する時期にきているというようなことの答弁をしたところでございます。

私は、先日も新しい任期を迎えました方3名を新しい民生委員の委嘱状の交付をしたところでございまして、まだ現状において、本市において、欠員が生じているということの内容は知らされていなかったところでございますので、今お話を聞きまして、例えば、人口減ということがありますので、また、その対象とする世帯数が決まっているようでございますので、それらに応じた形での民生委員の配置というものも必要な時になっているのではないかなというふうには思うところでございます。

そしてまた、公民館長さんにおかれては、かなりの重責でございます。その方々がお引き受けいただいているのは、いろいろな御事情というか、非常にボランティア精神旺盛で、そして、お元気であられるから引き受けいただいている面もあろうかと思いますが、かなりの重責であるというようなふうには思うところでございますので、その方々の率直な御意見等もお伺いしながら、そのことについては、対応すべきだというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 本当大変だろうと思います。ただですね、これが悪いということではないんです。ただ、そういう目線で見られるということは、広く校区内を隅々まで目を行き渡らせるということですので、その点ではメリットはあるのかなと思いますけれども、ただ、今後やるべきことが、まだたくさん出てくるそういう中で、この先を見通したときに、やはりそういう改善策も出しておかないといけない。それと、このくくり、担当地区はいいと思うんです。このく

くりの中で、ただ、その選出の枠組みというのは、やはり弾力を持ちながら、ちょっと大きくして有明地区で見てもいいと思うんですよ、一つの地区の中から何名というのを決めたときに、ここはいないから、じゃあ他の地区に誰か該当はいないのかな、その地区の方をちょっと距離はあるけれども、こっちの方を見てもらうとか、そういう考え方も今後はしていく。ただ、さっきも言ったようにですよ、帰ってきて、そういう役をやってる方も実際にいるわけですよ、その人たちが、ほんなら地域に詳しくあったかという、そうじゃないわけですよ。子供の時はいたかもしれないけれども、その後、何年もいらっしやらない、その中で、またそういうことをやろうと引き受けてくださる方もいる。そういうことを考えたときに、実際その地区に住んでる方だけではなくて、他のところで、そういうやる気のある方がやっていただければ、特にその地区については問題はないし、わざわざ毎日いかないといけないというわけでもないわけですので、その地区の状況を踏まえた中で活動をその人なりに考えてもらってやっていただく、そういうことで、活動自体にはデメリットにはならないのかなと思うんですけど、そういう選出枠の見直しとか、そういうのは今後検討をされるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 民生委員の方々におかれては、特に地区を代表する方という方が望ましいということは当たり前でございます。

しかし、また反面、民生委員を必要とされる方もかねてから認識のある方というの方が相談しやすいと、またいろんなことで要望を申し上げやすいというようなことになろうかと思っておりますので、その前提というのは、変わらないんじゃないかなというふうに思います。

しかしながら、今、地域において人材が得られなくなるということがあれば、今お話にあったような方を地区を超えて選出すると、お願いするというのも将来的にあらうかと思っておりますが、旧町単位ぐらいは、まだまだその地域内で十分対応できる範囲ではないかなというふうには思いますが、そういったことも含めて、民生委員会の方で協議を進めてもらいたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは次に移ります。

食の自立支援事業と配食支援なんですけれども、今この事業については、前、国の補助等もあって、それを打ち切られて、単独で実施をされていると思うんです。ただ、今現状を見ますと、何か要望のニーズと配食側の経費の問題等があって、何かこう、ちぐはぐしているのかなと思うんですが、というのは希望される方がものすごくふるいにかけられている。欲しいのに配食ができないというような状況が見られると思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

食の自立支援事業及び配食支援事業につきましては、在宅にて調理が困難な高齢者等に対して、配食により自立した食生活の改善を支援すること。あわせて、利用者の安否確認及び異常が認められた場合における関係機関への連絡等、必要な措置を図る目的で実施しているところであります。

平成27年1月末現在の利用状況につきましては、食の自立支援事業及び配食支援事業を合わせまして、利用者数が月98人、月3,394食となっております。

平成25年度中の利用者は、月平均87人、月平均3,044食でありましたので、利用者数、食数は増加傾向にあるということでございます。

平成25年度事業は、食数の減少によりまして、収入の減、ガソリン高騰による燃料費の増加等から運営としまして厳しい状況でありました。

平成26年度につきましては、利用者増加から運営状況は落ち着いてきたところであります。

今後も現水準を維持できるよう計画的な運営に努めていきたいと考えております。

安否確認の方法につきましては、毎日約100名の配食対象者に対しまして、対面等により声をかけ、午前3時コース、午後5時コース、午後4時コースの中で対応しているところであります。配達、安否確認も含め実施するのに最大で午前のコースで約2時間、午後のコースで2時間30分かかっているところでございます。

ということで、平成25年度から比較しまして、平成26年度につきましては、延べの利用者数は134人、食数でも年間で4,661食増えているということで、配食を希望される方がより利用されやすいよう、条件の緩和が行われているところでございます。

○7番（平野栄作君） 利用者が増えていて、食数も増えているというようなことで、前ですね、これを質問するにあたりまして、やはり委託を受けているところ、そのガソリンの高騰とか、そういうのもあったんでしょう。非常にコスト面で問題が出ているというような話も聞いて、受注者側と、何かいろいろあったというようなことも聞いたんです。そこらあたりはどうですか。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁の中で、「午前3時」というふうに、ちょっと答弁しましたが、「午前3コース」でございます。午後4コースということで、よろしく申し上げます。

ただいまのお尋ねにつきましてお答えします。

25年度においては、そのようなことで、事業者の方から相談があったところでございました。そして、そのことを受けまして、26年度については、配食が増えるような措置をしまして、現在のところ、経営的にも安定してきているというような状況でございます。

○7番（平野栄作君） コストの面が相当かかるかなと思います。というのが、1か所で作って全市に配布するというところで、極端に言えば遠い所は相当な距離が出てくるんですね。地方創生と絡めてということで、今後、その事業体系の見直しはしていかないといけないと思うんですが、これは今の状況じゃなくて、今後を見据えてですが、各地区で、そういう配食みたいな事業を、各地区で展開できて、そして、そこで今見守りなんかもやっておりますが、そういう活動と絡めた形で安否確認と配食のサービスの充実、そして、コストのダウン、そういうことは考えていらっしゃるのか、その点をお聞かせください。

○市長（本田修一君） この配食並びに安否確認につきましては、1か所にセンター方式でやるというような形に変えて、このような方式になっているところでございますので、効率性、採算性ということを考えまして、現在の体制で更に推進していくべき内容かというふうには思うところ

ろでございます。

○7番（平野栄作君） 他市の状況をちょっと調べてみたんですけども、ほかでは民間に委託しているところ、病院に委託しているところ、そして、社協さん、そして休みが無いところ、有るところ、いろいろスタイルがあるようです。

そして今後、雲南市なんかも地域の中で、そういう配食サービス等を企画してやってらっしゃるところがある。そういうことを考えていくと地方創生といった観点から見ても、地域でもそういう雇用の場が創出できるのかなど。そして、経費的にも削減できる点もあるのかなど思っているんですが、その点についてはいかがですか。

○市長（本田修一君） 高齢者を包括的に見守る地域ネットワークづくりや民間等配食サービスについて取り組む地域が出てくれば、今後始まります総合事業の中で検討して取り組むというふうなふうに考えております。

また、取り組むことが困難な地域では、現行の配食サービスが、きっちり担保できるような形にしていきたいというふうに思っています。

○7番（平野栄作君） やっぱり地域の活性化を図る点からもですね、そして見守りの充実、そういうことも考えていくと、やはり、先進事例でやっていることも少しは受け入れつつ、現状の体系と、いろいろ協議をしながらですね、どういう形が望ましいのか、そこあたりも今後協議をしていって欲しい。ただ、ほかのところを見ると、やはり経費的な制約があるということで、その審査がものすごく厳しくなっていくというようなこと、そして、担当は、この事業は減らしたくないんだけど、予算が厳しいというような話を結構聞いたもんですから、それであれば、地方創生の中で地域も生き残れていける、そこで活性化ができる。その材料、そしてまた、見守りの充実、そういう観点から、もうちょっと事業の洗い直しをしていただきたいと思います。もう一度その点について、市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御提案のありました地方創生の中の事業として、メニューがあったかどうか、ちょっと認知してないところがございますが、そのことは確認させていただきたいと思います。

いずれにしても、民間の事業者が最近、利便性の高いところについて進出してきているということで、公としましては、その網からネットワークが漏れたところが対象になってくるというか、ますますコスト的に高くなっている状況じゃないかなというふうには思っているところがございます。

そういうことで、私どもが現在している事業についても、民間に見積りをさせますと、かなり高価格になってきているということで、今の事業を私どもは委託して継続しなければならないというふうには考えているところがございます。

そういったのも含めまして、今御提案がありました新しい雇用を生み出す事業形態があるかどうかについても検討させていただければというふうに思います。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、もう一回事業を見直していただいて、より効率的、よりコ

ストのかからない形での展開、そして、その事業を行うことによって、また地域が活性化していく。そういう総合メリットが高まるようなものがあれば、ぜひ実践していただきたいと思います。

それでは、3点目の地方創生に移らせていただきます。

今回、昨年12月22日にシシガーデン開局に向けての説明、そして、2月10日に総務委員会では、地方創生についての取り組み、そういう説明を聞いたところでございました。非常に先駆的に取り組んでいるのかなというふうに考えております。

このまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、今後事業を推進していかなければなりませんけれども、その大前提として事業全体像が市民に広く理解されておくことが必要と考えております。

また、本年度から地域おこし協力隊として、9名程度の受入れを予定しているようですが、この点についても、受入れ地域の詳細な情報提供や協力隊員との円滑な連携を図っていくことが望まれると思います。

事業を円滑に推進していくためには、事業の概要が地域の末端まで届いていくことが必要だと思いますが、この事業総体をどのようにして市民に的確に伝えていかれるのか、その方法についてお示しをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生事業は言うまでもなく、人が中心でありまして、長期的には、その人が地域をつくって仕事をつくって、まちをつくるというふうに流れをつくっていくということにする事業だというふうに思います。

そのようなことでございますので、地域に、この人が入っていくということでございますので、地域の方々に十分理解していただきながら、協力していただくということが必要かというふうには思うところでございます。

市といたしましても、今後、地方版総合戦略や地方人口ビジョンの策定を行いまして、事業を推進していくという計画を立てるところでございます。その中で、情報提供につきましては、BTV放送、告知放送、市のホームページ、広報、出前講座というふうに、あらゆる機会を通して、市民の皆さん方にお知らせしまして、地方創生への取り組みを理解していただくということでございます。行政のみならず、市民、企業、各種団体、志布志市に関係するあらゆる方々と一体となりまして、推進が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） やはり各種団体が活躍していかないといけないんですね。こういうところで公民館活動のまた役割が出てくるのかなと思います。ですから、そういうところと連携を取りながら、どうやって周知を末端まで図っていくか、というのが、いつも総会に来られて、その席で何課か説明をされて、そのまま帰っていかれるというようなことで、なかなか頭に残ってらっしゃらないというようなのが今までありました。

今回の事業については、隅々までこの情報を行き渡らせて、そして、その地域に住む方々がど

ういう発想を持って、どういう形で自分たちは、このまちおこしをしていくのか、地方創生一環に絡まっていくのか、そこを十分に検討する。そして、それに取り組んでいく、そういう情報は最大限与えられないといけないというふうに考えていくところなんですけれども、その各種団体の活用法というのは、公民館とか、そういうところで、ただ説明をするだけということなのか、それとも、そういうところに十分説明した後、その末端にその団体から広げていくということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話がありました地域おこし協力隊につきましても、公民館の方に、このような新しい事業がありますので、一緒になって取り組む地域はございませんかということで、十分事業の説明をして、そして希望される公民館をただいま得ているところでございます。それらの地域に、その人を配置して、そのような地域活動をやりたい人をまた募集をしまして、その方を配置することになるわけですが、その際は、また改めてこのような仕事をする人だということを地域においては、十分説明しながら一緒になって取り組みをしてもらわなければならないというふうには思うところでございます。

そして、また空き店舗活用とか、それから情報発信基地のための協力隊員とか、そういった方々についても、その地域にあらかじめどのような方々、どのような人を、またどのようなタイプの空き店舗活用についてお望みですかということを十分探りながら、配置をしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 新しい事業、特に今回は壮大な事業ですので、本当、十分な説明が必要なのかなと思っております。

そして、入ってこられる方々も入ってきてスムーズに地域と連携をとっていき、そういう中においては、地域の隅々まで、そういう情報が行き渡っている。そういうのがやっぱり来てもらう以上は、こっちもおもてなしをしていく。そういう中で、知らないというんじゃなくて、やはりあなたがそうなんですかというぐらい、どこの地域にいてもそういう温かい声をかけられる、そういうぐらいのやはり周知が必要ではないのかなと思っております。ぜひその点については、最大限に取り組んでいただきたいと思います。

そして、次なんですけど、ふるさとづくり委員会や校区公民館、青少年育成市民会議の活動なんですけど、この青少年育成市民会議については、先般教育長の方で、また予算等の増額というのがありました。この部分について、教育長はどのような期待を込めて、こういう事業の拡大を決意されたのか、その点を若干お示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、地域活動というのは、非常に大事なことだと思っております。

私も、この1年間子供たちのいろいろな地域活動というところを参観をする機会がありました。例えば、田之浦小学校のダゴ祭り、6名の子供たちが自信を持って、非常にみんなの前で舞をしているという姿、それから安楽の山宮神社の祭りでも、子供たちが本当に長い時間ですけど、待

ってる姿、ああいうのを見ると本当に子供たちというのは地域の中で、いろんな活動をする事によって自信を持って、地域の大人とのふれあいを持ちながら、また様々な体験を積み重ねていくというのは非常に大事な事だろうと思っています。

ただ、志布志市全体で見ると、例えば、伊崎田のように、かなりこの地域の活動というのが充実してると思いますか、計画的にずっと積み重なった活動ができる場所もあれば、そうでない場所もあります。そういうことを考えると、やっぱり志布志市全体で、そういう活動の充実を図っていく必要があるんだろうということで、今回は特にすべての校区で、そのような活動が充実していったらいいなという思いで、今回は予算も付けさせていただいて、予算の増額ということで、更に体験活動の充実を図ろうと、そういうふうを考えて、今回提案をさせていただいているということでございます。

○7番（平野栄作君） はい、分かりました。さらなる活性化をということで理解しました。

今度は市長なんですけれども、今まで言いましたように、校区公民館とか、ふるさとづくり委員会、こういう活動母体が、今後この地方創生に向けての実戦部隊というふうになっていくかと思えます。そしてまた、今まで従来やっている活動というのは、その地域を活性化させるという意味合いではありますが、広域的な地域活性化ということも今後は必要になってくる。その中で、ふるさとづくり委員会なんかやっている大きなポテンシャルを持ったやつがありますよね、いくつか。蓬原校区で蓮のああいうところをやってらっしゃる、非常に珍しい取り組み。そして、大変労力を要する、だから、そういうところについてのバックアップというか、今後、そういうところを新たにまた大きく事業を展開していきたいというようなことについての支援策というのは、お考えでないか、その点お示しをいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

従来は、校区単位ということで公民館、あるいはふるさとづくり委員会の活動を中心に、私どもとしましては、推進をしていただいているところでございました。今お話のように、地域連携というような事業については、今まで特段提案なかったところでございますが、そのことにつきまして、連携して取り組みたいという内容がございましたら、新しく私どもとしましては、メニューを造成しまして、対応をしてまいりたいと思えます。

○7番（平野栄作君） というのはですね、やはり大きい事業をするには人が少ない。そして、いいものがあるんだけど、やはり一挙に展開できなくて年数がかかる。それじゃなくて、この地区にあるものの点があれば、その点を結んでいって線にしていく、そういう取り組みによって人を呼び込んできて、ルートづくりをかけていく。そこの蓮で言えば、また蓬の郷の関連が出てくるし、有明校区の芝桜との関連とか、体験館、農業歴史資料館、そういうところとの連携も出てくるわけです。そこあたり、だから、そういう地区にあるものを地区だけにとどまるんじゃなくて、やはり大きく展開をする。その中に、その地区のふるさとづくり委員会を一斉にやって、その時期に組み込んでいく、そういうことで、そこを大きくしながら、そして自分たちのやっていることにも線を引きつけていく。そういう取り組みを今後考えていってもらいたいし、こういう企

画・提案型のそういう事業をですね、またこういうふるさとづくり委員会活動なんかにも、ぜひ提案を作っていただきたいんですが、その点はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公民館ないしは、ふるさとづくり委員会の方々が、そういった方向に向いていただくということにつきましては、私ども市の行政としましては、望むべき方向性だというふうに思います。そのことにつきましては、しっかり対応をさせてもらいたいと思います。

○7番（平野栄作君） どうやって士気を高めていくか、地域のやる気を高めていくか、そういうことですね。やはり予算は伴いますけれども、効果的にできるのであれば、そういうことも今後模索をしていきながら、その団体の中でも、そういう研修会とかありますので、そういう中で話をしていってそういう事業をどんどん取り組んでいただきたいなと思います。この点ですね、やはりやる気を出すということで、先般ふるさとづくり委員会活動で、ずっと委員会の活動を見て回りましたが、山重校区に行った時に、ちょうど青少年館のところに山重太吉翁の石像を建立されていて、それで青少年館の中で説明を受けたんですけども、なぜか有明地区で山重だけ舗装になってないんですね、あれだけの事業に取り組んで、一生懸命活性化を進めていらっしゃる所で、なぜここだけ舗装になってないのかなというのが、ちょっと気になったところなんです、その点市長、教育長、どうお考えですか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 青少年館の管理ということで、生涯学習課の担当であります。

山重青少年館につきましては、平成25年に屋根工事を実施しているところであり、毎年年次的に青少年館の改修工事を行っているところでもあります。

駐車場については、舗装がまだされてないという状況でございます。以前については、ゲートボール等もされていた状況もありましたので、また地区の要望をしっかりと聞きながら、対応してまいりたいと思っております。

○7番（平野栄作君） やはり市がやっぱり目を向けているということが分かればですね、またその地区についても、またさらなるやる気が出るのかなと思います。

その部分については、今度は地区と協議をして、また今後検討されるということですね。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 地域の要望をしっかりと聞いてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしていただきたいと思います。

次に移ります。地域創生というのは、地域全体が均等に底上げされるといった点というのは、今後ほとんど期待ができないのかなと、じゃなくて、やはり光る部分と光らない部分はあるかもしれませんが、やはり、そういうところを組み合わせを十分に配慮しながら取り組んでいかなければいけないのかなと、地域内の人的交流拡大と、事業規模の拡大が図られて、またひいては、市内外からの来訪者の増につながっていくと思いますので、その点の状態と線の状態、それを今後どういうふうにつくっていくか、そういうことが非常に大きな要因になっていくと思います。

先ほども、市長の方で企画提案型、そういう事業があれば率先してやってほしいというような

ことがありましたが、もしこういう事業が、もし提案された場合には、そういうのはどんどん受け入れていくということで認識してよろしいでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、各地域で行われております共生・協働の事業につきましては、校区公民館、それから自治会、そしてふるさとづくり委員会で積極的に、その地域の特性を生かして活動をされております。非常に私どもも感謝をしているところでございます。

今、御質問がありました件につきましては、例えば、私どもが今ふるさとづくり委員会で補助、助成をしています額で対応できないものについては、県なり国なり、いろんな事業を見つけ出しまして、それに合った事業を組み立てていくということも今してございます。

それから、各課においても、いろんな事業等がございますので、それも勘案しながら今進めているところでございます。

本年度におきましては、山重地区に1,000万円の事業がございましたけれども、あの事業についても1地区、国の方に申請をしてございますし、また宝くじの助成の事業につきましても、7地区ほど事業申請をしてございますので、そういった意味では、これまでもできうる範囲の中での事業ということで、お示しをしながら進めてまいっているところでございます。

今後、そういった各地区間の新たな事業とかというのがありましたら、先ほど議員もお話がありましたとおり、例えば、ふるさとづくり委員会の交流会、懇談会等もございますので、そういった中で意見を出していただいて、私どももできうる範囲ではございますが、また事業等を創出をできれば、そういうふうにもっていきたいというふうには考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） やはり、その地区だけにとどまっているのが今現状で、地区とか、校区とかですよ、そういう単位で今活動をして、その中で盛り上がりを出している。ただ、それじゃあなかなか広範囲にはつながっていかないのかなと、市全体で見たときですよ。それじゃなくて、やはり盛り上がってるものをお互いが共有していく、点のものを線で、その地域内に結んでいく。そして、その中でお互いにやれると、取り組めるべきことは取り組んで、大きなものにして。そして、そこに人を送る。そして、その延長で自分のところにも来てもらうような施策の在り方の中で、やはりそこは人から言われるんじゃなくて、自分たちが作り上げていく、そういうことが今後は必要になってくる。ただ、補助金じゃなくてですよ、こういう、実際にこういうことをしていきたいんだというような企画等を上げながら、やはり、それに対しての補助の在り方とか。そして、その地域のますますの結束力を高めていく、そういうことを今後ぜひやっていくべきじゃないのかなと思うんですけれども、その点お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階で、例えば、公民館活動、あるいはふるさとづくり委員会の活動というものについて、それぞれの地域が本当に一生懸命やっただけというふうにご覧いただくと感謝申し上げます。

ということで、それを更に今のお話は、それぞれの地域で持っているそのような課題について、連携してすればもっと、この事業自体が盛んになってくるというようなことのお話であるようで

ございますので、今まで想定してなかった内容となっておりますので、そのことについては、また私どもの方で新しいメニューとして、提示してまいりたいというふうには思うところがございます。

○7番（平野栄作君） よく活動には参加はしているんですけども、どうしても小規模のところは小規模ぐらいの活動しかできないんですよ、予算は同じであっても。でも大きいところというのは、それ以上のことをやっぱりやれます。人、人材がありますから。だけど、やはり小さいところも一生懸命やっているんですよ。ただ、そうした時に、その地区だけが光るんじゃなくて、地区というか、その校区だけが光るんじゃなくて、その全体がですね、やっぱりどうしても一緒になって上がっていくには、大きくやっているところに、やはり小さいところが乗っかる、乗っかるという表現はおかしいかもしれません。一生懸命やって、そこをますます力をそそぐことによって、また自分のところも光が当たるというような考え方もあるんじゃないのかなと思っていて、やはり、そういうことをするには、やっぱりやれるところに十分力を一緒になってやって、そして、そこを十分光らせてから、そしてまた、自分たちのところも光らせていく。そういう取り組みをやっぱり今後は考えていくべきだと思います。それについて、最後もう一回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話を聞く限りは、すばらしい流れになるというふうには思うところがございますが、ただ、私どもの方から、じゃあこのところと、このところとこれを一緒にやってくださいよねというふうになると、極めて微妙な問題になるんじゃないかなと。それぞれの団体において、それぞれの組織において、上から押し付けられたとかいうようなふうになるんじゃないかなというふうに危惧するところがあります。

ということでございますので、そのような皆さん方からの提案を受けるということで、その提案を受けたときに、こういったメニューがございますよ、といったような形で取り組みをしていくというのがいいのではないかなというふうには思うところがございますので、ぜひ積極的に地域間同士で御協議いただいて、そして、提案いただければというふうに思うところがございます。

○7番（平野栄作君） 校区公民館では連絡協議会、ふるさとづくり委員会では、現地研修会とか、いろいろありまして、その中でいろいろ情報交換をしておりますので、そういう中でですね、またそういう話も出していきながら、内部からやっぱり盛り上げていく、そして、市内全域でそれが波及していく、そういう形を今後つくっていきたいと思いますが、課長の方は、どうお考えですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今御指摘をいただきました件は、十分そのとおりだと思います。

今回、地方創生という新たな枠組みの中で、これまでも市としては、いろんな少子高齢化、それから地域活性化においては、いろんな施策を打ち出してやってまいりましたが、やはり行政だけではなく、やはり地域の方々、それから団体、そして企業の方々、総体となって今後進めていかなければ、この地方創生には取り組むにはなかなか実現性がないというふうに思います。

まず、その中で一番のコミュニティの核となるいろんな団体、自治会とか、今ずっと御指摘を
していただいています。そういった広域的な連携を組みながら、新たなまた事業が必要となれば、
そういう提案をしていただいで、私どももそこには積極的に関与をしていきたいというふうには
考えておりますので、今後とも、またいろんな形で協力方をお願いしたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 今企画課長の方で、そういう話がありましたが、最後に市長の前向きな
御意見をお伺いしたいんですけれども、どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、新しい流れを生み出そうということですので、そのことについて
は、いささかもちゅうちょするところはないところでございますが、今まで私が見た感じは、そ
れぞれの団体が一生懸命やっていたいただいでいるということでございますので、そのことをこちら
の方から、じゃあこの地域は、ここは小さいから、こちら側と一緒にすればいい、大きなものにな
りますよというような形での話はなかなかしづらいじゃないかなというふうには正直なところ
思ったところでございます。

ということでございますので、そういった協議が整い、そしてまた、そういった活動をしたい
ということが地域間できっちりと連携ができるならば、私どもは全面的にそのことについては、
対応してまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） 今回につきましては、地方創生について、市が一生懸命前に進んでおり
ますが、やはり内部も充実をさせていく。そして、あらゆる部分、見直しを図らないといけない
というところがある。それを一緒にやりながら、そして、各地域にお住まいの市民の一人一人が
一緒になって、市の音頭に従って活動を展開していく。そういうことが、この地方創生の一番の
流れの根幹ではないのかなと思っております。ですから、そこらあたり、前に進むのもいいです
けれども、もう1回中身も検討し直して、よりたくさんの方々が、そちらの地方創生という形で
地域で一斉になって取り組んでいく、そういう土壌づくりを図っていければ、いい成果につなが
っていくのではないかと思います。ぜひ今後もそういう形で、我々も地域で音頭を取っていき
たいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、3時30分まで休憩いたします。



午後3時16分 休憩

午後3時31分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。

さて、午前中は市内の全ての中学校卒業式ということで、ここにおられるほとんどの方が出席されたわけですが、本当に御苦労さまでございました。

そして、卒業生の皆さん及び保護者の方々へ心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

ところで、ここ二、三日大変寒い日が続いております。冬から春へと移行する際に、天気予報等では、「三寒四温」という言葉を耳にいたしますが、これも最近では異常気象が手伝って、その言葉が持つ本来の意味とは若干異なるのかなという気がしております。私たち、人がもたらした自然環境の変化が季節そのものも狂わせているように感じる場合があります。

それでは、早速、事前通告によりまして、一問一答方式で質問してまいります。

まず、環境行政の推進についてであります。

ただいまお話ししました環境行政についてであります。施政方針では、「環境行政の推進」と表記してありますが、そのうちの水保全についてお聞きいたします。この取り組みについては、本年度も、「その必要性と重要性を啓発するとともに、更なる意識の啓発、高揚を図るため、水保全シンポジウムを開催する」とあります。私も去る2月15日開催されました第5回志布志市水保全シンポジウムに参加いたしました。

シンポジウムでは、基調講演された大学準教授の言葉の中に、「国が定める水循環基本法をもとに地下水採取の規制などに必要な措置を講ずる地下水保全法が6月末まで開催される通常国会において制定される見込みでありますよ」という報告がなされました。このことについて、本市において、外資による山林買収などの実績はないかお示してください。

また、外資にかかわらず地下水採取規制の法律が制定された場合、どんな対応をしていかれるのか、見通しについても示してください。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

水循環基本法は、健全な水循環の維持・回復のための政策を包括的に推進することなどを目的に制定されました。この成立により地下水を含む水が、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものとして法的に位置付けられたと考えるところでございます。

水循環基本法では、国や地方公共団体、事業者、国民のそれぞれについて、その基本的な責務が規定してあり、また国は水循環基本計画を策定するよう規定されております。

一方、この水循環基本法のフォローアップ委員会が、平成27年2月17日、地下水保全法案を超党派でつくる水制度改革議員連盟に上申したということでした。

議員の発言どおり、今国会で議員提案される模様であります。この地下水保全法は、1番目に地下水の質と量の保全、2番目にかん養、3番目に利用方法について定め、そして、国、地方公共団体、事業者、国民、土地所有者、それぞれの責任を示し、健全な水環境を維持していこうとするものであります。

そして、地下水の管理主体を都道府県に担わせ、基本計画も都道府県が策定する原案になっているようでございます。このように地下水保全につきましては、法整備が進んでいきますが、そ

の状況を注視し、今後、国・県をはじめ、その他関係者と連携を図りつつ、共同して取り組むこととします。

水循環基本法規定の背景には、外資による山林買収による地下水採取の未然防止があると思われるところでございますが、本市におきましては、内部で確認したところ、そのような事実は把握できておりません。

○4番（八代 誠君） 今、市長の答弁にありました地下水保全法が制定されれば、都道府県が許認可をしていくことになるだろうということでした。

ということは、今本市において、水の採取に関わる規制というものについては、一切ないのかについてお示してください。

○市長（本田修一君） 現在のところないところでございます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

先ほどの答弁がありましたように、地下水保全法が制定された場合には、都道府県に対して、その届け出をして、認可ができれば、その採取については可能になってくるということで理解いたしました。

次に、シンポジウムで示された資料に本市の湧水に含まれる硝酸性窒素含有量が明記された地区別のグラフがありました。

まず一つ目になるんですが、湧水が硝酸性窒素を含む主な要因として、どんなことが考えられるのか、そのことについて示してください。

二つ目に、飲料水において、厚生労働省が規定すると思うんですが、その硝酸性窒素含有量の上限値、規格値と言った方がいいんですかね、上限値がいくらなのか。

三つ目に、本市の湧水箇所において、その厚生労働省が示す上限値を上回る箇所数がいくつあるか、その3点についてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地下水の硝酸性窒素濃度が上昇する要因としましては、まず1番目に作物の吸収量を上回る過剰の施肥。それから2番目に、畜産廃棄物の排せつ物の不適正な処理。3番目に、人間活動に起因する生活排水等が原因ではないかというふうに言われております。

そして、基準につきましては、硝酸性窒素の環境基準は1ℓ当たり10mg以内とされておりますが、現在市内42か所の湧水箇所のうち、環境基準を上回っている箇所が3か所ございます。

○4番（八代 誠君） 今市長の答弁にありました湧水箇所において、その上限値を上回る箇所数が3か所あるということでしたが、この3か所については、上水道に使用しているという事実はありませんよね、そこ確認だけお願いいたします。

○市長（本田修一君） そのものを上水に使っているということとはございません。

○4番（八代 誠君） その私もシンポジウムに参加させていただいたんですが、先ほど市長が示していただきました厚生労働省が示す上限値、それをいくら超えたからということで、すぐ人体に影響はないんだよという補足説明はありましたが、その上限値を超える箇所が湧水箇所が3

か所あるということで、その湧水箇所については、上水道には使用していないということで理解いたしました。

次なんです、水保全の取り組みとしては、本市の貴重な資源である水を持続的に利用して、維持していくために、本市の現状や課題をしっかりと認識して、先ほど市長の答弁にもありました水量の確保、そして、水質汚濁防止、つまり水環境保全維持のために、本市においては資源ごみの分別というのは、代表的な取り組みの一つではあるわけなんです、本市において、そのほかにどのような工夫をされているのか、具体例があれば、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それらを減少させる取り組みとしましては、まず農業部門におきまして、県が作成しました土壌改良及び施肥改善指針によりまして、土づくりの推進及び有機質肥料活用等による適正施肥の推進を行うとともに、K-GAP（かごしまの農林水産物認証制度）やIPM（総合的病害虫防除）などに積極的に取り組んでおります。

畜産排せつ物処理につきましても、家畜排せつ物処理法が、平成16年度から本格施行されておりますが、補助事業を導入しながら、整備してきております。

市単独事業による堆肥舎並びに尿だめ槽設置、パドック式牛舎について、一部助成を行っております。また、畜産公共事業においても、堆肥舎並びに浄化処理施設の設置に取り組み、地下水汚染防止を図っております。

また、生活排水対策でございますが、こちらにおいても、合併浄化槽の推進及び農業集落排水事業への接続の推進を行っております。

また、森林においては、他面的な機能を持つということから、その整備につきましても、間伐の推進及び林道の整備等を行い、地下水かん養に努めております。

○4番（八代 誠君） 様々な取り組みをしていただいておりますが、家畜の排せつ物処理、適正に行っていますよということでした。

生活排水についても、合併浄化槽等の設置、取り組んでおりますということでありましたが、本市が抱えるというか、本市を流れている大きな河川あるわけなんです、その河川において、どんな取り組みをされているか、その点について分かればお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市において主な河川でございます安楽川、菱田川、そして田原川、前川におきまして、それぞれの関係する事業者も含めまして、河川対策協議会を設置しまして、河川の浄化対策について研究・協議をしているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今市長の方からも答弁がありましたが、まず水量の確保、水質汚濁防止、シンポジウムの中でもあったわけなんです、地下水だけではなくて、どうも地表、表面を流れている河川にも、その地下水保全には大きな影響があるということでしたので、地下水は何しろ地下ということですので、見えないわけでありまして、まずは見える目で確認ができる河川の汚濁防止等についても、ぜひ取り組んでいないということではないんですが、そういった形で、

これまでどおりの維持について努めていただきたいというふうに思います。

項目が少し多いですので、ちょっと急ぎたいと思います。

次に移ります。茶業振興について質問してまいります。

このテーマについては、一般質問初日において同僚議員が質問し、重複してしまいましたが、本市の基幹産業であります農業の中でも、特に茶業の環境においては、「大変厳しい」という言葉で表現されます。そういった環境下で施政方針には、「全国に志布志の名声を発信していくために、各種製茶品評会への積極的な取り組みの中で上位入賞を目指しながら、産地賞の獲得を目指す」とあります。本市は過去、お茶の生産面積拡大を目指し、今や品質においても生産量においても、全国有数であると、私は考えています。しかし、リーフ茶需要の減少を始めとして、様々な要因によりまして、価格が低迷し、お茶農家の経営は大変厳しいと聞いております。販路拡大のために、市長がシアトルに出向かれたわけですが、その効果についてお聞きしたいと思います。市長は、私はまだ1回しか行ってないのに、すぐその効果を聞くのと言われるかもしれませんが、市長御自身、その手ごたえというものは実際どうだったのか。そして、今後の見込みについて、1点ですね。

2点目に、昨日、地方創生関連による補正予算が提示されたわけなんですけど、その中にも示されておりました取り組みですね、そのことについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におけるお茶の面積は、平成25年度実績で1,220haとなっております。九州で2番目の面積を誇っております。

一大産地ではございますが、近年においては、お茶の価格低迷によりまして、価格の一番良かった時期に比べて半分程度になってきており、お茶農家にとっては厳しい経営が強いられております。そのような状況の中で、今回アメリカのシアトルに出向きまして、トップセールスを行ってきたところでございますが、スターバックス社がコーヒー専門のスターバックス社が緑茶に対する興味を向け、お持ちになられ、そして、その中で日本茶に向けられたということを感じまして、大変いい手ごたえがあったというふうには思うところでございます。

また、日本のお茶の産地や公的機関との信頼関係の構築にも興味あるとの考えをいただき、行政のトップが訪問したということで、このスターバックス社の方も、それなりの対応をしていただいたというふうに思いまして、大変意義があったというふうには考えております。

スターバックス社は、お茶の分野に進出する意向を強く持っておられましたので、中国からくるお茶の文化が花開いたように、スターバックス社としてもお茶の文化を今後このティバナというところで展開されるというふうに意気込みを直接感じたところでした。

この世界最大のコーヒー専門業者のスターバックス社が、本格的に動き出せば世界のお茶の情勢が大きく変わるんじゃないかなということを感じたところでございます。

そして、そのスターバックス社が日本茶に興味を持っておられる、日本茶の中でも、この志布志のお茶について興味を持っていただいているということでございますので、志布志市への訪問

を実現をしてもらいたいと、そしてまた、今後の足掛かりとなりましたので、今後においては、いい形でまたセールスができるのではないかなというふうに思っています。そのことが志布志市のお茶の取引に結びついていくということでございまして、施政方針でも述べましたように、今後、国内外における販路開拓や用途開発を促進するための農林水産物販路開拓促進事業を御提案いたしておりますので、これらの事業を活用しながら、さらに取引がしっかりとしたものになるよう努めてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 今市長の答弁の中に、アメリカシアトルのスターバックス本社を訪ねられたと、訪問されたということでありました。そのスターバックスの子会社として、ティバナというところが、お茶に対して展開しているということでありましたが、今市長の言葉の中に、「お茶の文化」という言葉が出てきたんですが、そのお茶の文化の言葉の中で、市長が感じられた緑茶の現在占める割合といたしまししょうか、これからの展望、あるいは伸びしろとかについて感じられたことがあれば、そのことについてもお示してください。

○市長（本田修一君） スターバックス社においては、今回お茶を専門的に取り扱っているティバナという喫茶店になるわけですが、それらを展開している会社を買収されて、本格的にその事業を拡大されようとしているというふうに聞いたところでございます。現在世界で300店舗ほどティバナは展開されているというふうに聞くところでございますが、今後4年以内に1,000ぐらいにしていきたいというようなお話であるようでございます。

ということで、そのティバナにおいては、コーヒーは全然扱っておらずに、お茶のみだけ扱っておられまして、そして、そのお茶はほとんどが中国のお茶、ウーロン茶でございました。その中で、日本茶の占める割合が、まだ数パーセントというふうに聞いたところでございます。そして、お客様に提供の仕方が、ちゃんと急須でお茶を提供しているということを知りまして、本当にびっくりしたところでございますが、日本においては、その急須でお茶を飲む文化が、面倒臭いというような形で、だんだん廃れつつある中で、改めてそういうようなものが提供されているということは、この日本のお茶文化が、そのような会社の中から改めて世界に伝搬される可能性があるなというようなものも感じたところでございます。

そのようなことから、今後しっかりと、この会社と提携していけば、日本茶、そしてまた、志布志のお茶の販路拡大につながるというふうには思ったところでございます。

○4番（八代 誠君） 今市長の答弁の中に、急須でいれるお茶、それがアメリカのお茶の文化ということなのかなというふうに、今、私も理解したところなんですが、そういうことであれば、ペットボトルとか、そういうことではなくて、あくまでもお茶っ葉が輸出できるということで考えればいいわけですよ。

それと、もう一つ、補正で提示された開拓先と言いまししょうか、27年度市長が考えられる訪問先ですね、前回のところ、もう一回あるいは数回に行くよなのか、前回以外の訪問先あたりも考えておられるのか、その訪問先の選択ですね、それと今回も行かれたわけですが、そういった訪問先で、どんな手法をもってトップセールスされていくのかについてお示してください。

○市長（本田修一君） 今回御提案申し上げます農林水産物販路開拓事業につきましては、まだ特定の所というふうには想定はしてないところでございまして、今後、関係者を集めまして、そしてまた、特に要望の高い所について、可能性を探りながら展開してきたというふうに思ったところでございます。

今回シアトルに行く際に、このような関係の事業費というのが直接設けられていなかったという反省を踏まえまして、このような形でするところでございまして。

今後、本地区におきましての豊かな農林水産物資源をきっちりと外国に輸出するというような流れが求められておりますので、それをいつでも対応できるような形で、そしてまた、要望の強いものについては、特に連携を深めながら、取り組んでいこうという形での事業の提案でございます。

○4番（八代 誠君） 27年度については、今のところは特定しておられないということでしたが、本当に市長がそうやってトップセールスされるわけですので、私は何回も行って、このお茶の輸出に向けた事業というのが本当に有効な市長のトップセールスになればいいなというふうに思っておりますので、ぜひそのことについては頑張ってくださいというふうに思います。

次の質問に移ります。

現在、本市で生産されるお茶の品質面に関してお聞きいたします。

国内外の需要者の品質に関するニーズについては、数多くの差異があるのではないかなというふうに考えられますが、本市のお茶を志布志ブランドというものを前面に掲げてセールスをしていった時に、本市のお茶が志布志ブランドとして統一された品質を提供していくために、どんな形で補償していかれるのか。このことについては、お茶を生産されるお茶農家さんにも努力をしていただかなければならないと考えますが、そのために、行政として、どんな指導及び支援ができるのか、今後の考え方及び、その取り組みについて示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お茶は基本的には嗜好品であるということでございまして、一般に市販されているお茶は、味、香、水色（みずいろ）ですね、など、どのような品質のものを生かして、それを匠によってブレンドされたものが、消費者に届けられるということになっております。

そしてまた、先ほどシアトルの話でも申し上げましたが、日本で好まれるものが必ずしも海外で好まれるということではございませんので、まずもって、我が国で登録されている農薬の多くが輸出国において登録されていないケースが多いということで、相手国の農薬基準の設定とあわせて、無農薬、低農薬、有機栽培という形の輸出対応型栽培体系の確立が重要となってこようかと思っております。そのため輸出先の基準に応じたほ場管理や技術の指導体制が求められているところでございます。

本市におきましては、茶業振興会などが進められている総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入によりまして、農薬使用量を低減することや土壌診断及び茶の生育に応じた適期施肥により、肥料投入量の低減化にも取り組みながら、輸出国の基準に適した生産物作りに努力してまいりた

いと思います。

また、J-GAPやK-GAPという、国や県の認証制度を取得することによりまして、食の安全や環境基準に関する明確な基準に適合していることの証明ともなるため、認証の取得に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、指導体制につきましては、茶業振興会をはじめ、県の畑かんセンター、JAそお鹿児島、JAあおぞら等とも協力し合いながら、今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 差異については、味についても、日本とその輸出国、輸出先ですね、農薬についても差異があるんですよということでありました。

市長の答弁の中に、「J-GAP」、それから「K-GAP」という言葉が出てきたんですが、このことについて分かれば、担当課長の方でもいいですので、少し付け加えて補足説明をしていただければ助かります。

○農政課長（今井善文君） この「GAP」と申しますのは、まず鹿児島県版が「K-GAP」、日本版が「J-GAP」、国際的なGAPといたしましては、「G-GAP」、グローバルギャップというものがございます。それぞれ基準がございしますが、安心・安全な農林水産物を生産する取り組み、こういうものを消費者に正確に伝えるということが第一でございます。

従いまして、生産または栽培に関する指針、こういうものに基づいた農産物を生産しているかということになります。

さらに生産工程、特にお茶につきまして加工をいたしますので、その部分も含めて、生産工程の確認ということで、それらが認証されますと、K-GAP、J-GAP等のGAPの取得ができます。もちろん生産物の生産につきましては、農薬基準とか施肥基準とか、そういうものがあります。あるいは加工、お茶工場につきましては、そこの衛生管理の面、そういうものも当然審査過程の中では項目に入ってくると、GAPにつきましては、以上でございます。

○4番（八代 誠君） 今課長の方に説明いただきましたが、そういった、これはJ-GAP、K-GAPというのは、何か認証の審査みたいなのは存在するわけですかね。そのことで、すみません、G-GAP、グローバルギャップというお話でした。それから、J-GAP、K-GAP、それぞれのランクも示していただいて、どんな審査があるのか。先ほどは、生産工程での確認、農薬、あるいは施肥等も含めた、工場内での生産工程も含まれますよということでしたが、G-GAP、J-GAP、K-GAPの多分G-GAPが一番上で、J-GAPがその次で、K-GAPがその次なのかなというぐらいしか、私、考えられないんですが、そのランクと言ったらおかしいんですが、そのことについてお示しいただいて、そういった認証審査というか、分かりやすく言うと免許ですよ、そういったものを取得する、していただくために行政としてどんな支援ができるのか、そこら辺についても少し示していただきたいと思います。

○農政課長（今井善文君） 農産物の生産につきましては、生産履歴をきちっと取っているということが、もうまず第一になります。それらの審査項目の基準がどんどんK、J、Gということで、項目がどんどん増えていきます。

それから、加工部門につきましても、同じように審査項目がだんだん増えまして厳しくなっていくということになります。この確認につきましては、K-GAPであれば県の審査会がごいますので、そこは現地審査までした上で認証を行うということになります。

それから、このGAPの取得についてでございますが、今回当初予算の方で、K-GAPはほとんどもう取得いたしております。ということで、それを高めるということで、Jの方に、あるいは、ほかにもISOというのがございますが、そういうもう一つ上のランクの取得に対して助成制度を現在当初予算の方でお願いをいたしているところでございます。

○4番（八代 誠君） K-GAP、J-GAP、G-GAPについてはよく分かりました。

そしてまた、そういったISOも含めて認証については、次年度予算が計上されてるということで、本当にそういった形で支援をしていただければというふうに思います。

そのことについても、ぜひですね、今回27年度の予算書の中、私、小さな項目を見落としておりまして、説明資料の方に無かったものですからお尋ねしたところなんです、そういった取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

それでは次に、畑地かんがいの振興について質問してまいります。

まず、各地区における現時点での私ちょっと勉強不足でありまして、「接続率」という言葉を使って通告いたしました、担当係に出向きましたら「水利用率」という言葉が正しい表現でありますよということでしたので、訂正をお願いいたします。

改めまして、まず一つ目です。各地区における水利用率を示してください。

そしてまた、その供給先はどのような仕組みになっているのか、例えば、1級河川、あるいは2級河川からくみ上げていけば、水の権利等も発生してくると思いますが、そのことについて、地区別にできれば詳しく示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における畑地かんがい施設は、曾於東部地区が、昭和59年から国営事業が始まり、末端施設に係る県営事業が、平成24年度に完了しております。

また、曾於南部地区におきましては、平成元年に国営事業が始まり、現在、年次的に事業が進められております。

お尋ねであります志布志市における水の利用率につきましては、受益面積に対しまして、曾於南部地区で34.3%、曾於東部地区で23.2%となっております。

次に、水の確保についてでございますが、曾於南部地区におきましては、菱田川水系、大鳥川に輝北ダムが築造されて、有効貯水量635万tで、上流からの流入によって水を確保しております。送られた水は一旦各地区のファームポンドへ揚水ポンプによって揚げられ、各ほ場へと送水されます。

また、次に曾於東部地区におきましては、大淀川水系、大淀川に中岳ダムを建設しまして、有効貯水量425万tです。ここでは、上流がほとんどないため安楽川上流から取水し、ポンプアップしまして水量を確保しています。

今後も安定した水の確保と水利権に基づいた適切な取水に努めてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 曾於東部畑かんについては、大淀川水系である安楽川から取水をされているということでありました。

ということであれば、通常言う土木施設、国の方でいけば国土交通省管轄の川から水を引いているということですので、この曾於東部畑かんの取水については、水の権利等が発生してくると思うんですが、そこら辺、もう少し詳しくお示してください。

○農政課長（今井善文君） 御指摘のとおりでございます。東部の中岳ダムは、大淀川に位置するところです。ところが最上流部ということで、流れ込みがほとんどございません。したがって、近くに安楽川に頭首工を設置いたしまして、それからポンプアップしてダムに貯水すると、ダムに貯水したものを各ファームポンドに送りまして、それから各ほ場に水をやっているということでございます。

当然、ここには安楽川から取水をいたしておりますので、ちょっと細かい数字については、記憶に無いところがございますが、月別ごとに取水できる水量に制限がございます。当然その下流部には、水利権を持っていらっしゃるそれぞれの団体がございますので、そういうところの協議を経て、現在一定水量以上であれば取水できると、水量のないときは一切取水できません。それも月別に総取水できる水量というものが制限がございます。現在、その水利権につきましても、今後どうするかということで、一部ではございますが、水利権を持っていらっしゃる団体等とも話をさせてもらって、国の方が中心になりますが、そういう部分とも話をさせてもらっているという状況でございます。

○4番（八代 誠君） 畑地かんがいの事業でありますと、農林水産省、その水を利用するところが国土交通省だったり、県の土木部だったりすると、よく取水先の水の権利等でトラブルがあったりということですので、現在のところは、そういうトラブルは一切ないということに理解してよろしいでしょうか。

はい、分かりました。

次に、施設の利用による収益性を高めるために様々な事業を展開しておられるわけなんですけど、まず一つ目に、本市が所有して農家に対して貸し出している散水装置の種類及び能力、保有台数等について示してください。

二つ目に、こういった省力化機械を配置するための支援については、どのような事業があるのか。これも地区別で若干違ったような気がするんですが、その事業内容と、また実績、今後については、どう展開していかれるのかについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、畑かんの水利用を推進するために、畑かん営農推進本部を設置しております。この推進本部では、散水器具導入を検討されている方や、器具の納品を予定している方が納品までの間、散水器具を貸し出しております。

現在、推進本部で保有しております散水器具は、スプリンクラーが1セット、レインガンが12

セット、噴射ホース10セット、ロールカー6セット、能力としましては、各自1セット当たりスプリンクラー、レインガン、噴射ホースで30aの面積を散水でき、ロールカーは60aを散水できるところでございます。

また、畑かんの水利用を推進するために、市としましては、今年度の7月から二つの補助事業を取り組んでおります。

一つ目は、畑地かんがい推進作物生産拡大事業補助金であります。これは、露地野菜の規模拡大を図るもので、新たに給水栓を2ha以上開栓した方を対象に、さつまいも、大根、にんじんの収穫期及び防除用動力散布機、きゃべつの防除用動力散布機の購入に対しまして、補助率3分の1以内で100万円を限度として補助しております。

本年度の実績は、4件で400万円の執行額となっており、約8haの給水栓を開栓できました。購入機械は4件とも、さつまいもの収穫機であります。

次年度につきましては、畝立てや播種、収穫期のアタッチメントや、それらと一体的に使用する場合のトラクターも補助の対象としまして、内容を拡充する予定としております。

二つ目に、畑地かんがい用散水器具設置支援事業補助金であります。これは曾於東部地区を対象としておりまして、一定の面積を新たに開栓した場合に散水器具の購入に対しまして、補助率3分の1以内で噴射ホースにつきましては30万円、レインガンで30万円、ロールカーで50万円、スマートレインで100万円を上限として補助をしております。

また、給水栓の新たな設置につきましても、2か所以内で10万円を上限に補助しております。実績としましては、1件でロールカーを購入され、50万円を執行しているところであります。

○4番（八代 誠君） トラクター等に特殊なアタッチメントを装着したりする場合にも、27年度から新たに補助をする幅を増やすということでありました。そういった形で、ぜひ3分の1という補助率なんですけど、そういった事業について農家の方々への周知を一層取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、県営畑地帯総合整備事業において、畑かん受益地内の農道及び排水路の整備が未施工になっている地区があると聞きます。

そこで一つ目に、どれぐらいの箇所において、そういった路線及び箇所があるのか。二つ目に未施工箇所のおおよその総事業費がどの程度になるのか。三つ目に、畑地かんがい事業については、私の認識では、平成26年あたりが事業の最終年度ではなかったかなという認識でおったわけなんですけど、この事業というのは、今後いつぐらいまで継続されていくのか、現時点での見通しについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑地かんがい施設の受益地内における農道や排水路、末端施設につきましては、県営畑地総合整備事業で、逐次整備されているところですが、曾於南部地区の現在の進捗としましては、農道整備の計画は24路線ありまして、完了している路線が10路線であります。排水路につきましては、20路線のうち、2路線が完了しています。

第3曾於南部地区は、農道整備が24路線のうち10路線が完了、排水路につきましては23路線のうち4路線が完了しています。27年度以降に予定している事業量及び事業費は、曾於南部地区で農道が4,454m、1億8,000万円、給水栓及び末端施設が、91.8haで13億6,000万円、排水路が4,310mで9,000万円となっております。

第3曾於南部地区では、農道が7,534mで1億7,000万円、給水栓及び末端施設が91.2haで、25億600万円、排水路が7,216mで1億2,000万円となっております。

現在は、水の利用効果が少しでも早く受けられるように、給水栓及び末端施設を優先して事業を進めているところでございます。

次に、事業年度についての御質問であります。曾於南部の当初の工期は、平成26年度でありました。一旦、平成27年度まで延長されておりましたが、今回平成29年度まで延長されたところです。

今後も事業の進捗状況によっては、更に延長される可能性はありますが、市としましても早期に完了できるよう、県と一体となり、予算の要望に努めてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 未施工の箇所がかなり多いなということで確認をいたしました。未施工箇所においては、地域に対する説明が終了して、地権者の承諾が得られて、測量設計まで終了しているという地区があるように聞いているわけなんです。平成26年頃の終了予定が、今の市長の答弁であります。平成29年度までは事業延長になりそうだということであったわけなんです。そういったことに対して、どんな形で市民の方々へ周知をしておられるのか、そのことについてもお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

測量設計まで済んでいる道路の路線が、曾於南部地区においては11本、第3曾於南部地区で7本ということになります。

周知としましては、平成27年2月の市報で、曾於南部地区の畑かん事業が、平成29年度まで延長される予定であることをお知らせしております。さらに新年度におきましても、市報により周知をしてまいりたいと考えております。

また、対象の方々につきましては、契約の段階で、今後のスケジュール等について説明させていただくということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○4番（八代 誠君） 市報等で、もう既に周知されていたということで、私、すみません、その記事については見落としておりましたので、いつまでこの事業は延長になるのかなということが非常に気になっておりましたので、質問いたしました。

特に地権者の承諾が得られて、測量まで済んでいるところの対象地区の方々においては、本当にいつ自分のほ場がある、そういった農道が改良されるのかということに対しては、非常に期待をされているわけでありまして、やはり当局の方々が行かれれば、あ、もうすぐできるのかな、なんていうこともあったりすると思います。いずれにしても国からの予算、先ほど市長からも示されましたように、まだかなりの額が未施工ということになっておりますので、水利用率も含め

た形の数字等も影響してくるのかなというふうを感じるわけなんです、先ほどもお話しましたように、受益者の方々は、本当に水利用を含んだ利便性を望まれているわけでありますので、担当される方々も大変御苦労が多いかと思いますが、農政課だけではなくて、耕地林務水産課においても、農業基盤整備事業等の国から補助率55%事業というのも展開されておられるわけですので、本市でも課題になっている農家の高齢化に伴う担い手が減少しているわけですので、農業全体に対しての利便性向上という形で、ぜひ農業の振興に対して、少しでもインフラ整備ということになっていきますが、ぜひ力を注いでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に林業振興について質問してまいります。

まず、本市の財産であります市有林についてです。本市が保有する市有林については、26年度においては、調査を実施しますと、27年度については、前年度、つまり26年度の調査結果を受けて、伐採計画を立てていきますよという、昨年6月議会での市長の答弁でありました。その後の計画というか、計画どおりに、そういった形で進んでいるのか、まずそのことについて示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、平成26年度におきまして、市有林につきましては458.47haを現況確認調査を曾於地区森林組合に委託いたしまして、その内容の成果につきましては3月中に報告を受けるということにしております。それを受けまして、今後の市有林適正管理に向けた計画を平成27年度中に作成しまして、早ければ平成28年度より各種補助事業を導入しながら管理を進め、地域の模範となる施業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○4番（八代 誠君） 平成27年度中に計画書を作成されて、28年度中から実際そういった作業にかかっていくということであります。市に合併する前に、各地区において、本当直営の時代もあったと思うんですが、先輩方が将来、市の財産として、各町の財産として有効活用を必ずやしていただけるという思いの下で管理をされてきておりましたので、早い形のそういう事業に取り組んでいただければというふうに思います。

次に、鹿児島県議会3月定例議会において、志布志港の未利用スペースを活用して材木ヤード拡張の可能性を探る方針を示した上で、材木輸出量を更に増加可能にしたいということで、県は検討会を設置するとしています。

県も志布志港から東アジア方面へと輸出される材木については、林業振興に対して大きな影響を与えるのではないかとということを再確認した結果だと思われます。そこで、最近の志布志港から輸出されるB・C材輸出量の推移について示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港からの木材輸出戦略協議会の輸出量につきましては、スギ、ヒノキで、平成23年度より輸出が開始されまして、平成23年度が4,690立米、平成24年度が6,377立米、平成25年度が2万3,910立米となっております。

○4番（八代 誠君） 県が示した2014年度12月までの輸出量ということについては、把握はさ

れておられないですか。

○市長（本田修一君） 平成26年度につきましては、27年1月末現在でございますが、2万6,887立米でございます。

また、平成27年度の見込みで4万立米、平成28年度の見込みで5万立米となっております。

○4番（八代 誠君） 輸出については、かなり好調であり、それこそ日本一の輸出量であるということですが、ここで伐採された材木には先ほどからB・C材というような言い方をしているわけなんです、それぞれ等級が付けられるわけです。海外輸出されない製材用材としてのA材の国内における現在の需要度合いと、そのA材の今後の見通し、どんなふうに移っていくのか、B・C材はどんどん海外に輸出できるわけなんです、質のいいA材については、国内で利用していますよということなんです、そのA材の国内における現在の需要の度合い、果たして、はかしていただけるのか、そこら辺についてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

海外に輸出されないA材につきましては、様々な建築材料等として利用されて、国内で流通しております。

海外の輸入丸太材の減少によりまして、需要は今後も見込まれるものと思われま。

県内でも、近年県産材を使った住宅建築も増えているように聞いておりますし、一般材に加工を施し、強度を高めた木材の開発も進み、あらゆる場面で木材の需要は伸びてくると考えております。

○4番（八代 誠君） 海外輸出されない製材用材としてのA材は国内で十分その需要は見込めると、そういった理解でよろしいですかね、もう一回、すみません、お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、需要は今後も見込めるということでございまして、例えば、県内における近年の木造住宅建築棟数においても、平成22年度で5,727棟、平成23年度で5,900棟、平成24年度で6,059棟、平成25年度で7,176棟で、このような建築棟数になっているところでございます。

○4番（八代 誠君） そういうことであれば安心いたしました。

B・C材については、輸出がどんどんできるものの製材用としてのA材については、行き先がないよということでは、林業の振興にならないわけですので、今の形でA材についても国内需要の推移が見込めるということでした。

次に、材木、先ほどありましたA材、B材、C材、それぞれの単価の変動については、どんな推移を示しているのか。また、今後の見通しですね、輸出についても同じような値段でいくのか、それとも上がる傾向を見せているのか、それとも下がる傾向を見せているのか、そういった単価の変動についてもお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於地区森林組合の共販実績からも一昨年度の秋頃から木材取引相場も1万円前後の価格で推移しているようでございますので、今後もしばらくはウッドストロング工法の開発促進や外国産

丸太材の輸入減少等で、現在の価格程度で進んでいくのではないかと、関係機関も考えているようでございます。

○4番（八代 誠君） そういった形で、大きな変動は無いということでした。

最後に本市内でも、いたるところで間伐ではなくて、皆伐、すべて切っちゃいますよと、皆伐が実施されております。そういう皆伐が終了した後の植林、つまり再造林がなされずに、いわゆる天然更新の手法が目立つような気がしております。鹿児島県は、再造林を推進するために未来の森林って書くんですが、「未来の森林（もり）づくり推進方針」を策定しました。このことは、先ほど市長の答弁にもあったんですが、水資源のかん養や災害防止はもとより、林業を持続的産業として、成長させるために欠かせない取り組みであると思います。

本市で取り組んでおられる具体的な事業及び補助金制度があれば具体的に示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在までも伐採届け出時に再造林のお願いをしているところでございますが、個人資産であるということや、伐採後の管理者がないという理由で再造林がなかなか進まない状況でございます。市としましては、何らかの対策を考え、森林組合とも協議をしながら、森林の適正管理につきまして、どのような形が良いかを検討してまいり、平成26年度より、従来市単独事業で実施してまいりました緊急間伐対策事業、間伐事業を取り組まれた森林者に対しまして、市で上乗せを補助を実施してきたものを事業内容を一部見直しまして、未来につなぐふるさとの森事業と名称を変更しまして、間伐事業及び再造林事業を実施した森林所有者に対しまして、上乗せ助成を行うこととしたところでございます。このことによりまして、事業実施者の負担の大幅な軽減と、森林の持つ多面的機能の発揮、地下水対策、後世に引き継ぐ自然豊かな森林環境が守られていくものと考えております。

今後も事業内容等を広く広報しながら、伐採跡地への再造林の推進を図ってまいります。

○4番（八代 誠君） 平成26年度までは、市単独事業で、間伐のみに補助金を出していたということが、今年度から間伐及び植林についても「未来につなぐ」という名称の事業に取り組みされるということでした。

ちなみに、その中身について、担当課長でも結構ですので、詳しく分かれば、例えば、1 a、あるいは1 ha当たりどれぐらいの補助が出るのか、分かればお示してください。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今の市単独助成事業、未来につなぐふるさとの森事業ですが、間伐実施につきましては、ヘクタール当たり3万円の助成、再造林、植林ですが、この実施におきましては、ヘクタール当たり6万8,000円の助成をしております。

○4番（八代 誠君） 正式名称が「未来につなぐふるさとの森づくり事業」ということであります。

植林については、1 ha当たり6万8,000円補助金が出るということで、これは新規事業ということで捉えてよろしいですね、27年度からということですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この事業は、平成26年度から採択していただいております。

○4番（八代 誠君） 最初に、冒頭質問しました水保全、あるいは土砂災害防止をはじめ、林業そのものを産業として成長させるためには、ぜひとも再生林というものは、欠かせない取り組みであると考えます。

国及び県とは別途に本市独自の補助金制度が存在するということですので、先ほど市長の答弁にもありましたように、大きな声でということでしたが、胸を張っていただいて、声を大きくして、その周知には努めていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、教育行政についてお伺いいたします。

まず、「学力向上日本一を目指した教育の推進」ということですが、昨年設置されました志布志市児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会、あるいは教育委員会において、新年度で実践して行こうという方策が昨日の補正予算案によって示されたわけなんですけど、まず、教育長にお聞きいたします。その方策と今後の進め方について具体的にお示しください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

まず検討委員会についてですけれども、第1回が本年2月6日に開かれ、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校長、PTA、公民館等の代表者、有識者の方々に委員として参加いただきました。全体会の後、学校教育と社会教育の二つの分科会に分かれ、熱心に協議していただき、参加者から貴重な御意見をいただきました。

学校教育の部会からは、「学習意欲の喚起や自己肯定感を高める必要がある」、「児童生徒の道徳性を育むことが学力の向上につながる」、「幼稚園、保育園と小学校との連携を図る必要がある」などの意見をいただきました。

また、社会教育の部会からは、「基本的な生活習慣を身に付けさせることが大切である」、「家庭学習の在り方について考える必要がある」、「地域での充実した体験活動を推進しなければならない」などの意見をいただきました。

平成27年度は、3回の確かな学力の定着に向けた検討委員会を計画しており、検討委員と教育委員会で、他市町の学力向上に向けた取り組みの視察も予定しております。

教育委員会としましては、検討委員会からの意見を集約し、学校でできること、家庭でできること、教育委員会としてできることをまとめ、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

新年度の実践のことですが、土曜授業がまず始まります。この土曜授業の充実というのが一つの課題としてございます。それから道徳教育、キャリア教育を充実するための推進校での研究、そして、幼稚園、保育園と小学校の先生方の合同研修会の実施。そして、昨日提案させていただいておりますけれども、土曜日の塾といいますか、土曜学習、そういうことについても、今のところ新たな実践として考えているところでございます。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） すみません、通告書には市長と表示しておりましたが、市長には、まだ教育長にいくつか質問したいことがありますので、最後に市長の思いをお聞きしたいというふうに思います。

教育長にお聞きいたしますが、新年度補正予算まで上げて、土曜学習講座という形で示されておりましたが、その中身について、もう少し詳しくお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 私、かねがねから子供たちに知・徳・体のバランスのとれた子供たちを育成したいという思いをずっと伝えてまいりましたけれども、今回第2土曜日が、この土曜授業というのが始まります。この土曜授業というのは、基本的に全ての子供たちがこの授業を受けなければいけないということになります。

それから、第3土曜日は青少年育成の日ということで、これについては、先ほど平野議員から質問があった件と関わりますけれども、子供たちに体験活動を十分してもらいたいというそういうことで、第3土曜日は体験活動の充実を図っていききたいということです。

それから、今度提案させていただいております土曜学習というのは、第1土曜日と第4土曜日に中学生を対象に学習教室をしていこうというふうに考えております。これは、あくまでも希望になります。その理由というのは、一つは土曜日の過ごし方が有意義に過ごせてない状況があるということが一つと、中学生の学力向上というのを図っていききたいということがあります。

それともう一つ、今年の4月から生活困窮者自立支援法というのが、新たに始まりますけれども、そういう自立支援法の中には、学習支援というのが項目として入っております。子供たちの中には、学びたくても学べない状況の子供たちもいるのではないかと、そういうことを考えたときに、行政としては、そういう場をきちんと提供してあげるということも大事なのではないかなという、そういうことで、第1土曜日と第3土曜日につきまして、子供たちが自由に学べる場というのを提供していこうと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 今教育長から答弁いただきましたが、この講座については、例えば、志布志市全体で1か所でやるのか、それとも各地区とか校区とか、いろいろな考え方があるんですが、どんな形で考えておられるのか、生活困窮者という言葉も出てきたんですが、その講座を受ける中学生というのは、有料なのか、無料なのかということあたりについてもお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど申し上げましたように、これはあくまでも希望であります。希望の生徒を対象にということになります。

それから開く場所につきましては、今のところ1か所で開く予定でおります。そのために、志布志の方で基本的に開こうと思っているんですが、そのために松山とか田之浦、出水、それから有明地区の子供たちは、希望の子供たちはバスで送迎をして、土曜学習に参加していただこうと、そういうふうに考えております。

それから、基本的に無料ということで実施をしたいと考えております。

○4番（八代 誠君） 平成27年度から展開されるということで、開催場所については1か所で、志布志地区で開催すると、松山、有明、あるいは志布志地区でも遠い子供たちについては、バスで送迎していただけないということ、ぜひですね、そういった形で、まずは学力向上ということで動き出すわけですので、ぜひ多くの子供たちが、その講座を受けてくれるような形の周知をし

ていただければというふうに思います。

この土曜学習講座なんです、今、開催場所が1か所ということでありましたが、そのことについても、市長にお伺いしたいと思いますが、今の方策、やっとな学力向上日本一ということを目指された中で、土曜学習講座、一つ動き出すわけなんです、今の方策についての思い、さらに開催場所が1か所ということでした。まずは始まりですので、いきなりということではないかと思いますが、これからどんな形で支援をしていかれるのか、どんな形が理想とされているのか、この講座が、いわゆる寺子屋みたいな形で、最終目標ということであれば、もうちょっと地域を限定した形とか、やっぱり考えられるわけなんです、まだ始まっていないのに、そんなところまでか、というふうに思われるかもしれませんが、市長は、この土曜学習講座に対して、どんな思いを持たれているのかについてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3期目の市長選にあたりまして、学力向上日本一ということ掲げて、市民の皆さんにお話し申し上げたところでございます。

私としましては、この学力向上ということについては、お子さんをお持ちの保護者の方々は、どの方においても基本的には賛成していただける内容という事で、それを目標とするのは、日本一というのは、ほかの事業も日本一というものを掲げておりましたので、できれば日本一を目指して学力向上していただきたいという思いで掲げたところであります。その実践のために、土曜日活用ということ当然考えたところでございますが、今回、教育委員会の方で、全県的に土曜授業というのは、まずもって始めると、そしてまた、本市においては、今お話があります土曜学習をモデル的に始めるということになりますので、この効果を見据えながら、さらに展開して推進が図られれば有り難いというふうには思うところでございます。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって本日の会議は、時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○4番（八代 誠君） 市長の答弁にも、教育長の答弁にも、土曜日の子供たちの過ごし方をどんなふうやっていこうかという、本当に第2土曜日が授業が始まって、空いた第1、第4土曜日、まずは希望者をということでしたが、中学生に対して、土曜学習講座をやっていく。もちろん第3土曜日では、地域で子供たちを育てていくという活動が既になされておるわけですので、そういった形で、地域、そしてまた、行政で子供たちを本当に守っていききたいというふうに思いますので、この土曜学習講座、そして、今から土曜授業については、質問してまいります、知・徳・体バランスの取れた子供たちを育成できればなというふうに思っておりますので、ぜひこの

土曜学習講座についても、広く周知をしていただきたいというふうに思います。できれば、予算額200万円でしたかね、お金が足りないと言われるぐらい補正を組んでいただけるぐらいやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、土曜授業について質問してまいります。

本市の土曜授業については、10月から実施されるわけなんですけど、県内では明けてすぐ、4月から実施される自治体もあります。県内自治体のそういった実施予定についてお示しいただきたいと思います。

また、本市が行う土曜授業について、どうして10月になったのか、その理由についても示してください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

平成25年に公布施行された学校教育法施行規則の一部改正により、公立学校において、地方公共団体の教育委員会が必要であると認める場合には土曜授業の実施が可能であることが明確にされました。

県内43市町村の中で、4月からの実施が10市町村、5月からの実施が7市町、9月からの実施が8市町、10月からの実施が14市町、検討中が4市町村となっております。

本市においては、児童生徒が土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない現状などから、土曜授業の実施を検討してまいりました。そして、実施する際には、保護者、地域行事、社会教育団体、体育関係団体などに対し、十分な説明と理解を得るための時間が必要だと考え、最終的に10月から実施することと判断しました。すべての学校、保護者、関係団体等の共通理解のもとに土曜授業が実施されることにより、その目的が達成されるものと考えております。

以上です。

○4番（八代 誠君） スムーズな土曜授業の実施ということで、対外的な関係も構築する必要があったということでありました。

それでは、本市の土曜授業の実施内容について、もうほとんどの小中学校が計画をされたのかなというふうに思っているところなんですけど、その実施内容について、具体例を挙げて示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 土曜授業の実施内容についてでございますけれども、保護者の方々の参加が増えて、誘導係等の協力が得やすい、例えば、持久走大会を土曜日に実施したり、それから土曜日、給食がないわけですけども、給食との重なりを解消するために、家庭科の調理実習を実施したり、それから、今回のこの土曜授業というのは、学力向上ということも一つの基本的な考え方にありますので、授業中に時間の取れなかった発展的な問題、活用の問題に取り組みせたりとか、様々な取り組みの例が考えられると思います。

教育委員会としましては、それぞれの学校のいろいろな取り組みを全部まとめまして、1冊の冊子にしまして、それぞれの学校で有効に活用していくように、今進めておりまして、大体ほとんどの学校が来年度の土曜授業に向けての計画というのは作成が進んでいるところでございます。

以上です。

○4番(八代 誠君) 本市においては、10月から土曜授業を行われるわけですから、5回、5日間、27年度行われるわけです。3時間ということでありましたから、約15時間の授業が増えるわけなんです、各家庭向けに出された散らしを見させていただいたんですが、今教育長の方からも説明がありましたように、その学校で考えて科目はつくっていくんだよということでありましたが、得てして持久走とか、地域の行事にあわせたそういった講演会、あるいは給食がないので調理の時間にとったりもしますよということでしたが、土曜日だけが、そういう平日の授業時間で取り組めなかったということで捉えればそうなのかもしれませんが、何かそういうレクリエーションみたいなことばかりが行われるのではないかな、言葉を変えると偏りがあるのかなという気もするんですが、そこらについて教育長はどんなふうにご考えておられるのか、その点についてもお示しください。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

教育課程の中身というのは、あくまでもこれは学校長が考えて計画を立てるわけですがけれども、その計画の中では、教育委員会としましては、いろいろな観点が考えられますよと、例えば、先ほど言いました学力向上の考え方もぜひ取り入れたらどうですかとか、あるいは土曜日にやるんだったら、土曜日にやることの意義を考えた活動も必要ではないですかとか、そういう教育委員会としては、基本的な考え方を示した上で、各学校で実情に応じて計画を立ててもらおうということです、学校によっては、自分たちの学校は、学力向上ということにもっと力を入れなければいけないという学校であれば、発展学習とか、基礎・基本に力を入れるドリル学習とか、そういうのを重点的に組む学校もあるんだろうと思います。

それから、もっともっと地域の方々の協力を得たいなという学校であれば、そういう活動が増えてくる学校もあるんだろうと思います。それは、それぞれの学校の取り組みということが、それぞれの学校の特色にもなりますので、あまりこの方向でだけの計画をとということは、私どもとしては考えておりませんので、とにかく土曜日にやることの意義ということをきちんと踏まえた上で、それぞれの学校で教育活動を組んでくださいと、そういうことであります。

以上です。

○4番(八代 誠君) 平日にできない土曜日だからこそこできる授業というもの、本当に多いかと思えます。そういった形で、ぜひ偏りのない授業ができればなというふうに思うところです。

次に、土曜授業を実施した場合、本市の10月から行われるわけなんです、教職員の勤務振り替えについては、どんな形で考えておられるのか、その点についてお示しください。

○教育長(和田幸一郎君) 土曜授業を実施した場合の教職員の勤務の振り替えについては、これは、全県一緒ですけれども、長期休業中への振り替えを可能にするために、県の条例等が改正されまして、勤務の振り替えが今までは、前4週、後8週というのが勤務条例だったわけですがけれども、これを前8週、後16週に振り替えることができるようになっております。したがって、例えば、10月に最初の土曜授業が行われた場合、0.5日、いつもより勤務が多くなるわけですが

ども、これを前の方で取るか、後の方で取るかというのは、教職員それぞれの学校の先生方の判断になりますけれども、いずれにしましても、取れる勤務時間が長くなりましたので、とにかくできるだけ長期休業中にとってもらおうというような形で、条例が改正されております。

以上です。

○4番(八代 誠君) 今の教育長の答弁を整理しますと、本市は10月から土曜授業を行うが、前もって夏休みで、そういった消化もできるんですよということで理解すればいいですかね。

○教育長(和田幸一郎君) 前8週、後16週ということですので、できるだけ長期休業中にとってもらわないと、できるだけですね、じゃないと、また授業がある時に取ると、また子供たちのいろんな自習になってしまうということですので、前の方で取っても後の方で取っても構わないというふうに思います。そういうことで大丈夫だと思います。

○4番(八代 誠君) 前8週、後16週ということですので、10月からですから、前8週ということであれば、8月も私は含まれるのかなというふうに理解をしたところです。

最後に、期待されるこの土曜授業ですね、効果について教育長の率直な意見をお聞かせください。

○教育長(和田幸一郎君) 期待される効果ということですが、先ほどから言いますけれども、保護者や地域の方々が、いろいろな参加する機会が増えて、いろいろ協力が得やすい、あるいは学校にとっては、まとまった時間を確保できますので、特色ある教育活動も展開される。

それから補充問題や発展問題をする時間が確保できて学力の定着も図れていく部分があるのではないかなと思います。それから、今まで月曜日から金曜日を実施していた行事等を土曜日に変更することで、月曜日から金曜日の授業がゆとりを持って進められるということもあるかと思えます。

それと、土曜日が有意義に過ごせてないという状況がありましたので、子供たちが基本的な生活習慣、学習習慣の改善、こういうのが図られるというような効果も考えられると思います。いずれにしましても、この土曜授業が本当に実のあるものになるためには、とにかく私ども教育委員会の方もきちんと対応をしていかなきゃいけないなど、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○4番(八代 誠君) 本当に3月議会終わりました、新年度になりますと、地方創生、また教育委員会においても、先ほどの土曜講座、土曜授業始まってまいります。本当に今は課題が山積しているわけなんです、私たち議会も全力でバックアップしていきたいと思っておりますので、一緒にこの志布志市をすばらしいまちにしていきたいと思えます。

すみません、5時を過ぎてしまいました。

これで一般質問を終了します。

○議長(上村 環君) 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。



○議長(上村 環君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 5 時10分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成27年3月13日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



○議長（上村 環君） 市長より、発言の訂正の申し出がありますので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） 八代議員の質問に対する答弁の訂正をお願いします。

昨日の八代議員の御質問の答弁におきまして、新聞記事の志布志港の木材輸出量の推移について質問されたところでございますが、答弁としまして、木材輸出戦略協議会の輸出量の推移を答弁いたしました。この数量は曾於地区森林組合、都城森林組合、南中森林組合の志布志港搬出量でございます。正式には志布志港から輸出される木材の輸出量全体は、平成24年度が3万5,151立米、25年度が10万4,107立米、26年度が1月末現在で17万9,706立米でありました。おわびして訂正くださるようよろしくお願いします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 皆様、おはようございます。

この議会においては、どうなんですかね、一応10時が過ぎているんですけども、なかなか、10時を過ぎたら、こんにちは、に切り替わるのが世間的には常なのかなと思うんですけども、先ほどの開会でも「おはようございます」と言いましたし、私自身も議員として地域の皆様に信任を得て、この場に立たせていただくまで1年ほどかかりましたが、ようやく初めての一般質問に望むことができました。そういった、初めてのもろもろの意味も込めまして、やはり「おはようございます」が適当なのかなと思ひまして、今、御挨拶を述べさせていただいたところでございます。

改めまして、初めてですもんね、自己紹介の方をさせていただきます。議席番号1番、市ヶ谷孝でございます。年齢は33歳、まだ独身の身でございます。今ちょっと最後に付け加えさせていただきましたのは、もちろん少し自分自身の緊張もほぐすためもあるんですけども、これから、この志布志のまちで、志布志の地で相手を見つけ、家庭を持ち、子供を持ってですね、ずっとこのまちで頑張っていくんだと、そういった意思も込めまして、述べさせていただきました。

先ほど申し上げたけれども、早いもので、地域の皆様からの信任を受け、負託を受け、この志布志市議会の末席に名を連ねさせていただきましてから、早くも1年とちょっとが経過いたし

ました。この間、なかなか一般質問という形で地域の皆様の期待にお応えすることができなかつたわけでございますけれども、その中でも私自身、地域の中で私なりに駆け回り、地域の皆様のお声を聞き、少しでもその声が行政に届き、形として実を結ぶよう頑張っただけでございます。

またこれから、今期残り3年ほどございますけれども、ますますより一層、市当局、そして、同僚議員、また何よりも地域の皆様、御指導、御鞭撻いただいて、一生懸命頑張っただけでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります前に一つだけお願いといたしますか、申しておきたいことがございます。私は今もちょっと傾向があるんですけども、非常に早口でございます。これはですね、もう常々の、この場でもそうですし、地域の方々とふれあう際も「何を言っちゃるか分からんがよ」と言われるぐらいの早口で、それがまた緊張が、今ももちろん緊張しているんですけども、緊張がどんどん高まっていますと、なおですね、いっぱいいっぱいになってしまって、もう自分でも舌が回らない、追いつかないぐらいに早口になってしまうことがございます。ですので、もちろん私自身、今なるべくゆっくりと、はっきりとしゃべるように心掛けていくつもりではございますけれども、質問中、答弁中に、どうしてもそれがですね、忘れて早口になって聞き取りづらい、趣旨がちょっと理解できない、聞き取りづらい、そういったことがありましたら遠慮なく今の質問の内容は、こういうことでしたかという形で、お聞きいただければと思います。幸いにも今議会から、そういった権利といたしますか、そういったものが認められているようでございますので、私も今回安心してこの場に立って質問をさせていただくことができる形でございます。

では、通告書に従いまして、質問に入らせていただきます。

通告書に記載させていただきました県道志布志有明線は、市役所本庁前から蓬原、野神、山重校区を通り、鹿屋方面や岩川、都城方面へとつながるこの志布志の重要な幹線道路の一つでございます。その中でも今回、私が取り上げさせていただきましたのは、野神校区青少年館前と野神小学校の前を通る、いわゆる通学路の部分についてでございます。ここの区間における通学児童の、通学時間ですね、朝の7時から8時過ぎまでと、下校時間、その時間帯についての安全面を考慮した改善をお願いしたいと思ひまして、この場に立たせていただきました。

この区間は、以前から地元の人たちが非常に危機意識を持っていた部分ではございますが、折りしも去る2月12日にいちき串木野市の国道におきまして、午前中、登校中の小学生が車にはねられてお一人が死亡、お一人が重傷を負ってしまうという大変悲惨な事故がございました。確か平成24年でしたかね、その時も、やはりこういった形で、登校中の児童の列に車が突っ込んで10人ほどでしたか、死傷があって、緊急的に国の方が指揮をとって、全国的な通学路の見直しが行われたわけでございますが、やはり、こういった事故を、しかも今回の場合は鹿児島県内でございますが、を聞き及んだ場合、もちろん被害者の方、そして御遺族の方に対する哀痛の思いは尽きないわけですが、もしも、これが自分たちのまち、特に保護者からしたら自分たちの子供がこういった事故に襲われたらどうしようか、そういった不安があわせてわき上がってくるも

のでございます。

重ねまして、今回上げさせていただきました野神校区、野神小学校の前の区間におきましては、そのいちき串木野市の事故の数日後、これは自損事故で済んだんですけれども、よそからいらっしやった車のナンバーの方が、恐らくはブレーキ痕がなかったので居眠り運転だったんだろうかと思えますけれども、区間内の塀に、そのまま勢いよく飛び込む、ぶつかっていくという事故がございました。幸いにも午前10時頃でしたかね、登校時間とは、ずれていたのもので自損事故のみで済んだわけなんですけれども、これがもしも時間がずれて登校中、登校時間であったり、下校時間に発生していたと思うと非常に背筋が凍るような内容でございます。こういった事故は、もちろん気をつけていても起こるものではございますが、その起こる可能性を少しでも減らしていくのが、行政の責務であり、取るべき方策なのではないかと思えます。

前置きが長くなりましたが、それでは具体的内容について入らせていただきます。

まずは、今回取り上げた区間の現状、危険性について、市の方では、どのような認識をお持ちであるかお聞きします。

○市長（本田修一君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

県道志布志有明線、野神小学校前についてでございますが、現状認識といたしましては、県道志布志有明野神小学校前は、学校側に歩道を設けた2車線、速度40kmの規制がされており、野神青少年館から野神郵便局まで3か所の横断歩道があり、朝夕は大型車を含む交通量も多く、スピードを上げて走る車もあり、野神小学校前後の横断歩道は見通しも悪く、横断者には非常に危険な区間であるというようなふうにご認識するところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおりですね、この区間は非常に交通量が多く、特に朝の児童たちの登校時には、本当に車がひっきりなしに両側から通ってまいります。また、おっしゃったように、スピード制限時速は40kmの区間ではございますけれども、私も朝、立哨で立たせていただきましたところ、もちろんスピードガンで正確な計測はしていませんけれども、やはり60、下手したら70、80、80はいきませんけれども、それ近く出している車、しかも、軽じゃなくて、中型のトラックであったり、時には大型のトラックが、そういった速度を出している区間でございます。

また、同区間は野神青少年館側の方ですね、横断歩道に差し掛かる所なんですけれども、緩やかなカーブになっておりまして、非常に見通しがいいとは決して言えない箇所でございます。そういった中で、やはり児童の安全を守っていくためには、現状のままではなかなか難しいのかなという認識をしているところでございます。

少しすみません、非常に私の手づくりで見づらいかとは思いますが、こういった形ですね、ちょっと縮尺は違いますが、野神小学校がございまして、向こうの方が本庁側に続く所、こっちの方が野方に出ていく所でございます。もともとは通学路と野神小学校側で設定してあるのは、こちらから来る児童、向こうから来る児童、両端の方ですね、この区間における、横断歩道を渡って、歩道側に渡ってから校門の方へ歩いていく。当然、この図だけを見たら、それが

一番安全な形であろうかとは思いますが、先ほどおっしゃったみたいに交通量も多く、予想外にスピードを出す車もあって、さらには見通しも悪いということを、そのリスクを小学校の先生方が検討した結果、現在は、こちら側は歩道はないんですけれども、こちらの方を児童に歩かせて、校門前の横断歩道を校門のところに先生方が監督していらっしゃいますので、その先生方の監督のもとで渡らせると、こういった非常に不便な通学路を強いられている現状でございます。

もちろんもともとの通学路でしたら、しっかりとした歩道がございますので、この区間における危険性は、ほぼ無いと言えるのですけれども、現状の通学路ですと、歩道がない場所、しかも場所によっては、児童一人が歩くだけで幅的にギリギリの箇所がございます。少し見えづらいんですけれども、こちらの赤の車線で丸を付けた部分がですね、児童が2人並んで歩くこともできないぐらい、歩くと白線からはみ出して、車道側に少し出てしまうぐらいの幅になっております。

先日、立哨をさせていただきましたときに、この区間で1人、2人、3人ぐらいのグループでしたけれども、児童がちょっとふざけて少し横並びになったりして、車道側に少しだけでも、少しでもはみ出してしまったらですね、幸いその時は車も通りかかりませんでしたし、何も事故は起こらなかったんですけれども、その児童が校門前の方に渡ってきたらですね、先生方が非常に厳しい声で叱っていらっしゃる姿を目にしました。それだけですね、その時は事故がなかったけれども、そういったことが少しでもあると、少しでも気を抜くと、すぐに事故が起こってしまう。貴重な、本当に大事な子供たちの命が失われてしまう、そういった現状が今この区間にはあるわけでございます。

もちろん、この区間は県道でございます。市としては、この区間の改善を県の方に強く要望をしていく形になるわけですが、まずは現場を知る地域の自治体が、こういった対応策が適切なのかを考えて、その案をもってして県の方に要望していくことが肝要かと思われま。

そこで、地域の自治体である市としては、この区間に対して、こういった改善策を施すことが適切であるか、こういった方策が取れるのか、そのあたりどういうふうにお考えであるか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、図でお示しになりましたように、この区間においては、学校側の方の指導で、正門前の横断歩道を渡るというふうにされているようでございます。

ということで、歩道のない方を通行して学校に通うと、また下校するというので、危険性が極めて高いというようなことでございます。このような現状につきましては、地域の警察や県警本部による交通安全対策に伴う総点検や事故多発の現場診断、それから死亡事故の緊急対策会議等で対策については、路側帯や横断歩道付近へのオレンジのポール、ラバーポールや安全協会による看板等の設置がされております。

今回議員質問の野神小学校前につきましても、先日3月4日の日に学校PTAからの要望を踏まえ、校長先生から県の地域振興局へ登下校時の危険な現状を報告され、安全対策について相談

があったところであります。

県としましては、登下校の利用実態を踏まえ、本年度の安全対策を近日中に協議することを学校側にお伝えしてあるということでございます。

本年度される安全対策としましては、予算の範囲内でございますが、歩道の狭い路肩部分につきましては、ラバーポール10本程度、約100m分を青少年館前と消防の前に設置するという案を学校側と協議したいということございました。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともですね、やはり年度末でもありますし、予算執行の関係もあって、なかなか緊急に全てのことを対策するのは当然難しいわけでございます。

その中で少しでも事故の可能性が減るよう、そういった形での対策をお願いさせていただければと思います。

もちろん、これから県の方と協議をして、内容を具体的に決めていくわけですがけれども、やはりですね、当然ラバーポールを設置していただいて、歩道がない狭い路側帯の部分を通る子供たちの安全を少しでも高めていくことは非常に大事なことでございますけれども、この区間の根本的な問題は、学校前、大体地元の人はその所に小学校があって、登校児童が多いエリアであることは分かっているはずなのにもかかわらずですね、ましてや制限速度40kmの部分でスピードを出し過ぎてしまうという、そういったことが、一番根本的に欠いてはいけない問題点かとは思いますが。当然通勤時間、子供の登校時間は、一般の企業に勤めていらっしゃる方々の通勤時間でもございますので、どうしても急いでしまう、そういった心理は分かるところではございますけれども、道路の安全確保とあわせまして、この区間における速度抑制の働き掛けをしていくことが長期的な、この区間における安全性を高めることにつながるのではないかなと、そういった効果が高いのではないかなと思うところでございます。

それで、やはり道路全体における面的な対策、路面のカラー舗装などの視覚的な働き掛け、もしくは段差舗装と言っていいんですかね、ハンプであったり、少し段をつくってガタンゴトンというところで速度を抑えるように意識を向けていく、そういった方策の方が将来的な効果は、費用対効果は高いのではないかなと思うところでありますので、そういった面を強く意識した上で、協議の方に臨んでいただければと思っております。

ここで一つ視点を変えてのお尋ねなんですけれども、現在市の方での、この通学路の安全面に対する取り組みとして、ちょうど1年ほど前ですかね、平成26年3月に志布志市通学路交通安全プログラムというものが策定されましたね。その中で、今後の通学路の安全性を高め、保持していく、または学校や保護者の関係者の皆様にも通学路の安全に対する意識を高く持っていただく、そのための大変重要な取り組みなのだろうと思っております。まだ当然始まって1年も経過しておりません。そのことについて、当然あまりここで深く質問することは無いんですけれども、そろそろ1年経つ、この時期におきまして、今年度1年間ですね、こういった形でそのプログラムに沿った通学路への安全面の配慮が図られたのかをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になりました志布志市通学路交通安全プログラムにつきましては、平成26年3月に策定いたしました。現在このプログラムに基づきまして、通学路の安全確保を図ることから本年度より、関係機関を含めた推進会議を開催いたしました。その会議の中で、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の点検を行いまして、その中で短期的、長期的な対策やハード対策以外の方法というもの、そしてまた、継続的に対策に取り組んでいくことということを推進しているところでございます。

教育関係、道路管理者、そして道路交通法関係の皆様方等と、この安全プログラムにつきましては作成いたしました。現在進行中でございます。

○教育長（和田幸一郎君） 通学路の安全確保というのは、子供たちの生命を守ることでは本当に非常に大事なことだと思っております。

いちき串木野市のあの事故を受けまして、私どもが一番今懸念しているのは、今議員言われるように野神小学校の前と、それから森山小学校、それから安楽小学校、それから伊崎田小学校、あそこが朝の登下校時間に、かなり車が猛スピードで走る状況があります。そこは非常に危険な所だと認識しております。

この子供たちの通学路の安全を守るためには、まず、学校で何ができるのかということで、いろんな取り組みをしております。例えば、学校の中では、通学路の安全点検をしたり、それから通学路の安全マップをそれぞれの学校全部作っておりますし、それから教師自ら通学路の点検をするというような、そういう対応をしているわけですが、ただ、学校だけでは限度があるというようなことで、今議員言われましたように、志布志の通学路交通安全プログラムで教育委員会、それから道路管理者、それから警察署を含めて総合的な観点で子供たちの命を守っていくという、そういう事の取り組みを進めているところでございます。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁に補足をして答弁申し上げます。

6月に教育委員会から各学校へ点検の希望の調査がありまして、8月に推進会議を開きまして、通学路の点検をしております。その結果を踏まえ、計画書を作成しまして、対策の方法や時期を取りまとめたところです。このプログラムは3年ごとに対策内容を再度点検しまして、調整をしていくものです。

各学校からの点検希望箇所は53か所ございました。うち現地調査の必要な箇所が9か所、現在までに13か所の対策が行われております。そのうち、内訳は県が2か所、市の市道の部分が7か所、警察の方の対策が4か所ということで、13か所行われております。30か所につきましては、時期や予算が伴いますので、年次的な対策が必要ということでもあります。そしてまた、10か所につきましては、ハード対策以外の手法を提案しまして、教育関係機関によりまして、ソフト面の対策をお願いしているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 53件、これは志布志市内の小学校と中学校、すべてから上がってきた合計件数が53件であったということでございますね。その中で、実際に点検された箇所が9か所、対策済みの箇所が13か所というお話がございましたけれども、要綱でも確かに、この合同点検で

すか、推進会議における点検箇所につきましては、事務局の方から提案をして、実際に点検に行かれるというふうに書かれていたんですけども、こちらの点検の選出の基準といたしますか、そういったところはどこにあるのかなというのが少し疑問に思ったところではありました。

重ねてですね、点検希望調書によって、各小学校から、うちの通学路のここが危険だよとか、もう少し改善すべきところがあるよとかいうものが上がってくる形になっているわけでございますけれども、例えば、策定前は各小学校から適宜点検箇所であったり、改善要望が上がってきていた形ではあったと思うんですけども、それが策定後、こうやって点検希望調書による陳情に切り替わったことによってですね、その点検希望、改善希望の受付時期というのは変わったのでしょうか。要するに、例えば、平成26年度であったら、その平成26年度の推進会議の前までにしか点検希望調書を受け付けず、それ以降の点検希望は、平成27年度の推進会議まで先送りになるのかどうか、そのあたりもあわせてまして御答弁をお願いします。

○建設課長(中迫哲郎君) 通学路点検のプログラムでございますが、今年度より始まりまして、今年度がスタートということでございまして、今年度3月に志布志市交通安全プログラムの作成ということを行いました。そして、4月にホームページに、交通安全プログラム策定をホームページに記載したところでございます。そして、6月に各小学校へ点検希望調書を提出依頼ということで、教育委員会の方へ依頼しております。そして、7月に関係機関、教育関係、道路管理者、各警察署とか、市役所の総務課とか、推進会議の発送依頼をしまして、8月、夏休みに推進会議を開催したところでございます。

その後、また2回目、8月の2回目に現地点検を9か所行いまして、その後、検討いたしまして、その推進会議の決定事項を教育委員会の方へ返しまして、各学校へ報告したというのが11月になったところでございます。

議員の質問でございます受付は1回だけかということで、この安全プログラムにつきましては、このような流れの中で、依頼を6月頃して、8月の夏休みの時期に会議と点検を行うというようなことで、今後も進めていきたいと思いますが、緊急を要する必要な箇所につきましては、随時、道路であれば随時受け付けはしているところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) 内容の方については理解いたしました。

先ほど最初の方ですね、53件のうち県に関する案件が2件でしたかね、ということで、今回の私が御要望している件につきましてもですね、いつもこの場で質問という形で要望はさせていただいておりますけれども、こちらは、また改めて点検希望調書の形で上げた方がよろしいですかね。それがまた、その形で上げるべきでありましたら、またもちろん小学校の先生方と御相談して上げてまいります。

通学路の改善点、危険箇所というのは、まだまだ対応すべき部分が、この市にも多くございます。これからも経年による新規の発生もございますでしょうし、繰り返し繰り返し毎年ですね、意識を常に高く持って、保って取り組みを、この大変重要な取り組みを進めていき、熟成させていくべきではないかなと思います。

この地域のため、この取り組みに対して、当局は、もちろん今でも十分御尽力されていることは、理解しているところではございますけれども、これからも、今後より一層この地域に住む子供たちのために、本当に真剣に意識を持って点検を図っていただければと思います。

さて、通告書には、この県道志布志有明線の野神小学校前についての改善要望をということで記載はしたんですけれども、少し関連しまして、同じ県道の同じ通学路の部分、具体的に言いますと、同じ県道志布志有明線の野神小学校前、前からと言っていいのかな、前から山重方面に向かう部分、ちょうど芝用の交差点の手前まで、大体2kmぐらいかなとは思いますが、その部分もやはり同様に10年ほど以上前から通学児童の安全性、また道路そのものの幅員が短いため、交通の面で非常な危険性がある箇所として認識されております。この部分が、平成25年度に地方特定道路整備事業にて事業採択されましたけれども、以前は地元の住民に対する説明会の中でロードマップ的には、今この現在の時期には、既に着工しているか、もしくは、へたをしたら竣工しているぐらいの説明がなされたわけでありまして。しかしながら、当然御存知のとおり、まだ着工にすら至っていない、着工の時期が具体的に何月なのか、それすらも分かっていない現状がございまして。

市長は、昨年9月の定例会において同僚議員からの同様の質問に対し、「用地の交渉が整いまして、事業着手ができる状態になった」と述べられております。また、「その当時の予定につきまして、平成26年度から27年度にかけて用地買収を行い、28年度から本格的な工事に入る予定だと聞いている」と御答弁されております。あれから半年経ちました。もちろん大きな事業ですので、たった半年で状況が劇的に変わるとは思っておりませんが、しかし半年は経ったのです。そこで、今現在、その予定がどういった形になっているのか、用地交渉の進捗具合はどうなっているのか、そちらもあわせてお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、昨年の9月議会で答弁をしたところでございます。

工事の進捗状況におきましては、平成25年から26年度にかけて、測量設計及び用地調査を実施しまして、現在、一部買収が終了したということでございます。

事業の進捗率は、事業費ベースで、平成26年度まで14%となっております。今後は、用地買収を実施しながら、取得の進捗状況を勘案しまして、工事着手を平成28年度から実施ということに予定されているようでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 現在の予定については理解いたしました。

ちなみに、こちらは単純な疑問なんですけれども、そういった県の事業、地方特定の事業につきましては、国の事業なんですけれども、こちらの工事予定であったり、用地買収の進捗状況であったり、そういった細かい状況の共有、連絡の頻度というかですね、そういった市と県であったり国との連絡というのは、きちんと定期的にとられているのでしょうか。もしも定期的にとられているのであれば、少しでもこういった形で工事が進んでいるよ、計画が進んでいるということをややはり地域の用地買収の対象候補地である土地を持っていらっしゃる地元の方に説明をいた

して、交渉に当たっているという形なんですか。そのあたり、すみません、細かいことなんですけれども、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、県道でございますので、直接的には県が担当して用地交渉を進めるということでございます。

しかしながら、私どもは地元市町村でございますので、当然その交渉においては、県の方から相談があれば全面的に対応して一日も早い交渉が成立するような取り組みはしているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、かしこまりました。先ほどの御答弁の話を聞いて、もしかしたら市の職員が本当に直接行って交渉をしているのかなと、ふと疑問に思ったものですから、お聞きした次第であります。

先ほど、細かい内容については、ここではお話できないとおっしゃいましたけれども、この計画の中で、今回、私の一般質問のテーマというのは、通学路の安全ということがございますので、歩道整備の部分について、お聞きしたいんですけれども、当該区間の両端部分と申し上げていいんでしょうか、芝用交差点から野神小学校側への数百メートルと、野神小学校前の電気屋さんがあるんですけれども、交差点に。その交差点の部分から山重側への数百メートルぐらいは、既にもう整備がされていて、歩道もしっかりとした幅員で取られています。このしっかりした歩道が、この工事区間の全線において、きちんと計画の中で確保されているのかどうか、その点をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小学校から山重方面の未改良区間1.9kmにつきましては、片側3mの2車線に学校側へ2.5mの歩道の計画というふうになっております。

○1番（市ヶ谷 孝君） なるほど、分かりました。しっかりとした歩道が計画の中で、確保されているということで、非常に安心をいたしました。

この区間は、主に山重校区の子供たちが宇都中学校に通う際の通学路としてあるわけでございますけれども、先ほどの野神小学校前の現状と同じように、本来の通学路である県道が危険性があって、なかなか通行が難しいと、少なくとも親御さんからしたら、とても安心して子供たちを歩かせられる通学路として使わせられるような状況ではないという現状がございまして、やはり本来の通学路とは違う裏道といいますか、少し筋に入って、中の方に入った道を通らせて通学させているという現状がございます。そういった状況もなるべく早期に解決するためにも、この県道の整備、その整備計画が一日でも早く終わるように働き掛けていくことが、この市にとって非常に大きな意味がある懸案だと思っております。ぜひとも、今現在はもちろん市として強く県の方に要望していらっしゃるとは思うんですけれども、今後も引き続き粘り強い、一日でも早い竣工がかなうよう、改めてその要望をこちらからは期待させていただきます。

それでは最後に、市長にお尋ねします。

今回、テーマとして取り上げました通学路の整備、安全性の確保というのは、この地域にとって、特にこれから少子高齢化がどんどん進む世の中でございます。人口減少にも歯どめがきかない中、本市は行政側の努力もあって、多少その人口減少の速度が抑えられている現状ではあると思いますけれども、そんな中でですね、次の世代、次の志布志を担っていく、そういったこの次代の子供たち、未来ある子供たちが安心して学校に通い、いろんなことを学び成長できる、そういった環境整備をしていく、まちづくりをしていくことが、この市にとって本当に重要な優先すべき事柄ではないかなと思うところであります。

今回の私のこの質問のみならず、市全体でのですね、通学路の整備を通じて、子供たちが安全に通学し、学ぶことができる、そのまちづくり、それに対する市長の今後の行政側の継続的な取り組み、これに対する市長の思いというものを最後にお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、いちき串木野市の事故を受けまして、本市でも同じような道路形態の横断歩道もあるということございまして、改めて本市においても志布志市通学路を交通安全プログラムを策定いたしまして、平成26年度から各地区においての調査を始め、そしてまた、その調査に基づいて様々な事業の導入の実施をしてきているところでございます。

これは今お話がありますように、安全で安心なまちづくりと、そしてまた、子供たちの安心・安全な登下校を確保するというところで極めて重要な内容であろうかというふうに思っているところであります。子供たちもとにかく安心・安全な登下校が確保されなければならないということではもとよりですが、私自身としましては、市民全体の交通安全・安心なまちづくりということについては、関係機関こぞって取り組みをしなければならない内容だというふうに思うところであります。

残念ながら最近、この志布志署管内においては、高齢者の死亡事故が増えているということで、志布志警察の方からも、改めて、このことについての取り組みも深めてもらうように要請がきております。そういったことも含めまして、子供たちの安心・安全な登下校の確保も含めまして、私どもは更にこのようなプログラムの実施をしながら、確保を目指してまいりたいというふうに思うところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、よく分かりました。

今後も本当にまちのために、子供たちのために、もちろん子供たちを持つ保護者のためにも、そういった今述べられたような御気持ちを忘れずに、ますますの努力をしていただけるよう要望をさせていただきます。

過去のとある国政選挙の際に、ある政党のマニフェスト、政策の中に「通学路の安全対策というのは、費用便益費にとらわれることなく、積極的に整備するとともに、通学路の安全を確保すべきである」といったフレーズがございました。命というのは、お金ではもちろん買えません。ましてや、これから地域を担い、支えていく未来の子供たちの価値、存在というものは非常に本当に言葉に尽くせないぐらい大きなものがございます。これを守るために何をすべきか、もち

ろん行政としてもそうですし、地域の一人一人がどういうふうなことを考え、どういったことができ、そして、それをどうやって形にしていけるか、そういったことを全員で考え、取り組んでいくことが非常に大事だと思います。

改めまして、私自身も一人の人間として、一人の志布志に生きる人間として、そのことについて真摯に考え、少しでも何か通学路の安全に対して貢献ができるよう努めてまいりますので、市当局側にも改めて、このことに対する真摯な取り組みを御要望させていただきます。このことをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上村 環君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、11時まで休憩いたします。



午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 皆さん改めまして、こんにちは。

質問通告書に従い、順次一問一答方式で質問してまいります。

昨年12月定例会で一般質問いたしました2件について、これまでどのような取り組みがなされたのか、進捗状況をお伺いいたします。

まず1件目、志布志高校の生徒確保のための支援策についてであります。

質問の要旨は、少子化が進み、高校再編が叫ばれている中で、地域の学校存続のために、県内では、曾於市や伊佐市、いちき串木野市など、生徒確保のために総合的な支援策を実施している。志布志高校は105年の伝統ある県立高校であるが、来年度定員割れで1クラス減になり、進学のために十分な教育が行われなくなる懸念がある。地域の生徒を地域で育てることで、地域の活性化につながると思うので、地域振興策として、本市でも近隣の市に習い、バス代補助など、総合的で積極的な支援策は考えられないかというものでした。それに対して、市長の答弁は、「志布志高校の生徒数の減少は、本市にとっても大きな問題であると改めて認識した。一般質問終了後、直ちに教育委員会と協議する。また、学校側と協議して支援できる内容について検討する。すぐさま行動は起こしたい。また私立学校や、よその地区に通っている子供たちの事も含めて検討をしていきたい」との市長の答弁でありました。あれから3か月が経過しましたが、どのようにその間検討されたのか、これまでの経緯をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えします。

昨年12月議会で、志布志高校の生徒確保のための支援策について御質問がございました。

市としましては、今後、教育委員会や学校側と協議して、支援できる内容について検討してまいりますと答弁しておりましたので、早速昨年12月24日に志布志高校の校長先生に来ていただき

まして、教育委員会と企画政策課を交え、協議をしたところでございます。

志布志高校の校長先生からは、平成26年度の入学者は122名で、辛うじて4学級を維持することができた。学校としてもっとPRの必要性は感じているが、生徒の半数近くがバス通学であり、保護者負担が大きいので、バス代の補助があれば有り難いという話でございました。

本市には、県立高校のほかに私立高校もございますし、市外の高校等に通学している生徒もおりますので、そのこともあわせて、どのような手法が最も効果的であるのか、再度検討してまいりたいと考えております。

○教育長(和田幸一郎君) 志布志高校の生徒確保についての支援策についてお答えいたします。

平成27年度の公立高等学校入学者選抜学力検査が先週二日間にわたって実施されました。

本年度の志布志高校の最終出願の状況ですが、学力検査定員155人に対し、出願者133人でしたので、0.86倍でした。昨年度は0.8倍でしたので、出願者数は増加しております。

教育委員会としましては、これまで受験する生徒たち全員が合格できるように、各学校で学力の定着を図る取り組みが実施されるよう指導してまいりました。

また、進路指導を進める際には、高校に合格することだけを目指をするのではなく、高校で何をするのかという目的意識をはっきりさせた進路指導が徹底されるよう、各研修会等であわせて指導してまいりました。

さらに3学期に実施した進路指導担当者会では、志布志高校から講師の先生をお招きし、志布志高校生の学校での生活の様子や進路の状況を詳しく学び、志布志高校生の頑張りの様子を学んだところです。生徒確保のための支援策につきましては、今後とも関係学校の意見や要望を聞きながら、協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番(鶴迫京子さん) 3か月しか経ってない、3か月が長い、短いということもありますが、1回だけ校長先生に出向いてもらって、そして、お話を担当課も交えて協議したということですが、ただ、その1回の中で、どれだけ高校の置かれている現状、そしてまた、保護者のニーズなど、そういうことが把握できたのでありましょうか。検討するということは、そのような、ただ1回の協議会で結論を得るといようなことでありましょうか。今年度は、何とか志願者数も増えて、今日が合格発表ではないかなと思うんですが、4クラス維持ができるのではないだろうかという、何日か前の校長先生の予測でありましたが、今年度はそういうことで良かったと思いますが、もう次年度に向けて始まっているわけですね。そして、この前一般質問をした時にも、遅きに失した感じもありますが、今回は、まだ一応1年ありますので、その間をどういう形で検討していくのか。

市長は、我が志布志市には、私学もある、そういうバランス、公平性という観点から考えていきたいということでもあります。

ということは、裏を返せば、市長はそこにすごく思いがあるということでもあります。そうしたら、どうして志布志高校だけでなく、私学もあわせてそして、未来ある子供たちのためですので、

どうかそれをしっかりやっていこうという、最初からその視点に立てないものでありましょうか。まずお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、市外の高校にも行っている子供がいると、それから、市内には私学の高校もあるということでありまして、そのように高校に進学する子供について、相対的に配慮しながら考えていかなきゃならないということ为先ほども述べたつもりであります。

○11番（鶴迫京子さん） いろいろ議論する中で、学校側の立場、そして、行政の立場、財源の問題いろいろあります。その中で、やはりその高校生を持っている保護者の方ですね、保護者の意見聴取というのは、何らかの形でされてきているのでしょうか。

○市長（本田修一君） 現在のところ、そのような形での御意見、御要望等は受けたまわってないところでございますが、今後、改めて高校の定員確保ということ、それから、通学の困難な家庭に対して、どのような形の措置が必要かということを検討する中で、その保護者の方々の御意見を聞くという場もあろうかというふうには思うところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 保護者の意見ということで、志布志高校生のことでありますので、高校生だけの保護者でなく、入学する手前、中学校ですね、中学校の保護者、そういう両方にわたって保護者のニーズなり、その考え、意見を吸い上げるということも大事ではなかろうかなと思います。その中で、どういうことを今の保護者は要望をしているのかということをしかりと現状を踏まえた上で、支援策というのを捉えていかれたらいいと思いますが、志布志市だけに通っているのではなく、よその学校、市外へですね、通っている生徒もいる。その子供たちのことということ、もちろんのことです。そういう細々したこともいろいろ考えられて、そして、一番、志布志高校のということでは言いました。学校説明会、中学校で行われる、校長先生たちが見えられまして、中学校の、自分たちの高校はこういうところであるよというような、そういう説明会もあると思いますが、そういう中で学校の特色とか、そういうことを、みんな同時にあるわけですので、なかなか率直な意見を述べられないということも多々あるとかは聞いていますが、その現状はどうなってるんでしょうか。一般質問した際に、高校のPRが足りないということで、やっぱり高校も何かする手立てがあるのではないかな、それが見えてこないというようなこともありましたので、そういう説明会の中では、しっかり他校の、やっぱり自分のところをPRするのに他校の校長先生なり、その関係者がいると、他校のことはもちろん言えませんが、そういういろんな、比較して発表したりとか、説明したりすることが、少し困難なところもあるということをお聞きしましたので、そういう現状はどうなってるんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 高校の方の立場としては、自分たちの高校が、どんな特色があって、どんな頑張りを今していますと。例えば、志布志高校で限って言いますと、文武両道ということで部活も頑張ってる。それから、いろんなボランティア活動も頑張っている。そういう学校の良さ。それから、進学実績も志布志高校、かなり上がってる状況があります。だから、そういうそれぞれの志布志高校の学校の良さというのを中学校の説明会でアピールしていただきたいなとい

う思いがあります。

ほかの高校も同じような思いで、やっぱりその説明会に参加するわけですので、そういう中で、いや、私の学校はこういう特色なんですということが、力強くアピールできるような、そういう学校づくりを学校の方には求めたいなというふうに思っています。

単に学校だけではなくて、例えば、志布志高校などの場合は、塾などにも行って、志布志高校の良さというのをアピールしたりしているという状況がありますので、いずれにしましても、やっぱり学校は、自分たちの学校の良さというのを思いっきりアピールしていく、良さを積極的に啓発していく、それを子供たちだけでなく、保護者にも地域の方にもアピールしていく、そういうことが大切ではないかなと思っております。

以上です。

○11番（鶴迫京子さん） はい、今、教育長が述べられましたとおり、そのとおりだと思います。そういう点で、すべての面に関してですが、やはりPR不足というのは、もう本当によく指摘されることだと思いますし、そういうところを学校側にも努力していただいて、志願者が増えるということになっていくように思います。

ここで、結局志布志高校の現状というのは、また他の学校でも、そういう現状があるわけです。ですけど、先ほどおっしゃられたとおり、みんなそれぞれ努力して、自分の学校はということで特色を出しているわけでありますので、行政として、まず学校だけの問題でこの質問をしているわけではありませんので、地域振興策、5年後、10年後、20年後という意味で質問しているわけでありますので、あと、これからの検討、協議ということの中におきまして、きめ細やかに、やはりもう今年度は大丈夫だから、予測するので、今回はちょっと見あわせて来年度からとか、そういう結論まえには達してないんですか。しっかり、28年度は実施していこうかなという方向性だけでも見えてはいないんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、お答えしましたように、12月24日の日に志布志高校の校長先生と、お話ができたということで、すぐさま対応したということは、できれば今年の入試に間に合うのかなということもあって、すぐさま対応したということでございます。

時期的には、子供たちは自分の進路先は決めておりましたので、今回は対応できなかったということになりますが、来年においては、私どもの方で進める推進策について、子供たちが反応できるようなものを考える、進学先を考える際に十分に合うような形で検討を進めてまいりたいということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 「28年度に向けては、間に合うような形で検討を進めていきたい」という市長の前向きな答弁がありましたので、その検討する中であっては、保護者のニーズをしっかりと反映できるような検討結果になることを期待いたしまして、次に移らせていただきます。

次に、2件目に移ります。

子ども短期入所生活支援事業、ショートステイの導入についてであります。

質問の趣旨は、子供の短期入所生活支援事業、子供のショートステイは、近隣では鹿屋市が実施要項を策定し、事業を導入し、かのや乳児院及び鹿屋市の児童養護施設大隅学舎に業務委託をしている。

子供のショートステイとは、保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、または学校など、公的行事などへの参加などの理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童を乳児院や大隅学舎の施設において、24時間体制で預けられる。原則は7日間で、理由は、例として挙げてはいますが、近頃の社会状況の変化で、現在は理由は一切問われないということでもあります。

日本一の子育て支援を掲げている本市でも、この事業を早急に導入すべきであるが、どうかというものでした。それに対して市長は、「鹿屋市が実施している子供のショートステイ事業は、内閣府のメニューを活用している。補助は、国と県と市がそれぞれ3分の1である。今後、県の男女共同参画課少子化対策係に事業申請し、関連予算を計上し、それから、実施要綱を制定する。また、対応可能な児童養護施設との委託契約が必要なので、これらの準備をしていく」と答弁されました。あれから3か月が経過しましたが、どのような経過をたどり、今現在どのような進捗状況であるのかをお示しくください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供の短期入所生活支援事業の導入についての御質問でございますが、この事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子供を児童養護施設に入所させることで必要な保護を行う事業でございます。

進捗状況としましては、現在御提案させていただいてます平成27年度当初予算において、関連予算を計上したところでございます。

また、事業の委託先としましては、鹿屋市の大隅学舎、かのや乳児院を想定し、既に制度を導入している鹿屋市や曾於市から情報提供等をいただきながら、要綱作成等の準備を進めているところでございます。

今後、県に対する補助事業申請等の手続きが完了次第、速やかに事業を開始したいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 一般質問後、着々と進んでいる状況が、今市長の答弁で分かりました。よく理解するものでありますが、市長ちょっと、ここの大隅学舎に行かれたことがありますか。ちょっとお聞きします。

○市長（本田修一君） 私自身は、行ったことはございません。

○11番（鶴迫京子さん） 鹿屋にある、また別な施設ですが、乳児院は行かれたことがありますか。

○市長（本田修一君） 乳児院につきましても、行ったことはございません。

○11番（鶴迫京子さん） 私も一般質問するからではなくて、その以前に、子育てサポーターをしていますので、その関係で視察が、研修ということで、お勉強ということで研修視察にお伺い

しました、両方とも。その時に、この乳児院もですし、この大隅学舎を見学、研修する中で、本当に初めて行った時に、もう今は何回か行ってますが、訪れた時に、本当にこう、カルチャーショックを受けました。いかに自分が今立ち位置がすごく平和といたしますか、すごく安閑として、そして、足元を見ていなかったのだなということに、すごく何かしら、そういうショックを受けまして、そして、この前の12月議会の質問になったわけではありますが、本当にいろいろ昨今、マスメディアでもいじめ、いろいろ川崎の事件とか、いろんなことで今はすごい状況になっていると思います。そういう中で、昨日も卒業式が中学校3年の卒業式、志布志中に行きました。そういう中で、いろんなことを卒業生、在校生、その様子を見ながら思うことでした。本当に、こういう中学になってから、それでいろいろなことを対策して、いろいろみんなそれぞれ努力して頑張っているけれども、この子供たちをどうして中学校になってから高校とかではなくて、やはり一番強く思ったのは、ゼロ歳から、一番幼少期ですね、幼少期、保育園、小学というか、もうそこから問題は発生しているのではないかなというのを、もう長年そう思ってきましたが、つくづくその大隅学舎や、乳児院というのを視察したり、いろいろな所をしている中で、思いを強くした感があります。

そういう意味も込めまして、この子供のショートステイというのは、私が一般質問をして、テレビを観ている方だけではなくて、議会だよりに載りましたので、そのことで街を歩いたら、知らない人からも、すごく反響があって、「鶴迫さん、ああいうことは知らなかった」と、「そういう状況ってあるんだよね」とか、いろいろそのことで話ができることになりました。そういう意味も込めまして、やはり市長、目に見えているところだけの施策といたしますか、そういうところ、訴えがなければ分からないわけですね。ぜひ大隅学舎、乳児院というところを御多忙とは思いますが、1回訪れてみて欲しいと思いますが、そこの中で受ける市長も感受性の高い方だと思いますので、何かを得て、また市の市政のトップとして、またそれが施策なり、いろんなのに反映されていくのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話のある大隅学舎、かのや乳児院につきましては、鹿屋に行く機会がございますので、ぜひ訪れてみたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 訪れてみるということですので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、この子供ショートステイということがスムーズに導入されまして、そのことが、また市民に知らなかったそういう制度ができたんだねとか、そういうことにならないと利用できないわけですので、ぜひ担当課は、この広報周知に徹底していってほしいなと思います。

今、家庭が私たちが幼少の頃と違いまして、学校も開かれてないので、学校をどんどん開こうという考え方であります。国も県も全部ですね。それと一緒に、学校も開く前に家庭が閉ざされていると思うんですね。隣近所を見ても家庭が外からは見えない。子供たちもちろん見えません。ですので、そういう見えないところでいろんな事件がぱっと起きて、あって、思いがけなく起こったように感ずる。それはちょっと違うのではないかなと思います。その時、突発的に起こ

るわけではないと思います。それには、長いことかかっているような状況があって、そういうことになるのであると思います。

ですので、やはり教育といいますか、地域、社会、市全体でそういう家庭を見守るといふか、見守っているという、その閉ざされていない家庭にする、開かれた家庭にしていくという努力が、もう家庭だけでできなくなっていると思うんですね。ですので、そこに力を入れて事業も推進して、そういう施策をどんどん進めていく必要があると思います。そのことに関していかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子供の健全育成につきましては、まず何と言っても家庭ということが基本であるということにつきましては、昨日、おとといもお答えしたところでございます。

そのようなことではあるというふうに大方の方が認識するところでございますが、そのことの機能性が損なわれ、十分発揮できてない家庭が見受けられるということについても、最近の認識ではないかなというふうに思っています。

そのようなことにつきましても、私どもとしましても、行政としましても、学校関係、あるいは教育委員会とも連携しながら、できるだけそのことについては、健全育成ができるような環境に導いていきたいと。そして、一緒になって取り組んでいきたいということについては、取り組みを深めているつもりでございます。まだまだ十分ということではないところでございますが、まずもって幼児期の保育園の段階、そしてまた、それ以前の乳児期の段階ということで、行政が何らかの形で関与できる。また、相談を受けることができる立場で一緒になって取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長が取り組んでいきたいという答弁であります。やはり今いろんな協議会があったり、横と連携されてやっています。担当課で保健課、福祉課、いろいろ「こんにちは赤ちゃん事業」とか、いろんなそういう乳幼児期にわたって、いろんな事業をされていますが、その事業もその時、そのことは一生懸命されますが、やはり横の連携ですね、そういうことを一生懸命やっていただきたいと思います。形だけでは行われますが、それだけで終わってしまうというようなことになったらいけないと思うんですですね。

質問は違うんですが、以前、市長に大学進学のためにひとり親家庭とか、そういうところに貸付金、そういうことの質問をしたことがあるんですが、その時に受けた感じが市長の答弁で、給食費とか、そういうことは、そういうのを要望する人、そしてまた、該当者なり、そういう方々がたくさんおられるので、市としては、そういう多数の方に公平性に行き渡るような施策とか、そういうのは考えられるけど、本当に少数と言いますか、やはりそういう、公平性、効率性とか、妥当性なども含めて、あまり該当者と言いますか、そういうところには、少しまだ他のいろんな制度を使ってほしいというような答弁をいただいたような気がするんですね、果たしてそうでしょうか。今度のことは、この子供ショートステイというのは、それこそ、すごく喜んでいるんですが、一隅を照らす施策だと思います。本当に、だからこのことは、すごくすぐ進んだなという

思いで、市長がしっかり共感していただいたということなのですが、全般的にわたって、市長、そのことを今言ったように、不特定多数というか、大多数の方が要望することが、やはりそういうところに施策はどんどん予算も付けられていきますし、そういうような気がするんですが、ほんのわずかな少数者ですかね、そういうところには、ちょっと置き去りになっていくというような気もしないでもないですが、そういう一隅を照らす政治姿勢というのは、どのように思われますか。思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、私の立場とすれば、志布志市全体の地域振興でございます。全体の振興でございます。その中で、弱者と言われる方々に、どれだけ配慮できるかということについては、十分その検討等はしながら対応はしているつもりでございます。

○11番（鶴迫京子さん） まんべんなく対応しているというお気持ちでいらっしゃると思います。そのようにも受けます。100%の中でどれだけかとなりますと、そのように努力されて、一応進んできていると思います。いろんなそういう施設も見学されまして、そしてまた、いろいろとまた、これからもまだ3年ありますので、個別的にいろいろやっていきたいとは思っていますので、一応この事は、子供ショートステイということで、一隅を照らす政治が、ここに形になって現れたということで、大変市民の皆様にも喜んでもらえていると思っていますので、ぜひ今後の取り組みを期待いたします。

それでは、次に移ります。

商工・観光についてであります。施政方針で市長は、「商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化、魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開、支援していく。1月の全国どんぶり選手権で、志布志発かごしま黒豚三昧丼で、萬來さんが見事に3位入賞を受け、次回のシード権を得て、日本一が見えてきた。また、2月第1回鹿児島ラーメン王決定戦で、マルチョンラーメンが、見事1位になった。観光地やグルメによる食のまちとして、経済振興や物産振興に弾みがつくと考える。引き続き、背白ちりめん三昧丼など、ご当地グルメを県内に情報発信し、活動支援、新たなグルメ発掘も図り、受け入れ体制の確立を目指し、地域経済に波及できるよう、食のまちづくりに努める」と述べられております。このほかにも新しい事業や関係団体に補助金を交付など、5ページにわたり支援策が述べられております。

そして、追加議案でも国の地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金で、地方創生先行型の多機能型拠点施設整備事業などの13事業と、地域消費喚起生活支援型のプレミアム商品券事業の合わせて合計で1億3,502万4,000円予算計上がされております。これまで財源不足で計画できなかった分も含めまして、今回は特に期待するところであります。

そこで、まず、平成27年度の商工観光振興に、どう市長は取り組むのかということをしかりと市民の皆様にも周知ということで、普及啓発ということで新規事業など、分かりやすくお示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の商工業を取り巻く経済環境は、昨今の消費税増税によりまして、個人消費は落ち込み、景気低迷による事業不振や、後継者不足により、廃業に陥るなど、極めて厳しい状況にあります。

また、国道沿いを中心に大型量販店やコンビニエンスストアなどの出店や消費者ニーズの変化、購買行動範囲の拡大によりまして、従来からの商店街での買物客が減少しております。

一方、明るい話題といたしましては、これまで食、グルメのまちとして本市をPRし、市内外からの誘客を図ることを目的に、飲食店、商工会、行政等が一体となって取り組んでまいりました全国ご当地どんぶり選手権におきましても、見事全国第3位を受賞するとともに、県ラーメン王選手権において、本市から出店したラーメンが初代チャンピオンに輝くなど、地元商店街も大変活気づいております。

このような絶好の機会を逃すことなく、更なる誘客のため、食の宝庫志布志を市内外へ情報を発信しながら、食への様々な取り組みも行っていきたいと考えております。

今後は、空き店舗の調査を行いつつ、商店街活性化策について、地元既存商工業者や商工会はもちろんのこと、地域おこし協力隊等、新たな発想も取り入れながら、地域一体となって取り組み、志布志にしかない、志布志に行ってみたいと思われる魅力ある商店街づくりを目指してまいりたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 新規事業についての回答をいたします。

27年度当初予算といたしましては、小規模事業持続的発展支援事業、それと店舗リフォーム助成事業を新たに予算をお願いしているところであります。

また、昨日でしたか、補正7号によりまして、お願いしているものにつきましては、空き店舗調査事業、そして多機能型拠点施設整備事業、そして販路拡大支援事業を新たにお願いするものでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 商工観光振興ということでの通告に対しまして、市長は最初の答弁で、このA4の紙の1枚ペーパーを見ながら小さな声で細々と答弁されました。その内容は、もうマルチョンが1番になったよ県で、そして、どんぶり選手権で全国3位になったよというような内容も含まれていましたが、とてもなんか元気がなかったように感じましたが、やっぱりその思いが、まだ入ってなかったような答弁だったと私は受けたんですが、そこでちょっとで港湾商工ということで、商工担当課は港湾商工課なので、商工観光振興ということで、ちょっと後で、この志布志地区の都市部の商店街活性化についても入ってきますが、港湾ということで、少し市長の思いをお聞かせください。

市長は、志布志の玄関と言うべき顔はどこだと尋ねられたら、港であると機会あるごとにお話されます。ここで言う港とは、バルク戦略港湾として指定されていますので、輸出、輸入の世界に向けた港の顔の事であると思います。将来像豊かな港を指しているのだと思います。私もその事は否定いたしません。もちろんそのように考えます。夢も膨らみますが、しかし、港にはもう一つの顔があります。市民に向けた顔です。今の港の現状は、港が市民に開かれてない、大変近寄り難い港になっていて、市民とのふれあい交流という視点に欠けている、市長は常々ふれあい

交流のおもてなしの心を持った市政ということをよくおっしゃいます。そうやって市外からもいろんな観光客を取り込んで、100万人達成したいとか、いつも常々おっしゃっていますが、その本当にそういう視点に欠けている、そのように感じています。

私たちの幼少の頃は、海辺は遊び場でした。埋め立てが無かったわけでありますので、現在は埋め立てにより砂場は消え、見る影もない広大な港湾施設へと変貌を遂げております。その中で、市民との交流については、みなと祭り、花火大会、はも祭り、サッカー大会、自衛艦寄港など、いろいろと事業を展開されてはいますが、それはほとんど年1回のイベントであります。

時に岸壁では魚釣りをしている人を見かけますが、志布志の方もいらっしゃいますが、ほとんど都城とか、そういう所、市外から来て魚釣りをされている方も、ほとんどだと思えます。

そして、港が日常的にもっと活用され、市民にもっと開かれて、愛される港の在り方も一方では検討するべきではないでしょうか。そういう感想を持っています。大きな予算を使ってどうということでは、なかなか県の管理下でありますので、できないのかも分かりませんが、そういうことに関して、市長の考え方ですね。今述べた、私の述べた感想というか、感じていることに対して、市長はそのようには思われませんか。市長の港、港湾という市長の思いはどのようなところにあるのでしょうか、ちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お話のように、港自体は昔の海辺からすると一変しております。まさしく港になっているわけでごさいます、その港自体は、臨海工業団地でごさいます。そのようなことから、かなり市民の皆さん方が直接的に港に行かれて親しむというような光景は、昔からすると減っているというようなふうには思うところでございます。

ただ、そのような中でも今お話がありましたように、様々なイベント等を計画いたしまして、その港についてふれあいをしていただいているということでごさいます。

そしてまた、日常的には、例えば、観光バス等がございますので、あちらの方に行っていただいて、潮の香りを楽しんでいただくとか、そういったことも可能かというふうには思うところでございます。

今、私どもがやっている事業としましては、先ほども申しましたように、様々なイベントを組み立ててやっているということのみでございますので、今後、市民の方々が日常的に、じゃあ入れるのかどうかということも含めて、この港を親しんでもらうまちにしていければというふうには思うところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市民に親しまれる港ということで、工業団地になっていまして、大きな会社がいっぱい建っています。その中で、だんだんだんだん自然と志布志の市民も、港離れといたしますか、潮の香りさえ嗅ぎに行かないというような感じになってきているのではないかなと思っております。

昔話ばかりするわけではありませんが、私たちの幼少の頃は、有明町、市長は御存知ないかもしれませんが、志布志町の時代、3月16日という、3月16日の日に、まあ早口で言えば「さんが

っじゅろにっ（3月16日）」って言って、志布志の浜にお弁当を持って、みんなそれぞれお弁当を持って、海をめるといいますか、そういう感じで、みんなこぞって海に行ったもんでした。そしてまた、漁協の漁師さんとか、そういう方々は、大漁旗を船に全部自分の持ち船に大漁旗をして、枇榔島ですね、大漁祈願といいますが、そういうことをやった記憶が小さい頃、記憶の中にあるのですが、それもまた埋め立てられましたりとか、いろいろなことがありまして、その「さんがっじゅろにっ（3月16日）」という言葉を知っている方も、この議場にも私だけかも、東議員は知ってらっしゃるかもしれませんが、どうですか。そういうことがあったりして、大変海が、港が、浜が市民と一体化していたわけですね、もちろんそこには生活があって、生業（なりわい）があったからそうだったとは思いますが。そういうことも踏まえまして、やはり団塊の世代がいっぱい今多いわけでありますので、そういうことも思い起こすような、観光バスなり、そのバスでは、そういうことが限定的にできるのではないかなと思いますので、何らかのそういうことに関しても、もっと市民も未来だけでなく、過去、国際バルク戦略港湾で未来は語れていきますが、やはり過去も大事だと思いますので、ぜひ温故知新、故きをたずねてそういう施策も少し取り入れていって、市民のニーズなどもお聞きしたりして、ぜひそういうところの視点ということも欠かさず持っていてもらいたいと思います。

そして、港ですが、港に立って枇榔島を眺めてれば、その風景ですね、でも1回船に乗って志布志湾の中から志布志市ですね、市街地、街ですね、志布志をこう眺めたら、またそれはそれで、いろんなことが思い浮かぶし、いろんなことがよみがえってきますし、とてもそういう視点というのが大事だと思いますので、そういうツアーも組むとか、学校教育の中に、そういうことも生かす、港の勉強ですね、テトラポットとか、いろんなことを今やっている、もちろん国際バルク戦略港湾のこともですが、もっと志布志は、よそと違って港がある、海があるということをもっといろんな形で市政にも生かされたらいいと思います。

都城の方たちは、海があるからいい、港があるからいいという、その1点だけで大変志布志を羨望されてます。鹿屋の方もコンテナを研修に来られた時に、大変うらやましがられていました、議員の方々が。ですので、そういうことをもっと自分たちも、そういう所なんだということで、市民もまた共にそういう思いを共有するためには、やはり昔も思い出して、そういう港にしていこうという一面もあろうかと思っておりますので、最後、その市長の、初めてこういうことを質問しましたので、急に言われてもあれですが、市長の特にこれからのことも踏まえまして、私の問いかけている質問に対しての思いなり、感想をお聞かせください、見解を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、それこそ山育ちですので、海を見ればすごくうれしいです。もう単純にうれしいです。

そしてまた、幼い時には、夏井や高松の海水浴場に行って夏休みを過ごしたという思い出があるわけでございます。そういう意味で、昔の郷愁をたどれば、まさしく海辺、浜の光景です。しかし、現在は志布志港でございます。現在の光景があるわけでございますので、そのことでもっ

て、まず市民の方々には御理解いただきたいなど。そしてまた、それを誇りとして共に志布志の振興のために取り組んでいただけるようなまちにしていくのが、私の仕事ではないかなというふうに思います。

そういう意味合いからすれば、今まさしく昭和43年に重要港湾に指定されて以来、脈々この志布志港は先輩たちのお力によりまして、現在の国際バルク戦略港湾というような位置まで、昇り詰めてきているわけでございます。更にこれからも発展していくであろうかというふうに思います。そのことをまず市民の方々に十分御理解いただきまして、そして、そのことを誇りとしていただければ、そのことがまた、志布志港に対する愛着となるではないかなと。そしてまた、その中で市民の方々が港を親しむために、先ほども申しましたように、観光バースに赴いていただきまして、志布志港を堪能していただくと、潮風に当たりながら夕日を楽しんでいただくというような光景も可能でございますので、そのことについては十分また様々な告知媒体を通じて御紹介を申し上げたいなというふうに思ったところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長の思いがちゃんと伝わりましたので、そのように期待いたします。

そして、この中で先ほど自衛艦寄港ということも触れましたが、観光バースでありますね。やはり、観光特産品協会が主になって行われて、今回も9万円ほど予算が付いておりますが、そこで感じたんですが、来られた時もですが、帰られる時ですね、自衛艦が。その時に特産品協会の方は見えてましたし、自衛官のOBとか、そういう方、そしてまた、本当に感心したのは、松山町の市民の方が、お孫さんを連れて、何人てお孫さんを連れて、3世代で見送りに来られていたんですね。だから、すぐ私、声を掛けたんです。そしたら、「自衛艦、何かいらっしゃるんですか、息子さんか、孫さんが」って、そのおばあちゃんみたいな、若かったんですけど、その方にお聞きしたら、「いえいえ誰もいません」って、「子供が自衛艦、船が大好きで、みんなで大好きだから来ました」と、何かすごくその光景が何かすごくほほえましく、そしてまた、いろんな意味で、ああこんな子供って将来すごくいろんな思い出、しっかり自分を持った子供に育つんだらうなという思いをして、その家庭環境ですね、子供を取り巻く家庭環境がすばらしいなと思いながらいました。

しかしながら、やはり来られた時の歓迎よりも、やはり、帰られる時の挨拶というか、いつもそういうお客の接待といいますか、おもてなしの心というのは、そこに大事さがあるのではないかなと思いました。歓迎は、まあそんなに歓迎者が少なくても、最後がたくさん、帰られる時にみんなで出港を見送るといふか、そういうことを期待したのですが、そのことに関しまして、まあ日曜日だったからですかね、少しお聞きします。

○議長（上村 環君） 通告外でございますので、答弁できる範囲で結構です。

○市長（本田修一君） ただいまの鶴迫議員の御質問につきまして、趣旨をもう一回確認したいので反問の許可をお願いします。

○議長（上村 環君） ただいまの反問について、これを許可します。

○11番（鶴迫京子さん） すみません、通告書に出してませんでしたので、それはまた、よろし

いです。議会が終わってから、またちゃんとしっかり事情なり、お聞きしたいと思います。

今日、ここの部署が主ではないのですよね、特産品協会が行ってますので、はい、初めての反問権でドキッとしました。

では、本当に時間も押し迫っていますので、特にいろいろ港湾商工関係ということで、市長の思いをいっぱいお聞きしたんですが、通告していました志布志地区の商店街の活性化について伺います。

このことで、いろいろと事業が組まれているわけですが、この事業ですが、関係団体で、商工業の振興対策協議会とかいうのがありますが、そこの中の意見とか、そういうのが反映されての今度の、そのことも反映されてのこの企画になっていたのですか、まずそこをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な事業が新たな提案されるところでございますが、多くの事業につきましては、従来から、それぞれこのような事業を組みたいという希望があったものについて、今回整理して取り組みをしようとしているところでございます。ただ、地域おこし協力隊等につきましては、まるっきり純然たる新規というようにはなるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

今、答弁申し上げましたように、従来から要望のある事業ということでございますので、従来からのそれぞれの団体からの要望があったものが形となってきているということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 7号補正で空き店舗の調査事業が組まれてます。このことは462万9,000円ということで、このことは、今まで本当に調査したかった事業ではなかろうかと思えます。この調査がなければ、現状というのが、ただ見たり聞いたりした感覚では、ちょっと答えが出ないので、進めようが無かったのではないかなと思えますので、この調査事業に相当期待するところではありますが、まず志布志地区の商店街ということで、あそこのところに先ほどおっしゃられましたマルチョンラーメンさん、県内1位、萬來さんは安楽の方ですけども、それをまた食のグルメ通りということで、いろいろと展開されていこうとする施策が並べられていますので、本当に今年度は期待しているところです。

それで、まず先ほども市長の答弁でありましたが、その既存の商店街の方々とか、そしてまた、商店街ではないけれど、その通りに面している通り会なり、そういうところの一斉にそういう方々が昔は以前あったような気がするんですが、今もあるかもしれませんが、その関係者たちだけといいますか、それと市も行政も踏まえてでもいいですが、そういう何かこう、会なり協議する場とかあるんですかね。空き店舗調査はされますが、いろいろな既存の商店街はいろいろ事情が違うと思いますので、その集まりの会ですね、何かあるのでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 先ほど事業の進め方で、商工業振興対策協議会等にお諮りしているのかということでしたけれども、今回、当初でお願いしております店舗リフォーム等には、こういった会議にお諮りして、今回提案をしているものでございます。

また、今お尋ねの今後補正7号で上げました各種事業等につきましては、緊急に予算編成とい

うことで、まだ地元通り会の方々との協議する場もできてない状況です。

今後、この事業を執行するにあたりましては、商工会はもちろんのことですが、あの通りの方々をすべて参加していただくような環境を作って、そして意見交換をできるような、そういった会でも立ち上げ、できればですね、そういった会の方々と意見をお伺いしながら、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

○11番（鶴迫京子さん） いろいろな事業がスタート、これまでの事業プラス、新しい新規事業がスタートしまして、大変本当に期待していますが、豊後高田に視察に行ったことがあります、あそこの昭和通りですかね、あそこ、あれまでになるのに10年以上ですかね、いろいろな関係団体が協議したり、いろいろなことをして長い時間をかけて、あそこにたどり着いて、そしてまた、現在があるという形を学びました。ですので、ぜひ一朝一夕ですぐ結果が出るというわけではありませんけど、今スタートしたばかりですので、しっかり、その志布志の地区、都市部の中心街ですので、あそこのストリートですかね、ところが豊後高田の昭和通りぐらいまでにはと思います、長年担当課が努力されて、そこに持っていくためには、やはりそこに住んでる既存商店街の方の意見、そして商工会、そして市内観光業者、全部ひっくるめて港湾商工だけでなく、すべての学校教育も入ってくるかもしれません。観光、観光ガイドはあれですけど、歴史とか文化とか、いろんなこともひっくるめて連携した通りの在り方という、そういうことも模索しながら、将来像をまず絵に描くということも大事ではないかなと思います。施策的に個別的に、ただやっていくというよりも、やはり、どういう志布志の商店街にしていくんだという、このまちの将来像があって、そして協議、意見交換していくというやり方も大事ではないかな、そのためには、皆さんの意見をパブリックコメントではないですが、いっぱい吸い集めて協議していったって、時間はかかっても、その目標にたどり着くようにやっていただきたいという思いがあります。

市長も一般質問、同僚の野村議員の質問に対しておっしゃいましたが、「これまでの市政を振り返り、志布志地区中心市街地の活性化については目標に届いてない」という市長の答弁がありましたので、このことは、これからもしっかりやっていかれると思いますので、ぜひここを時間をかけて、こういう事業を行いながらやっていったって、志布志に「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちづくり」にまい進していただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） まずはじめに、先ほど答弁しましたことで、誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

志布志港の重要港湾の指定につきまして、「昭和43年」と申しましたが、「昭和44年」に指定になっておりますので、よろしくお願ひします。

先ほどの御質問に対しまして、お答えしたいと思います。

今回、新たな様々な事業を提案しながら、商工振興を図る、そしてまた、特に商店街振興を図るということにしているところでございます。このことにつきましては、私、市長に就任以来、長年の懸案事項ではなかったかなど、いろんな要因がございまして、そのことにつきまして、取り組むことがなかなかできなかった事業について、今回こうして取り組むことができたということにつきましては、本当に有り難いなというふうに思っております。

そしてまた、それを進める際には、当然志布志市商工業振興対策協議会、そしてまた、商工会、それから通り会の方々とも十分協議をしながら、このことについては、取り組みをしてまいりたいと思ひます。

○11番（鶴迫京子さん） 長年の課題であったということで、今回取り組みが見えてきましたが、先ほど市長も答弁にありましたように、関係既存商店街の皆様、それから通り会の皆様、そして市行政一体となって商工会も一体となって、観光特産品協会とか、そういう関係団体が一体となって意見の統一ですね、統一までにはいろいろ、そこがなされなかったのが今があるのではないかと思っていますので、その粘り強い意見統一に向けての努力が必要になると思っていますので、市当局の担当当局の努力を思いまして、しっかりやっていただきたいなと思ひます。一朝一夕、明日すぐなるという事業でないで、だけど、そこが意思統一がなされて、商店街の活性化が図られたら、本当に志布志市は個別的には日本一に近づいてるものばかりですので、ぜひしっかりやっていただきたいなと思ひます。

それでは、次に移ります。

市長は施政方針の中で、「水産振興については、志布志湾産ハモのPR、ブランド化を進めながら志布志港の豊富な他の水産資源を活用するため、新たにカキの養殖の実験を開始した。これらの可能性を見出しながら、漁業者の所得向上につながるよう、漁協や関係機関と連携しながら、生産的な漁業活動が行えるよう取り組んでいく」と述べられております。

そこでお伺ひいたします。生産的な漁業活動に向けた取り組みとは、どういう取り組みを指すのか、カキの養殖実験を始めたということでありまして、そういうことも含めて、もっと分かりやすく具体的にお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の漁業を取り巻く情勢の厳しい中で、何とか漁民の所得の向上を目指すために豊かな海づくりパイロット事業、まだい、平目の放流、そしてまた、トコブシ放流事業、これは市単独でございまして。港湾ボランティア事業、企業協賛ということで、それらの事業を行っております。

捕る漁業活動だけでなく、育てる漁業活動にも着目し、低迷する漁獲量の解消をしたいと、少しずつではありますが、漁協、関係機関と協力しながら取り組んでおります。トコブシ放流事業につきましては、4年間の禁漁期間を設け、28年度から漁の解禁を予定しておりまして、平成24

年度放流した稚貝が、昨年9月時点で3.5cm程度の大きさまで生育していることが確認できております。

資源は、永久に存在するものではないことをすべての関係者で考えながら、今後も国・県を含め、関係機関等と協力し合いながら対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（上村 環君） 具体的に。

○市長（本田修一君） トコブシの他に、岩ガキについても養殖をするということで、現在岩ガキにつきましても、26年9月から始めております。そして、これにつきましても、27年3月に調査しましたところ、当初4.5cmの稚貝でございましたが、4.5cm、重量13gでございましたが、現在8cm、85gまで成長しているということでございます。これらの事業もあわせて進めているということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 漁協と連携して、いろいろな事業を行っているということであります。東串良区パイロット事業ということで、まだいと平目ですか、1年交代でやられている。26年度は、まだいですかね、そういう事業もやられているということで、捕る漁業から育てる漁業ということで、今模索しているということで、生産的な活動ということは、そういう意味合いでおっしゃられているのだなということが今分かりました。

岩ガキを今実験開始したとありました。そして、去年の9月の稚貝が4.5cmで13gある。それが8cm、80gに3月でなっているということで、この10cmぐらいになると、出荷ができるということでありますが、その10cmぐらいになった時に、これは最初、岩ガキ1,000個ぐらいで養殖実験開始されたのですかね、もう少し、その岩ガキの養殖の様子をお示してください。

○市長（本田修一君） 昨年度より岩ガキの試験養殖ということで、県の水産技術開発センターからの依頼で夏井地区の海岸で、沿岸で稚貝1,000個を譲り受けて開始したということでございます。9月2日に1,000個、夏井の沿岸に搬入いたしまして、提灯かご1個につき稚貝を50個ずつ入れまして、3段もしくは4段吊りで、はえ縄に吊るし、夏井海岸近海に養殖しております。

成長につきましては、先ほど申しましたとおりでございます。

この地区は、この生育に適しているようでございまして、今のところ死亡貝がないということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 10cmで出荷できるところが、もう8cmまで成長していて、そして死んでいる貝が無いということの実験結果でありますが大変このことは、本当に出荷までに至って、その実験が成功したとなると、大変朗報ではないかなと思いますが、この実験しているのは、漁協組合だと思いますが、この実験に対しては支援はされているのでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） カキの養殖の実験が去年の9月頃から始まりまして、現在のところ支援はしてない状況であります。

27年度につきましては、また拡大された形で実験をされるということでありますので、市としましても同時的に補助事業の模索というか、県の方には相談していきたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 失敗するものか、成功するものかによって、まだ海のものとも山のもの

のとも分からないものに予算で、財源に限りがありますので、難しいのかなとは思いますが、やはり実験段階から少し支援をするぐらいの覚悟がなければ、やはり成功までいかないのではないかなと思いますが、聞きますところによりますと、1,000個だったのが、県の方から1万個稚貝をいただける、提供していただける予定があるというお話も聞きましたので、そういう意味では、少し期待するところではありますが、カキも岩ガキとマガキがありまして、マガキは俗に言う大きな10cmより大きいマガキは南限が大分までしか取れないということで、志布志湾というか、志布志は岩ガキというのを養殖でやっているということでありました。

そしてまた、知らないことですが、カキのDNAは、志布志が始まりだよというお話も聞きまして、そしてまた、カキはプランクトンを食べるので、外海でされてるところは、赤潮も発生が防げて、大変環境に良い貝であるということでありましたので、環境のまち志布志を誇っていますので、この実験が成功していきますと、やっぱり環境のまち志布志にも沿っている内容ではないかなとも思うところでした。

そこで、お伺いしますが、27年度の水産振興関係の予算ということで、その内容をちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

27年度につきましては、221万1,000円でございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今、221万1,000円ということでありまして。今現在、漁業ということで、「漁業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります」という市長の答弁にもありましたが、そこでお聞きいたします。

今現在、漁業に従事している人数を把握されておりますか。それと、漁協組合員数と言いますか。

○市長（本田修一君） 現在志布志漁協に組合員は、正組合員で70名、準組合員で31名、計101名となっております。

○11番（鶴迫京子さん） 今の市長の答弁ですが、私がちょっとお聞きしたところでよりますと、正組合員70名、準組合員34名の合計104名とお聞きしたんですけど、まあ若干ちょっと差はありますが、そのように半分以下に減っているんですね。組合員が23名以下になると、漁協は統合合併しなければいけないということで、23名って、そこまでまあと思うんですが、そうなった場合、合併したところもあります、県内では。そうなった場合、賦課金が違って来る、生産者が払う、6%が20%になるということで、大変厳しいものが生産者の組合員というか、そういうところに課せられていくので、とんでもないことになっていく、衰退の一途をたどることになります。

ですので、先ほど「水産振興についての予算は」とお聞きしましたら、「221万1,000円」ということでありました。本当に組合員が104名、イコール漁業従事者ということで、近頃あるそうです。ですので、104名という、その組合員数、漁業に携わっている方々の人数が減ってきているのということもあるやもしれませんが、果たして、この221万1,000円という、この予算というのが、

何かすごくこう、少ないような気がしまして、いろんなことをバランス良くやっていかないといけないという中では大変少ないと思いました。

そしてまた、施政方針の中で、水産振興について、というのが、こう見ましたら6行しか述べられていません、カキの養殖をはじめ。そして、「新たに実験を開始した」と「しました」とありましたので、市が支援金も出して、補助金も出して一緒になってやっているのかなと思って調べましたところ、一応一緒になっていろいろ助言をしたりはしているけれども、そういう支援金なり補助金は出てないということでありました。

偏りと言いますか、午前中の答弁でもありましたが、偏りなく公平というか、「偏りなくそういう施策をやっていききたい」という市長の答弁がありましたが、このことをもう少し、市長、水産振興ということで、1次産業ですね、1次産業がなかったら、よく6次産業化って言われますが、6次産業化までたどり着けないのではないですか。だから、やっぱり1次産業というのを大事にしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度においては、221万円ということですが、合併以来様々な事業に取り組んできておまして、漁協の要望にお答えしながら、施設整備等に取り組んできたところでございます。例えば、平成24年においては、総事業費1,626万9,000円で荷さばき施設修繕事業に取り組んでおります。そしてまた、22年においては、大型製氷機整備事業で6,394万5,000円に取り組んでいるということで、年次的に、この漁協の要望に応じて事業に取り組んできた結果ということでございます。

現在は、漁協所属のバッチ網業者につきまして、燃油の助成、それから、船底清掃費の助成等をしていると、それから、県の事業でございますが、志布志湾に新設型の魚礁の設置を進めているということで、様々な事業を組み立てながら漁業振興を図ってきているということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 様々な、今年度は221万円ですけど、様々なことをやってきているということでありました。

まず、そこでお聞きしますが、このバッチ網業に燃油の助成をしているということでありましたが、漁協の業種ですね、今業種がどのような形になっているのかをお示し願えたらと思います。

また詳しくは、後で資料をいただければと思いますが、私が調べていますところでは、ちりめんのバッチ業者、バッチ網ですね、業者が4者、平目や舌平目とか伊勢エビなどを捕る漁業、建網をして捕る、建網業が2者、2者というか2件、あとは底引き網事業で担い手のいるのは、バッチ網と建網業だけだそうです、実際ですね。そしてまた、魚の水揚げ量も、もう3年前に比べれば半分くらいまでに減っているとのこと。このように我が町の漁業を取り巻く環境は大変厳しく、漁師の高齢化による担い手不足、水揚げ量、魚の先ほど言いました種類の減少、そして、食卓のまずは魚離れなど、待ったなしの課題が山積しております。これは、志布志の漁業に限らず、全国的な感じ、県内でもそういう漁業の状況が見受けられると思いますが、そういう中で漁

業組合の方も、組合活動の方の力が発揮できないというようなこともあるのではなかろうかと思
います。

志布志は、かつて千軒の町のにぎわいがあり、港町として栄えてきたという歴史があります。
このことも決して忘れてはならない歴史ですので、志布志に港がある限り、1次産業である漁業
の衰退があってはならないと思うんですよね。ですので、このまず、こういう厳しい漁業の取り
巻かれている現状について、再度市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

漁業に従事される方が減少をしている。そしてまた、高齢化しているということについては、
本当に何とかしなければならない憂うべき状況だというふうに思います。

そのことは、多分志布志湾の漁業資源がだんだんだんだん減ってきているから、このようなこ
とになっているというふうに思うところでございまして、先ほど言いましたように、養殖のつく
る漁業というものについても、私どもは取り組まなければならない、そしてまた、魚礁を設置し
て魚が寄る環境をつくっていかなくちゃいけないということの取り組みをしているところで、何と
かこの志布志湾の、そして志布志漁協の方々が、また以前の勢いを取り戻していただければ有り
難いなというふうには思うところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほどの組合員数の違いですが、現在3名の方が今度の総
会の方で承認をされる予定ということで、ありまして、それを含めて104というところで、現在は
正が70名、準が31の101名となっております。

○11番（鶴迫京子さん） 捕る漁業から育てる漁業ということで、生産的な活動を目指して、や
っていききたいという市長の答弁がありましたが、今年度は生産者でさえ実験ですので、手を挙げ
るところがなかったということで、漁業協同組合の方で実験を開始したということでありませ
うので、10cmぐらいのカキがしっかり育て出荷できるぐらいの大きさになって、そうなりますと、
しっかりとした実験結果も出るわけでありませうので、次年度に向けて、また県の1万個のカキ稚
貝が来て、それを育てる段階によって、何らかの支援とか、そういう現場でのいろんな意見を吸
い上げながら、もし支援していくべきことがありましたら、やはり、そこに力を入れて、少し市
としても支援して、そして、その立派な結果が出るように、そして、もし成功となりましたら、
やっぱり市としても大変このことは画期的なことになっていくのっだと思ひますので、ぜひそ
この支援ということにつきまして、もう一度お願いします。

○市長（本田修一君） 先程来お話しするように、つくる漁業につきましては、今始まったとい
うことでございまして、今後成果が出てくるのではないかなというふうに思っています。その事
が、目に見えてくるということになれば、漁協の方々も元気が出てくるということございま
すので、一緒になって推進をしてみたいというふうに思うところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほどの漁業種別類の経営体数ですが、現在、機船船引き
網が5経営体、小型底引き網が10、きすまわし網が8、建網が20、小型定置網が4、かご網が20、
底刺し網が15の経営体数となっております。

○11番（鶴迫京子さん） ありがとうございます。この質問をするにあたって、いろいろ状況を調査している中でお聞きしたんですが、最初、今大変耕地林務と水産課が一つになって一つの課になって、そして、一つの課で二つことをやっていくということでもありますので、業務量が大変増えたと思うんですが、漁協の方がおっしゃってらっしゃいました。とても喜んでらっしゃったんですね。担当職員の方々が何遍も出向いて来てくれて、いろいろ頻繁にいろいろ出向いて、いろんな話を聞いてもくれるし、そしてまた、いろいろと助かっていると、県とのパイプをつないだりとかですね、指導をしてくれる。本当に大変やり易くなってきたというような、いいお話をいっぱい聞いたんですね、職員の方の。大変努力されているのかなと、うまく連携が取れだしてきているのかなというのを感じました。ですので、そういうことも期待して、カキの実験養殖が成功する第一歩の、カキ自体もですが、やっぱりそこの担当課と、その連携というのがすごくうまくやられないと、やっぱり物事は成功しないのではないかなと、そう思いましたので、このことは、すごく喜ばしいことだなと思いましたので、一層の努力をしていただきたいなと思います。支援もそういう形で良い結果が出たら、そちらの方にも手当てされるのではないかと期待しております。

そこで、地方創生ということで、地域おこし協力隊事業で2,865万9,000円、予算計上されておりますが、この事業の目的は、説明もありましたが、都市から移住した住民の9名を市が地域おこし協力隊員として委嘱し、地域ブランド、地場製品の啓発、PRなどの地域おこし活動、農林水産業への従事、生活支援などの地域協力活動を行うことで、地域への定住及び地域の活性化を図るとなっております。

そこで、この9名の中の一人でも、水産業の従事ということで、漁業関連で地域おこし協力隊員となっていただき、地域おこし活動に協力して願わくば定住し、地域の活性化を図ってもらうというような、そのような考え方というのはないのか、応募された方の中に、そのような該当するような、選別する時に、選定する時に、希望者はいなかったのか、水産振興の観点から、この協力隊事業ということの市長の考え方をお伺いいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、地方創生雇用ということでございますが、水産は水産振興の中で、どのような人材を生かしていけるのか、また、水産業者としては、雇用の創造が考えられないのかとかいう、総合的に考えまして、平成27年度に事業計画策定が行われますので、その中でまた関係課と協議していきたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 市長にも答弁していただきたいと思いますが。

○市長（本田修一君） 地域おこし協力隊につきましては、原則現場からの要望の吸い上げというような形を取って、今回9名というような枠を設定したところでございます。今回の場合には、水産関係でそのような人材を配置したいというような希望がなかったところでございますので、今、課長の答弁のように、今後そのことについて、また改めて漁協の方々とも相談しながら進めてまいりたいということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） はい、現場からの声が上がってこなかったもので、今回想定してないと

いうことで、27年度、これからまたそういうのが上がってきたらということでありましたので、やはり、育てる漁業ということでもありますので、都市からの移住ということで、まず海、港、漁業、その魚とか貝とか、そういうことに対しての、すごくこう、あこがれというか、そういうものを都市の方はお持ちの方が多いのではないかと思いますので、やはり、こういう農林水産業への従事ってうたわれてますので、やはり、こういうことも現場からなかったら、こういうことをこっちからも提案したりとか、いろいろやっていただけたらなと思います。この水産振興の衰退、漁業の衰退というのがありましたら、それはおしなべて、結局、漁業は魚が捕れなくなったら、まずそれにつれもった業ですね、生業（なりわい）があるわけですね、魚屋さんもちろんなくなる。魚屋がなくなったらとか、いろんなことが関連していきますので、加工業者のこととかいろいろありますので、その基を大事にして本当に衰退しないようにしていただきたいと思っています。

そして、今組合員の方とか、そういう漁業関係者の方では、学校では出向いて、魚のさばき方教室とか、そういうものあったり、出前授業があったりしますが、そういう本当に小さなことを重ね重ねして、市民の魚離れから、やっぱり漁港がある志布志の市民が、やっぱり魚が大好き人間にならないといけないと思っています。

通告、水産振興ということで、ちょこっと触れさせていただきますが、いつも思うんですが、5品目、学校の特産品の食に5品目指定されてます。あれに、いつも思うんですが、ハモとうなぎはあるんですけど、水産関係でちりめんは入ってないんですね、どうして、ハモははも切り器ができてから、すごくこう広がっていったんですが、どうしてちりめんが真っ先に入れてないのかなという思いがありまして、6品目にしたらどうかなという思いが、ずっとずっとあったんですが、いかがなものでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在、ちりめんについては、給食の方では供給されていない状況があるというわけですが、価格面とか、いろんなあってから、そういうことになっていると思いますが、今後また調査をしていきたいと思っています。

○11番（鶴迫京子さん） 今後ということではありますが、先ほど業種の説明がありましたが、その業種の中でも一番大きいのがバッチ網業ということで、ちりめん業者が4ありますので、その生産組合というのもありますね。そういう中でいきますと、取れ高としても相当取れると思いますし、このちりめんということで、やっぱりこの頃、本当ハモですけど、ハモのブランド化ということで、市長が一生懸命されてますので、ハモがすごくクローズアップされてますが、本当に、故黒木隆之町長ですね、志布志町時代の、今度100万円寄附、篤志を頂いて、図書館にあれされますが、何かこう、聞くところによりますと、「ちりめん町長、ちりめん町長」と言われたそうです。そう本人もおっしゃってました。どこそこ、国とか県とか、その関係機関にいろいろ視察とか行政で行くときには、必ずちりめんを携えて手みやげに持っていかれたということで、今、そういうことをしているのかどうか、よく分かりませんが、今の時代はですね。それぐらい志布志は、ちりめんというのがイコールぐらいに海産物ではなっていたと思うんですが、そういう思いもあり

まして、ちりめんもぜひ子供たちに、ちりめん稚魚、食べさせて、そして、骨の強い元気な子供に育ててほしいと思いますが、再度また給食に取り入れる考えはないか、お知らせください。

○教育長（和田幸一郎君） 給食に関して、地産地消、郷土の産物を子供たちに提供するというのは、すごく大事なことだと思います。ちりめんが、なぜ入っていないのかということについては、ちょっと教育委員会の方も把握しておりませんので、何か理由があるのか、価格の面、いろいろあるんだろうと思いますので、再度また調査をしてみたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 漁協組合の方に聞きましたら、ちりめんは、売上げというか、漁港の方に水揚げはされないんだそうです。生産組合でされるそうです。入札も県から見えてですね、事業所が一つ事務所があって、そういうこともお聞きしています。そして、だけどその後やはり漁協の方にも賦課金がちゃんと入るということで、何ら全然関係ないということではなくて、しっかり志布志の漁業として成り立っているのということもありましたし、その給食関係もあまりあれでしたが、組合としては、ぜんぜんちりめんは、そんなに難しい問題はないような感じでお聞きしたのですが、ぜひそこいらを調査されまして、もし、できる範囲でちゃんとできのでしたら、5品目を6品目に入れて、地産地消で丈夫な子供を志布志から育てていただけたらと思って、要望をお願いしておきます。

もう残り少ない、3分となりましたので、いろいろ水産振興のことでお聞きしたのですが、最後になりましたが、これはよく市民の方と色々なことをお話するわけでありますが、市民といっても特に女性です。女性は、観光とかそういうのに、すごくもう、何かおいしいものがあると思ったら、どこまでも行きますので、いろんな所を回ってます。その時に、志布志で取れた、すぐ取れたての魚とか、いろいろ貝とか、そういうものをそのまますぐ海を見ながら、港を見ながら食べられる施設があったらいいよねということで、よく海の駅とか、そんなことのお話をよくするんですね。近辺で言ったら目井津の漁港で、漁協組合がやってるああいうところですね、私も行ったことがあります。近隣では串間もそういうようなところをやりだして、垂水とか、いっぱいそういうところが増えてきていますが、そういうこと、ちょっと最後になって話があれですが、そういう市民の声をいっぱいお聞きするものですから、「ちょっと1回ぐらい言ってみてよ」って言われましたので、市長、こういうことに関していかがでしょうか。市民の声を代弁して言っているわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

海の駅的なもの、海のレストラン的なものだというふう思うところがございますが、物産館が併設されている、そういった施設かなと思うところがございますが、こういった事業につきましては、種子島周辺漁業対策事業等で設立がされているようがございます。この事業を利用して、そのような施設をつくるにしても、まずもって、地元の飲食店の関連の方々、小売関連の方々とは十分意見を調整しながら、進めていかなければならない内容かというふうには思っているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） そうですね、市民がこういう要望をしたからすぐできるわけではあり

ませんが、国の事業、県の事業、さっき市長がおっしゃられたように、鹿児島県の種子島周辺漁業対策事業など、いろいろ補助事業があって、これは7割ぐらいの補助ですかね、いろいろ補助事業がありますので、そういうところをいろいろ調べて、そしてまた、同業種で競い合うということになってもまたいけなかつたりしますので、そういうところの意見統一なり、そういうところも含めますので、すぐ答えの出ることではありませんが、市民がそういう思いを持っているということを一応最後にお伺いしたところであります。

いろいろ、学校の志布志高校の問題とか、そして、子育て、子供ショートステイの問題とか、いろいろ商工観光振興ということで水産までいきまして、質問させていただきましたが、しっかりやはり市長が施政方針の最後に挙げられていますね、「市民のために市民に開かれた、市民の目線に立った行政を地方創生に向けて、日本一の取り組みを入れながら、目指してまいります。まい進してまいります」って市長が述べられていますので、しっかり「その市民のために市民の目線、市民に開かれた」というそこをしっかりと信念を持ってやっていっていただきたいなと思います。そして、議員の方にも協力を呼びかけていらっしゃいますので、その点に関しまして、私個人もしっかりと協力していきたいと思います。

今後また本当により良い志布志市、愛着を持てる志布志市になっていくように、将来像を目指して頑張っていきたいと思いますので、これで一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

—————○—————
午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれてまして、連日テレビ、新聞等をにぎわしておりますが、政治と金の問題で自らが、企業団体の献金は受けないよと、そのことを受けて政党助成金、これお一人250円のお金を集めて、それぞれの政党に議席に応じて配分をしている。それを受け取る前段としては、企業団体の献金は禁止をするよという、そこから始まっているにも関わらず、今、総理大臣をはじめとして、企業に補助金を出した企業から1年間は寄附を受け取ってはいけないと、自ら国会で決めていながら、その補助をしたことを知らなかったと、だから違法ではありませんと。国をつかさどるトップからですね、そういう大臣の方々が本当に平気でああいう答弁をしています。まさに政治不信を招くことだなというふうに思います。

私たち日本共産党は、政党助成金をこれまで1円も受け取っておりません。そして、企業や団体の献金、これも共産党は、個人の皆様方からは、そういう浄財ということでお受け取りをして

いますけれども、企業や団体からの献金は一切受け取っていないという、こういう状況の中で、今の国会で行われているやり取りを聞いていましてね、本当にそういうことでいいのかという思いがします。これ、教育行政をつかさどる大臣までも平気でそういったことを言ってますけど、まさに子供たちが、そのことを見てどういうふうに思うだろうと、そういう思いがしてとても僕は憤りもありますが、何か、ちゃんとやってちょうだいよという気持ちでいっぱいでありました。

我が町の本田市長をはじめとして、スタッフの皆様方、そういうことが一切ないわけでね、本当に自分たちが住民の皆さんの立場に立ってやると、市長も施政方針で何回も述べておられますが、そういった行政を大いにここで議論して、良いまちにしていくための議論を重ねていく、そういう立場が必要だろうと、もっともっと私たちは謙虚でなければいけないというふうに私は思います。そういった立場で、今回6項目ほど通告しておきました点について、順次質問をしたいと思っております。

まず、本庁舎問題について、合併後10年目を迎えようとしておりますが、ずっとこの問題は、市長ともいろんな角度からやり取りをし、議論をしてきました。

そして、先の議会で、この庁舎問題について、今年の3月議会で、「在り方検討委員会を立ち上げる考えはありませんか」ということから始まりまして、「近いうちに」という答弁がありました。ずっと一貫してこの間、答弁やり取りしてはいますが、さきの議会で「庁舎問題について1月に研修をして、在り方検討委員会等々の打ち上げを含めて議論をする」という答弁でありましたが、この間の取り組みについてお願いをします。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

12月議会におきまして、人口規模等を総合的に勘案し、選定した先進地研修を1月に行い、事例等を参考にしながら次の展開を検討してまいりたいと答弁したところであります。それらを踏まえ、本庁舎の在り方をどのような形で協議していくかを検討することを目的に、栃木県下野市及び広島県江田島市を担当職員が研修したところであります。この研修復命等を受けて、庁舎の在り方を中長期的な視点で議論・研究していく場を27年度に立ち上げたいと考えているところであります。

○18番（小園義行君） 二つの自治体を研修をされたということですが、そこの自治体を研修を職員の方々がされて、市長は行っていないということですよ、まあそういうことですね。自治法が求めている、その庁舎の位置問題等々を含めて、どういったことだったのか、その研修の内容について、どういう報告を市長が受けておられ、それを受けて、市長の思いはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

栃木県下野市の方では、部門別に庁舎内プロジェクトチームが結成されて検討・協議がされて、庁舎建設基本構想策定に向けた市民参加による庁舎建設委員会が設置されております。

委員会では、既存庁舎を耐震改修にするのか、新築にするのか、また分庁方式を継続していくのか、本庁方式にするのか、それぞれのメリット・デメリットの比較検討がされております。結

果的に、新築で本庁方式に転換というふうに決定されております。

本庁舎建築場所の選定理由としまして、1番目に、将来的なまちづくりの発展性。2番目に、公共交通の利便性。3番目に、防災上の拠点性というものが勘案されて選定されているところがございます。

広島県江田島市の方においては、庁舎内で庁舎建設等検討本部が設置されて、その後、新庁舎建設案を策定しまして、住民説明会を開催しましたが、人口の4分の1に相当する市民からの庁舎建設に反対する意見書が提出されて、庁舎建設について、議論し直すことになったそうでございます。その後、市民懇話会や市民委員会を設置しながら、多面的に議論を深めまして、基本方針やガイドラインを作成しまして、新庁舎を建設するのではなく、既存庁舎のうち、耐震性が強い所、2番目に防災上の拠点性がいい所、3番目に施設面積が広い所、4番目に会議室等の機能性が高い所ということで、庁舎を本庁舎とするところに決定しております。

ということで、いずれの場合においても、まずもって、庁舎内で建設のための検討委員会を設置しまして、そして、その後、市民に向けての説明等を重ねるといような形にしているようでございます。

○18番（小園義行君） 今、二つの自治体の中で、新しく庁舎を建設するという、そういう立場では私は決してありませんのでね、これまで一貫して、今あるものを生かすという立場での質問をずっとしてきています。

二つの町ともですね、市民参加であると。これは大いにいいことじゃないでしょうか。そして、江田島については、そういう自治法が求めているもの、そういったものを含めた上で、さらにそれに防災の視点を加えて、あるものをきちんと生かしていくという、大きなお金を使わないというその姿勢ですね、これは私は、そういう立場が我が町も必要であろうというふうに思っております。そういった意味で、市長は先ほど答弁で27年中にそういう庁舎内に、そういう検討委員会を立ち上げて議論するということではありましたが、これね、本当に庁舎を新しく造れということになると、当然住民の皆さんも、それはノーだというふうに思われますよ。今あるものを生かして現在、その後のことも含めて議論をしないといかんでしょう。とりあえずは、今の状況の中でどうなのかということを含めて、少し立ち上げを早急にさせていただいて、合併10年を迎えて、いろいろなものを検証しないといけないでしょう、これはですね。

そういった中で、ぜひお金を極力使わないという状況の中で、今ある施設を生かして、しかも住民の要求に応じていくという立場での議論が必要でしょう。そして、後もっていろいろ質問しますけど、我が町が今求められているのは、人口減少、これはどこの自治体でも進んでいきます。その中で、特に高齢社会にどういうふうに対応していくのかということと、少子社会に向かってますよ、そのことを両面から考えた上で、この庁舎の位置問題もよく検討していただいて、結論を出していただきたいものだというふうに思います。

市長に、先ほど答弁が漏れていましたが、二つの町の研修の結果を受けてどういった思いですかということについて、御答弁がありません。もう一回、今私が言いましたことについてお願い

します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この研修いたしました二つの事例の報告を聞きまして、やはり市民の意見というものを尊重していきながら、最大限聞きながら進めていく内容だなというふうに、改めて思ったところでございます。そのようなことを最大限配慮しながら進めてまいりたいと思います。

そしてまた、今議員の方から御指摘がございましたように状況としましては、非常にこれから少子化、高齢化が進むということでございます。そしてまた、財政的にも更に厳しくなる時代がくるということでございますので、なるべく現有の庁舎を活用しながらということも一つの方向性として示されるのではないかなというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 再度、先ほど「27年度中」というふうにおっしゃったですね。今回施政方針にも一切そのことは網羅されていないわけですが、27年度中という、約1年間ありますね。来年合併節目の10年を迎えていくという状況の中で、早いうちにこれは議論した方が市長、いいと思いますよ。27年度中という、来年3月までということですのでね。また1年間、市長とこういうやり取りをいろいろやるとかなという、そういう悠長なことは言ってもらえないような気がしているんですが、27年度前半とかいろいろありますね。そういう思い、いかがですか。せっかく研修してね、こういうことをやるんだということまでお金使って研修したわけで、それは早くして、皆さんの意見をいっぱい聞く場を設けた方がいいと思いますよ。それはいかがですか。

○市長（本田修一君） 何回も議員からこの事につきましては質問を受けまして、10年を節目というようなことも私自身は、市民の方にもお話を申し上げたところでございます。ということで、27年中というようなことのお話をしたところですが、頭なのか後ろなのかということにつきましては、今、いつということは考えてなかったところでございますが、27年の適当な時期という、またいつかというふうに言われそうですので、27年の早いうちにやりたいというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 早いうちと、前も近いうちとか、そういう議論したくないですよと言いましたね。早いうちということで理解しますよ、本田市長は紳士な方ですのでね、そういう立場があるんでしょう。でもその時ですね、本市は、来年から10年間の基本計画を今年度策定しないといけないわけですね、そのことの中に、しっかりとそのことがうたわれていく、議論するという意味ですよ、それをする時に、そのことも含めて立ち上げがされるでしょうから、ぜひそういう立場で議論して欲しいと。その時に自治法や、今の志布志市の10年計画と後期のやつも僕もあそこに持っていますけど、あの中で網羅されているものは、市長の思いがあそこにいっぱいくんでありますよ。志布志港を中心にして、まちを形成していくという、背後地を含めてですね。そのことをしたときに、基本計画後期の中にも本庁が有明にあるから、そこで人と物の往来がどんどんいくよというような計画の1行もそれは書かれてないんですね。やっぱり港を中心にしてやるんだという思いが、あの後期の計画の中にも、10年間の通した中でありまして、ぜひ自治法が求めているものや、そういう本市の基本計画が求めているそのものに沿った形で、新しい10年

に向けての基本構想、そういう計画をぜひこの庁舎問題のことも含めて、議論をしていただくように、先ほどの答弁やるということでしたので、お願いをこれはしておきます。そういうことで理解していいですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁舎問題につきましては、10年を節目として、また新たな庁舎の在り方については、協議・検討するというところでございます。当然そこには、財源の問題もありますし、そして、その後10年後、20年後、本市がどういった形態を示しているかというものを想像しながら描く内容になるかと思っております。10年後には、多分、都城志布志道路も全線開通し、そして東九州自動車道も全線開通してるんじゃないかなと、そしてまた、志布志港はさらに重要港湾として国際中核港湾として整備が進んでいるというような状況であろうかと思っております。そのような中での市役所の有り様というものをその検討の中で描きながら、構想として定めていくということでございますので、今後においては、まずもって、将来的な絵を、皆さんが出していただいた絵をいただきながら、策定は進めていきたいというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） そういうことをぜひですね、含めて27年中の早い時期というふうにおっしゃいましたのでね、ぜひその立場でこの問題については取り組んでいただきたいというふうに思います。もう節目の10年という言葉にね、市長が自ら縛りをかけられましたのでね、これまでの間ですよ、ぜひそのことはお願いをしたいと思っております。

次に、施政方針ということで、志布志市地方創生推進本部について、市長がここに具体的に述べられています。そのことについては、これまで、野村議員や小野議員とのやり取りもいろいろありました。そういうことでお聞きはしたところですが、再度ですね、この「まち・ひと・しごと創生法」ということについて、市長が創生推進本部を立ち上げたということですが、具体的な取り組みについて、私の方ももう一回市長のお考えを聞いてみたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針におきまして、今後、本市の特性を生かした取り組みにより、総合戦略を策定するとして、庁内で組織する志布志市地方創生本部を去る2月2日に立ち上げたところです。そして、この推進本部をはじめ、地方創生を効率的に進めるために、4月には「ブランド推進室」を「地方創生推進室」に名称を変更しまして、ブランド推進係と地方創生推進係の2係として、職員を増員する形で対応をしていく考えでございます。

今後の具体的な取り組みにつきましては、全庁的な取り組みとなることから、この本部の下部組織として、人口ビジョン、移住定住、雇用などの作業部会を設置しまして、本市の総合戦略策定に盛り込む内容の素案について検討していくこととしております。

特に、人口ビジョンにつきましては、国が情報提供しています人口推移を試算するためのデータや、今後国が提供します市内企業の取引状況などが分かるビッグデータ等を最大限活用しながら、現状把握を行い、また産（産業）、官（行政）、学（大学）、金（金融）、労（労働団体）、言（言論、メディア）などの有識者等による地方創生推進協議会を設置しまして、総合戦略の内容につ

いて、計画実施評価改善のPDCAサイクルによりまして、効果検証を行いながら、取り組みを進めていく考えでございます。

○18番（小園義行君） 今回、この地方創生推進本部ということですが、少し思い出してみてください。10年前の合併の時と全く、私は同じようなことが行われようとしているんだというふうに思います。なぜなら、あの時、その汽車に乗り遅れると大変だよと、だから汽車に乗り遅れないで一緒にやらないといけないがということで、志布志市が誕生したんですね。その10年を振り返って、果たして市長、良かったって、合併して良かったというふうに、本当に心から思っておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併前の旧3町の時の町境というものが今はなくて、志布志市という枠組みになっているところでございます。

産業形態、そして、人口の移動を考えたときに、この地域においては、連携した形で、地域住民の方々の生活があり、経済活動があるというふうに思うところでございます。そういう意味合いからしまして、この地域は、合併して良かったというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 市長は、そういうふうにお思いでしょう。でも現実には、住民から見たときに、そのことが果たして本当に良かったって、心から思っておられる方々はどれだけあるんだろうねと、こういうことをさっき前段でしました検証しないとけないという、庁舎問題のことも含めてですね、そういうことで、少し早くした方がいいですよということで、質問をずっとしてきたわけですよ。

今、市長は合併して良かったということですが、私はね、この国がこういった新しいものをするときに、よくそれを読み解かないとけないという思いがあるんですね。そこで、市長にちょっとお聞きしますよ、この地方創生というね、このことを私は広辞苑、国語辞典、いろいろひきました。この国が言う「創生」という、このことの意味はどういった意味ですかね。広辞苑でも僕はいろんな辞典を調べました。載ってないんですよ、どういうことですかね。

○市長（本田修一君） 地方創生ということで、「創生」の意味でございますが、創生というのは、初めて創ること、初めて出来上がるという意味合いがあるということから、地方創生については、国がそれぞれの地域において、新しいものを創って、そして、それを次の時代に結びつける取り組みとするということを地方創生事業として提示しているというふうに思います。

○18番（小園義行君） いや、それはね、違う「創世」でしょう。国が出しているこの「創生」って、このつくって生かすという意味ですよ、これをどういうふうに読み解くのかということがとても大事で、これ広辞苑に載ってませんよ、この創生は。国はそういうふうに言っているんですか。

○市長（本田修一君） 通常「創生」と言えば、世の中を創るという感じがあるわけですが、それとは違った形で、新しく創り生まれるという意味から新しい言葉ではないかなというふうに思います。

○18番（小園義行君） それは、国がそう言っているからということですね。でも、広辞苑にも載っていない言葉です、この「創生」って。

教育長は学校教育とかいろいろされているんですが、この「創生」で、どういうふうに普通子供に教えるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 教育というのは、不易と流行という部分がございます。昔からの知恵、歴史、そういうものは生かしていかなきゃいけないけれども、でも、なおかつ新しいものをつくりだしていくのも一つの教育の進むべき方向だろうと思います。その時に、やはりそれぞれの昔からの知恵を生かしながら、新しいものを生み出していくというのが、ここで言う創生という意味に近いのかなというふうに考えております。

なかなか難しいですけども、そういう新しいものを創り出すところ、そこには多分に改善と意味もこの中には含まれているのかなというふうに思います。

○18番（小園義行君） これは難しいはずですよ、広辞苑にも載っていないですもんね、この「創生」ってどういう意味だろうって、百歩譲って、今市長がおっしゃった新しく創り出すという、その際にはですよ、反省が必要ですよ。誰がそうしちゃったのよって、これ、国がそういうふうに地方を駄目にしたんでしょう。そっから始まらんといかんじゃないですか。そういう時に、今回、先ほど言いましたね。合併と同じような状況があるって、これに乗かっていったら大変じゃないかという心配をするもんですから、国が示す総合戦略と、この地方創生、これセットでね、検証して我が町はこうだねっというふうにいかないと、後で失敗しちゃったっということになりかねないという心配があるんですよ。

そこで、このことについて、ちょっと時間、まだあれですね。一昨日の小野さんとのやり取りの中で、小野さんもおっしゃっていましたね。これ、安倍首相がアベノミクスと、そして、成長戦略ということで、ずっとやってきたんですね。だけど、うまくいってないわけですよ。中央はいいですよ、こういうふうにして去年の6月24日に、この地方創生という言葉を出してくるのは、ここからですよ。「景気回復の風は、いまだ日本の隅々まで行き渡っているとは言えない。だからこそ、今、生まれた経済の好循環を一時的なもので終わらせるわけにはいきません。景気回復の実感を必ずや全国津々浦々までに届けする。これこそがアベノミクスの使命であると考えます。すべては成長戦略の実効にかかっています。本日、その成長戦略を大胆にパワーアップします。その最大の柱は何と言っても地方の活性化、成長の主役は地方です」というふうに総理大臣が述べたんですね。これは、まさしく自分のアベノミクスは、中央はいいけど、地方はうまくいってないよということを認めたことですよ。そして、でもそれでもやるよということで、本人が中央が潤えばトリクルダウンで、地方や地方のそういう国民、中小業までいくだらうと、でも実際うまくいかなかったということをそれでもやるよということで述べられたことだというふうに、僕は思うわけですね。

そこで、バラバラにこの国が出すものをするんじゃないかと、国が示している成長戦略と地方創生、これをセットで議論をしないといけないんじゃないかと、慎重にそれをしないといけないと

いうふうに僕は思うわけですね。そうした時に、地方と中央の格差、これは歴然ですよ、中央では、例えば、所得水準、そして消費動向、そして有効求人倍率、こういったものを見ても、中央ははるかにいいですよ。円安でどんどん企業はもうかっている。株主はもうかっている。でも地方はその逆で、大変なことになっている。一つの例で、有効求人倍率、これは今年の10月の段階ですけど、東京では1.59ですよ、それで次いで愛知の1.50、それで一番低いね、沖縄と埼玉は0.76です。青森が0.77、鹿児島はその次にですね、0.78、コンマ78なんですよ、下から4番目という、地方はそれだけうまくいってないよということなんですね。そうしたときによく考えてください。総選挙が12月ありましたね、それも想定されてたと思うんですよ。総合戦略を進める。でも、その時にうまくいっていないという状況を、こう、何とかしてばん回したいと思ったんでしょう、おそらく。そのためにね、地方に人が住まなくなる、東京一極集中が始まるといかなんということ、そこでこれも小野さんの方からも出ていましたが、増田レポートが出るんですね。自治体が消滅していきますよと、こうやってあおったわけですよ。それは心配だと、そういうことの中で、地方創生というのがどんどん出てきて、結果、予算として今回出てきますね。その間に選挙がありました。選挙は当然勝ちましたよ。でもね、その時よく考えてください。地方創生、これに取り組むに当たっては、国のいわゆるそういう総合戦略と地方創生を、この掲げている国の方向性ですよ、これはいわゆる、地域で、地方で生活する人のことがあまり考えられていないんですよ。経済効率だけを求めていくということが主になって、地方はどうかと言いますと、例えばですよ、医療や介護、今回見てください。今回もいろいろ出てますよね、大変な状況ですよ、生活保護に至っては引き下げでしょう。これもまた更に大変ですよ、地方は抱えている。

そして、介護報酬、さっき介護のことも言いましたね。要支援1、2を外してね、地方に丸投げですよ、そういうことをしながら、一方で東京や大阪、名古屋、そういう大都市圏を中心に考えると、とてもいいように思うけど、そこを外れたところの自治体の基幹産業というのは何かと言ったら、農業ですよ、全国。それをTPPによって妥結していく、そうしたときにどういうことが起きますか、すべて地方は大変になっていくじゃないですか。

私は、この地方で障がいを持ってる人や高齢者の方々が、その地域に安心して住み続けられるという、そういう、いわゆる人権保障ですかね、そういったものがあって、安心してそこに住んでいけるよというような国の戦略ならいいけれども、そうでない中で、今回のこの地方創生というのを進めていくと、どういうことになるんだろうと思います。

一昨日の議案上程の時に、質疑をしましたね。地域住民生活緊急支援のための交付金、この中にですね、一番心配なのが、地方版総合戦略策定、こういうのを作らないといけないと。これ、絶対そうですよ、必須なんですから、そのためにわざわざ1,000万円の予算を各自治体にやったんですよ。それで、我が町も作りますよね。それを作るときにですね、私は当局から資料もいただきましたが、簡単に試算すると、この10年間で約5,000人ぐらい少なくなるという状況が見えてるんですね。そういった中で、この地方創生という、国が出してきたそれに基づいて、どんどんやっていって、どうなんだろうって、もっと国が示している総合戦略と地方創生との関係をきちん

としないと大変になるんじゃないかと、合併の二の舞になっていくのではないかという思いがあるんですよ。

そこで、なぜ国がわざわざ、この地方総合戦略策定会議、ここは人口のことをちゃんとやれというふうに、地方でそういう拠点をつくるんですよ、そこに集中していくということにしているんですね。そうしたところに何が起きるかといったら、大きな自治体には勝てないじゃないですか、だから、これも小野さんがおっしゃっていましたよ、石破大臣が何て言ったかって、石破さん、こう述べていますよ「当然、地域間競争を促すことにつながる。地方交付税などはうまくいった自治体には上積みをし、全く駄目なところは減るだろう」と、担当大臣がこう言ってるんですよ。こういう状況をね、私たちはよく考えないと、地方で生活する人々の人権を守って、地方で安心して暮らしていける地域の確立というのが、本来は市長が求めておられるものだというふうに思うんですね。そういうことから考えたときですね、私は、この地方創生というこれは、広辞苑にも無い新しい造語なのかよく分かりませんよ、当て字でしょうね。だから、先ほど教育長は説明に困っちゃったんですよ。広辞苑に無い、そのことを子供に教えんといかんわけですからね。そういうことを考えたときに、市長、今私がいろいろ言いましたが、そのことについて、もう1回、この地方創生というものをよく考えてやらんといかんのじゃないかと思うんです。

合併の時も合併に乗り遅れると、特例債を使うことができないよということで、一生懸命3割の借金をしながらやりましたね。今回も、このメニュー事業を含めて、1億2,000万円ですか、約10%、1割は一般財源の持ち出しでしょう、これ。更にこういうことがどんどん膨れていったときに、どうなるんだろうねということを考えないといけないと思うんですよ。

そこで、大事なことを聞きますよ。10年間で当局が出している資料でも約5,000人は少なくなります。そうした時に、我が町の合併特例債も終わりますので、合併の算定替えの交付税が今よりどれだけ少なくなるのか、というのが一つ。

そして、人口減による住民税の減収というのをどれだけ当局として予想されているのか、教えてください。あわせて、今私がもろもろ述べましたそのことで、この地方創生というものについて、再度、市長がどういう思いを持たれているかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も小野議員とのやり取りの中で、結果的に先行型についてもばらまきだったということで、少しがっかりしたということのお話をしたところでした。これは多分、今お話があったように、ずっと去年の3月、4月ぐらいから仕込んであった内容かなというふうには思ったところでございます。

それはとりもなおさず、全国的に消費税が上げられまして、そして景気が低迷するから、その景気の底入れをするために新たな補正を組んでいくという流れ、そしてまた、人口減が進んでいくということでもありますので、そのことを地方地方においてはしっかりと受け止めて、その対応を地方地方において考えて欲しいというような流れの提案ではないかなというふうに思うところでございます。

この地方においても総合戦略というものについては、5か年のプランを描きなさいということになっております。そしてまた、人口の予測につきましても、25年後、あるいは45年後の人口の予測も示されていたりしますので、そういったものも十分に頭に置いて、今回の5か年のプランは作りなさいというような内容になっているというふうに思うところでございます。

私自身は、そのような観点から少しでも本市において、この地方創生事業が市民の志布志市の進展のためにつながればというような形で取り組むところでございます。

○税務課長（木佐貫一也君） 税収の減収見込みはということでございましたが、正式な分につきましては、27年度のビジョンの策定に合わせまして、検討する方向で考えているところでございます。

先般、お尋ねのように、一人当たりの平均所得が約241万円でございますので、今概算的には約1,200万円程度というのも予想はしているところでございます。

[小園義行君「耳が遠いもんだから、もうちょっと大きい声で言って」と呼ぶ]

○税務課長（木佐貫一也君） 大変失礼いたしました。

先般申し上げました26年度の平均所得が241万円でございますので、単純に申し上げますと、5,000人減ということで、約1,200万円の減収になるのかなと、想定はしているところでございます。

[小園義行君「10年間でね」と呼ぶ]

○財務課長（野村不二生君） それでは、交付税の関係について、お答えをいたします。

現在志布志市は、合併をして10年目になるところですけれども、27年がちょうど10年目ということになります。現在は合併算定ということで、志布志市単独の一本算定よりも12億円から13億円余計にもらっております。

28年度から5年間かけて低減されるということで、最終的には12億円から13億円減になる予定でございましたが、平成26年度から総務省の方が合併した市町村に対する見直しをいたしまして、それが大体7割程度残るとということで、最終的には4億円から5億円ぐらいの減になるのかなというふうに算定をしております。

○18番（小園義行君） 5年ぐらい延びましたからね、そういうのも含めて、特例債を含めて、これ今後、今おっしゃるように、そういうふうに人口も少なくなっていく、税収やそういったものも少なくなっていくということを含めて、やっぱりこれは本当に市長、真剣にそういう将来に向けてのことを踏まえた上で、この事業というのを取り込んでいかないと、僕は、ちょっともたて、後でなると困るなど、そういう思いがあつてですね、いろんな経過を含めて、自分なりに考えて、そういうふうに市長に考えをただしたところです。

あなたたちが出されたこの経過によると、非常に、これは国のね、それって、早くしろ早くしろみたいのところになって、こういうことになったと思うんです。でも、これ真剣に議論されたと思うんですよ。でも実際ね、本当にそういう将来に向けての、そういったものをしないと今でも大変厳しい状況の中で財政運営をされてるんでしょう。そういうことを考えた時に、大変だな

と思うんです。そういうことも含めてですね、今後運営をしていただきたい。

そして、今回そういうことを踏まえた上でですよ、市長が、この施政方針の中で、シシガーデンを通して発信をしていくということにされてますね。私たち議会にもシシガーデン、いわゆる株式会社ふじやま学校さんの方からいろいろありました。この補足説明資料ということで、これもらったんですよ。これは市長も持っておられますよね。この中でね、今回、当初200万円ちょっとの予算でしたが、今回ふじやま学校を含めて、委託費とかいろんなことが総体で事業がまだ審議されてませんので、よく分からない部分、幾ら当初予算で、このふじやま学校さんの方に委託費含めてあるんですか。

○企画政策課長（武石裕二君） 今回7号補正でもお願いをしてございますが、このシシガーデン等につきましての予算については、補正でお願いをしております864万円、これについては、いろいろプロモーション映像、それから、これまでシシガーデンの中で、いろいろ取り組みをしてございますが、それを毎月1本、最低でも1本ずつは出すというなことでの予算計上でございます。

それから、港湾商工課の方で補正でお願いをしておりますシシフェスティバルの中で、中継放送委託料ということで、これにつきましては生放送ということで、ユーストリームの中で約50万円ということで、委託をしたいというふうには考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 約900万円からのものに予算としてなっていくんですね、全員協議会でふじやま学校さんの方から説明があった時、社長さんの言葉でボランティア的に頑張ったんだということでしたね、市長もおられましたからね。ここで、この補足説明で5番目、6番目、これはもう1回1回読みませんけれども、「収支が折り合わず不可能と判断させざるを得ない」というようなお言葉を市役所様からはいただいた。6番目で書いてありますね。これ、ふじやま学校さんのシシガーデン補足説明資料、12月22日ですよ。

そしてまた、その続きが市長あるんですよ、あるんですよ。そこで、いろいろ我が社の宣伝というか、そこ書いてあってですね、「これら希少なメンバーが、ふじやま学校として志布志に在住し、手弁当で協力してくれる。この機運を逃さず、市の魅力ある情報を最大限に発信し、これまでできていなかった市内外、全国、海外のファン層に志布志ブランドを推進していくことを第一に考えたい。有り難いお言葉をいただいた」と、これ市の方からという意味ですよ。これ、私その時、質疑をちょっとさせてもらいましたけど、本当に予算を審議する側としては、毎年毎年その予算が増えていくというのは非常に不安になるんですよ。その時に、そういうことに対してはいかがですかという、質疑も、質問というか、あの場ではさせてもらって、自分達は、あくまでもそういう立場できているという、ボランティアということも含めてですね。

そして、市長にお伺いしましたね、あの時。こういうことをやっていくための覚悟があるのかということでも聞いたわけですよ。今回、地方創生というこのメニューの中でね、新しくここに、それぞれ各課ありますけど、今後、こういうふうにして発信をされる側というのは、いわゆるどういった発信をしたいのかという、そこの発信する側の思いが大事だろうと思うんです。

一つの例を言いますよ、例えば、成人式ですね、これを入札で10万円で落としましたっすね、そしたら10万円の中で、はい勝手にやってちょうだいよってということにはいかんと思うんですよ。その発信する側が、いわゆる受け手の側がですよ。こういった成人式にして、こういった映像や、そういうのを使って、今年、ああ成人式を迎えて良かったという、そういう感動や思いを共有できるような、発信する側の思いがないと僕はいけないと思うんですよ。もちろん、ふじやま学校さん、そういう立場だと思うんですよ。その中にお金というものが、当然これかかってきて、この金額でよくやれてるねという思いがありますよ。これが更にどんどん大きくなって、本来だと、社長さんもおっしゃってましたけど、もっとお金がかかるというふうなこともありました。そのことも含めてですね、今後、この地方創生、その中で発信をしていく、このシシガーデンの取り組み等々についてもですね、当局が最初いろいろ心配をされたことも含めて、よく考えてやっていかないといかんのかなという思いがします。当初200万円だったものが、約900万円近く今回なるわけですよ。そういうことを踏まえてですね、市長、ぜひこれは慎重に取り組んでいただきたいものだというふうに思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このシシガーデンのサイトにおいては、私どもは、当初映像を見せられた時に、その映像のシャープさとか、企画のすごさというのにびっくりしたところでした。そのことで、各方面からも、また評価をいただいているようでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、私どもが発信して欲しい内容ということについて、企画の面で少し打ち合わせが足りなかったのかなというような思いもあるところでございます。

ということで、今後は、きちっと私どもが、こういった面からの発信、そしてまた、こういった情報の伝達ということをきちっと企画の段階で詰めながら、この事業が当初の目的とする全国発信へ認知度が高まるような、そしてまた、そのことでもって、この本市の産物が売れるような形というものに持っていきたいというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） やっぱり、それなりの覚悟がないとですよ、あの中で志布志のピーマン農家の方がおっしゃってましたね。「志布志市はとてもすばらしい」と、「行政やその関係のそのの支援がたくさんあって、敷かれたレールに乗ってピーマンを作って、私たちはもうけられるんだ」というね、そこについても非常に僕もちょっとどっきりしたんですけど、仮に30人、40人こられたらですよ、土地の確保から何から、これは大変な覚悟ですよ。そういったことも含めて、この発信する際には、そこは少しお互いに当局と一緒にあって、どうだろうねっていうものがないと、それはどっと来て、できませんというわけには、これ、市長いかんですもんね。そういうことも踏まえて覚悟がありますかというふうに聞いたところです。

今市長がおっしゃるように、慎重にお互いよく打ち合わせ等々をされて発信する時は、そういうことも必要だろうなと思います。そのことについて、今市長の答弁で理解をしましたので、ぜひこの地方創生、これについては、今後も国の地方総合戦略と今回の地方創生、ここはですね、よく見ないと交付金でしょう。交付税措置しますよと、そう言ってもですね、ずっとこう、果た

してくるかねということをお僕は長いこと議員をさせていただいて、国のやり方というのは、そういうふうにはしないよということをちょっと心配するものですからね、ぜひそこについては慎重にやっていくということでしたので、理解をしたいと思います。

そのことについては、そういう立場で、今後ですね、将来に向けての人口減少とあわせて高齢社会、少子社会に向けての対応をきちんと、ここがとても大事だということを踏まえて取り組んでいただきたいというふうに思います。

そういうことで、次の介護保険について質問をしたいと思います。

この第6期の計画については、議案上程もありましたが、それぞれありました。それを受けて少しお願いします。

今回、国が介護報酬の2.27%の削減ということをお打ち出して、第6期のうちの計画になったんですね。この削減の影響というの、当然議論されて、策定委員会の中で新しい第6期の計画が始まろうとしているわけですが、その影響や、そういったものは議論がどういうふうにして提案だったのかということをおちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社会保障制度における少子高齢化の現状の中で、介護保険制度の存続について議論されました。その中で、第6期計画においては、団塊の世代が75歳以上となるところから、2025年を見据えまして、医療、介護、介護予防等、自立した日常生活の支援を包括的に確保するよう努め、高齢者の日常生活の支援をどのようにして支えていく地域をつくっていくかについて、計画策定委員会、庁舎内作業部会で検討を重ねてきたところであります。

介護保険の予防給付から総合事業へ移行する訪問介護と通所介護について、現在サービスを使っている方は継続してサービスが利用できるよう、また類似するサービス等については、その在り方を再構築する必要があります。

本市では、28年4月から総合事業を開始できるよう、必要となる支援体制を民間やボランティアの関係団体等と検討していく予定としております。

○18番（小園義行君） 今回、この介護報酬が引き下がることで、それを受ける今市長の答弁も少し議論があったということおされましたが、この介護予防・日常生活支援総合事業、そして在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業ということで、それぞれ本来は今年4月からしないといけないものを1年、そして、3年先送りということおされるということをお附則の中におうたわれましたね。そこで、これを受ける側の、こういうふうにお報酬が下がることで、地域支援事業に移行していく、その受け手の側の施設の側の方々の心配というのは、今先送りをするというおことで、そうだろうなというふうにお思うわけですよ。現実には、その人たちが閉じてしまうということになると、これまた大変なことになるわけ、そこについての当局の努力は、これ並大抵のものじゃないと思うんですよ。国が報酬を減らすんですからね。そこらについては、合意形成をどうやって市長、図っていかうというふうにお、何回も足を運んで話するというふうにお答弁になるのか分かりませんが、ここがとても私は大事なところだという

ことで、12月議会でも少し質問をさせてもらったところですが、その受け手の側の方との法人との関係は、どういうことになっていきますか、対応の仕方として。

○市長（本田修一君） 地域支援事業の見直しを受けまして、平成27年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業等が始まることとなりますが、その中で介護予防・日常生活支援総合事業については、最長平成29年3月31日までの2年間、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の3事業については、最長で平成30年3月31日までの3年間は事業を実施するもの等の確保や体制の整備が困難であれば、その旨を市の条例で定めるということで、その間には行わないこともできるとされており、体制づくりまで、ある程度の猶予が与えられているということですので、この間、事業者の意見を聞きながら、対応してまいりたいということをご考えるところでございます。

○18番（小園義行君） それだけこの介護報酬の引き下げというのが、こういうことで厳しい状況になっているということをご市長、自らおっしゃったようなことで、僕もそのことはよく理解をします。こういった国のやり方に対してですね、非常に国会のやり取りで大臣がね、法人は内部留保を抱えているんだと、だから、それをはき出させればいいんだと、株式会社じゃないんだから、株式会社はですよ、株主に配当したり、それはいろいろあるでしょう。でも、社会福祉法人でしょう、そういうサービスを受けたいという人が増えたときに、施設を増設しなきゃいけないとか、いろんなことがあって、仮に内部留保をされている、そういう意味での性格を持っているわけで、一律株式会社と同じような内部留保の捉え方というのは、間違っているというふうにする。そのことで、地方は非常に苦慮しているわけでしょう、これ、難儀されてますね。ぜひですね、ここに1年、3年先送りということですので、担当の所管の課も大変でしょう。そういう方々一緒になってですね、しっかりとこれが1年後、3年後にできるような対応をしていただきたいものだというふうに思います。

それとあわせて、この要支援者への現在の今、今回の要支援1、2というのを介護保険から外すわけですけど、この要支援者への現行のサービスを継続ができるようにするということとあわせて、もし、もう介護保険から外れたからといって、介護認定を受ける権利までね、駄目だよということにならないようにですね、当局として、そこについてはしっかり担保できるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の改正において、要支援者の訪問介護と通所介護が地域支援事業における総合事業に移行することで、サービスの低下が懸念される場所がありますが、既にサービスを利用されている方で、認知機能の低下や状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要な方など、サービスの利用継続が必要な方は、現行の介護予防サービス相当のサービスを引き続き利用できることとなっております。

○18番（小園義行君） じゃあそのことについては、しっかり担保できているというふうに理解をして、残されている1年、3年先送りをされるその中で、ぜひ努力をしていただいて、介護難

民が出ないようにしていくというのが、行政の姿勢だろうと思います。国は国でそういうことをやるわけですけどね、ぜひそこは対応していただきたい。

それとあわせて、今回この6期の計画の中で、介護保険料の引き上げが提案をされているわけですね、約2%。もちろん12段階にして少し和らげましたよ、ということではあるんですが、それぞれ引き上げです。それで、この、いわゆる法定外の繰り入れをして、住民の皆さんの負担を軽減するという考えに立てないだろうかと思って、その策定委員会の中で、どんな議論があったのかということと、市長として、そういう考えをね、今回提案ですので、引き上げますよということですが、そこについては全く議論がされなくて、また市長の思いとしても、それはなかったのかですね。私は今回のこの地方創生のメニューね、1億2,000万円でしょう。この一部を使えばね、この引き上げなんかやなくて済んだんですよ、実は。そういうこともね、本当は議論して欲しかったと思うんですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 保険料の三原則の一つであります保険料減免に対する一般財源の繰り入れということについては、適当でないとされているところではありますが、保険料の三原則の趣旨を踏まえたものであれば、地域の実情に応じて保険料の減免措置を市独自に興じることは差し支えないとされているところでもあります。そのことを踏まえ、第6期保険料について、基本的に第5期の所得段階の保険料率を踏襲しつつ、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定としたことと、公費を投入して低所得者の保険料軽減の強化を図る仕組みが制度化される予定であることから、法定外繰り入れによる軽減は見込んでいないところでございます。

公費を投入しての保険料軽減強化の実施については、現段階では、国から正式に示されておりませんが、3月末には正式に示される予定となっております。実施は、市の裁量で行うとなっておりますが、一般財源の持ち出しであることから、今後協議していくとともに、低所得者の状況の実態を把握しながら、慎重に検討していき、保険料軽減について6月議会で提案させていただく予定でございます。

○保健課長（津曲満也君） 策定委員会での意見なんですけれども、保険料についての意見がありまして、「年金生活者にとっては介護保険料をもう少し減額できないものか」、また「減額の方策をとって欲しいと思う、なるべく介護保険料使わないようにする方法を考えていかなければならない時期にきているのではないかと感じている」と意見がございました。また、「介護保険料の納付回数を10回と決めているが、納付方法を12回にするなどして、1回の納付額を少し減らして特例を検討し、より納めやすい方法を目指していく方がよいのではないか、納めやすい方法を検討していかないと、これから先は消費税も上がってくるので難しくなると思う」というような意見がございました。

○18番（小園義行君） 策定委員会の方々の思いというのは、当然日々そういう人たちの声を聞かれているわけで、当然だと思っんですね。今回、これまでのやつを12段階、約4段階増やされて軽減をしてますよと、それでも市長、第1段階でもですよ、引き上げですよ。これね、本当に、今回1億2,000万円国がくれるというんだから、これを、言葉は悪いですよ、入れてですよ、やっ

たら簡単だったんじゃないですか。まあ当局にお伺いしたら、約3,200万円ですよ、26年、次の1年間2,700万円、次が2,400万円という金額。

下水道事業には1億6,000万円、毎年繰り入れしてるんですよ。このね、本当に大変な介護保険料については、そういう真剣さを持ってやっぱりやらんといかんというふうに思うんです。一般会計からの財源から繰り入れというのは、これ可能なわけね、これもここで市長、議論しましたので、このことしませんよ、もう繰り返しませんからね。ここの自治事務なんだから、それは大丈夫なんですよ。そのことを踏まえてね、少し今回そういう提案になってないけれども、これ真剣に考えて足りないから、もうその人たちから取ればいいんだということじゃないと思うんですよ。ぜひですね、そのことを少し、他の特別会計との関係でも考えていただきたいものというふうに、これは思います。再度ここね、6月にそういう低所得者のためのそういうのが出るから提案をしますよ、みたいなことがありましたけど、やっぱりこれ、毎年毎年やりながら3年に1回見直しをする時、足りないから、そこに反映すればいいんだということでも僕はなくて、国にちゃんとやれということ声を上げていかん、いかんと思うんですよ、これはね。そういうことを踏まえて、市長、この法定外繰り入れをして、住民の負担を軽減する、そういう立場には全く立てないということでは、さっきの言葉で理解してないんですよ、そういう気持ちはあるんだねというのはあったんですが、再度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の提案につきましても、策定委員会の方で十分この公費の投入ということについても協議がされたようでございます。

そしてまた、今回につきましては、保険料の率の変化につきまして、わずかではありますが、その負担が増す方も多いわけですが、想定される額よりも少ないということでもございましたので、今回の保険料率の改定については、提案のとおりお願いしたいということでもございます。

今後につきましては、今お話がありますように、ほかの会計の処理とあわせて考えながら、取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○18番（小園義行君） 今市長から答弁が出ましたように、ぜひですね、そのこともあわせて考えていただいて、そういう整合性という、言葉が悪いんですけど、本当に苦しんでおられる人たちというのは、もうよく実際に声もたくさん聞いていますのでね、そのことは、市長の今の答弁で理解をしました。

国が、この地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、景気回復だとか、そういうことですが、一昨日小野さんも怒っておられましたよね。あの石破大臣がね、上から目線で何だそれはって、全く僕も同じ思いです、そういう意味ではね。ぜひこういったもので使えるものにしていくということも、とても大事だろうと思いますので、ぜひですね、市長の今の答弁で、これから先、介護保険料を納めておられる方々を含めてですね、負担を軽減ということもぜひ考えていただきたいというふうに思います。今の答弁でよく分かりましたので、次にいきたい

と思います。

4番目に、健康増進法ということについて、これまでも何回も、志布志町時代から取り上げてきました。我が町は、ポイ捨て条例等々もいろいろ作っているわけですが、この受動喫煙防止の取り組みということで、健康増進法の第25条、それぞれ公的な機関、そして民間、公的機関は学校を含め、はじめとして、それぞれよく努力されてると思います。民間に対しての、いわゆるそういったものの取り組みというのは、実際にもう法は施行されてるんですが、どういうことなのかと。これはなかなか難しい問題だと思うんですけど、そこについての当局の取り組みというのを総括してどういう努力をされてるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の健康づくりとしての受動喫煙対策につきましては、市では、平成22年3月に制定しました、健康しぶし21の中で、未成年者の喫煙をなくそうという目標を掲げ事業に取り組み、本年度策定中の第2次健康しぶし21の中でも継続して実施していく予定としております。

現在の具体的な取り組みとしましては、母子手帳発行時に妊婦と家族の喫煙状況を確認し、分煙や禁煙を促し、両親学級では、たばこによる妊婦や胎児に与える影響等を説明しております。また、5月の世界禁煙デーや禁煙週間に合わせて、市報や行政告知放送を行い、肺がん検診の会場では喫煙者に対し、散らしを配布し、禁煙等の啓発を行っております。

お尋ねの市内の民間事業所についてでございますが、平成22年度に飲食店を中心に79か所に実態調査を実施しております。何らかの受動喫煙防止対策を実施しておられる事業所は30件、37.9%、何もしていない事業所は49件、62%で、その主な理由としましては、「お客様の理解が得られない」、「経済的な余裕がない」ということでした。事業所については、実態調査が意識啓発の一つにはなったかと考えておりますが、22年度以降は具体的な取り組みを実施していないため、今後、商工会等の協力をいただきながら、啓発に取り組んでまいりたいと思います。

また、家庭や自治会等の集会イベント等での分煙、禁煙についても市全体の取り組みとして、各種健康教育や行政告知端末、行政告知放送等を利用して、受動喫煙防止への意識啓発や受動喫煙防止対策を推進してまいります。

○18番（小園義行君） もう12年前に、この健康増進法が施行されて、それぞれの自治体で取り組みがされているわけですが、今市長の方から答弁がありましたように、そういう民間の経営されている方々、そこについても法律が、その「管理する者は」というふうになっているものから、その管理をされている社長さん含めてですね、その人にこの法の趣旨をよく理解してもらって努力をしていく、それを推進していくのが行政の務めなわけでありまして、そこについては、営業をどうするのかということもあるんでしょう。でも実際にですね、私も結婚式に行きますね、同じ会場ですよ、そこで「今日は小園さんたばこは駄目ですって」、「何ですか」って聞いたら、「新郎新婦の要望で、たばこを吸うのは、外の喫煙所でやってください」と、ある時は吸えるんですね、「今日はいいんですか」と言ったら、「新郎新婦からの要望がありませんので、うちとしてはやってます」ここに大事なポイントがあると思うんですよ、これね。ある時は駄目で、

ある時はいいですよ。だから、結果、そこを経営される人から見ると、「お前のところは、それをしてるからけしからん」というお客さんが言われると、まずいじゃないですか。でも、お客さんの中に、そういう内部疾患を抱えたりしている人もいるし、そのことを御理解くださいというのと、別にその経営者の方が悪いわけじゃないですよ。正直言って、内部疾患を抱えてる人が、そこに行ったらタバコを吸われると、ごめんなさいって、出ていくわけですけどね。そういったことも含めて、いろんな工夫があって、この法が施行されてるおもとのところを考えないといけないと、それは第1条に国民の健康を自ら守らなきゃ、健康に努めなければならぬって国民の義務がうたってある法律なんですよ。そのことをよく理解していただくために協力をお願いするということしかないのかなと思ったりするところです。

今回、議会にも陳情もきてましてね、この推進、強力な推進を求める陳情書ということで、市町村のそこにある施設に対してお願いしてくださいよということなんですよ。ぜひね、そこについては、この法の精神に基づいて、1回やったからいいよということじゃなくて、12年経ってもなかなかそこまで到達していない状況をどうするのかと、その事がひいては健康を害するとかいうこともあって、ちゃんとした方がいいよ、ということですね。

一方では、タバコ税が入った方がいいじゃねえかということもあるんですけど、その何倍も医療費として出ていくわけで、そこは少し法の趣旨に基づいて、しっかりと当局として取り組んでいくという、その考え、決意を少しお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁しました22年の事業所の調査については、その他にも受動喫煙の意味を知っているかということの調査、アンケートの調査をしています。「受動喫煙の意味を知っている」が68%、「何らかの受動喫煙の害を知っている」が73%ということで、かなり受動喫煙自体に対しての意識は高いということがあるようでございます。

今後、また改めて年数も経っておりますので、このことについては、各事業所につきまして受動喫煙防止のための取り組みを推進していただくようお願いしたいと思います。

○18番（小園義行君） 我が町もそれぞれ事業所の考え方があるんでしょう。この健康増進法に対する取り組みは、その事業所で温度差があるわけで、おいしいものを食べる時に、やっぱり、私もタバコ吸いませんけど、タバコは煙がない方がいいですよ、それはね。吸わない人から見ればですよ。そういった意味では、法律がそういうふうに求めている部分もありますので、今市長がおっしゃったように、再度認識を新たにするという意味でね、これ、取り組みをやめるというわけにはいかないわけで、法律なんだからですよ。ぜひそこについては、民間の方々にもお願いします。

一方、公的な機関ですね、学校をはじめとして、それぞれ努力をされてるんですよ、ここも本庁、支所それぞれですね、その取り組み方もいろいろですよ。私も1階のトイレに行くんですけど、タバコを吸える場所はここしかありませんって、あそこ貼ってありますね。でも実際は、だけじゃなくて、どこでも吸えるという状況が、この本庁はあるわけですね、そういうふうに市長、認識どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市庁舎内においては、喫煙所指定箇所を定めております。本庁舎改善センターまで含め4か所、志布志支所で4か所、松山支所4か所、いずれも屋外にしております。

○18番（小園義行君） そうなんですよ、それで、私たちは、私も地方公務員法の特別職で、地方公務員でくくられてますね、法律でね、法を遵守しないとイケない立場ですよ、皆さんも一緒ですね。そうした時に屋上にありますね、あそこに注意書きまでわざわざありますよ。たばこのあれが落ちるとね、防水のためにしているそれがね、焼けて穴があいて水漏れの原因になるから、ちょっと手前で吸ってくださいって書いてありますよ。

そして、議会棟もそうですね、2階の西側ですか、あそこも吸われてますね、開けますね、西風が吹いて中にサーって、たばこの煙きますね、あそこで吸っておられる方に大変申し訳ないけど、あそこで外で吸ってるからいいということに思っておられるかもしれませんが、吸わない人間からしたら、開けたとたん煙がきて分かるんですよ。そういうことも含めてね、民間のところの、例えば、流れ作業とかされているところでいったりすると、ラインが始まったら、もう終わりまでたばこ休憩なんてないわけですよ、正直な話がね。職務専念義務というのがあるわけで、そのことについて、1日1箱吸ったら5分として5×20、100分ですよ。職務専念義務にどうなのということをやかましく言うとそうですけど、ぜひ、百歩譲って提案を市長したい。たばこを本庁で吸える場所は、玄関の入り口に入って階段がありますね、あそこに志布志の支所とかいうところと同じようにしていただいて、その後ろも取っ払ってね、本庁の住民の皆さんが来られたときに、たばこを吸うという意味で設けられているんでしょう。わざわざあそこまで行って吸う住民、僕はあんまり見たことない。ぜひ玄関の1階のですね、あそこに1か所にしていきたい。そうして堂々と吸ってくださいってたばこをね、そうやっていただきたい。

そして、志布志市は健康増進日本一のまちづくり、いわゆる国民健康保険が一番低いまちですよということをやっているんでしょう。そのためには、ぜひね、あそこで1か所に置いてたばこを吸ってくださいという、そういう提案を僕はしたいですね。ぜひそうしていただいて、住民の人がたばこ吸いたいときはちょっとたばこ吸ってから行こうとかねという、こういうことにね、やっていただきたいと。

僕も合併の関係で、前にそれぞれ所管事務調査行きましたね。ある町では、新しい庁舎でしたよ。4階建てですよ、入り口に1か所だけ、1個小さな灰皿が立っていました。そこが1か所です。外では絶対吸えないという、そういうことになってまして、その入り口の所に住民の皆さんのための、職員の人もそこで堂々と吸っていいじゃないですか、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在4か所設置しているということで、それでも受動喫煙があるんだよというようなお話であるようでございます。今お話になられた場所につきましては、多分職員もちょっと吸いにくいかなというふうには思ったところでございます。

内部的に少し検討させていただきまして、多分それはボックス的に囲いをしたり、ガラス戸で

囲いをして、そして排煙装置を設置してということになるのではないかなというふうに思ったところでございます。少し検討させていただければと思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、民間の方々は大変厳しい、そういう労働条件の中で仕事されてますね。もちろん私たち公務員というのは、私も含めてですよ、いつも批判をいっぱい受けますよ、ちゃんとやれって、ちゃんと頑張れって、そういうことをされないためには、自らがきちんとやっぱりそのことに、きちんと声を傾けて謙虚でないといけないというふうに僕は思うですね。

新聞で僕もちょっとびっくりしたんですけど、ある町のある課ですよ、女性同士がちょっと仲が悪かったでしょうね、そこで勤務時間にね、けんかをしたんですよ、処分が下りました。何という処分だったと思いますか、職務専念義務違反ですよ。けんかをするということは、プライベートなことですよ、そこで本来の時間内にお互いに、てめえがって、こうやりあって、時間を無駄に過ごしたということで処分が下がったという報道ですよ。僕はびっくりしたんですよ、私的なことでのけんかだったんでしょうね、おそらくね。そのことで、その処分の内容は何かといったら、職務専念義務違反を犯したということでの処分だったという、そのことにびっくりしたんですね。すごい厳しい町だねと思って、それからして、そこまでやれとは僕も言わないけど、吸うなとも言っていないんですよ。そこで設置したらどうですかと、あくまでも、そこに作ったのは、住民の皆さんが役所に来られたときに、たばこを吸う場所を確保しなければいけないという、これは市長が答弁されたことですからね、その場所を住民の人がもっと使いやすいところにしてあげたらいかがですかということを提案をしているわけで、検討するということでしたので、ぜひですね、そのことについても検討してみてください。

次にいきます。最後に、学校教育についてということで、これも過去議会の中で質疑なり質問なり志布志町時代からずっとやってきたところです。

現在の大変こう、厳しい学校運営をされている中で、大変だろうと思ってるんですが、現在我が町の小学校、中学校を含めて、不登校の児童の現状というのはどういうことなんだろうと、そして、そのことについての認識を少しお伺いしたい。これはあえて市長にもお願いしているんですが、なぜかといいますと、市長が確かな学力の向上ということを踏まえて、そういうまちを目指すんだということで、そういう中に、学校に行けない子供たちが発生しているという、その認識、数は教育委員会でいいですけど、そのたしかな学力の向上という、そのことと含めて、学校に行けない子供たちに対する認識といいますかね、それ市長と教育長に、教育長は児童の現状も含めて答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針でも述べましたとおり、本市は「志のあふれるまち」を基本理念としまして、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させる志を高める教育の推進を掲げております。そのような中、現在、本市にも不登校の状態にあり、悩みを抱えている児童生徒がおりますが、そのような子供たちが様々な不安や悩みを解消して、一日でも早く学校に復帰

して明るく充実した学校生活を送ることができるよう願っております。

不登校にある児童生徒の現状につきましては、教育長に答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の子供たちの現状についてお答えします。

児童生徒の出席状況については、毎月末学校から報告をさせておりますが、27年1月時点で不登校による欠席が月7日以上ある小学生は1人、中学生は27人が報告されております。その出現率は、小学生が0.06%、中学生が3.05%となっております。

小学生は県や全国の出現率よりも低く、中学生は県や全国よりもやや高くなっております。ただし、この不登校の問題に関して言えば、県や全国との平均と比べるのではなく、1人でも悩みや不安を抱え、学校に通えない児童生徒がいるということが重要な問題であると考えております。その解決のために一人一人の児童生徒に寄り添い、関わりを持ち続けることによって、適切な指導や支援を行うことが大事であることを諸研修会等で指導しているところです。

今後とも志布志市内の児童生徒が笑顔で学校に通い、充実した学校生活が送れるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） ちょっと具体的にお願いします。月7日以上ということで、小学校、中学校出ましたけど、現在、不登校になっている子供たちは、総数で、この27と1ということではないんですかね。具体的に7日以上とかじゃなくて、それぞれあるでしょう、学校に行けない子供たちがどれぐらいいるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 国の方は、年間を通して30日以上という決まりになっているわけですが、大隅地区の教育事務所の方からは、月ごとに7日以上欠席者ということで病気とか、そういうのを除いて、明らかに不登校という子供で今の数字が小学生が1、中学生が27と、そういう数字で今紹介をしたところです。

○18番（小園義行君） 本市は、体育館の横に松風ですかね、フリースクールみたいなふうになってるんですが、今現在そこに何名の子供が登校してるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 松風、適応指導教室ですけども、現在4名の中学生が通学しております。

○18番（小園義行君） 中学校だと、過去にも私も何人も御相談をお受けしましたが、高校に通わないといけないということで、大変お父さんお母さん方は心配されるんですね。そこで、この、そこに通っているからいいよということでは問題の解決には私はならないというふうに思うわけです。そこで、その子供たちそれぞれの理由があるでしょう、でも簡単にはね、家庭だったり、学校だったり、学校の中でも先生だったり、いろいろあるわけですね、友達だったりね。そういったものの分析は、どういうふうにされてるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の理由というのは、非常に様々な理由がございます、私どもが把握している理由の中では、例えば、学校生活の中での影響、それから、遊び、非行の問題、あるいは情緒的な混乱の問題、それから意図的な拒否とか、あるいは無気力とか、そういう様々

な理由の中で、不登校の子供たちがいるというふうに把握しております。

○18番（小園義行君） 理由は、今教育長がおっしゃるようにそれぞれでしょう。そこで、私も長男が障がいを抱えていましたのでね、子供が学校に行くときに、非常にその辺を心配したわけですよ。でも、あまりそういうことはなくてよかったんですけど、仮に、そういう障がいを抱えている子供が学校に行けなくなるというと、非常に親は二重三重に苦しむんですね。そういった意味で、この27名、28名あるんですけど、仮に、例えば、特別支援教室に通っている、うちの子供が通っていましたのでね、そういった子供が学校に行けなくなるってなったときに、学校の対応というのは、具体的にどういう形で向き合おうというふうに、教育委員会、県とか含めて、指導というかあるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 不登校の問題というのは、最終的には子供たちが社会的な自立を果たすということが最終的な目標になります。

不登校になった子供たちが家の中にならずずっと閉じこもってしまって、なかなか外に出られない。なかなかそういう状況の中で、一気に学校に行くことができないような状況であれば、とりあえず適応指導教室のような所で、ちょっとした集団生活をしたり、学習習慣をつけたりして、少しずつでも復帰できるようにしていきたいと、そういうふうに思って適応指導教室があるわけです。

ただ、この不登校の問題で、今、障がいのある子供のことが出ましたけれども、障がいのある子供たちに対しては、やはり、本当に個に応じた対応をしていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っています。

教師は、子供たちは教師を選べないわけですので、そういう中で偶然いろんな子供たちと出会うわけですので、その特別支援を必要とする子供たちに対しての担任との出会いというのは、これは非常に大事なことでありますので、そこには、きちっとした信頼関係というのが築かれていかなければ、子供が不登校になってしまうことというのも大いにあるんだろうと思います。従って、教育を進めるにあたっては、それは支援を要する子供に限らず、とにかく子供と教師との信頼関係、あるいは教師と保護者との信頼関係、あるいは子供同士の信頼関係、そういうものをきちんと築いた上で、教育を進めていくということを基本にしてくださいというようなことは、いつも指導しているところでございます。

○18番（小園義行君） 今教育長がおっしゃるそういう立場はよく理解をします。また、そうでないといけないと思います。

そこでね、私の子供のことを例にとりますね、4年生になりますね、入級しているから3年生から4年生に上がるんですよ、4年1組ということになりますね。そして、1週間ぐらいして特別支援学級に入級ということですよ。その時に、うちの子供に教科書が、4年生の教科書が5月になっても来ないわけですよ、どうしたんだろうと言って、びっくりしますよね、普通ね。学校に行ったら「失念しておりました」ということで、言葉悪いけど、4年1組の先生と特別支援学級の担任ですね、先生ですね。もともとは4年1組の児童なわけで、その生徒の担任と特別支援学級の担任の連携というのがきちんとされてないと、非常にその子供の学校に対する向き合い方と

というのが変わってくるんですね。私も自分の子供かわいいわけですし、「先生、教科書、来てないよ」と言って、言葉は悪いけど、おたくの子は、そういう知的に遅れてるからいらんのじゃないかという、そういう考えだったかもしれないですよ。でも、これはね、本来は違うわけで、きちんと対応してもらわんといかんという、そういう思いがあるんですね。そこらについての連携というのは、きちんと例えば、そういう子供がでた時に、きちんと指導が入ってますかと、入っていくようにしてありますかということを支援学級というのが全体で11校と、中学校2校ということでしたのでね、そういうことが今後起きたら困るなど、思いがあって、今質問をしているんですけど、そこらの連携というのは、大丈夫ですか。

○教育長（和田幸一郎君） これは不登校だけに限らず、いじめの問題もそうだと思いますけど、とにかくこういう問題に対しては、全校体制というのは非常に大事になってくると思います。担任だけが抱え込むのではなくて、全ての先生たちが関わるという体制は、これはいじめの問題、不登校の問題、全て大事にしなきゃいけないことなんだろうと思います。

今、議員言われたような、そういう事例があったということ、私も今聞いて、ちょっとショックなんですけれども、絶対にそういうことがあってはならない。やっぱり一人の子供を大事にする、それが教育の原点だと思いますので、そういうことが起きないように、とにかく担任と学年主任、それから教頭、校長、養護教諭含めて、全校体制で、全てのことに取り組むというのが学校経営をしていく上での基本だと思いますので、そのことについては、今後とも指導してまいりたいと、そういうふう考えております。

○18番（小園義行君） 現状をそれぞれ聞きました。今回、ここにですね、学校の先生方で特別支援学級、学校教諭免許を持っておられるという人は非常に少ないですね、中学校でお二人ですよ、83人おられる中で、小学校22名です。170人おられる中で。そういうことも含めて考えていただきたいなど、そういうことが過去にありましたのでね、うちの子供も。

我が町は、確かな学力の向上ということを市長が掲げて、今検討委員会等々あるわけですが、私は、この学力の問題の学力向上という問題も今教育長から出ました、いじめ、そして、こういう不登校の問題も、学校におけるすべての教師集団、ここが同じ方向を向いて、そのことに向き合っていくという、これがない限り、いくら検討しても、この教師集団の中で僕は知らないよということがあつた以上は、絶対に確立していかないと。いかに、そういうものにしていくのかということが、とても大事であつて、これはもちろん教育制度変わりますけど、首長もその思いを持って教師集団が、本当にその子供にしっかり向き合うという、ここからすべての問題が解決し、また、うまくいくというふう思うんですが、そこらについての考え方をしっかり最後に聞いておきたいと思つた。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今教育長と議員とやり取りがありましたように、現場において、教育長が、そういった事があつたということについてショックだつたというようなお話がありました。

本当に教育長においても、この連携というものについては、つとに努められるよう指導がされ

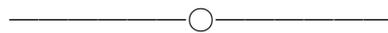
ているというふうに思うところであります。一致団結して、すべてのことに当たっていかなければ、物事が成就しないということは、私自身の、この市政運営においても多分そうではないかなというふうに思うところでございます。そのことは、特に対象が子供となれば、真摯に、そして一生懸命取り組むべき内容だというふうに思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 教師の資質、いろいろありますけれども、私は根本的には教師というのは、子供たち一人一人の深い教育的な愛情、そういうものを持った上で、やっぱり子供たちと接するということが大事だと思っています。そういう教師集団が同じ方向に向かって教育活動を進めていく、一人の不登校児童生徒が居心地がいいという学校は、多分ほかの子供たちも居心地のいい学校なんだろうと、そういうふうに思っております。たった一人の子供であるけれども、その一人の子供に真摯に誠実に向き合う、そういう教師を今後ともたくさん育てていけたらなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から24日までは、委員会審査等のため、休会とします。

25日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日は、これで散会します。

午後 3 時42分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：平成27年3月24日（火曜日）午後2時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生涯学習課長補佐 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午後1時58分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 議案提案の前に、一言お詫び申し上げます。今回の追加議案によりまして、議会運営に非常に皆さん方に御迷惑をお掛けしていることにつきまして、誠に申し訳ございません。

提案理由の説明を申し上げます。議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正による同法の条の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） 議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）が、平成24年4月6日に交付され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うとするものであります。

改正内容でございますが、付議案件説明資料の1ページをお開きください。新旧対照表でございます。第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改めるものでございます。これは、国民健康保険法「第72条の4」が「第72条の5」繰り下げられることに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改める必要が生じたためでございます。

施行日は、平成27年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） 会期も迫ったですね、明日は最終本会議というときに、こういう条例の追加議案の提案の仕方というのはどういうもんかなと考えます。しかも、先ほど全協の中で説明がありましたけれども、国や県とかいうところから条例の改正の通知もしくはそれがメールで来

た場合、受け取った所管課はどういう取り扱いをするんですか。課長が受け取って、補佐に回す、係長か担当に回すとか、何かやり方があるはずなんです。こういうことがあっちゃいけないと思うんですよね。しかも、2年前に通知があったものを、もう来る何日かして、4月1日から施行するんだと、それが大丈夫ですかという例えば確認の通知なりが来たと思うんです。それで慌てて調査してみたところ、実は2年前にも来てたんだと。であれば、その文書の取り扱いを、その課もしくは所管課、もしくは総務課でどういう取り扱いをしているのか、お伺いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの全協でもお話申し上げましたとおり、今回の件につきましては誠に申し訳なく思うところでございます。そして、法律の改正が行われ、本市の条例等についての改正が連動して行われるというケースについては多々あるところでございまして、今回の場合、その手続きがなされてなかったということで今回提案ということになっているところでございます。

今、御指摘のとおり、メール等でのそのような法律改正、そしてまたそれに伴う地方団体の条例改正についての案内が来るところでございしますが、それにつきましてはそれぞれの所管において、常にアンテナを高くしてその情報を入手すると。そして、また大体の場合は紙文書でまいりますので、そこについて、法改正の内容について熟読して読み込みをしていくと。そして、またそれが本市において条例改正が必要な案件については、本市の総務課と連携を取り合っていていく。そして、また近隣自治体の状況を把握していくということの取り組みが必要であるということでございます。今後、今回の件を轍としまして、このような形にならないよう、さらにただいま申しましたような流れというものについて精査を深める取り組みをしてみたいと思います。

○9番（丸山 一君） 条例の改正の通知もしくはメールが来たときは、総務課で受け取るんですか。それとも所管課で受け取るんですか。誰が受け取って、どういう取り扱いをするんですか。総務課には関係ないんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの通常の場合のそういう通知等につきましては、それぞれ所管課にまいるものでございます。所管課におきましては、それぞれ今市長が申しましたような形で全体的に文書処理規程というのがございますので、そういった規定に基づきまして、課内でそれぞれ課長をはじめ補佐、それぞれ回覧をしまして、それで取り扱うべき次の段階に向けての作業をしなければならないわけなんですけれども、そういった形でそれぞれの所管課にまいりますので、所管課においてそういう取り扱いをしていただいて、さらにその上で今回みたいに条例改正等の必要があるという場合にはうちに文書法制の係がございまして、そういったところの相談、あるいは近隣の自治体の状態を見ながら改正に向けての手続きを取っていくということでございます。

○9番（丸山 一君） 今、総務課長から答弁がありましたとおり、文書等が送ってきた場合は、それなりの作業手順というのが決まっているんだと言われましたけれども、先ほど全協の中で市長で、失念という言葉、便利な言葉をお使いになられたですけれども、皆さん緊張感を持って仕事をやっていると思うんですよ。それが、なぜこういうことが起きるのかというのが不思議でな

らない。しかも、これは4月1日から施行しなくちゃいけないという条例改正なのに、日にちもない今ごろになって、明日が会期末ですよ。そういうときにですね、提案すればいいというもんじゃないと思うんですよ。もうちょっと、だから仕事をやる以上は、緊張感を持ってやっていただきたい。二度とこういうことがあってはいけない。しかもここ1年ぐらいの間でですね、議会の途中で追加議案というのはしょっちゅう出てくる。最初にですね、議長に提案する前にですよ、ある程度議案というのは煮詰めておくべきである。会期中に追加議案が出されるというのはどういうことだ。出せばいいというもんじゃないと思うんですよ。我々議会も一生懸命、真剣に取り組んでいるわけです。そういう我々の真剣味というのも考えていただきたい。市長にお伺いします。

○市長（本田修一君） 今、議員の方からのお話もありました、私ども真剣にやっているということでございます。しかし、今回の場合のように、様々な案件の中でこぼれてしまったというようなことが出てきてしまったということにつきましては、誠に反省するところでございます。議会に提案する議案につきましては、私どもの方でも締め切りの期日を決めまして、そしてまた議案を作成して事前に議員の皆様方に配布して審議をいただくという手続きを取っておりますので、その締め切りの間に合わないようなことがないようにということについては、何回も何回も課長会等を重ねながら通達しているところでございます。ただ、万やむを得ず追加になるということがあるということについても、また今後その内容について更に、その追加になった原因等を究明いたしまして、追加議案がなるべくないような形での議会運営をお願いするということにしたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） 特に許可します。

○9番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたとおり、我々も真剣にやっているわけですから、議案提案をする執行部の方たちも、緊張感を持ってやっていただきたい。

それと、法令審査会もあるわけですから、その中でどういう対応をしたのかなというのが一つ疑問に思います。

それと、先ほど全協の中で市長は失念という言葉が使われましたけれども、もしもですよ、これを失念が長引いちゃって追加議案として出せなかった場合はどうなるんですか。4月1日から、この条例改正は施行しなくちゃいけない。それをですよ、今気付いたからまだいいようなものの、これもしも忘れていた場合はどうなる、どういう取り扱いになるわけですか。誰に責任があるんですかね。責任の所在というのは、それはどういうところになるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

影響がかなり多い形での改正が行われなかったとなれば、直ちに議会を招集してもらおうということになるかというふうに思います。

そして、またそのようなことが行われなかった場合には、あるいは専決処分と、そしてまた次の議会での提案ということになるかと思えます。

ということで、この上位法の法律が改正されたことに伴い、必然的に私どもの団体の条例が改

正されていないということについては、法律上の齟齬が生じているということでございますので、このことについては直ちにそれを改めなきゃならないと、手続きが必要だということでございます。今回は、議会の開会中であったということで、議会の運営上、誠に皆さん方に御迷惑をお掛けするところでございますが、こうして提案ができたということでございます。

○総務課長（萩本昌一郎君） こうして皆様方に条例の制定なり、改正なり、そういったものを議案として提出する場合には、私ども内部の規定の中で法令審査会というのを設けておりまして、副市長をトップにしなが、関係の職員で十分に議案、条例、そういった内容等を斟酌しながら、そして間違いのない形で皆さん方のほうに提案するという形を取っているところでございます。当然ながら提案する際にはですね、そういった手続きが完了した時点で皆様方に議案を提案して審議をしていただく、そういった手はずを取るべきものでございます。今回、本当に非常に申し訳なく思いますが、担当課からも説明がございましたように、急な形での露見といいますか、改正しなければならぬということでもございましたので、法令審査会を招集しまして、審議する暇、時間等がございましたので、持ち回り決裁という形で、皆さん方に、法令審査会の委員の方々に了解してもらいながら、こういう形で議会の皆さん方に提案という形になったところでございます。ただ、その際につきましても完全に審査会のほうの準備が、手続き等が十分に完了しないままの皆さん方への提案となったことにつきましては、本当に深くお詫びを申し上げたいと思います。今後このようなことがないように十分努めてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 委員会付託ということでしたので、1点だけお願いします。条例の改正というのは、今先ほどから答弁がありますように、上位法と我がまちの条例との関係で、齟齬がないようにするというところで提案ということになるわけですね。

そこで、今回のように条文の条項を一つ繰り下げるとかですね、そういった、言葉は悪いですけど、簡易な条例改正で済むんだねというような気持ちを持っておられたとは思いますが、そういったものも含めて、期日がちょっと少ないね、足りないねというようなこと等もあったときの条例改正の提案を議会にするという、その姿勢ですよ、取り組み方。少し、今、総務課長のほうからもありましたけれども、その心の中にそういったものが少しあると問題だなというふうに思うんですが、そういう、今私が冒頭言ったような、そういった条例改正についても、基本的にどういうふうに感じて提案を臨んでいるかという、そこを少しお願いします。

○副市長（外山文弘君） ただいまの件につきましては、私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

条例の改正にあたっての、その中身といいますか、条文の軽微なものについて取り扱いはどう取り扱うかということでございますが、一応条例関係につきましては、先ほど市長も答弁しましたとおり、議会前に必ず改正なりを出してもらおうということで諮っておりますが、追加議案等が出るような議案につきましては、条例改正につきましては、時間的な余裕がないということで持ち回りにすることがございますが、最終的にはすべて法令審査委員会を掛けるという手続きは取っております。

○18番（小園義行君） 副市長、そういうことはよくわかっているんですよ。ただね、追加議案だから軽く見たり、そういったことを思ってやるということはないでしょうねということですよ。私たち議会は、執行者じゃないんですよ。あくまでも出されたものに対して、チェックをする機関ですよ。私たち議員が執行者みたいなことになっちゃったら、どういうふうになりますか。とんでもないことになるんじゃないですか。そういうときに、この条文の繰り下げが一つあるような、そういった条例改正も、たくさんのことがある、それも我がまちの憲法ですので変えるという意味では全く同じ重さですよ。そこに対しての向き合い方として、当局の姿勢としてはどうなのかということを知っているんですよ。もう一回、お願いします。

○副市長（外山文弘君） 大変失礼しました。

法令改正にあたりましては、そのような中身で判断するというのではなくて、すべて同じように、結果的には市民に影響する内容でございますので、そういう意味では条例審査については同じように取り扱うということで、原則としてそういうふうを考えて取り組んでおります。

○18番（小園義行君） 今回の経緯も全協、そして今の答弁にもありましたけれども、この法令審査会がすべて済んで議案の提案という形になっているというふうに、私たちは性善説に立っていますのでね、そういうことがされていると思ってやっているわけですよ。そこで、きちんとそういうものがないと議長に対しても大変失礼なことになるわけですね。執行者じゃないんですから、私たちはですね。そのことをきちんとした上で、手続きが全て済んだ段階で議案というのは出されてくるものだというふうに理解をしているわけですよ。そういった手続きをきちんと、これまでも本当に踏んでいたのかねという疑念を抱かせるような今回の提案の仕方ですよ。過去にそういうことはなかったというふうに信じたいですけども、今回のこの提案見るとどうも心配でならんというような気持ちに少しなってしまう。実際ですね、今回のこの提案に至っても、2年前で本来やれたはずなんですよ、これね。そういったことについても、先ほど丸山議員の方からもありましたけれども、当局の姿勢としてどうなのかというのが問われているというふうに思います。そういった意味で、この法令審査会を、あり方も含めてですよ、きちんと手続きが済んだ段階で議会には提案してもらわんと困ると、そういうふうに感じてますけど、もう一回、こういった条例改正の提案にあたっての順序立てて明確にこういうふうにするというふうになっていると思うんですけど、そのことについてもう一回答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

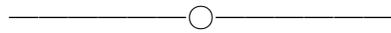
条例改正につきましては、主管課の方で検討しまして、総務課の文書補正の方と事前に審査を重ねて、そして条例として整うようなチェック体制がされまして、それを法令審査会に掛けて、そしてまたそれを議会に提案するというようにしているところでございます。今後につきましても、このことにつきましては、さらに厳守すると、遵守するということを厳しく指導して、皆さん方に御迷惑が掛からないような形にしていきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2 時20分 散会

平成27年第1回志布志市議会定例会会議録（第8号）

期 日：平成27年3月25日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第3 議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第18号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第19号 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第13 議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第14 議案第21号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第22号 市道路線の認定について
- 日程第16 議案第23号 市道路線の変更について
- 日程第17 議案第24号 曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第18 議案第25号 平成27年度志布志市一般会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 平成27年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第23 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算

- 日程第25 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第26 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第27 議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 平成26年陳情第9号 「JA自己改革」に関する陳情書
- 日程第30 平成26年陳情第10号 「JA自己改革」に関する陳情書
- 日程第31 陳情第5号 受動喫煙の防止に関する陳情書
- 日程第32 発議第1号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 日程第34 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
	生涯学習課長補佐 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、毛野了君と小野広嗣君を指名いたします。



日程第2 議案第35号 平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、審査に資するため、多機能型拠点施設整備事業の候補地の現地調査を実施し、3月16日、17日は委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の地方創生に係る補正予算の調整には、財務課も関わったのかとただしたところ、国の示したメニューを企画政策課が主導して集約し、その集約したものを企画政策課と財務課でヒアリングを行ったとの答弁でありました。

財政調整基金の繰入額が1,113万4,000円となった根拠は何かとただしたところ、各事業ごとに事業費の枠を決めてから、交付金については、ある程度一定の率で算入し、残りに一般財源を充てた。交付金は使い切ることが大前提となるが、事業を推進していく中で、事業によっては交付金を使い切らないことも想定されるため、一般財源を充当して、ある程度の幅を持たせてあるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、創業支援相談等事業の地域しごと支援は、相談窓口を作るのかとただしたところ、仕事支援のほかに、販路拡大、UIJターン、観光等に関する相談事業などを含めた総合的な窓口になるよう取り組むとの答弁でありました。

新たに企画政策課内の仕事量が増えるわけだが、職員体制はどうするのかとただしたところ、今回、ブランド推進室を地方創生推進室にして増員となるが、企画政策課全体で取り組み、新たな推進室を中心として関係課と連携をとる。また、2月に地方創生推進本部を立ち上げた。その

中で各部会を設け、事業推進の体制を整えていきたいとの答弁でありました。

UIJターン推進事業の農林漁業後継者婚活ツアーは、どのような内容か。また、農林漁業者からの要望があったのかとただしたところ、さんふらわあに委託することから、関西の女性を対象とし、募集人員を10名として実施する。農林漁業者から直接要望されたわけではないが、1次産業で一生懸命頑張っている若者の独身者が多いという声もあり、いろいろなところでやった方がいいのではという声は聞いていたとの答弁でありました。

学校跡地利活用基本設計について、今後の学校跡地利用を考える時には、旧八野小学校で、耐震工事など多額の維持費がかかっている現状をよく受け止めて進めていけないといけないと思うがどうかとただしたところ、旧八野小学校は本市で初めて閉校した学校で、校舎の補修など想定してなかったことが出てきた。今後は、最初から想定をしながら、取り組んでいくとの答弁でありました。

地方版総合戦略・人口ビジョン策定事業の事業内容と委託する内容についてただしたところ、将来の人口推計を計画的に策定していく。基本目標を国が示しており、項目が多岐にわたっているため、27年度中に全課長で構成している地方創生推進本部の各部会の中で創り上げ、これを様々な各団体で構成する協議会の中で評価してもらう。委託については、今回人口推計など特殊な作業やその中身の分析などについて委託するとの答弁でありました。

ただ計画を作るだけでなく、実効性のあるものにしないといけないがどうかとただしたところ、1年ごとに評価をし、目標に達していなければ、目標数値ややり方などを検証して、実効性のある計画になるように実施していきたいとの答弁でありました。

情報発信事業で、各団体が考えたものを放送して欲しい場合どのようにしたらいいのかとただしたところ、今回の事業は、志布志のプロモーション映像を作成してPRに努めるもので、シンガーガーデンの中で、市が毎月1、2本携わって発信するものを作っていくことを考えている。各団体が考えたものを発信できるかは、方向性として市と一緒に取り組むべき内容であれば情報発信事業の中で取り組みをしていきたいと考えているが、全く独自の発信をしたいということであれば、委託先と話し合いをしながら進めていきたいとの答弁でありました。

情報発信事業では、市外に発信する施策を考えると同時に、市内の方にも事業内容を理解してもらい、利用するための意識を高めていくような施策もあわせて考えなければいけないのではないか。とただしたところ、市長が情報発信日本一を掲げているので、市がどういった情報をどういった手段で発信しているか知っていただくとともに、市内の方々が通信機器を使いこなせるように教育委員会や情報管理課などと、一番効果的な方法を協議していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、プレミアム商品券発行事業について、低所得者層などにも配慮した商品券や市制10周年にあわせた商品券についての議論は無かったのかとただしたところ、企画政

策課、福祉課、港湾商工課で多子世帯などの商品券の発行について議論したが、今回は港湾商工課で20%割り増しのプレミアム商品券を発行することになった。また、今回の商品券を発行してみて、ニーズが高い場合は、県の事業も活用し、10周年記念事業にあわせた商品券も検討したい。との答弁でありました。プレミアム商品券は、これまでも発行しているが、課題、反省点を検証した上で今回の事業を行っているのかとただしたところ、商工会と検証はしていたが、成果などのデータは得られていないので、今回は、国の事業を活用して効果額などを算出できるアンケート調査を実施して、今後につなげたいとの答弁でありました。

商品券の使えるお店は、国からの指導で商工会の加入を条件としているのかとただしたところ、国からの指導ではないが、今回も商工会に委託するので、商工会が実施する以上は、商工会会員が条件という形をとっているとの答弁でありました。

商品券によって、できるだけ多くの事業者、消費者が恩恵を受ける施策にしないといけないがどうかとただしたところ、今回は、更に、公正を保つために商品券をバーコードで管理することで、恩恵を受けてない業種などのデータも出てくるので、そのデータを基にして、今後の商品券発行に反映させていきたい。また、PRが足りなかったので、高齢者も理解できるような広報をして、多くの方が活用できるような体制作っていきたい。との答弁でありました。

一部の人が恩恵を受けているということを知るので、全体的に、商工業が潤い、消費者も喜ぶような施策をして欲しいとただしたところ、これまでの反省点を踏まえて、今回アンケート調査などデータ取得に努め、検証する中で、実施主体の在り方などについても検討を加えながら、次回商品券発行に反映されるようにしたいとの答弁でありました。

シンフェスティバル開催事業の開催期間と事業内容についてただしたところ、開催期間は1日である。市街地の両サイドでライブを行いながら、その間の通りをグルメストリートにするようにしている。ライブの合間に昼食時間を設け、来場者が市街地を行き来し、グルメを食するというような雰囲気イベントを計画している。詳細はこれから決めていくとの答弁でありました。多機能型拠点施設整備事業の中で、建物借り上げ料21万円は、1年分かただしたところ、4月に市が借り上げてリフォームを行うが、完成して、入居してからの7か月分を予定しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月16日、17日に委員全員出席のもと、執行部から担当課長ほか担当職員の出席

を求め審査を行いました。それでは審査日程順に従いご報告いたします。

はじめに、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、10月から始まる土曜授業の実施と土曜学習教室の関連性についてただしたところ、本市では土曜授業は10月の第2土曜日から開始されるが、この土曜学習教室は5月の第4土曜日から始めて、来年2月まで、合計25回計画し、子どもたちの健全育成、基本的な生活習慣の改善、学力向上に繋げていくための事業であるとの答弁でありました。

全員希望した場合はこの予算で対応できるのかとただしたところ、当初、何人集まるかということについては、課内でも議論をした。今回、中学生のみ希望者を60人程度募る予定であるとの答弁でありました。

学習を支援するということだが、こういった生徒を対象に考えているのかとただしたところ、市内すべての生徒が対象である。本市では土曜日にテレビやゲーム等をして過ごす生徒が非常に多い実態もある。そういった生徒たちのために土曜学習教室を開くという趣旨等もあるとの答弁でありました。

国がいう地方創生がこういった形でこの事業内容に反映されているのかとただしたところ、人を呼び込むということで、土曜日に学習教室を開くことで伊佐市が注目されたが、本市でも学習教室を開き、志布志に住んでみたい、志布志で子どもたちに学習の機会を与えてみたいということで人を呼び込む機会にも繋がるとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、社会教育費にあるクリエイティブ活動事業について、映像やIT技術の講習実習ということだが、具体的にどういった講習実習を行っていくのかとただしたところ、市民の方々を対象に映像やIT技術の講習実習を行うが、具体的には年間を通して5回程度の研修会を予定している。具体的な講習会の内容は、タブレット等端末等を準備し、録画したものを編集して発信するというのを研修していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回、年度末に国が補正という形で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで提案があった。文教厚生委員会分については学校教育課分の土曜学習教室事業、生涯学習課分で土曜体験広場とクリエイティブクラブ活動事業で約1,000万円近くの予算であった。本会議の中での、当局の答弁として交付金としての提案であった。交付税措置をするという担保がないと、単年度で終わってしまう。国が短い期間で2月3日に国の予算が成立し、国の提案の仕方、国に対してもきちんと交付税措置するものがあればいいが、交付金であるということであった。一方で、国の成長戦略の中で一緒に見ないといけないが、今回、審議の中で27年度の一般会計で、地方では生活保護引き下げの問題や介護保険、国保についてもすべて国からくる

お金は引き下げていきながら、一方でお金があるような提案の仕方というものは理解できない。本来、メニュー事業でお金があるのであれば、介護保険や国保に対しての国庫負担をきちんと保証するのが国のやり方だと思う。一方で、お金が無いからといって削りながら、一方では年度末に予算をつけるやり方は以前の事業で学んだはずである。そのことをしないで、手を上げてどんどんやるやり方は間違っていると思う。本来は当初予算に計上すべきで、国のやり方に対して反対する。また一方で、事業のやり方についても真剣に議論されたのかについても理解がなかなかだったため、今回の所管分については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、起立多数を持って、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、特用林産物の生産戸数及び生産面積をただしたところ、現在81戸の組合員で、生産面積は48.41haであるとの答弁でありました。枝物苗木生産体制支援は、生産者に対する支援策だと理解するが、市内に生産者はいるのか。また、新植用の苗木について、市内産で賄えるのかとただしたところ、市内生産者は1戸である。新植用の苗木については、加世田、鹿屋から調達する。平成28年度分からは、市内の苗木で対応できる。との答弁でありました。

ブランド確立のための支援だが、需要の見込みはとただしたところ、現在の出荷先は、ほとんどが岡山市場である。東京の大田市場からも出荷を望まれており、関東で需要が多い、ヒサカキの増産を計画しているとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料により補足説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、200万円の補正額だが、具体的な方策等をただしたところ、具体的な支援先については、まだ確定していない。今回のお茶トップセールスによるケースを想定すると、他の農産物についても販路開拓やトップセールスの必要があるとのことで、今回予算計上となったとの答弁でありました。

大変いいことだと思うが、もう少し部会等で検討し、中身のあるトップセールスにしてもらいたい。今の時期に補正を組んで執行する以上、予備費的な感覚ではないのではないかとただした

ところ、現時点ではお茶、肉で話が進んでいる。こういった品目を念頭に予算計上した。水産物、林産物で具体的な品目を想定していないが、緊急時の対応策は必要であると考えているとの答弁でありました。

今回の予算について、急なことだと思うが、今後庁内で進歩的な議論を重ねることを要望したところ、本日、意見などを参考にしながら、様々な分野で販路開拓の視点から議論を進める。また、部会や県とも協議を重ねていくとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成26年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案どおり可決すべきと決定いたしました。

以上で報告をおわります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願いします。

総務常任委員会のプレミアム商品券発行事業、この中で、先ほど委員長の報告にも少しありましたけれども、取扱店を市内に住所のある事業所で、志布志市商工会、商工会員でないとかだめだという報告がありました。国が示した今回の交付金の目的、そういったものからいきますと、地域消費喚起生活支援型ということで、国のメニュー例に沿ってプレミアム付き商品券、これ1番目に書いてありますが、その事業を遂行していくにあたって、志布志市内の事業所で商工会に入っていない方がどれぐらいの事業所あるのかと。商工会があつて、一つとか二つとか、そういう商工会に入っていない、そういったものの確認がされたのかどうかということとあわせて、国が示しているこの地域消費喚起生活支援型というこの目的に対してですね、商工会に入っていないからそこはだめだよという、そういったことがこの国の示している目的に外れているのではないかという気がするんですが、そういった議論は深められたのかどうか。その2点だけ、お願いします。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 商工会に加入していないお店がどれぐらいあるのかという、数的な確認の質疑はございませんでした。

趣旨の目的に沿っての議論という質疑でありましたが、それはただいま報告した中に入っているかと思っております。報告以外の質疑はございませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 議案第35号について、反対の立場で討論したいと思います。

まず、今回の国が示したこの交付金は、交付金ということで今後に対する財源のきちんとした担保、そういったものが不透明であります。

二つ目に、年度末、しかも年越して統一地方選挙を控えた時期に全額繰り越す、こうした国のやり方というのは非常に問題があるというふうに私は思います。

三つ目に、今回の事業が国の予算が成立、2月3日であります。そして、その後、県の交付金限度額通知が12日、市町村向け説明会が17日、そして20日、25日交付金の実施計画書の協議がされて、3月2日に交付金の計画書を提出と、こういう流れで今回の補正の提案であります。こうした短い中で、先ほどそれぞれの委員長の報告にもありましたけれども、今後これは決めていくんだ、そういったこと等も含めて十分な議論をする間もなく、国が示したそのメニューに従っての提案だと。しかも中身は国が100%補助してくれるというものでもありません。やはり一般財源の負担をしなきゃいけないという状況等も報告の中で出ているところでもあります。私は、こうしたやり方ではなくて、実際に地方と中央の格差、そういったものがあることでこういう事業がされていますが、地方に住んでいる私たちから見ると、高齢者や障がいを持った方々をはじめとして、住民、その人の生活が安心して暮らせる、そういったものにしていく、それが国の責務であります。ところが、国は消費税の引き上げをやります、生活保護基準の引き下げ、そして介護報酬のまた引き下げ、年金もマクロスライド導入、まさに地方や国民に負担をどんどん増やしていく、そういった状況をしながら、一方ではこういうふうに交付金をやるから手を挙げたところにどんどんやるよと、これでは地方の住民、また自治体も含めて大変なことになるというふうに思います。私たちは、10年前に合併をして、そのときに学んだというふうに私は思っております。合併に乗り遅れたら大変だよ、合併特例債を使ってどんどんいろんなことをやれるんだ、そういうことをやって10年が過ぎました。どうでしょう。もう地方は国のそうした、そのとき、そのときの都合によって振り回されるのではなくて、真にここでずっと生活をしていかなきゃいけない、そういった人たちのためにしっかりと政策を国は出すべきであります。また、地方自治体もそういった立場でやっていかないといけないというふうに私は思います。そういった立場からしたときに、自分たちで地方をこういう状況にしておきながら、地方創生という名の下で、お金をやるから手を挙げなさい、こういうやり方に対しては非常に憤りを感じているところでもあります。それぞれの事業は、今後具体化されていくでしょうけれども、もう少し国に振り回させることなく、きちんとした対応をしていく、そういうことが私は大事だというふうに思って、今回の議案第35号についての反対討論としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第8号 志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第8号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正は、市民の負担が増えたと受け取られることも考えられるが、改正の趣旨は何かとただしたところ、職員が前例踏襲だけで処理をすることがないよう、法令を理解したうえで、行政指導を行うようにすることと、市民の電話などの相談に対して、行政側の不作為による違法行為の見逃しを防ぐために今回の改正が行われたとの答弁でありました。

市民が、法令違反を是正するために行政指導などの申し出をする場合は、必ず書類による手続きをしないといけないのかとただしたところ、今までと同じように口頭で相談し、是正される分については必要ないが、是正されない場合に、申出人の権利、利益を保護するために申出書を提出する必要があるとの答弁でありました。

申し出をする時に、関係法令などがわかるような雛形は準備されているのかとただしたところ、あらゆることが想定されるので雛形はできないが、まずは相談に乗って対応することになるとの答弁でありました。

行政に相談をしてもその後の経過がわからない時があるが、申出書を提出すれば経過を報告するのかとただしたところ、申出書が提出されれば、整理をして申出人には経過を報告していきたいとの答弁でありました。

申し出に対しては各課で対応するのかとただしたところ、前例がないため、状況を見て各課で統一的な対応が取れない場合は、総合的な窓口を持つことを検討することになると思うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号、志布志市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、総務課長及び教育総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新制度に則って新教育長とする考えはなかったのかとただしたところ、市長と教育長が協議され、とりあえず経過措置を適用されると聞いているとの答弁でありました。

教育委員会制度について、教育委員会の中で、協議はしたのかとただしたところ、定例教育委員会の中で、議題として上げ、制度内容を事務局で説明し、議論をしているので、教育委員も十分理解されていると思うとの答弁でありました。

総合教育会議では、しっかりとした定めが無くあいまい性があり、首長が偏った思想を持って主張してきた場合は、どう歯止めをかけるのか。とただしたところ、市長には、総合教育会議の在り方など説明している。教育委員会としては、市長に制度の趣旨を今後も引き続き説明していくとの答弁でありました。

教科書採択や教職員の人事など教育委員会の権限については、総合教育会議では、市長の意見が反映されないように約束しておくべきと思うがどうかとただしたところ、総合教育会議においては、政治的中立性の要請が高い部分については、市長の専権事項には該当しないことになっている。あくまでも合意された部分が調整項目であり、その部分について、教育委員会は履行する

ことになっている。今まで、教育委員会と市長が志布志市の将来の教育行政について議論する場が少なかったため、そのことについて、議論することはいいことだと思うとの答弁でありました。

総合教育会議で議論したことは、必ず公開されるべきではないかとただしたところ、総合教育会議については、原則公開とし議事録をとってすべて公表することになっており、議会をはじめ、一般市民に分かるようになってきているとの答弁でありました。

新制度で教育長と教育委員長が一本化することによる危惧はないのかとただしたところ、新制度では、市長が教育委員ではなく教育長として議会に同意を求めるので、市長の任命責任も出てきて、議会によるチェック機能も出てくると思うとの答弁でありました。

概略以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長と教育長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑では、はじめに今回の制度改革に対する認識について、市長と教育長に発言を求めました。

市長は、今回の改革は、教育行政において、責任体制を明確にするということにより、いじめの問題の迅速な対応や、地域住民の民意反映のために、総合教育会議の設置と大綱策定を首長の権限とした。首長としては、中立性を確保することになっており、そのことに十分配慮しながら役割を果たしていきたい。

教科書採択や教職員の人事など、教育委員会の権限に係る事項については、総合教育会議で議論した方がいいのではないかという発言があったが、このことについても、協議はできるとなっている。しかし、調整が整わない場合は、教育委員会の決める方向に進んでいくとなっているので、そのことは十分理解して総合教育会議では発言したいとの発言でありました。

また、教育長は、教育委員会の存在意義が問われているのが今回の制度改革だと思う。教育委員の資質が高まった上で、総合教育会議に出席しないと意味がない。新制度では、市長の考えと教育委員会の考え方を公の場で議論することになるので、これまで以上に風通しの良い教育行政ができていくのではないかと発言でありました。

これらの発言の後に行いました質疑について報告をいたします。

教育長の任期があと3年残っており、最初から新制度に移行することもできた。また、1年後に新制度に移行するという考え方もあるわけだが、移行の時期について、市長と教育長で話をしたのかとただしたところ、市長の答弁として、教育長と話をした結果、十分協議をし、その内容について、見極めをしながら、新制度に移行しようということになった。

教育長答弁として、経過措置があるということで、他市町の状況など総合的に考慮しながら、総合教育会議等で協議していきたい。とのことでありました。

経過措置があるから、3年後と決め込んでいるわけではないということかとただしたところ、市長答弁として、内容を十分煮詰めて決定したいとのことでありました。

総合教育会議のあいまいさについての教育長の考え方についてただしたところ、教育長答弁として、教育には、中立性、継続性、安定性が求められているので、議論する中では、教育委員会

の権限事項については守っていききたいとのことでありました。

教育長が特別職で常勤になることは、どんな意味があるのかとただしたところ、教育長答弁として、一本化により、責任の所在が明確になることと、常勤になることで、いろいろな問題に迅速に対応できることになるとのことでありました。

今回の改革は、ある意味、市長にとっては、ありがたい改革ではないか。市長と教育委員会がしっかりタッグを組んで地域の教育を守っていかなければならない。今回の改革をプラス面でどう生かしていくかとただしたところ、市長答弁として、地域の代表として、地域の子どもたちは、こういうふうに育てて欲しいという思いをぶつきたい気持ちがあり、それを言う場ができ、それが、オープンにされてよかったと思っている。今後は、教育委員会と一体化した形で、子どもの健全育成を図っていききたいとのことでありました。

教育長の答弁として、市長と教育と二人三脚で合意形成を図って、教育行政の充実を図っていくとのことでありました。

市長が、教育長を指名して、議会に提案するというところで、議会の責任も重くなる。市長、教育長、議会それぞれの責任の重さについての考えはとただしたところ、市長答弁として、いろいろな事件での最終的な責任は首長にある。また、任命された教育長に同意するかどうかを議決する議会にもそれぞれ責任が生じることになるとのことでありました。

教育長答弁として、市長が任命し、議会から同意を得ることになるが、その場合、教育長の所信を述べる機会もあるのではないかと思うので、きちっとした人が選ばれていくことになると思うとのことでありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第10号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第5 議案第11号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、3年間の特例措置を設けた理由はなにか。人事院勧告があったからしなければいけないという捉え方でいいのか、とただしたところ、引き下げによる影響額を少しでも緩和させるためである。本市においては、人事院勧告に従い、今回改正を行うところであるとの答弁でありました。

県内の市で人事院勧告どおり引き下げを行ったところがあるのかとただしたところ、特別職で、人事院勧告に基づき引き下げをすることは、現在のところ志布志市だけであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第6 議案第12号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、管理職の特別勤務手当について、どのように改正されるのか。また具体的にどのような事例があるのかとただしたところ、原則、管理職は時間外勤務手当が付かないが、緊急やむを得ない対応で、午前0時から午前5時まで勤務した場合は、今までは、週休日等に限って、支給されていたが、今回の改正で平日も対象とした。考えられる事例としては、市内で災害が予想される際に、災害対策本部などを設置した場合、市役所に待機をする勤務などがあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 3年間の減給補償というのはありますけれども、事実これが実施された場合の影響額というのはどれぐらいなるのかという、そういった議論はなかったものですか。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 今の質疑については、当条例の改正については、質疑はありませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから、討論をおこないます。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 議案第12号について、反対の立場で討論したいと思います。

人事院勧告に基づいて引き下げをやるということです。3年間の減給補償はやりますよということですが、現実にはこれが実施3年後になったときに、消費税の引き上げ等を国の方針としてやるんだという方向が示されています。そういった影響等がもろに掛かってくるときに、こういう賃金の引き下げということでもあります。特に50代の真ん中の方々は、最大4%から5%と、そういうことも少し書いてありますが、非常に大変な状況になるのではないかというふうな思いがあります。今、国はこぞって春闘で総理大臣自ら政労の会議の中で賃上げをしてください、お願いしますという、そのことを絶えずやりながら、一方でそういった国家公務員、地方公務員をはじめとして一般職の方々に対してはこういったことでもあります。国のそうしたやり方に対して、大変働いておられる方々のことを考えると、果たしてそのことでいいのかということも少し感じてしまうところでもあります。

そういった立場からしたときに、この一般職の2%引き下げ、最大50代の人たちはそういうことになっていくことについては、当然認められないという立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

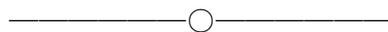
○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第13号 志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第13号、志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第13号、志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、総務課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部からの議案書及び説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、教育長が常勤の特別職となったことでどう変わるのか。また、予算措置の権限を学校側に持たせる議論はあったのか。とただしたところ、教育長が教育委員長の権限まで有することになるため、教育委員会から事前に委任を受けていれば、非常時に即対応できるようになった。また、学校の予算は、平成25年度から、事務局で学校長ヒアリングを経て総額を示し、その中で、学校で緊急性や必要性の高い事業等に活用するようにしているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

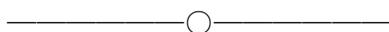
これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第15号 志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、新たな児童福祉法第24条で、保育を必要とする場合においては保育をしなければ

ならないとなっている。必要性の認定は市で行うと理解していいのか。また、0歳から就学前の子どもたちは何人ぐらいいるのかとただしたところ、今回、子ども子育て新制度において「欠ける」から「必要とする」に変わったところである。保育園については市が決定し、幼稚園は、園に申請して決定するが、認定は市で行う。0歳から就学前の児童数は、現在策定をしている子ども・子育て支援計画上で、就学前の子どもの数を計画の見込みとして、1,452名で設定しているとの答弁でありました。

次に、市の保育園、幼稚園で何人保育できるのかとただしたところ、保育所の定員は1,095人で、申し込みの状況は広域を含め1,247人であるとの答弁でありました。

幼稚園が認定こども園になった場合、どこが窓口になるのかとただしたところ、認定子ども園の入所については、幼稚園を利用する場合は従来どおり幼稚園との直接契約になる。保育園を利用する場合は、保育の必要性を市が認定するため、市に入所申し込みを行うとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

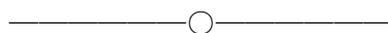
これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市介護

保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、訪問介護・通所介護の報酬引き下げの影響についてただしたところ、介護報酬の引き下げにより事業所の経営が圧迫されることになる。事業所が継続して事業展開できるかについては、今後、協議していくとの答弁でありました。

法定外繰入をして、介護保険料の引き上げをしないという議論はされなかったのかとただしたところ、議論はしていない、法定外繰入については考えていなかったとの答弁でありました。

概略以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

委員会の審議の中で介護保険条例改正ということで今回、第6期介護保険計画を作るにあたって、引き上げ分の影響が約3年間で約8,300万円、平成27年度は約3,200万円、平成28年度、29年度は約2,400万円という状況で、他の国保会計、下水道会計を審議していく中で法定外繰入が国保会計で約1億2,000万円、下水道会計で約1億6,000万円を法定外繰入している状況で、介護保険についても約3,200万円はもう少し考えられなかったのかとただしたところ、当局として協議はなかったと、市長とも協議はしていないということだった。ほかの会計との関係と介護保険への法定外繰入はできなかったものかとただしたところ、市長答弁として、法定外繰入については、それぞれの会計において独立採算制になっているため、しないほうがよいというのが、その会計の中では建前である。国保の財政についても現在8,000万円繰入をしているが、これについてもなんとか財政運営を健全化させていき、できればゼロにしていきたい。できれば保険料をマイナスにもっていきたいと思っている。今まで保健課に一生懸命、督励して健康増進運動に取り組んできたところである。結果的には制度上の問題があり、健康増進運動については成果が出ているが介護保険料特別会計においては苦境に立たされているということ、やむなく今回お願いするということになったところである。下水道会計においては公債的なこともあり、もう少し加入率を上げ改善をしていかなければならない。介護保険についても原則この会計で運営すべきだということであり、一般会計の法定外繰入については考えていなかったところである。今回の場合改めて保険料の率の改定ということをお願いするところであるが、前回26%程の改定であったのが、今回は総体として7%ということであるので、この上げ幅であれば本市の介護事業の取り組みから見たとき理解してもらえないのではないかと思ったところである。前回の鹿児島県の中では介護保険料については6番目くらいだった。健康増進に積極的に取り組んで、なるべく介護にならない健康な市民作りに努めてきたが、結果としては今回提案するように上げざるを得なくなった状況になった。施設が増えてきて、対象者が利用される度合いが増えてきたため、結果的に今回の改正によって鹿児島県の本土で介護保険料の額が一番高いまちになってしまったところである。反

省するところだが、先ほど申しましたように前回の上げ幅からすれば、今回の上げ率がかなり少なかったということ、制度について十分市民に対応し、理解してもらえる内容になっているため今回の改正をお願いするところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回の条例改正にあたって、国もそのことについては介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置ということで、1年、3年先送りを認めていた。今回の引き上げは、基準で5段階だが、年金収入等を含めて100万円未満の人の負担が約1割を介護保険に納めないといけないという提案である。そういう状況がある一方、介護保険に加入している1号被保険者の滞納額が現年度を含め約1,800万円ある。こうした状況の中、給付の伸びが4.3%で引き上げをしないと難しいということであったが、実際は国民健康保険特別会計、下水道管理特別会計等々含めて一般会計から相当の法定外繰入をして、住民の負担を和らげている中で、介護保険については議論にもなっていないということがあった。策定委員会の中で、もう少し考えるべきではないかとの意見もあったようだが、市としてはそういうことは一切考えていないという状況の中で、国が法律を改正したから引き上げをするのはやむなしという立場であった。介護保険に加入している人の実態は大変な状況にある。そのことを考えると、引き上げを含んだ条例改正については認める訳にはいかないという思いがあるため反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 議案第16号について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思います。

まず1点目は、今回の国の介護保険法の改正による影響であります。一つは、要支援1、2を保険から外すということで、条例改正の提案として介護予防日常生活支援総合事業に移行していくということで、そのことを1年または3年先送り、先ほど委員長の報告でもあったように、先送りをしなければ、その改正に対応できないという実状があるというのは、当局もお認めになったところであります。

二つ目に、入所基準、特別養護老人ホーム等の入所基準を要介護3以上に引き上げたことあります。特例で、要介護1、2も認めるということで審議の中ではありましたが、待機者が152名全体でおられると。そういう中で、要介護1、2の方も25名もあるということが委員会の審議の中で明らかになりました。まさに実態を無視したことであるというふうに私は考えます。また、今回、介護報酬が2.27%引き下げられるということで、委員会の審議の中でも、委員長の報告にもありましたように、支えてもらっている施設の側、法人の運営が大変困難な事業所も出てくる。

今後、相談をしていきたいというようなことであります。こういったことでは、介護難民をまさに生んでしまう、そういう心配もあるわけであります。

また、介護福祉士等の賃金の引き上げを国は言っていますが、実際に運営をされる法人の中で介護報酬が引き下げになる、そのことが介護福祉士の賃金の改善、そしてマンパワーの確保と、そういったことにも影響を及ぼすのではないかとこの心配もあるところであります。

大きな二つ目で、今回、介護保険料の引き上げの提案があったわけですが、実際に介護保険を納めておられる方々の実態といいますと、直近で現年度分も含めまして約1,800万円からの滞納であります。滞納されるということは、普通徴収の方々がほとんどでありまして、この引き上げによって、さらにそのことが困難になっていく状況が生まれるという心配があります。基準のところの5段階のところ、収入80万円で年間7万3,951円、まさに収入の1割を介護保険料として納めなければならないという実態がここに生まれています。こういったことが続けば、さらに滞納者が増えてくる、これは明らかでありまして、他の会計、国保や下水道会計と同じように、法定外の繰り入れをして、何とかこの引き上げを止められなかったのか。26年から27年に掛けての影響は、先ほど委員長の報告にもありましたように、3,800万円という3,000万円を越す金額ですが、そうしたものを含めまして、住民の負担を和らげていく、その姿勢が私は感じられない今回のこの条例改正そのものについては、反対という立場で討論としたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで、討論を終わります。

これから採決します。採決は、起立によって行います。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで、5分間程度休憩いたします。

○

午前11時20分 休憩

午前11時26分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

日程第10 議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第17号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第17号、志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。付議案件説明資料により補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本条例内に宮脇住宅と宮脇団地の二種類の表記があるが、使い分けの基準はあるのか。また、所在地番が同じであれば統一したらどうかとただしたところ、合併前は、名称に統一性はなかった。合併後に新築された市営住宅については団地という名称に統一して使用している。また、旧町時代からの入居者については、住民登録を住宅という名称で届け出ており、安易に変更できない事情もあるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号 志布志市営住宅管理条例の一部を改正する条例の 制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第18号 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第18号、 志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第18号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、執行部から教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、幼稚園保育料については、保護者の所得に応じて決定されるのかとただしたところ、今回、所得に応じて保育料を決定することになる。階層区分が3つに分かれているが、公立幼稚園においては、一番高くても月額4,000円になるとの答弁でありました。

保護者負担が少なくなる分については一般財源で対応するのかとただしたところ、公立幼稚園の場合は一般財源で対応するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第19号 志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、執行部から学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、専門委員会と調査委員会の委員が重複することはないのかとただしたところ、専門委員会と調査委員会については、弁護士会、医師会、臨床心理士会等へ委員会の役割等を説明し、各団体から委員の推薦をもらい重複しないようお願いしているとの答弁でありました。

次に、調査委員会が結論を出した後でないか、議会への報告はないのかとただしたところ、国が定めた、いじめ防止対策推進法第30条3項に「地方公共団体の長は調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない」と定められている。途中経過については、法による規定はないが確認された情報を必要に応じて報告したいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

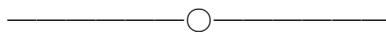
これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第20号、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第20号、志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。付議案件説明資料ほか、当日配布の資料による補足説明を受け、質疑にはありませんでした。

主な質疑といたしまして、第6条の、減免規定で「その他特別な理由」とあるが、こういった事態を想定しているのかとただしたところ、事業申込書を提出し、同意書を交わした方が、事業完了後に死亡された場合のみを想定している。との答弁でありました。

受益者は、分担金以外に、宅内配管等の工事費負担が発生するのかとただしたところ、水圧試験を実施し、配管が水圧に耐えられない場合、宅内配管をやり直す必要があり、一般的な工事で約15万円程度の工事費が発生するとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号 志布志市水道未普及地域解消事業分担金徴収条例の制定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

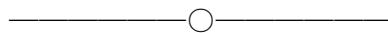
これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第21号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第21号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第21号、市道路線の廃止について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月16日、審査に資するために、市道路線の廃止予定地の現地調査を実施し、17日、委員全員出席のもと、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料ほか、当日配布の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の、廃止によって地方交付税がどれくらい減少するのかとただしたところ、今回、廃止する部分の延長と、新たに認定する重複区間は、地方交付税の算定に入っていないので、交付額に変更は無いとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号 市道路線の廃止については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第22号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第22号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第22号、市道路線の認定について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月16日、審査に資するために市道路線の認定予定地の現地調査を実施し、17日、委員全員出席のもと、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。付議案件説明資料ほか、当日配布の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県道改良後、残地となった旧県道は市内に散見されるが、草木が伸び放題で、ゴミ等が散乱するという状況が見受けられる。道路管理者として、しっかりとした管理が必要ではないかとただしたところ、県道敷きの廃道箇所を引き継ぐが、改良後も利用者があり、廃止できない箇所である。市道として十分な管理をしていくとの答弁でありました。

押切通山線の現地を見て、今まで農道であったことに驚いた。周囲の状況等を判断し、要件を満たす路線については、速やかに市道認定すべきではないかとただしたところ、耕地林務水産課とは、毎年協議を行っている。早期整備が可能な事業を模索し、連携を取りながら取り組んでき

た。今後は周囲の状況や道路としての機能・用途などを勘案しながら、適切な管理を行うとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号 市道路線の認定については全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 今、委員長の報告にありました路線番号968に関してですが、この区間におきましては、今まで二つの自治会が管理をおりました防犯外灯が8個ほどあるかと思えます。それと、9月に行われます集落道整備事業によりまして清掃作業も行われておるわけですが、この際、これが市道として認定されることによりまして、その管理運営についての協議はなされたのかどうか、お伺いをします。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） そういう質問は出ませんでした。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第23号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第23号、市道路線の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第23号、市道路線の変更について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月16日、審査に資するために、市道路線の変更予定地の現地調査を実施し、17日、委員全員出席のもと、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。付議案件説明資料ほか、当日配布の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、香月線に隣接する、工業団地の整備は3月末に完了し、4月以降、

公売に付される。道路整備の完了時期をただしたところ、社会資本整備総合交付金事業を活用し、27年度から工事に着手する。年度末には、道路の線形ができあがるとの答弁でありました。

港湾道路が完成し工業団地への大型車輛が増加すると、国道も含め市道も交通量が多くなり、稚児松周辺の交差点は危険性が増す。安全対策のため早い時期に、警察との協議が必要だと思うが。ただしたところ、早急に警察や公安委員会と協議を行い、安全性の確保に努めるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、市道路線の変更については全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

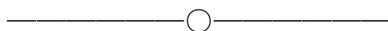
これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第24号 曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から協議会廃止に至る説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、視聴覚教育の教材について、どのような教材があるのかとただしたところ、16ミリフィルム、ビデオテープ、DVD等がある。利用頻度が高いものに消防防災関係、人権、携帯・スマホなどの情報モラルに関するものがあるとの答弁でありました。

個人的にも貸出できるのかとただしたところ、基本的には各学校から申し出て、教育委員会を通して貸し出しをおこなっているとの答弁でありました。

解散した後3年間は曾於市で貸し出しをされる。残金の約20万円は負担額に応じて返金することのだが、曾於市に任せてもいいのではないかとただしたところ、教材の処分費用等に使う案も出されたが、協議の結果、原則どおり負担割合に応じて処理すべきであると決定したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第24号、曾於地区視聴覚教育協議会の廃止については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午前11時56分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第18 議案第25号 平成27年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、審査に資するため、松山町泰野の定住促進住宅用地の現地調査を実施し、3月16日から18日まで委員全員出席のもと、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共施設等総合管理計画は、どのように作成し、いつ完成するのか。また、国の財政措置があるうちに、早めに開始するべきではないかとただしたところ、現在ある固定資産台帳を基本に資産額などの項目を入れて、市が所有するすべての資産について策定をしていく。計画作成は、26年度から一部作業は進めているが28年度までかかる。国の財政措置については、施設の統廃合をする際に、計画に入れていなければ起債ができないため、協議をしながら策定していくとの答弁でありました。

旧八野小学校のプール塗装工事をするということだが、今後の学校跡地利用の進め方にも影響があるので、維持管理については、慎重に方向性を決めていくべきではないかとただしたところ、八野小学校は、毎年100万円程度の維持管理費用のほかに校舎と体育館の耐震工事をしてきた。今後は29年3月に契約が切れるので維持費用等に関する協議をして、相手方の意向踏まえて検討していきたい。また、今後の跡地利用についてもどのような利活用がいいのか、維持管理費用も含めた協議をしながら進めていきたいとの答弁でありました。

マイクロバスの運行について、民間会社に委託することの協議はしていないのかとただしたところ、外部評価の中で民間に委託した方がいいのではという意見もあったが、年間の借上料がかなり上がることから、運行規程を見直して運行に制限をかける必要がでてくる。そうすると市民や団体から、なぜ使えなくなったのかという問い合わせも想定され、現在は検討している段階であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税特産品事業について、特産品を提供する事業所の選定、送料、クレーム処理についてはどうするのかとただしたところ、特産品の提供は、観光特産品協会に委託をするが、現在事業所は30社近くあり、100品目を単品や詰め合わせにして発送する。今後は観光特産品協会とも確認をして事業所を増やしていきたい。送料については、観光特産品協会としては、送料込みにして、送料に差が出て中身にあまり差が出ないようにしたいということだった。クレーム処理は、市が発注するので、市も責任を持つようにするが、委託先にもクレームが無いようお願いをする。事業を実施していく中でいろいろなトラブルが想定されるので、

即対応がとれるような体制はとっていききたい。また、港湾商工課とも連携がとれるよう調整はしているとの答弁でありました。

ふるさと納税特産品事業は、趣旨に賛同していただいた方に対して、お返しするのはどうかという議論もあるがどう考えるかとただしたところ、他の自治体に出向いて取り組みも確認し、内部でもいろいろ議論した中で、高額なものは控え、心をこめて返すことで、志布志に愛着を持ってもらって志布志をPRしていただきたいという想いで今回設定をしたとの答弁でありました。

松山町泰野定住促進住宅の分譲促進をどのように図るのかとただしたところ、松山インターに看板を設置したり、各世帯への散らし配布、ケーブルテレビや新聞広告なども利用して促進していきたい。また、小学生以下の子どもがいる場合は、移住定住の支援もあることや坪単価なども含めてPRしていきたいとの答弁でありました。

また、定住促進住宅は、少子化対策にもなるので小学生以下の子どもがいる世帯を居住の条件とすべきでないかとただしたところ、市長とも相談して、できるだけ子どもがいる世帯を中心に進めていく方向で検討したいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。主な質疑といたしまして、店舗リフォーム助成事業は、10件の工事を見込んでいるがどのように積算したのかとただしたところ、新規事業であるため、件数については、想定ができない中で300万円の予算を計上したが、事業を執行しながら、不足するようであれば、補正予算でお願いして、少しでも、事業が効率的に運用できるように執行したいとの答弁でありました。

商工会の経営指導員に対して、もっと事業所に出向いて支援業務を行うように指導するべきではないかとただしたところ、もっと事業所に出向くべきだと感じているので、今後更に、商工会や商工会会員以外の方々とも連携して推進していきたいとの答弁でありました。

オラレまちづくり基金の活用方法として、商店街活性化のため、以前から要望している商店街の街灯の電灯や電気代に対しての助成はその後どうなったかとただしたところ、商店街の活性化については、短期、中期、長期的なものをふるい分けして、優先順位の高いものから予算措置をしていきたい。また、街灯への助成については、過去の答弁を検証してから検討したいとの答弁でありました。

新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業について、4,500万円の補助金を交付することでどのくらいの経済効果があるのかとただしたところ、固定資産税、法人税、市民税等合わせて5億5,000万円ほどの収入がある。との答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ご当地ナンバープレート作成事業について、募集は市民に限定して行うべきではないかとただしたところ、事務局案としては、志布志を知る人が増えるきっかけになればということで、全国に募集することとしていたが、詳細については、選考委員会を設置し

て協議していく予定であるとの答弁でありました。

ナンバープレートの発表は、しぶしの日である4月24日にするということだが、ナンバープレートの交付は、合併後丸10周年となる1月1日からできないのかとただしたところ、事務的には可能だが、全体的に10周年記念事業を進める中で協議が必要と思うとの答弁でありました。

他の自治体はいろいろな型枠でしている。本市は従来の型枠ですということだが、もっと斬新な取り組みをするべきと思うがどうかとただしたところ、提案を参考にして、選考委員会の中で十分議論して、より良いものとなるように決定していきたいとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバー制度における周知や運用など、各課どのように役割分担しているのかとただしたところ、広報や特定個人情報保護評価は、総務課で行い、スタートに向けた、個人番号通知カード、個人番号カードの発行については、市民環境課が行うとの答弁でありました。

平成28年度に始まるマイポータル制度に対するセキュリティーについて、情報管理課はどのように関わるのかとただしたところ、マイ・ポータルは、国が開発して設置するため、直接は情報管理課と関係ないことになるが、マイ・ポータルのセキュリティーは、パスワードを暗号化するなど強固なものになっているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、26年度に自主防災組織活動支援事業を活用した自治会数はいくらか、27年度の自治会数はどれくらいを考えているか。また、事業が浸透するように推進しなければいけないのではないかとただしたところ、26年度は5件の自治会が実施した。27年度は、ソフト事業を50か所、整備費補助金を20か所で計画している。26年度から実施しており、公民館の総会に全て出向いて、説明したが、説明の回数や仕方に工夫が足りなかったため、今回も公民館の総会を中心にできるだけ複数回できるように調整をしながら、事業の浸透を図りたいとの答弁でありました。

市政施行10周年記念事業の予算の内訳についてただしたところ、平成28年4月24日に実施するための準備事業で、式典で配る記念品1,000個、記念誌1,000部を配布することや、志布志市には、市民憲章がないので、検討委員会を設置して、10周年に併せて作りたいと考えている。今回の予算では、先に式典が開かれた事例を参考にして計上しており、詳細については、4月以降に検討したいとの答弁でありました。

マイナンバー制度について、問い合わせ先など各課の役割分担はどうなっているか。また、市民に番号を通知した後に、問い合わせがたくさん来ることが懸念されるが、そうならないための対策をどのように行うのかとただしたところ、通知は市民環境課が行う。電子自治体推進会議ですり合わせをしながら各課で役割分担をして、作業を進めているが、関係課と連携しながら、国

の情報もあわせてわかりやすい形で、周知していきたいとの答弁でありました。

メンタルヘルス対策として、心の体温計を推進しているか。また、病気休暇等を未然に防止するため、どのような取り組みを行うのかとただしたところ、心の体温計は、保健課と連携して行っている。病気休暇など未然に防止するため、ストレスチェックや定期相談など開催しているので、そのようなことを十分活用しながら、病気休暇が一人でもいなくなるような体制をとりたいとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、JAそお鹿児島とJAあおぞらの預け入れ利率についてただしたところ、定期1億円以上の1年もので0.13%、3億円以上で、0.20%であるとの答弁でありました。

公金収納の手数料は、JA、銀行、コンビニそれぞれいくらか。また、手数料の値下げはできないのかとただしたところ、JAそお鹿児島、JAあおぞらについては、窓口手数料、口座振込みともに1件につき10円、その他の金融機関については、窓口手数料が1件につき30円、口座振込みが1件につき10円、コンビニ収納の手数料は1件につき57円である。コンビニ収納が始まって、口座振込みを申請した人がコンビニ収納に移ることを心配している。関係課と連携して、なるべく口座振替の申請をするように、市民の方に理解をいただいて推進していくとの答弁でありました。

次に、監査事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、港湾振興やバルク戦略港湾などにおける特別委員会等が設置された場合の旅費は、既定予算に含まれているのかとただしたところ、特別委員会が設置された際の旅費について予算計上は行っているとの答弁でありました。

議会録画中継のアクセス件数についてただしたところ、録画中継へのアクセス件数については、導入月の6月から平成27年1月まで延べ960件で、月平均で120件であるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、審査に資するため、伊崎田中学校校長住宅、城山

運動公園テニスコート及び志布志城跡史跡公園の現地調査を実施し、3月17日、18日は委員全員出席のもと、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは審査日程順に従いご報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、教職員住宅の建替え計画等についてただしたところ、小学校で16棟、中学校で5棟建設を計画している。ただし、建替えの方法等について教育委員会内で協議しているが、民間のアパートや借家等がある地域については、建替えではなく借り上げて、管理職に貸すという手法も検討しているとの答弁でありました。

小中一貫教育鹿児島県連絡協議会負担金について、本市も負担しなければならないのかとただしたところ、小中一貫教育等について、検討委員会の審議の中で、話題になることも予想されるため、来年度から小中一貫教育鹿児島県連絡協議会へ加盟していきたいということで、負担金を申請したとの答弁でありました。

本市にはまだ小中一貫校はなく、施政方針でも述べられていない。協議会加入の必要性についてただしたところ、小中一貫教育鹿児島協議会への負担金はまだ早いかもしれないが、他の自治体と連携し、十分研修を積むために申請をしたとの答弁でありました。

次に、施政方針で学校給食センターの統合に向け検討を始めるとある。雇用も含め今後の計画についてただしたところ、給食センター統合については、松山給食センター施設の老朽化、また、学校給食の衛生基準を満たしてない中、食中毒等が発生した場合等を総合的に勘案して統合する方向で進めている。嘱託職員については、引き続き学校給食センターで働いてもらう考えであるとの答弁でありました。

奨学金のシステム改修は必要なのかとただしたところ、現年度で口座振替が約52%である。滞納者は県外居住者が多く、現在の納付書では県外の金融機関での払い込みができないため、コンビニ収納に取り組みたいとの答弁でありました。

奨学金の滞納額についてただしたところ、奨学金の滞納額は2月末現在で1,124万4,800円であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、塵芥処理費の増額と、し尿処理費の減額の根拠についてただしたところ、塵芥処理費の増額は、布切れの再資源化に取り組むものである。し尿処理費の減額は、合併処理浄化槽の設置数が年々減少しているため減額したものであるとの答弁でありました。

次に、合併浄化槽の整備率についてただしたところ、整備率は25年度末で59.2%である。今後、単独浄化槽から合併浄化槽や農業集落排水事業への転換を図っていくとの答弁でありました。

マイナンバー制度導入に向けて国からくる全額を地方公共団体情報システム機構に出すのであれば、それ以外の事務については市で負担しなければならないのではないかとただしたところ、

市町村もどれぐらいの事務量が発生するかわからないところである。臨時職員等が必要になる場合には、6月議会または9月議会で補正等で対応したいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、福山氏庭園内の梁の破損とあるが、委託料で計上されている内容についてただしたところ、文化庁の指導により行うもので、建物の部材等を確認し、解体を含め調査を行い整備の方針を出していく。基本設計後に実施設計に移ることになるとの答弁でありました。

麓庭園を中心とする観光資源としての活用検討委員会を今年開催するということが、麓庭園周辺だけの活用検討なのかとただしたところ、志布志麓周辺の活用策は、3つの庭園だけではなく、志布志城、宝満寺、大慈寺、商家資料館も計画中である。そして、現在整備中の志布志駅との役割分担、埋蔵文化材センターを含めた活用策を検討するとの答弁でありました。

温水プールの電光掲示板整備についてただしたところ、順位が一斉に表示されるものはかなり高価であるため、簡易なシステムで、最低限の機能が付いた電光掲示板であるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、病児保育事業について、井手小児科には専門の保育士等がいるのかとただしたところ、井手小児科には専用施設があり、利用者数に応じて、必要な保育士を配置している。5名程度の保育士等が登録されているとの答弁でありました。

病児保育の利用者数についてただしたところ、実績として平成23年度787名、24年度897名、25年度979名、26年度12月末現在で688名である。利用者数が毎年100名程度伸びているとの答弁でありました。

年間推移で100名程増えているが、病児保育事業の拡充について委託先との話し合いはどうなっているのかとただしたところ、施設は志布志地区にあるが、子ども・子育ての計画をつくる際に、ニーズ調査を行ったが、その中でもニーズが多かったところである。施設や財源を伴うため、今後、市長や財務課と財政面について協議しなければならないとの答弁でありました。

次に、生活困窮者自立支援事業については、27年4月から社会福祉協議会に委託されるが、困っている人が相談に行きやすくなり、事業が円滑に進むよう委託先にも指導すべきでないかとただしたところ、相談者への対応等については仕様書、契約書にうたい込み、相談しやすい環境づくりに努めるとの答弁でありました。

休日保育は通山保育園のみであったが、休日とは土曜、日曜のことかとただしたところ、休日保育については通山保育園で日曜日、祭日を対象にしているとの答弁でありました。

延長保育は補助事業ということだが、補助内容についてただしたところ、延長保育については、平成27年度で11施設の保育園を予定している。時間ごとに補助金の額が決まっているが、30分延

長分をたちばな、さゆり、蓬原の3施設、1時間延長分をひばり、双葉、志布志、安楽、伊崎田、通山、西光、城南の8施設を予定している。補助基準額については、27年度は確定していないが、平成26年度の基準額は基本分が1箇所あたり459万1,000円、それに加算分として延長時間30分の場合が、30万円、延長時間1時間の場合が134万2,000円であるとの答弁でありました。

次に、延長保育は夕方を基本的に想定しているということだが、早朝に早く預けた場合に、保育園では弾力的に対応してくれるのかとただしたところ、延長保育については、現況調査をしているが、その結果、夕方の6時から7時については日額100円を徴収している。朝の時間は園の自主事業として取り組まれているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子どもにやさしいまちづくり事業は、思春期の子どもに生命の尊さを理解させる意義のある事業だと思う。対象者と内容についてただしたところ、ふれあいセミナーは、対象者は中学2年生で、宇都中学校と松山中学校の2校で実施している。妊婦さんや赤ちゃんとのふれあい、グループワークを通して、命の大切さを深めている事業であるとの答弁でありました。

宇都中と松山中ということだが、これは広く中学校に声をかけて2校だけが実施しているのかとただしたところ、全市の養護教諭が集まる会議で、事業内容について紹介したが、手の挙げた中学校は2校だったとの答弁でありました。

27年度についても宇都中と松山中なのかとただしたところ、11月の養護教諭の会議で再度、市内の中学校に事業内容について説明をおこなった。継続・新規については3月末までに連絡をもらえるようお願いしてあるとの答弁でありました。

次に、予防接種については、一般財源ですとなっているが、約9割が国庫負担ではないのかとただしたところ、予防接種等事業については、交付税措置されることになったことから一般財源化されているとの答弁でありました。

乳児健診等、子どもたちの健診があるが、100%受診なのかとただしたところ、80%から90%の受診率であるとの答弁でありました。

残りの20%の乳児への対策はどのようにしているのかとただしたところ、未受診者の方については、担当が訪問をしたり、保育園に通っている幼児については、保育園と連携をとって保育園巡回をおこなっているとの答弁でありました。

母子保健推進員は何名なのかとただしたところ、31名であるとの答弁でありました。

概略以上のような質疑、答弁をふまえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

子どもにやさしいまちづくり事業は、目的で思春期の子どもに命の尊さを理解させることにより、将来の母性、父性の形成を支援するとある。最近、大きな事件が発生している。また、教育改革ということも叫ばれている中で、すばらしい事業なのに呼びかけてもなかなか手が挙がって

こない中で、松山中、宇都中だけが積極的に実施しているという説明であった。学校での授業との関係、それから特に校長先生や養護教諭の考え方が反映していると感じた。今年度はこの予算も含め、土曜日の充実を図っていく年だというふうに考えている。特に学力の向上の観点また健全育成の観点からも1年の中で1回もしくは2回でも、土曜日を活用する中で子どもたちに命の大事さ、優しい心、こういったものを醸成することに保健課の保健師が一生懸命取り組んでいるが、教育委員会が積極的に動いていないと思った。本来教育ということについては、あまり市長から教育委員会に強く言えないのがこれまでの経緯であるが、折角この事業があるので、市内の小・中学校にこういう学びの機会というものを市長からもあえて教育委員会に具申し、実施すべきではないかとただしたところ、市長答弁として、私自身もこの市長総括に入る前に、この事業は何校を対象にしているか確認したところ2校だけだということであったため意外であった。全中学校にすべき事業内容だというふうに思ったところであるので、更にこのことについては保健課もしくは教育委員会をとおして推進は図っていききたいとの答弁でありました。

以上のような、質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、まず、学校教育課で小中一貫校負担金ということで、金額は少なかったが計上されていた。今、学校教育法が指定しているところで、民間は別だが、そういった学校が志布志市には無いし、学校教育法にも載っていない小中一貫校を先取りするような協議会の負担金というものが計上されていた。委員会の審議の中で乗り遅れないためという答弁もあったが、鹿児島県内で26年度は4自治体、27年度には11自治体になるということだが、実際に法に無い学校を進めていく先取りというのは、問題があると思う。

また、市民環境課、保健課も含めてだがマイナンバー制度についての議論が庁舎内で十分されていない中で提案されている。それぞれがバラバラに理解された状況の中で今回の提案になっていると感じたところである。本来、社会保障・税番号制度については、非常に大きな問題を含んでいると感じている。個人の情報を一元化していろんなものに利用していく方向に使われるようでは不安である。そうした大きな転換点になっているにもかかわらず、それぞれの課で対応しており統一した見解が無いという状況の中では、問題だろうと思ったところである。

また、生涯学習課では、国民文化祭に対し、県の負担金等が全く見えないのである。大きな事業として生涯学習課の職員に仕事をさせるという会計のありかたも非常に問題であると感じたところである。

そして福祉課では敬老祝い金についてである。これについてもこれまでも全員支給ということで一般質問等してきたが、税金をうまく使うという視点が欠けていると思っている。そうした意味で敬老祝い金は節目支給ではなく、今ある予算の中で75歳以上すべての方に支給する方が効果的な方法であると思ったところである。そういった点から見ても節目支給を頑固にやっていくというお金の使い方としては理解できないところであった。

また、生活保護費についても基準を引き下げて様々な所に影響が出ているということであった。

国が憲法第25条に保障している生存権そのことを引き下げることである。その議論の最初は年金をもらっている人より生活保護をもらっている人のほうが多いから引き下げることはまったく逆であって、憲法が保障したものを引き下げていくやり方については理解ができない。国は国民年金事務の委託金についても本来の事務費の3割しかきていない、というような答弁も出たところである。総じて国が進めていく政策の中で地方に負担を求めていくそういうやり方をいつまでもやっていくことについては、当局としても防波堤になって考えてあげる姿勢が委員会を通じて感じないため、今回の所管分については反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、起立多数を持って、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、審査に資するために、耕地林務水産課関係について、中山間地域総合整備事業、農業基盤整備促進事業、建設課関係について、道路新設改良事業、公営住宅ストック活用事業の現地調査を実施し、3月16日から17日まで、委員全員出席のもと、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに農業委員会分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、よみがえる農地復元対策事業は、本来の目的に沿った実施が厳しい状況のようだが、実績を上げるような対策を考えているのかとただしたところ、農業委員会だよりでの広報、認定農業者の会合での周知など取り組んできた。農振・農用地外の区域に限定されており厳しい状況であるが、更なる周知に努力するとの答弁でありました。

農業委員の研修に係る経費が計上されているが、多くの委員が参加できるような対策を講じているかとただしたところ、3年に1回の有意義な研修である。研修の内容や、時期を考慮しながら参加者を多くし、委員の結束力を高め、意思疎通が十分に図られるよう努力する。との答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多面的機能支払交付金事業の推進にあたり、事務手続きの煩雑さが、負担になっているという声を聞く。現状についてただしたところ、事務手続き上、補助金を取扱うことで、取り組む団体が少ない状況にある。27年度は、3地区が新たにに取り組む方向にあるよ

うだ。事務的な部分を、どう解消するか検討しながら、事業推進に努めたいとの答弁でありました。

中山間総合整備事業の倉ヶ崎地区だが、用水路について、ただしたところ、地元の要望は、パイプラインでの施工である。基本設計の段階では、高低差の部分で微妙な状況である。どういった工法になるか、今後決定されるとの答弁でありました。

高齢化が進み、担い手がいなく、維持管理の面で厳しい状況である。今後のことを考慮し、受益者にも管理面での説明をしっかりとすべきではないかとただしたところ、高齢化の中で、維持管理は大きなウエイトを占める分野である。できるだけ自然流下で、設計できないか土改連とも協議する。それができない場合は、ポンプアップも考慮し、地元の納得が得られれば、そのように進めたいとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、機構集積協力金事業で相談を受けるが、経営転換について、農業自体を廃業しなければならないという誤った認識をされている農家さんもいる。周知及び説明が不足しているのではないかとただしたところ、規模縮小される方も、耕作者集積協力金の対象になることもある。今後も行政告知放送などを利用し、周知を図るとの答弁でありました。

環境保全型農業を推進しているが、生産戸数が伸びない。要因はどこにあると考えるかとただしたところ、まずは、周知面が足りなかった。また、手間のわりには、価格に反映されないという面もある。今後は、IPMでの減農薬栽培を露地野菜に応用する取り組みを進め、学校給食や飲食店への売込みをはじめ、販路拡大に取り組みたいとの答弁でありました。

茶生産基盤強化対策事業の、防霜施設への助成だが、防霜効果についてはスプリンクラーの方が高いと聞いているが、防霜ファンの施設面積が広い。導入希望が多いのはどちらかとただしたところ、防霜効果では、スプリンクラーの方が良いといわれている。しかしながら、水の供給量が限られている。畑かん事業の開始当時は、灌水が主な目的で、防霜や害虫駆除に水を利用する発想は無く、多目的利用の水量については設計されていなかった。水の有効利用と節水を模索しているが、近い将来スプリンクラーの施設面積を増やせない状況になる。防霜ファンによる取り組みを進めながら、効果的な方法を調査研究していくとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産振興協議会の各部会に活動助成金を出しているが、どういった活動への助成か。また、高齢化による影響はどうかとただしたところ、合併当初は、市と農協から、それぞれ助成していたが、協議会設立後は、市と農協分を合わせて交付している。各団体の研修会やスポーツ大会などに使われている。市からは、会員1人当たり2,000円を基準として交付している。また、各部会とも高齢化の影響を受け、会員は年々減少傾向にある。現在の会員数は、松山の和牛部会178名、志布志の肉用牛部会105名、有明の肉用牛部会318名であるとの答弁であり

ました。

畜産施設整備支援事業について、2回目以降の事業利用も可能なのか。とただしたところ、要綱の改正を検討している。規模拡大については、ほかの項目に優先して2回目の支援ができるよう協議中であり、その方向で周知を図る。環境防疫対策の鶏舎改造、防鳥ネット、さらには省力化対策の畜舎改造についても協議中であるとの答弁でありました。

70歳以上の高齢者と女性単独経営者についての奨励金事業だが、少ない頭数を飼育している農家が廃業に向かう傾向にあるのではないかとただしたところ、戸数自体は減少傾向にある。現在の高齢者の方々が、基盤維持に大きく貢献していただいた。奨励金を交付しながら支援をしている。また、各種事業を推進し、基盤維持に努めるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方特定道路整備事業の負担金が路線ごとに計上されているが、各路線の延長をどれくらい見込んでいるかとただしたところ、県の事業費に対する負担金であるが、具体的な延長について知らされていない。野神・山重工区については工事着工の予定。志布志道路は用地補償費、出水工区は測量設計委託料と聞いているとの答弁でありました。地元においては、事業の進捗状況については興味がある。大まかな状況ぐらいは聞くべきと思うがとただしたところ、県議会が終了し、予算額が確定した段階で、詳細な説明がされる。地元負担もあるので、状況把握に努め、事業の進捗状況をお示しできるよう努力するとの答弁でありました。

市単独の道路維持事業の、予算計上の内訳についてただしたところ、新規12箇所、継続17箇所である。要綱で1か所当たり300万円を限度と定めており、延長が長く、工事費が嵩む箇所については分割施工となる。26年度から合併特例債を充当し、財源対策に努めている。27年度も、5,000万円程度を充当し事業推進を図るとの答弁でありました。

住宅リフォーム助成事業における、26年度の経済効果をただしたところ、26年度、2月末現在の総工事費104件で、約1億2,700万円であるとの答弁でありました。

本市にとって大きな経済効果である。また、住宅リフォームの場合、様々な業種に波及し、27年度中に、継続も視野に入れた、より効果的な事業導入に向け調査・研究を進めるべきではないかとただしたところ、26年度から建設課所管の事業となった。港湾商工課については、商業関係に特化した事業に取り組んでいる。27年度からは、従来のリフォームに、耐震診断に6万円、耐震改修に30万円の助成を追加し事業内容を拡充した。また、地方創生に向け、若者が定住できるような、空き家リフォーム等の提案をしながら進めていきたいとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第25号、平成27年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第19 議案第26号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第26号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第26号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、短期保険証の交付状況をただしたところ、短期保険証の交付状況は、3月3日現在で534世帯である。なお、高校生以下は152名となっているとの答弁でありました。

延滞金利、年9.1%の根拠をただしたところ、根拠については国から示されるもので、国内銀行の新規の貸出約定平均金利の平均の割合として今年であれば、平成26年12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合特例の基準割合で計算されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、今回、税率改正等は無かったが、法定外繰入を1億2,000万円行ったことは評価をしたい。そうした中で、国が国保会計については医療費の国庫負担を引き下げてきたことが大きな問題である。約2億6,000万円から2億8,000万円の間の滞納額も出たが、短期保険証の交付が534世帯もあるという状況の中に国保に加入されている方の実態があると思う。これは国が医療費の45%を負担していたものを、現在は33.2%ということであり、国が元々の医療費の45%を

負担していれば国保税が高くなることはなかったと認識している。今後、国保の滞納が増えていくことも含めて今の状況では大変である。一緒になって国庫負担の割合を元に戻せということも含めて、市も声を上げないと問題であると思う。あわせて30年度から国保を県内単一でいく方向であるが、そうすると益々保険料が高くなることも見えている。先々のことも含めて考えると国に対して、ものを言うべきであるという思いから、今回の予算には反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第26号、平成27年度、志布志市国民健康保険特別会計予算は、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

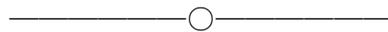
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第20 議案第27号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第27号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第27号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より予算書、説明資料並びに補足説明として、平成27年2月1日現在の後期高齢者医療被保険者数は6,023人、うち障害者認定者数は139人であるとの説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、重複・頻回受診者等訪問指導の対象者数についてただしたところ、

平成26年度の実績で、重複者15名、頻回者5名、リハビリ重複頻回者12名、合計で32名に訪問調査指導を行ったとの答弁でありました。

重複・頻回受診の32名を指導しているとあったが、抽出方法はどのようにしているのかとただしたところ、鹿児島県後期高齢者広域連合からのデータで対象者が絞られ、看護師が訪問しているとの答弁でありました。

次に、全市民を対象とした重複・頻回の指導について協議されているのかとただしたところ、関係課との連携はしていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論として、75歳以上を別枠にして行うことが制度上問題である。2つ目に後期高齢者保険は始まってまだ間もないが、滞納額が現年分で150万円、滞納繰越分で80万円、全体で230万円あった。その中で短期保険証を8名に交付されていることも考えられない。実情を調べた上で制度につなぐことを当然していくべきだと思う。自分の親だった場合このような状況を他人事のように答弁があり、手をつくさないところに問題を感じたところである。短期保険証を出している現状を見ても後期高齢の保険については努力がされていないため反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第27号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第28号 平成27年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第28号、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第28号、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、居宅介護サービス計画給付費とは何かとただしたところ、要介護1から要介護5までの人が、在宅でどのように生活していくかの計画を作成する費用であるとの答弁でありました。

介護支援専門員の資格を持っている方が何人いるのかとただしたところ、市内の事業所が11事業所で26人、市外の事業所が5事業所で13人であるとの答弁でありました。

今回条例改正をして引き上げをするが、引き上げ分の影響はいくらになるのかとただしたところ、保険料の影響額については、3年間のトータルで約8,300万円になるとの答弁でありました。

3年間で8,300万円、初年度である27年度の影響額はいくらになるのかとただしたところ、初年度は3,200万円程を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険特別会計についても引き上げ分の影響ということで、3年間にわたって約8,300万円、初年度3,200万円であった。国保会計にしても下水道会計にしても法定外繰入がされ、その負担をやわらげられている。しかし、この会計には一切ない状況である。そして介護保険も現状はどうかという約1,800万円からの滞納がある。現状は特別徴収、普通徴収あるわけだが、滞納は普通徴収の方が主で、そこに更に引き上げをしていけば、さらに滞納が増えていく。法定外繰入をして負担をやわらげるとする対策がない。そして介護保険は保険料を納めてもサービスを受けられる保障が無い制度的な欠陥がある。なお、今年度からは施設入所の条件を要介護3以上に引き上げて要介護1、2の人については特例で認めるという部分もあったが、待機者の数から見ても十分な対応がされているとは思えない。介護保険料を納めている人々が、すべからず給付に浴するというでない状況がある。制度としては全くおかしいという思いで反対である。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第28号、平成27年度志布志市介護保険特別会計予算は、起立多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

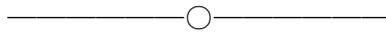
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第22 議案第29号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第29号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第29号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費の最適整備構想について質したところ、26年度に機能診断を4施設行った。27年度に最適整備構想を策定し、金額や優先順位がわかるように計画書を策定するとの答弁でありました。

使用料が180万円程増えているが、前年度と比較して使用戸数が何戸増えたのかとただしたところ、25年度末から平成26年3月16日現在で59戸増えているとの答弁でありました。

過年度の未収金の総額はいくらかとただしたところ、520万4,000円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

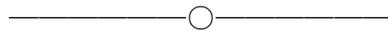
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第23 議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第30号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第30号、平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算の審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共下水道事業の、今後の考え方はとただしたところ、今年に入り、県の排水対策室長が来庁した。その中で、国の方針としては、新たな公共下水道事業には着手しない。また、今後10年以内に事業を終結し、その後は、維持管理業務に専念するとの説明があった。国の意向を受け、県としては、今年中に県内の実施自治体に対して意向確認をする方向である。担当課としても、様々な調査研究をし、効率的な方法を提案しながら、事業の存続か廃止かの判断を仰ぎたい。との答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号 平成27年度志布志市公共下水道事業特別会計予算、は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第31号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第31号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第31号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、審査に資するため、国民宿舎ボルベリアダグリの現地調査を実施し、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

質疑といたしまして、今回の当初予算で計上していないところで、近々修繕しないといけないところがあるかとただしたところ、空調の更新を予定している。実施設計の委託料を今回の当初予算で組んでいるが、28年度以降、3か年の計画で進めていきたい。また、それ以外の経年劣化による修繕については、指定管理者と協議をしながら、施設の修繕に努めていきたいとの答弁でありました。

食材などの取り引きは、できるだけ市内業者とするように指導すべきではないかとただしたところ、選定委員会のプレゼンテーションの中でもお願いをしている。宮交ショッピングアンドレストランの方針が地元とコミュニケーションをつくるということもあるし、また、新たな特産品の開発も提案しているので、開発する中で、地域と一体となった取り組みをしていくものと考えているとの答弁でありました。

指定管理者が代わることで視点が変わってくる。足を運んで新しい管理者と細かく協議すべきと思うがどうかとただしたところ、サービスの向上や経費削減につながるよう協議していきたいとの答弁でありました。

公共施設長寿命化に関して、財務課との協議はなされているのかとただしたところ、ボルベリアダグリの地方債の償還が平成31年度で終了する。新しい管理者は、2,000万円の納付金に加え、売上げの20%を上乗せして納付することになっており、一般財源からの支出が少なく済むよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第25 議案第32号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第32号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第32号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、審査に資するため、志布志市臨海工業団地の現地調査を実施し、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現段階で工業団地についての問い合わせはどのくらいあるかとただしたところ、複数の問い合わせはある。製造業については、井戸を掘る必要のある事業者から、地下水利用の問い合わせがある。また、大多数は、港湾関係の物流系の事業所や木材関連の事業所であるとの答弁でありました。

国際バルク戦略港については、民間の声が聞こえないということだが、港湾関係の事業所の方々は前向きである。直接事業所に出向いて話を聞くべきではないかとただしたところ、情報を共有することが必要だと思っているので、県とも情報共有して進めるとともに、民間の事業所にも、積極的に出向くようにしたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号、平成27年

度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

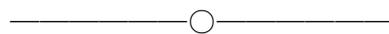
これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第26 議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第33号、平成27年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました、議案第33号、平成27年度志布志市水道事業会計予算について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席のもと、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、27年度の漏水対策として、どのような点に力を入れているかとただしたところ、本市において、送水管ほか総延長で730kmを保有している。耐用年数が40年で、単純計算で年間約20kmの布設替が必要である。そこまでの事業量は、財政的にも厳しい状況である。漏水補修には年間約4,000万円の費用を充当している。27年度も随時補修を行っていくが、他にも道路改良に合わせて布設替を行っていく。今後は、統計を取りながら、多発箇所を重点的に改善していくとの答弁でありました。

未収金の内容と、徴収対策及び給水停止の手続きについてただしたところ、毎年3月末で、水道料金の未収額が1,000万円程度発生する。ほかに工事負担金等の未収額を合わせ、予算額を計上した。未納者に対しては、定期的に納付書を送付し、転出者についても、その都度徴収している。年度末現在では、1,000万程度と多額だが、実質の未納額としては、11万円程度に減少する。最終

的な徴収率は99%を超えている。

給水停止については、滞納後3か月で可能だが、5か月後まで徴収の努力を継続し、その後水道を止める。

現在、給水停止中の世帯はあるのかとただしたところ、約20件程度で、ほとんどが行方不明者や空き家であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号 平成27年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

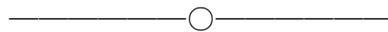
これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第27 議案第34号 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第27、議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の中にあるオペレーターという考え方と本市に国が定める基準の主な改正点で、有るものと、無いものをただしたところ、オペ

レーターについては、その対象者の状況を判断できる有資格者である。サービスの中身については、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護は本市に有り、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスは本市には無く、認知症対応型通所介護については失効をしている状況であるとの答弁でありました。

その失効というのは施設としてはあるが、運営をしていないということなのかとただしたところ、通所介護について運営をしていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

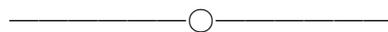
これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第28 議案第36号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第28、議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月24日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部から、本会議と同様に追加の議案提案に至った経緯について説明を受け後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新たな法第72条の4に規定する繰入額は、恒久化するというこ

あるが、間違いないのかとただしたところ、平成26年度までは、国民健康保険法附則で規定してあったものが、平成27年4月1日施行で上位法である国民健康保険法に規定され恒久化されるものであるとの答弁でありました。

条例改正の提案にあたって、法令審査委員会が終了したのかを確認せずに議案を議長に提出したことをどのように受け取っているかとただしたところ、法令審査委員会の決裁終了を確認せずに議会に提出したことについては深く反省しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第29 平成26年陳情第9号 「JA自己改革」に関する陳情書

日程第30 平成26年陳情第10号 「JA自己改革」に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第29、平成26年陳情第9号、「JA自己改革」に関する陳情書、及び日程第30、平成26年陳情第10号、「JA自己改革」に関する陳情書は、同趣旨の陳情でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま一括議題となりました、平成26年、陳情第9号及び第10号、JA自己改革に関する陳情書について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席のもと、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め、継続審査となっておりました陳情2件について、審査いたしました。

主な意見として、陳情が提出され、内容等審査したところ、末端の単位農協にしても意見が統一されていない状況にあった。そういったことで、継続審査としていた。現在、全国農業協同組合中央会の会長からも、法人化、外部監査制度導入について政府案を認めるという考え方が示されている。こういった観点から見ると、現在、地元単位農協が提出している陳情と、その上部団体である全国農業協同組合中央会との考え方に整合性が見られない。今後は、上部団体である、全国農業協同組合中央会から、考え方や方向性について、それぞれの単位農協にも示されていくであろうと思われる。よって、今回の陳情2件については、内容も同じものであるので、陳情第9号、第10号ともに、不採択でよいと思う。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第9号及び第10号、「JA自己改革」に関する陳情書については、不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 陳情第9号、第10号について、基本的に賛成の立場で討論します。

委員長の報告は不採択ということでありましたけれども、農協中央会が国が示す方向に沿っていないということで国会でもいろいろやりとりがあります。そうした中で、今、委員長の報告がありましたように、中央会が一部それを認めているというようなことでありますけれども、実際、JAが自ら改革をやりますと、そのことをもって交渉しても政府の側がそれを認めないという、こういう状況がある中で、泣く泣くああいう結果になったんだろうと思いますが、ここに出されている陳情の趣旨を見ますと、あくまでも協同組合の主体は農家の組合さん方にあるわけでありまして、国がそこに対してこうしろ、ああしろという、そういったことについてはいささかおかしいという思いがあります。ここに陳情の趣旨として出されております、政府主導で農協改革が進めば、地域のライフラインとしての機能が低下し、地域住民や社会に大きな影響を与えるほか、JAの事業経営に打撃を与え、地域農業の実態に即した施策が展開できなくなる可能性があります。こういったことについて、このことは国がこれから進めていこうとする地域創生に逆行するものでありますという、いわゆる趣旨が述べられております。今後、中央会の監査のあり方を法人でやるのかということを含めてですね、今後それぞれ議論がされていくでしょう。でも、あくまでも地域に果たしているJAのライフラインを守っていく、そういったこと等々も含めて、果たす役割は私は大きなものがあるというふうに思います。よって、この陳情第9号、第10号について、国の思い通りに何でもかんでもしていく、こういうことはやめて欲しい。自らが改革をやっていくんだということを述べておられます。そういった立場からしたときに、私はこの陳情第9号、第10号は採択をすべきだという立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから、平成26年陳情第9号及び陳情第10号の2件を一括して採決します。採決は起立によって行います。

この陳情2件に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。平成26年陳情第9号、「JA自己改革」に関する陳情書及び平成26年陳情第10号「JA自己改革」に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、平成26年陳情第9号、「JA自己改革」に関する陳情書及び平成26年陳情第10号「JA自己改革」に関する陳情書、は、不採択とすることに決定しました。



日程第31 陳情第5号 受動喫煙の防止に関する陳情書

○議長（上村 環君） 日程第31、陳情第5号、受動喫煙の防止に関する陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました陳情第5号、受動喫煙の防止に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席のもと、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、市民の健康づくりとしての受動喫煙対策については、「健康しぶし21」健康増進計画の中で、「未成年者の喫煙をなくそう」という目標を掲げ事業に取り組んでおり、平成27年度の第2次計画にも継続して取り組む予定である。事業所については、平成22年度に飲食店を中心に79箇所の実態調査を実施したが、それ以降は具体的な取り組みを実施していないため、今後、商工会等の協力をもらいながら、受動喫煙対策の助成金制度も含めて啓発に取り組んでいきたい。また、家庭や自治会等の集会イベント等での分煙・禁煙についても、市全体の取り組みとして各種健康教育や行政告知放送等を利用して受動喫煙の防止への意識啓発や受動喫煙防止対策を推進していく。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、陳情第5号は、受動喫煙の防止に関する陳情書であるが、健康増進法が施行されて10年以上経つが、法の趣旨に基づいて、行政、国民も義務があるので、陳情の趣旨等含めて、是非採択して行政と一緒にこれを進めていく必要がある。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第5号、受動喫煙の防止に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第32 発議第1号 志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第32、議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

日程第32、発議第1号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（東 宏二君） ただいま議題

となりました、発議第1号、志布志市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会制度の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第21条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

日程第33 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第33、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してあります文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第34 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第34、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成27年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時55分 閉会